

公表監第7号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から報告書の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により公表します。

令和5年2月10日

西宮市監査委員	石原俊彦
西宮市監査委員	佐竹令次
西宮市監査委員	板戸史朗
西宮市監査委員	八木米太郎

付記

令和4年度 包括外部監査結果報告書

生涯学習、文化芸術、スポーツ及び産業に関する
事務事業について

令和4年度
包括外部監査結果報告書

<テーマ>

生涯学習、文化芸術、スポーツ及び
産業に関する事務事業について

西宮市包括外部監査人
公認会計士 本 村 勲

報告外監第1号

令和5年2月10日

西宮市包括外部監査人

本村 勲

令和4年度 包括外部監査の結果に関する報告について

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づき、令和4年度包括外部監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第5項の規定により次のとおり提出します。

目次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	事件を選定した理由	1
4	監査の方法	3
5	外部監査の実施期間	4
6	外部監査の従事者	5
7	利害関係	5
8	その他	5
第2	生涯学習に関する事務事業について	6
1	西宮市の基本となる計画について	9
2	事務事業の検討	15
2-1	生涯学習推進事務	19
2-2	公民館管理運営事業	28
2-3	公民館改修事業	42
2-4	大学交流センター管理運営事業	46
2-5	地区センター等整備事業	51
2-6	生涯学習管理事業	53
2-7	生涯学習事業	55
2-8	図書館管理運営事業	62
2-9	図書館改修事業	82
第3	文化振興事業に関する事務事業について	84
1	基本となる計画について	84
2	事務事業の検討	86
2-1	文化振興財団補助事業	88
2-2	文化芸術振興事業	96
2-3	大谷記念美術館補助事業	101
2-4	市民会館管理運営事業	106
2-5	市民ホール管理運営事業	113
2-6	市立ギャラリー管理運営事業	121
2-7	貝類館管理運営事業	126
2-8	文化行政推進事務	130
2-9	市民ホール等改修事業	132
2-10	大谷記念美術館改修補助事業	133
3	西宮市文化振興財団	135

第4	文化財に関する事務事業について	144
1	基本となる計画について	144
2	事務事業の検討	146
2-1	文化財保護関係事業	147
2-2	郷土資料館管理運営事業	150
2-3	史跡整備事業	152
2-4	郷土資料館改修事業	153
第5	スポーツ振興に関する事務事業について	155
1	基本となる計画について	155
2	事務事業一覧	159
2-1	スポーツ推進事業	160
2-2	運動施設管理運営事業	170
2-3	運動施設改修事業	181
2-4	運動施設整備事業	183
3	公益財団法人西宮スポーツセンター	187
第6	産業に関する事務事業について	195
1	西宮市の基本となる計画等について	196
2	産業に関連する事務事業一覧	208
2-1	地域商業活性化対策事業	209
2-2	中小企業融資あっせん事業	220
2-3	産業育成等事業	225
2-4	企業立地関係事業	238
2-5	フレンテ西宮商業床活用事業	243
2-6	起業家支援センター整備事業	247
2-7	都市ブランド発信事業	250
【付表】	指摘・意見一覧	255

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び西宮市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）監査対象

生涯学習、文化芸術、スポーツ及び産業に関する事務事業について

（2）対象期間

令和 3 年度（自令和 3 年 4 月 1 日 至令和 4 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和 4 度分以降についても監査対象にした。

3 事件を選定した理由

西宮市は、「第 5 次西宮市総合計画」の中で、「未来を拓く 文教住宅都市・西宮 ～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」を都市目標として掲げている。

この都市目標を掲げる前提となる時代認識として、人口減少と都心部への人口集中により地方部の過疎化が進み、地域コミュニティの維持や生活サービスの需給バランスを確保することが難しくなるということが挙げられている。このような状況において、自治会等の地縁団体では、加入率の低下や役員等の高齢化により、環境美化や防犯・防災、災害時支援など、地域コミュニティの支え合いで保たれていた活動の継続が困難になり、人と人とのつながりが希薄になっていく可能性が指摘されている。

しかしながら、西宮市には、生涯学習、文化芸術やスポーツを楽しむことができる様々な施設や制度が整備されており、これらを楽しむ市民の姿は文教住宅都市における心豊かな暮らしを象徴している。また、恵まれた自然環境、歴史と文化財、都市ブランド、市内企業、地場産品等、魅力あるまちの資源が豊

富に存在している。こうした生き生きとした市民活動や、まちの資源を未来につなげることが、都市目標達成のために、重要であると考えている。

生涯学習の分野では、令和2年度まで教育委員会が所管していた公民館及び図書館等に関する事業を、従来から生涯学習事業を所管していた産業文化局に集約し、これらの一体的な事業実施を目指し、令和3年3月に「西宮市生涯学習推進計画」を策定している。この計画では、市民が学びを通じてつながり、そのことが地域を活性化し、よりよいまちづくりにつながる「学びと活動の好循環」を目指すとしている。

文化芸術の分野では、公立や民間、また規模の大小を問わず、多様な文化芸術施設を有し、市民や西宮に集う近隣市民を含めた人々の生活やコミュニティ形成に資する文化的空間づくりに力を注いでいる。

スポーツの分野では、運動・スポーツの担う機能・役割を活用し、阪神都市圏における人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成する様々な取組を実施している。

産業の分野では、西宮市の地域経済を持続的に発展させるとともに、事業者は地域社会を担う「企業市民」としてまちづくりへの参画を促進し、それらにより、地域社会の活力を向上させることで、「文教住宅都市」としての魅力を一層高めることを目指している。

このように、西宮市は、地域と地域、大人と子ども、官と民等、様々な局面で人と人とをつなぐ、数多くの事業を実施している。また、公民館、図書館、文化芸術施設、スポーツ施設等多くの施設を有しており、有効的・効率的・経済的な管理運営は「文教住宅都市」としての魅力を未来につなげるために重要である。

そこで、都市目標を念頭に、「つながりの創出」をキーワードとして、生涯学習、文化芸術、スポーツ及び産業を包括外部監査のテーマとすることは、意義を有するものと考えている。

よって、「生涯学習、文化芸術、スポーツ及び産業に関する事務事業について」を令和4年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

4 監査の方法

(1) 監査の視点等

① 事業の有効性

- ・ 実態を踏まえて適切な計画を策定し、成果指標や目標値を設定しているか。
- ・ 社会情勢の変化に対応して、管理方針や管理手法が適切に見直されているか。
- ・ 管理運営が、各種計画の方針等に従い実施されているか。
- ・ 管理運営手法は成果指標や目標値を達成するために効果的か。
- ・ 指定管理者の業務は適切にモニタリングされているか。
- ・ 他の部署との必要な連携や情報共有が図られているか。
- ・ 公平性は確保されているか。

② 事業の経済性・効率性

- ・ 不要な管理が行われていないか。
- ・ 費用対効果の観点で業務の見直しがなされているか。
- ・ 指定管理者の業務との重複はないか。
- ・ 指定管理者の報告が適切に分析され、契約金額の低減努力がなされているか。
- ・ 指定管理者の業務について、経済性、効率性に関するモニタリングができてきているか。

③ 事業の合规性

- ・ 管理運営業務は、法律、条例、諸規則及び要綱などに準拠しているか。
- ・ 各種契約は、条例等に沿って行われているか。
- ・ 予算、決算数値は正しいか。
- ・ その他、事業に係る事務の執行は関連する法令等に準拠しているか。

(2) 主な監査手続

① 生涯学習、文化芸術、スポーツ及び産業に関する事務事業の概要把握

監査テーマ全体の概要把握のため、必要な資料をもとに、産業文化局から概要の説明を受けた。また、関連法令、条例、諸規則及び要綱等を入手し、

遵守すべき基準等を把握し、関連する西宮市の各種計画、統計資料等を閲覧した。他の自治体等との比較を行うため、インターネットにて他自治体の情報収集を行うとともに、公表されている決算統計等各種数値に基づき分析を行った。

② 各担当課の事務事業に関する事務手続

必要な資料を入手し、各担当者へのヒアリング及び管理資料その他文書の閲覧を行い、関連法令、条例、諸規則及び要綱等への準拠性を確かめ、管理運営状況と問題点の把握を行った。

③ 現地調査

以下の日程にて現地調査を行い、実際の管理運営状況を確認するとともに、問題点の有無を確認した。

分野	視察日	施設等
生涯学習	9月15日	中央公民館・生涯学習情報コーナー
〃	〃	越木岩公民館
〃	〃	高須公民館
〃	9月16日	北部図書館
〃	〃	大学交流センター
〃	〃	北口図書館
〃	〃	中央図書館
芸術文化	8月17日	西宮市民会館（アミティ・ベイコムホール）
〃	〃	（公財）西宮市文化振興財団
〃	8月26日	貝類館
〃	9月13日	大谷記念美術館
〃	9月22日	郷土資料館
スポーツ	8月18日	西宮スポーツセンター
〃	〃	（公財）西宮スポーツセンター
〃	9月1日	浜甲子園体育館（隣接の野球場・テニスコート等含む）
〃	〃	鳴尾体育館
〃	9月21日	中央体育館（中央運動公園）

5 外部監査の実施期間

監査対象団体及び所管課に対し、令和4年7月4日から令和5年1月20日までの期間にわたり、監査を実施した。

6 外部監査の従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 本村 勲

(2) 包括外部監査人補助者

公認会計士 大内 美香
公認会計士 増田 千春
弁護士 中原 卓也
中小企業診断士 鈴木 文彦
中小企業診断士 大八木 勇毅

7 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定による利害関係はない。

8 その他

(1) 金額単位等

金額については、原則として円単位で集計後に表示単位未満を切り捨てている。また、率その他報告書中の数値は、端数処理の関係で総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

(2) 報告書の数値等の出典

報告書の数値等について、西宮市が公表している資料、あるいは監査対象とした所管課等から入手した資料を用いている場合には、原則として数値等の出典は明示していない。また、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

第2 生涯学習に関する事務事業について

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられる。

教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。

この「生涯学習」について、文部科学省は、令和3年度文部科学白書の第3章「生涯学習社会の実現」において触れており、以下の項目立てでその実現に向けて取り組むこととしている。

第3章 生涯学習社会の実現

総論

第1節 国民一人一人の生涯を通じた学習の支援

1. 社会人の学びの推進
 - (1) 社会人の学び直し（リカレント教育）の充実
 - (2) 高等教育機関における社会人の学ぶ環境の整備
2. 障害者の生涯を通じた学習の支援
3. 専修学校教育の振興
4. 多様な学習機会の提供
 - (1) 放送大学の充実・整備
 - (2) 大学、専修学校等における学習機会の提供
 - (3) 公民館等社会教育施設における学習機会の提供
 - (4) 社会通信教育
 - (5) 民間教育事業者、NPO法人等との連携
5. 学習成果の評価・活用
 - (1) 学校外における学修の単位認定
 - (2) 高等学校卒業程度認定試験
 - (3) 大学改革支援・学位授与機構による学位授与
 - (4) 検定試験の質の向上等

第2節 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

1. 少子化対策
2. 意欲ある高齢者の能力発揮を可能とする高齢社会への対応
3. 人権教育の推進

4. 男女共同参画社会の形成に向けた取組
 - (1) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
 - (2) 国立女性教育会館における活動
5. 性犯罪・性暴力対策の推進
6. 児童虐待の防止
7. 子供の貧困対策の推進
8. 主権者教育の推進
9. 消費者教育の推進
10. 環境教育・環境学習の推進
11. 読書活動の推進
 - (1) 学校における読書活動の推進
 - (2) 地域における読書活動の推進

第3節 社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり

1. 社会教育の振興
 - (1) これからの社会教育の在り方
 - (2) 社会教育に関する専門的職員の充実
2. 社会教育施設を通じた様々な施策の展開
 - (1) 公民館
 - (2) 図書館
 - (3) 博物館
3. 社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進
 - (1) 地域と学校の連携・協働のための仕組み
 - (2) 地域と学校の連携・協働の現状
 - (3) PTA や青少年教育団体等の実施する共済事業

第4節 家庭教育支援の推進と青少年の健全な成長

1. 地域の多様な主体が連携協力した家庭教育支援の充実
 - (1) 家庭教育の現状と課題
 - (2) 家庭の教育力の向上に向けた取組の推進
 - (3) 子供の基本的な生活習慣の確立に向けた支援の推進
2. 青少年の健全育成の推進
 - (1) 青少年の体験活動の推進
 - (2) 国立青少年教育振興機構を中心とした体験活動の推進
 - (3) 青少年を有害情報から守るための取組の推進
 - (4) 依存症予防教育の推進

(出典：令和3年度文部科学白書より監査人作成)

文部科学省では、生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」の最大化に向け、職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人

の学び直しの推進など、人生 100 年時代を見据えた生涯学習の推進に取り組んでいる。

1 西宮市の基本となる計画について

(1) 西宮市生涯学習推進計画

現在、西宮市の生涯学習に関する最上位の計画は、「西宮市生涯学習推進計画（令和3年度～令和12年度）（以下、「推進計画」という。）である。この推進計画は、令和2年度まで改訂作業が行われ、令和3年（2021年）4月に発行された。この改訂は、平成30年（2018年）に西宮市社会教育委員会議（現：西宮市生涯学習審議会）から提出された答申と、令和2年（2020年）の答申における提言を踏まえ、今後の生涯学習施策として具体化し展開していくための新しい指針が必要となったことから、西宮市の生涯学習環境のより一層の充実を図るとともに、「生涯学習によるまちづくり」を推進するため、実施されたものである。

平成30年度の答申と令和2年度の答申における提言内容は以下のとおりである。

<平成30年度の答申>

- 活力あるコミュニティを持続可能なものとするために求められる社会教育の在り方についての提言

<令和2年度の答申>

- 科学技術の発展や寿命の伸び等社会的背景が大きく変化していることに呼応して、これからの社会教育が、個人の成長と地域社会の発展の中心的な役割を果たすべく、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の好循環をつくり、地域社会の持続的発展につなげていくことが重要であるとの提言

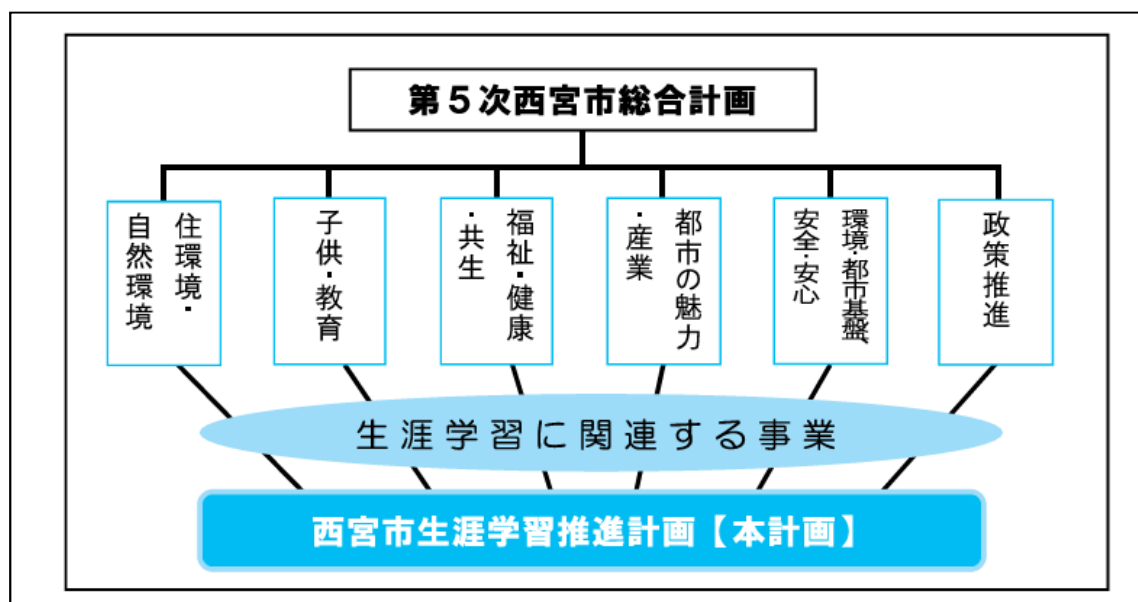
（出典：推進計画 P. 1）

① 推進計画の位置付けと期間

i 計画の位置付け

西宮市では令和元年（2019年）に、長期的なまちづくりの基本的方向と、施策や事業を総合的、体系的に示すため、「未来を拓く文教住宅都市・西宮～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」を都市目標として、第5次西宮市総合計画を策定した。推進計画は、この第5次西宮市総合計画の部門別計画として、特に生涯学習分野について定めたものであるが、行政組織において生涯学習を主管する部局の事業に限定された計画ということの意味するものではない。この計画は、市民の学習に関連する西宮市の取組みについて、その基本的

な考え方や施策の方向性を総合的・部門横断的に定めたものであり、生涯学習に関連する施策・事業を行う全ての行政部門に関わる計画として位置付けられるものである。

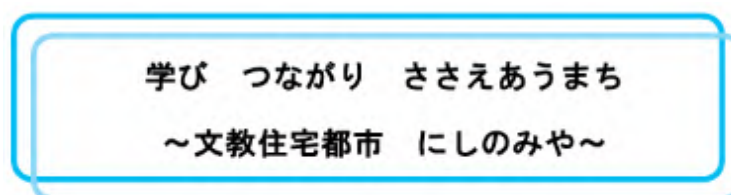


ii 計画の期間

推進計画の期間は令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とされている。ただし、第5次西宮市総合計画の基本計画の見直しを踏まえ、推進計画も中間見直しを行うこととされている。

② 西宮市の目指す生涯学習施策の基本的な考え方

i 目指す将来像



この推進計画では、市民一人ひとりが年齢、性別、障害の有無などにとらわれず、これからの社会を生きる力を身につけることができ、また学んだ成果や学びを通じた人のつながりが、学校区等の単位で取り込まれる様々な地域活動に還元され、それらが更に広がって、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりにつなげていくことを目指すとしている。

これを踏まえ、文教住宅都市西宮市として、生涯学習について、恵まれた文化や自然環境を生かし、誰もが学びを通じてつながり、支え合うことのできる、持続可能な地域社会を構築することを、目指す将来像としている。

ii 基本視点

目指す将来像の実現に向け、推進計画の全体を通じて、特に重視する考え方として、以下の2つの基本視点を示している。これらは、推進計画に基づく施策・事業のいずれにおいても、常に共有され、意識されるべき考え方である。

視点1：学び・人づくり・つながりづくり・地域づくりの循環の促進

学びによる気づきや経験、ふりかえりが人を成長させ、人とのつながりをはぐくみ、社会参加する意欲を喚起して、それが安全・安心な賑わいのある地域づくりにつながっていく生涯学習のサイクルを促進します。学習事業の実施のみで終わるのではなく、地域における新しい人間関係の構築や、地域の課題について知り、その解決に取り組む人や組織を育てる活動の一環として生涯学習が位置付けられるよう、戦略的な事業展開を図ります。

視点2：学びを通じた持続可能なまちづくりの推進

担い手の高齢化や若年・現役世代の参加の乏しさをはじめとして、本市のまちづくりには現在様々な課題が存在しています。生涯学習がこうした課題の解決に資するものとなり、多様な主体と連携・協働し、学び合いながら、持続可能な共生のまちづくりを目指すものとなるよう、市民性を備えた住民の社会参加を促進する取組みを推進します。

iii 基本方針

基本視点の考え方に基づき、目指す将来像の実現に向けた西宮市の取組みについて、4つの基本方針を定めている。基本方針は、推進計画が示す具体的な施策事業の柱として、取組みの基本的な方向性を示すものとなっている。

基本方針 1：多様な学びの機会の提供

本市の生涯学習事業の一元的な管理と体系化を進め、効果的・効率的な学習事業の提供につなげます。市民の多様な学習ニーズに応える学習機会や、社会的な課題に応える学びの機会の提供を進めるとともに、大学・民間事業者等との連携を深め、市民の生涯学習が活発に行われるよう取り組みます。

基本方針 2：誰もが参加できる学びの環境づくり

年齢や性別、仕事、障害の有無等にかかわらず、誰もが学習活動に参加できるための支援に取り組みます。ICTを活用した新しい学習機会の創出、生涯学習施設の有効活用と機能の充実、関連施設の複合化・ネットワーク化等を推進し、いつでも・どこでも学ぶことのできる環境づくりを目指します。

基本方針 3：つながりささえあう学習の促進

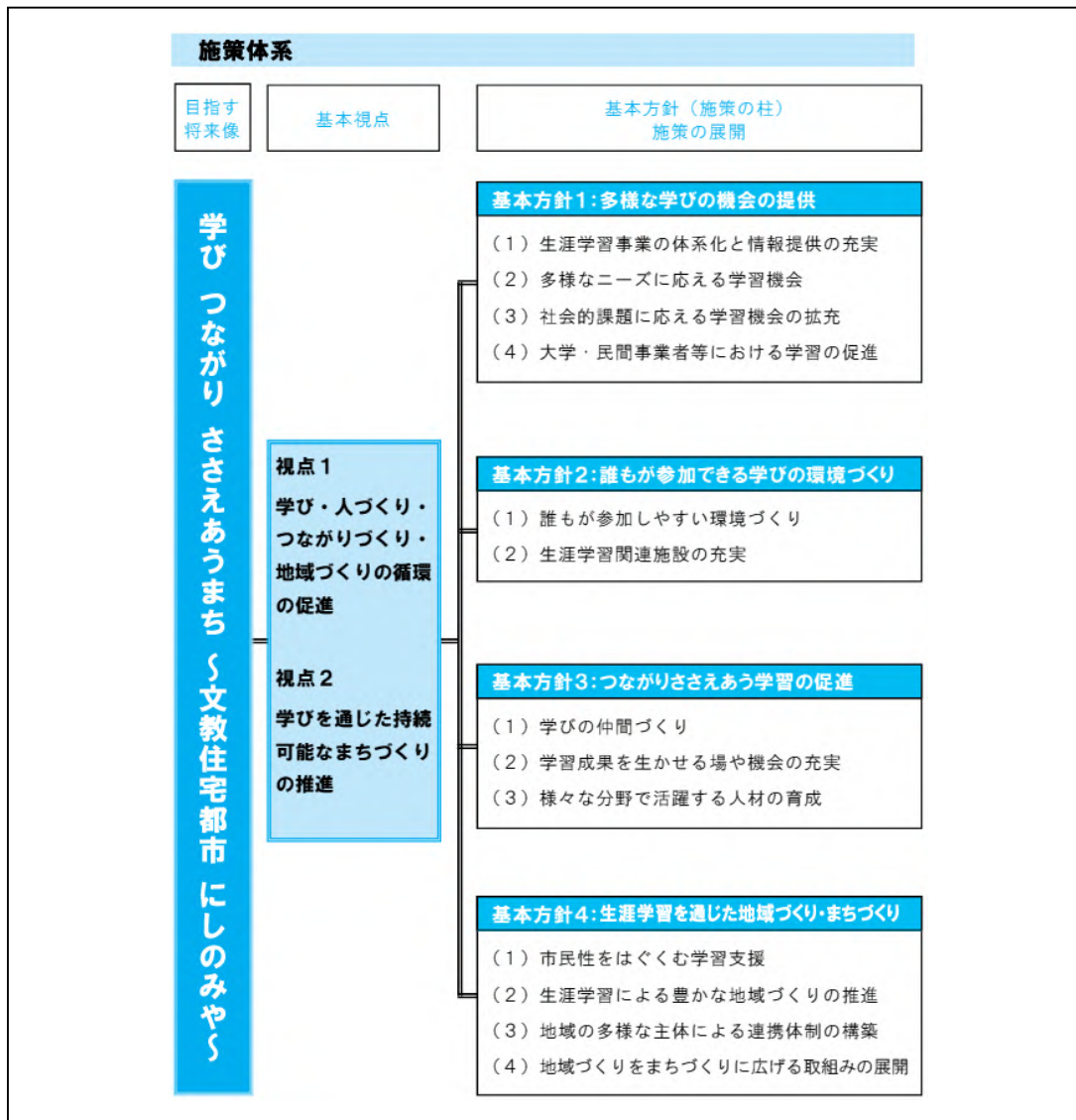
学習が個人的な営みで終わるのではなく、人のつながりをはぐくむものとなるよう取り組みます。様々な分野で活躍する人材の育成に取り組み、人々の学習の成果が地域や社会に役立つものとなるよう、学習成果の還元や活用までを視野に入れた取組みの充実を図ります。

基本方針 4：生涯学習を通じた地域づくり・まちづくり

市民性をはぐくむ学習機会の提供や地域づくりの拠点としての公民館機能の強化を図ります。地域の課題解決に向けた行動や意識の変容につながる学習の充実、地域の多様な主体の連携、地域づくりをまちづくりに広げる取組み等を通じて、生涯学習が地域コミュニティやまちづくりの基盤となる社会の実現を目指します。

iv 施策体系

上記、目指す将来像、基本視点、基本方針を踏まえた推進計画の施策体系（全体像）は以下のとおりである。



上記施策体系のとおり、推進計画は「目指す将来像」達成に向け、「学び・人づくり・つながりづくり・地域づくりの循環の促進」と「学びを通じた持続可能なまちづくりの推進」の2つの視点を「基本視点」として設定している。また、この2つの「基本視点」に基づき、4つの「基本方針」とそれらに基づく2つから4つの「施策の展開」について、明確な方向付けを行っている。

推進計画における「基本方針」「施策の展開」「施策の方向」と令和3年度文部科学白書 第3章「生涯学習社会の実現」における記載の整合性は以下のとおりである。文部科学白書に記載の内容については網羅されており、国の方針に従った内容となっている。

基本方針	施策の展開	施策の方向	文部科学白書		
多様な学びの機会の提供	(1) 生涯学習事業の体系化と情報提供の充実	①全市的な学習事業の展開	学習事業の体系化と整理・統合 学習事業のコーディネート		
		②学習情報提供の充実	多様な手段を用いた学習情報の発信 生涯学習情報のポータルサイトの設置		
		③学習相談の充実	相談機能の充実 関係施設との連携	○ ○	
	(2) 多様なニーズに応える学習機会	①市民の生活上のニーズに応じた学習機会の提供	子育てや家庭教育に関する学習	○	
			青少年を対象とした学習・体験の場	○	
			高齢者の学習・交流の場	○	
	(3) 社会的課題に応える学習機会の拡充	②社会の変化に対応した学習機会の提供	就労に関する学習の支援	○	
			新しい知識・技術に関する学習の支援	○	
			人権に関する学びの支援	○	
	(4) 大学・民間事業者等における学習の促進	①共に生きる社会をつくるための学びの支援	男女共同参画に関する学びの支援	○	
			社会貢献活動・ボランティア養成講座の実施	○	
			防災に関する学習	○	
誰もが参加できる学びの環境づくり	(1) 誰もが参加しやすい環境づくり	①生涯学習への参加のための支援	障害のある人への合理的配慮の提供 施設のバリアフリー化の促進	○	
		②ICTを活用した学習の促進	新しい学習活動の展開 デジタル・ディバイド（情報格差）解消のための取組み		
		③生涯学習関連施設の有効活用と機能の充実	施設・設備の整備・充実と情報発信 職員の専門性の確保 新しい学びの形態に対応した環境整備	○ ○ ○	
	(2) 生涯学習関連施設の充実	②各生涯学習関連施設の充実	公民館	○	
			図書館	○	
			博物館	○	
	(3) 生涯学習関連施設の複合化・ネットワーク化の推進	③生涯学習関連施設の複合化・ネットワーク化の推進	文化・スポーツ施設	○	
			大学交流センター	○	
			地域の拠点としての生涯学習関連施設の運営 施設の複合化の推進 関連施設のネットワーク化の促進	○ ○ ○	
	つながりささえあう学習の促進	(1) 学びの仲間づくり	①学びの仲間づくりの支援	講座・イベントなどを通じたつながりの支援 グループ・サークルと連携した取組みの促進	
			②地域におけるグループ・サークル活動の場づくり	グループ・サークル活動の場づくり 情報発信や交流の支援	
		(2) 学習成果を生かせる場や機械の充実	①学習成果の還元取組み	成果の活用を視野に入れた講座等の展開 市民の知識・技術や生涯学習の成果の活用の促進	○ ○
②市民参加型の学習事業の展開			生涯学習支援人材の育成・発掘 市民・学習グループなどと協働した事業展開		
(3) 様々な分野で活躍する人材の育成		③つながりささえあう関係づくりをコーディネートする職員等の育成			
		④各種ボランティア・コーディネーターの育成			
生涯学習を通じた地域づくり・まちづくり	(1) 市民性をはぐくむ学習支援	①市民性（シチズンシップ）の醸成	市民性をはぐくむ学習の推進 まちづくり人材の育成と活躍の場づくり		
		②地域課題への取組みの活性化	地域課題解決型学習の支援 市民参画のしくみづくり	○	
	(2) 生涯学習による豊かな地域づくりの推進	①地域での学びを支える体制づくり	地域づくりの拠点としての公民館機能の再構築	○	
			地域住民による課題解決講座の運営の充実	○	
			地域の多様な団体が参画しやすい環境づくり	○	
	(3) 地域の多様な主体による連携体制の構築	②地域をよりよく知るための学習の支援	地域の歴史や文化についての学習の推進		
			持続可能な社会の担い手の育成 環境学習と生涯学習の一体的推進		
			防災・減災のための学習機会の充実 災害に強い地域づくり		
	(4) 地域づくりをまちづくりに広げる取組みの展開	③よりよい地域やまちをつくらため学習・活動の充実	地域共生社会の実現に向けた生涯学習の推進		
			青少年の健全育成を通じた地域づくり	○	
			地域団体の連携の推進 学校を核とした地域づくり（コミュニティ・スクール）の推進	○ ○	
		④地域づくりの担い手の交流・学び合いの促進	多様なNPOなど団体・民間事業者との連携	○	
①地域づくりの担い手の交流・学び合いの促進			交流・学習の場の提供	○	
	②生涯学習推進体制の整備	行政内部の連携強化			

(出典：推進計画及び令和3年度文部科学白書に基づき監査人作成)

2 事務事業の検討

(1) 生涯学習に関連する事務事業一覧

番号	事務事業名	所管部署	記載ページ
2-1	生涯学習推進事務	生涯学習企画課	19
2-2	公民館管理運営事業	地域学習推進課	28
2-3	公民館改修事業	地域学習推進課	42
2-4	大学交流センター管理運営事業	地域学習推進課	46
2-5	地区センター等整備事業	地域学習推進課（越木岩センター）	51
2-6	生涯学習管理事業	地域学習推進課（宮水学園等）	53
2-7	生涯学習事業	地域学習推進課（宮水学園等）	55
2-8	図書館管理運営事業	読書振興課/読書振興課（図書館企画）	62
2-9	図書館改修事業	読書振興課/読書振興課（図書館企画）	82

監査人は上記事務事業の監査にあたり、西宮市事務事業評価シートを確認した。

[意見-1] 事務事業の指標（CHECK）について

西宮市では、平成15年度より行政活動の基礎的単位となる事務事業を対象に評価を行う「事務事業評価」に取り組んでいる。これは、総括・予算経理等の事務を除き、実施する全ての事務事業について以下の項目を示した「西宮市事務事業評価シート」を作成し、「市民満足度の高い行政サービスの提供」「行政の透明性と説明責任」「職員の意識改革」の3つの目的のため、実施しているものである。

西宮市事務事業評価シートの構成は、以下のとおりである。

- I. 事務事業に関する基礎情報
- II. 事務事業の実施概要（PLAN・DO）
- III. 事業費（コスト）の推移（PLAN・DO）
- IV. 事務事業の指標（CHECK）
- V. 事務事業の点検（CHECK）
- VI. 今後の改善策（ACTION）

(出典：西宮市事務事業評価シートより監査人作成)

また、生涯学習推進事務の「IV. 事務事業の指標 (CHECK)」に関する具体的な記載は下記のとおりである。

IV. 事務事業の指標 (CHECK)						
活動実績(量)を示す指標名	単位	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	対前年比(%)	令和4年度計画
① 研修会等への参加人数	人	—	125.0	62.0	49.6	70.0
② 公民館地域づくりワークショップ実施館数	箇所	—	—	2.0	—	3.0
③		—	—	—	—	—



事業の成果や効果を示す指標名(説明)		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標値	達成率(%)	
①	Webページアクセス件数	単位 目標	—	1,800.0	2,000.0	5,000.0	8,000.0	97.9
		回 実績	—	4,881.0	7,834.0	—	最終目標年度	令和10年度
式・説明		西宮市生涯学習審議会のページ						
②	職員対象研修の満足度	単位 目標	—	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		% 実績	—	89.3	100.0	—	最終目標年度	令和10年度
式・説明		研修会参加者アンケートで今後の業務に役立つと回答した割合						
③	Webページアクセス件数	単位 目標	—	—	6,000.0	10,000.0	15,000.0	48.1
		回 実績	—	—	7,222.0	—	最終目標年度	令和10年度
式・説明		学びと活動のぶらっとフォームへのアクセス件数						

ここで、「IV. 事務事業の指標 (CHECK)」には、「活動指標」と「成果指標」を示すこととされており、これらの指標について西宮市のホームページには以下のとおり示されている。

「活動指標」と「成果指標」の考え方

「活動指標」や「成果指標」を設定し、その目標を掲げて実績を検証するという作業は、この事務事業評価の根幹を成すものです。活動指標とは、どのような行政サービスをどれだけ提供したかを示すもので、「アウトプット指標」とも呼ばれます。また、成果指標とは、事務事業の目的がどの程度達成されたかを測定する指標として位置づけられ、「アウトカム指標」とも呼ばれるものです。成果指標は、目的の達成度を測るとともに、事務事業が目指す正しい方向性の指針ともなります。言い換えれば、事業の実施により「何をしたか」を示すものが活動指標であり、それにより「どのような状態に導いたか」を表すものが成果指標であると言えます。

(出典：西宮市ホームページ)

上記によると、「何をしたか」が活動指標であり、「どのような状態に導いたか」が成果指標とのことである。生涯学習推進事務を例にすると、この事業のそもそもの成果は、「Ⅱ. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)」の成果に記載されているとおり、「市民の意見を反映した生涯学習行政を推進する」ことにある。そのため、成果指標は「生涯学習行政の推進」について、「このような状態に導いた」ことを示す指標を設定すべきである。

この点、現在の成果指標は、「Web ページアクセス数」と「職員対象研修の満足度」となっており、これらの数値が「生涯学習行政の推進」に対する「状態」を示す数値かという点、疑問である。確かに、アウトカム指標の設定は非常に難しい。しかしながら、西宮市アウトカム指標を事務事業評価の指標として設定している以上、適切な指標の設定が必要である。上記事例においては、例えば「新規生涯学習参加者数」「生涯学習の参加増加数」等が考えられる。

この「成果指標」は、各担当課にて柔軟に設定することが可能であるが、基本的には前年踏襲で、変更することは稀とのことである。

また、こうした状況は、生涯学習以外の監査対象である芸術文化・スポーツ・産業に関する事務事業においても以下のとおり散見される。

事務事業名	担当部署	事務事業評価シートより			事業の成果や効果を示す指標名の設定に関する基本的な考え方など
		事務事業の成果	活動実績（量）を示す指標名	事業の成果や効果を示す指標名	
■生涯学習					
生涯学習推進事務	生涯学習部生涯学習企画課	市民の意見を反映した生涯学習行政を推進する	①研修会等への参加人数 ②公民館地域づくりワークショップ実施館数	①webページアクセス件数（西宮市生涯学習審議会のページ） ②職員対象研修の満足度 ③webページアクセス件数（学びと活動のらっとフォームへのアクセス件数）	①新規生涯学習参加者数 ②生涯学習の参加増加数 など
大学交流センター管理運営事業	生涯学習部地域学習推進課	・大学の集積を市民の生涯学習の充実等に活かす ・地域の活性化や魅力あるまちづくりに結びつける	①大学交流センターの総来館者数 ②学生ボランティア派遣者数 ③講座やイベント等の参加者数	①講座等の参加者満足度 ②施設の稼働率等 ③共通単位講座受講者割合	・大学の集積を市民の生涯学習の充実等に活かした結果を客観的に示す数値 ・新たに地域の活性化や魅力あるまちづくりに結びつけた成果を示す数値
■文化振興					
文化振興財団補助事業	文化スポーツ部文化振興課	財団の継続的・安定的な経営を図るとともに、市民に良質・低廉な文化芸術鑑賞の機会を提供するとともに、市民主体の文化芸術の担い手の育成を推進する。	①文化振興財団自主事業開催件数	①文化振興財団自主事業の入場率	①文化芸術事業への新規参加人数 ②市民主体の文化芸術の担い手育成事業件数/アンケートに基づく満足度など
文化芸術振興事業	文化スポーツ部文化振興課	・文化芸術にふれる「機会を増やす」 ・文化芸術に関わる「人を増やす」 ・つながりを生み出す「場を増やす」	①西宮市展応募点数 ②WORKSHOP FESTIVAL DOORS参加者数 ③小中学校向けアウトリーチ事業参加者数	①公演・展覧会入場者数 ②まちかどコンサート参加者数 ③人形劇公演入場者数	・文化芸術にふれる「機会」の増加を客観的に示すことができる数値 ・文化芸術に関わる「人」の増加を客観的に示すことができる数値 ・つながりを生み出す「場」の増加を客観的に示すことができる数値
■スポーツ振興					
スポーツ推進事業	文化スポーツ部スポーツ推進課	未就学児から高齢者まで、心身ともに健康で充実した生活を送れるよう、生涯スポーツの推進を図る	①スポーツ推進委員委嘱人数 ②各種大会・つどいの実施事業数	①スポーツ推進委員研修会出席率 ②最終目標年度各種大会・つどいの参加者数	各年齢層における新規スポーツ推進事業新規参加者数 など
■産業					
産業育成等事業	商工課	市内中小事業者等の各種活動を支援し、市内産業の持続的な発展を目指す。商品開発や販促PRの実施により、起業の競争力強化や稼ぐ力を高める。	住宅リフォーム助成件数	住宅リフォーム助成による工事費総額	販路拡大支援策は増加売上率 ブランド発信事業補助金交付件数 ふるさと納税額 など
企業立地関係事業	商工課	市内における企業の定着や立地の促進を図り、市内産業の活性化や雇用の確保を図る	企業訪問件数	企業立地奨励金指定件数	中核企業法人市民税合算額 訪問先企業の雇用人数 など
フレンテ西宮商業床活用事業	商工課	市所有床の活用を図り、JR西宮駅周辺の商業の空洞化を防ぐ。合わせて、市所有床の取得額を回収できる賃料の確保と、西宮都市管理株式会社に対して長期貸付の着実な返済を実行させる。	フレンテ西宮活性化推進会への参加	なし	フレンテ西宮商業床の利回り（突発経費含む）など

今後、事務事業評価における「成果指標」は、事務事業評価シートの「Ⅱ. 事務事業の実施概要（PLAN・DO）」の成果に記載されている内容を踏まえ、適切に設定されたい。

2-1 生涯学習推進事務

事業名称	生涯学習推進事務					
所管課	生涯学習企画課					
事業開始年度	昭和26年4月1日					
事業概要	<p>1. 市の附属機関として西宮市生涯学習審議会を設置し、生涯学習施策の総合的な推進に関する事項について、調査及び審議を行う。また、社会教育法に規定される社会教育委員の職責も担う。</p> <p>2. 生涯学習推進本部を設置し、市内の生涯学習関連部局の情報共有と連携強化を図る。</p> <p>3. 生涯学習関係職員の資質向上と情報提供を行う。</p> <p>4. 生涯学習に関する施策の方向性を示す「生涯学習推進計画」に基づき、学びを通じたつながりづくりや地域づくりの推進を図る。</p>					
具体的な実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習審議会 年5回開催 ・生涯学習推進本部会議 1回 生涯学習推進本部会議 年3回開催 ・各種社会教育委員協議会研修会等への参加 ・職員対象生涯学習研修会 年1回開催 ・学びと活動のぶらっとフォーム（市ホームページ）の開設 ・にしのみやの学び（生涯学習パンフレット）・にしのみやシチズンカレッジ（人材育成講座パンフレット）の発行 ・公民館地域づくりワークショップの開催 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習審議会 年5回実施 ・生涯学習推進本部会議 年1回実施 生涯学習推進本部会議 年3回実施 ・社会教育委員協議会研修会等への参加 11名（うち委員5名） ・職員対象生涯学習研修会 51名参加（うち委員3名） ・学びと活動のぶらっとフォーム 10月開始 ・にしのみやの学び（生涯学習パンフレット）・にしのみやシチズンカレッジ（人材育成講座パンフレット）の発行 ・市政ニュース・宮っ子等で生涯学習についての記事を掲載 ・公民館地域づくりワークショップの開催（2公民館で各4回開催） 					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	—	—	—	29,142	31,864
	会計年度任用職員人件費	—	—	—	0	0
	委託費	—	—	—	4,147	3,599
	指定管理料	—	—	—	0	0
	負担金及び補助金	—	—	—	38	32
	その他	—	—	—	1,176	2,132
	合計（A）	—	—	—	34,503	37,627
財源内訳 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	—	—	—	0	0
	県支出金	—	—	—	0	0
	地方債	—	—	—	0	0
	その他	—	—	—	0	0
	一般財源	—	—	—	34,503	37,627
	合計	—	—	—	34,503	37,627
コスト調整額 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費	—	—	—	0	0
	（加算）退職給与引当	—	—	—	1,622	1,846
	（控除）コスト対象外	—	—	—	0	0
	合計（B）	—	—	—	1,622	1,846
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	—	—	—	36,125	39,473

生涯学習推進事務事業は、全庁的に実施される生涯学習の推進施策に資するため、市長及び教育委員会からの諮問を受け、意見を述べる事ができる「西宮市生涯学習審議会」の設置・運営や、西宮市の生涯学習施策を推進するうえでの指針となる推進計画の実施（具体化）を図る事業である。この推進計画における個別的な取組みについては各担当課で実施されるものの、これらを取りまとめ、推進計画に基づき、学びを通じたつながりづくりや地域づくりを推進する、西宮市の生涯学習事業の旗振り役となる事業が、生涯学習推進事務である。

具体的には、令和3年度から、ホームページ上に「にしのみや学びと活動のぷらっとフォーム」を作成し、市の様々な生涯学習の講座や活動を紹介している。また、大社・段上公民館において「公民館地域づくりワークショップ」を実施し、生涯学習活動で地域を活性化する試みに取り組んでいる。さらに、生涯学習審議会において、市民性をはぐくむ研究事業として「SDGsを活用した学習プログラム」の作成にも取り組んでいる。

（1）推進計画のコントロール

この事業は、生涯学習に関連する様々な個別事業を取りまとめ、推進計画に基づき、学びを通じたつながりづくりや地域づくりを推進する、西宮市の生涯学習事業の旗振り役となる事業である。

ここで、西宮市の生涯学習の基本的な「施策の方向」は、推進計画の「1.（1）西宮市生涯学習推進計画 ②西宮市の目指す生涯学習施策の基本的な考え方 iv 施策体系」に明確かつ具体的に記載されており、「施策の方向」とは記載されているが、実際は具体的な取組みにまで言及している。

そのため、推進計画の遂行においては、この「施策の方向」（P.14表、実線枠部分。以下、「具体的な取組み」という。）に従った事務事業の遂行が適切に行われていることをコントロールすることが重要である。そこで、監査人が、「具体的な取組み」の実施年度や進捗状況などのコントロールをどのように行っているかを確認したところ、「具体的な取組み」ごとのコントロールは実施されておらず、より上位概念である、4つの「基本方針」と「施策の展開」レベル（P.14表、点線枠部分）で、関連する事務事業の管理を行っているとのことであった。

〔意見－２〕 推進計画と事務事業の明確な関連付けによるコントロールについて

推進計画期間内に、推進計画に記載されている「具体的な取組み」を適切に実施することが当事業の目的であることを考慮すると、実施済みなのか、未実施なのか、未実施の場合にはいつ実施するのか、などを「具体的な取組み」ベースで進捗管理する必要がある。より上位の概念である、４つの「基本方針」と「施策の展開」レベルでのコントロールでは、「具体的な取組み」の着実な実施遂行の観点からは不十分であるといえる。

よって、推進計画期間内に「具体的な取組み」を着実に実施する観点から、「具体的な取組み」をベースとした実施計画やスケジュールを作成する等適切な管理・コントロールが望まれる。

（２）アンケート

生涯学習企画課は、市長部局における生涯学習推進の旗振り役であり、生涯学習推進事務を通じて、各取組みの効果を計りつつ、生涯学習に関する新たな取組みとその改善を積極的に推進する必要がある。

そのためには、各取組みにおける効果を把握することのできる様々な情報を集約できるような体制を整備し、その情報を分析する必要がある。

この点、上記のような情報収集手段として、各種生涯学習活動の参加者に対するアンケートが考えられる。このアンケート内容を充実させることで、関連する取組みの改善に有益な情報の収集が可能である。例えば、新規参加者の割合や、こうした取組みをどのように知ったかなどの情報を収集することで、周知方法の改善に繋げることが可能である。また、これらの情報に基づく目標値（【意見－１】事務事業の指標（CHECK）について、参照）を設定することで、より積極的な生涯学習の推進につながると考えられる。

〔意見－３〕 アンケート内容の検討、集約、分析及び活用について

生涯学習企画課にアンケート内容や結果の収集状況について確認したところ、アンケート内容については実施した各所管課で管理されており、その結果について生涯学習企画課で集約しているわけではないとのことである。

西宮市の生涯学習を取りまとめる部署として、生涯学習企画課は、アンケート内容を検討すると共に、アンケート結果を集約・分析することで、取組み方針の変更や方法の改善に繋げることが望まれる。

(3) 未来づくりパートナーズ CAFE

令和3年度に図書館、公民館、郷土資料館について市長事務部局へ移管した趣旨は、生涯学習関連部局の情報共有と連携強化を図り、生涯学習施策を円滑かつ効果的に推進するためであり、部や課を跨ぐ新規の具体的な取組みを創出することである。この趣旨を踏まえ、どのような取組みを実施しているか確認したところ、令和3年度から、産業文化局をはじめ、生涯学習に関連する組織の担当者を集めて、未来づくりパートナーズ CAFE を開催しているとのことであつた。これは、行政内の課や分野の縦割りをなくす一歩として、他課の事業や取組みを知る機会を作ることで、協働の可能性を探ること、また、会議とは違う場で、定期的にゆるく交流の場をつくることで、必要な時にスムーズな連携と協働ができる関係づくりを進めることを目的として開催している。この未来づくりパートナーズ CAFE の企画概要は以下のとおりである。

未来づくりパートナーズCAFE

～西宮市役所内 Caféから始まる協働のアクション～

【趣旨・目的】

- ・行政内の課や分野の縦割りをなくす一歩
- ・他課の事業や取り組みを知る機会を作ることで、協働の可能性を探る
- ・会議とは違う場で、定期的なゆるく交流の場をつくることで、必要な時にスムーズな連携と協働ができる関係づくりを進める

【概要】

対象>各課実務担当者（広く地域づくり関係する課をまずは中心とする）

頻度>令和4年度は2か月に1回（90分程度/回）の開催を目的

『ワークショップカフェ』を庁内で開催

方法>コーヒーを飲みながら意見交換やワーク、交流を行う

運営>生涯学習企画課が中心となってい、当日の進行・ファシリテーターは、「生涯学習・地域づくりコーディネーター」が主となってい。

【内容】

- ・デコレーションワーク
- 各課が順に今実施している事業やその課題を情報提供し、意見交換を行う
- ・ゲスト企画
- 市民活動団体や、実践者を交えて取り組みを学ぶ

【頻度・時間】

勤務時間内（初回は13:30～15:00）で「研修」扱いとして実施

【場所】

庁内会議室（初回は本庁8階 813会議室）その他

【対象・参加想定】

生涯学習企画課/地域学習推進課/読書振興課/市民協働推進課

地域コミュニティ推進課/地域共生推進課/

西宮市社協福祉協議会（地域福祉課・共生のまちづくり推進課）

※市民団体参加枠や他に関心のある課や職員（要検討）

【令和4年度スケジュール】

4月 企画立案

5月 企画の具体化・課内/関係課への説明

6月 2か月に1回程度で定期開催。

実施方法は参加者と相談しながら計画する。

【その他】

- ・終了後の研修報告書は「生涯学習・地域づくりコーディネーター」が簡潔に作成し参加者と共有する形を検討。
- ・研修参加に向けた各課（人）の準備負担は特になく参加できるように考えている。

このミーティングを実施した成果を市に確認したところ、2枚の報告書が提出された。この報告書の主な内容は、以下のとおりであった。

【令和4年度第1回（令和4年6月24日 13:30～15:00）】

＜今回の内容＞

1. アイスブレイクワーク体験／他己紹介・自己紹介
2. 「未来づくりパートナーズ Cafe」の目的について
3. ディスカッション～この場が主体的に参加できる有意義なものになるために～

＜主な意見・記録＞

1. ディスカッションでの意見や職員の声

- ・継続的な参加が出来ない場合がある。初参加や一度抜けても参加しづらくならない内容が理想。
- ・参加したい気持ちはあっても、課内の業務やローテーションがあり、自分から「参加したい」とは言いづらい。
- ・参加する前にある程度内容やテーマが分かり、課内や上司に説明ができるものがあると嬉しい。
- ・課名だけ見ても似たような名前ばかりで、実際に何をしているか知らない。
- ・本庁内の人や自分の課以外の方と知り合う機会が、そもそもない。こういう機会は本当に貴重で嬉しい。
- ・本音や好きな事を言える場があれば嬉しい。課や立場をもった形ではなく、個人の意見が言える場。
- ・課や今取り組んでいることの悩みや課題を話せる場になるといい。そこで違う視点から意見をもらう事は貴重。
- ・新たな参加（希望する人）が増えてもいいと思うが、多くなりすぎると少し話しづらくなるかもしれない。
- ・顔見知りの関係になると、個別のつながりになり、必要な時に連携やお願いがしやすくなる。
- ・現場レベルの職員同士がやはり話がしやすい。課題やレポート（報告）などがあると負担。
- ・全部の回に参加しないといけない、人を出さないといけない場になると続かない。
- ・身近な人には少し相談しにくい時に、相談できる場がない。こういう機会では話せると本当に有難い。

2. 今後の進め方・方針

【令和4年度第2回（令和4年7月21日 13:30～15:00）】

＜今回の内容＞

1. アイスブレイクワーク体験・振り返り／他己紹介・自己紹介
2. 生涯学習の取り組みの紹介と意見交換
3. お互いの業務を知ろう～フリートーク～

＜主な意見・記録＞

1. 振り返り&アイスブレイクワーク
2. 話題提供課（生涯学習企画課）より
 - ・「生涯学習とは？」生涯学習企画課について
 - ・「学びと活動のぷらっとフォーム（検索サイト）」について
 - ・「シチズンカレッジ」について
 - ・「ひらけ！公民館」について

（意見交換で出た意見）

- ・講座を受けた後のフォロー（その後の資格・学びの活かし方）
 - ・出張図書貸し出しがあることを知った
 - ・このサイトまでのアクセス方法に工夫が必要
 - ・地域・地区を絞って検索できるのはとてもいい
 - ・リタイア後の世代がアクセスしやすい仕組み
 - ・社協の事業や活動もリンクできたら
 - ・自発的でない方への情報発信方法は難しい
 - ・公民館講座：もう少し分類を詳細にし、分かりやすく表示
 - ・障がいのある方への生涯学習機会
 - ・冊子の表示（アイコン）を統一できたら見やすいのでは？
 - ・大社公民館でのイベントに大勢の参加があった理由を教えてください！
3. お互いの業務を知ろう
 - ・参加メンバー同士（全3グループ）でお互いの業務を1つずつ出し合い、「この事業（活動）知ってますか？」形式で、紹介・説明し合いました。

〔意見－4〕新しい取り組みの創出につながる体制整備について

既述のとおり、令和3年度に図書館、公民館、郷土資料館について市長事務部局へ移管した趣旨は、生涯学習関連部局の情報共有と連携強化を図り、生涯学習施策を円滑かつ効果的に推進するためであり、部や課を跨ぐ具体的な取り組みを創出することである。

しかしながら、上記未来づくりパートナーズ CAFE の趣旨・目的は、下記のとおりであり、非常に抽象的な内容が掲げられている。また、部や課を跨ぐ具体的な取組みを創出することが明記されているわけではない。

【趣旨・目的】

- ・行政内の課や分野の縦割りをなくす一歩
- ・他課の事業や取り組みを知る機会を作ることで、協働の可能性を探る
- ・会議とは違う場で、定期的にゆるく交流の場をつくることで、必要な時にスムーズな連携と協働ができる関係づくりを進める

さらに、現状は、所管課において、部や課を跨ぐ具体的な取組みの創出に向けた具体的な計画があるわけではない。

図書館、公民館、郷土資料館を市長事務部局へ移管した上記目的をよりよく達成するためには、その目的を生涯学習事業に関連する多くの担当者と共有することが重要である。また、具体的な取組みの創出に向けて、生涯学習部生涯学習企画課は具体的な計画を立案し、その計画どおりの執行をコントロールすることで、目的達成を目指すような業務の進め方が重要であると考えられる。

上記を踏まえ、生涯学習に関する旗振り役である生涯学習部生涯学習企画課において、新しい取組みの創出のため、目的の共有や具体的な計画の立案等より積極的な取組みが求められる。

(4) にしのみや学びと活動のぷらっとフォーム

にしのみや学びと活動のぷらっとフォーム（以下、「ぷらっとフォーム」という。）は、推進計画の基本方針1「多様な学びの機会の提供（1）生涯学習事業の体系化と情報提供の充実」の中の、学習事業の体系化と整理・統合への対応として、昨年度にホームページ上で公開されているものである。このぷらっとフォームについて、ホームページでは以下のような説明がなされている。

- ▶ 本市の各部局が実施する学習事業を一元的に管理し、大学が実施する社会人向け講座等も含めて、本市において行われる生涯学習関連事業の情報を市のプラットフォームで体系化し整理・統合することで、本市の生涯学習事業の全体像を、市民や生涯学習関連施設・関連部局の職員がいつでも参照できる体制を整備します。また、SDGsに対応した体系化も目指します。
- ▶ 市内の学びの場や、学んだことを生かす場を分野別に整理し、ポータルサイトを立ち上げます。
- ▶ 様々な部局において実施されている学習活動や人材養成に関する事業の情報を集約し、一元化して市民に提供するしくみとしての構築を図るものです。
- ▶ 単なる情報発信にとどまるのではなく、将来的には市民団体や地域における先進的な取り組みについての情報共有や、具体的な活動への参加に向けた情報発信など、市民や地域の自主的な活動を支える基盤となるような運営を目指します

(出典：西宮市ホームページより抜粋)

このような、ポータルサイトについては、整理するだけでなく、たくさんの市民に閲覧してもらおうとともに、このサイトをきっかけとして、多様な生涯学習活動に取り組んでもらうことが最も重要である。その前提として、サイトへのアクセス数は重要な指標となる。

[意見-5] にしのみや学びと活動のぷらっとフォームのアクセス数を意識した継続的な改善について

監査人がぷらっとフォームへのアクセス数の把握と、そのアクセス数を踏まえたサイトの改良はどの様に行われているか確認したところ、アクセス数の把握は行われているものの、令和3年10月のサイト開設以降、サイトの改良は行われていないとのことであった。また、アクセス数の計画(予想)値を設定していなかったため、現状のアクセス数が多いか少ないかについても判断ができない状況であった。

このようなポータルサイトは、開設することが目的ではなく、このサイトを通じていかに多くの市民に生涯学習活動に取り組んでもらえるかが重要である。そのため、ポータルサイトへのアクセス数には常に意識するとともに、人気ページや不人気ページの把握とその不断の改善が望まれる。

2-2 公民館管理運営事業

事業名称	公民館管理運営事業					
所管課	地域学習推進課					
事業開始年度	昭和22年度					
事業概要	公民館は、学習ニーズや生活課題に対応した学習の支援や場の提供を行う社会教育施設として、市内に24館設置されており、地域の生涯学習及び地域づくりの拠点、また災害時の避難所としての役割を担っている。					
具体的な実施施策	<p>■以下の学習体系を通じて、生涯学習の推進を図る。</p> <p>【主催事業】福祉関連学習事業、青少年事業、ボランティア育成事業など、多様化する社会に対応した事業を実施。</p> <p>【公民館地域学習推進委員会講座】地域住民が自主的に講座を企画・実施。地域課題の解決を図る地域活動。</p> <p>【その他事業】公民館グループ活動の支援、公民館活用促進プロジェクトなど。</p> <p>■施設維持管理…学習の場そして避難所としての良好な施設・設備を維持できるよう管理を行う（令和3年度から公民館維持管理事業より統合）。</p>					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<p>■公民館使用件数及び人数 51,513件 592,160人</p> <p>■公民館使用料の減免状況（令和3年度） 件数：6,894件 減免額：21,822千円/収入額：55,931千円</p> <p>■主催事業：福祉、ボランティア育成等の講座61回 936人、青少年事業（宮水ジュニア講座）242回 2,847人</p> <p>西宮青年生活学級、手話講演会、初級点訳講座などの事業を実施</p> <p>■公民館地域学習推進委員会講座：計449回（内、77回 新型コロナウイルス感染症拡大予防等のため中止）</p> <p>■その他事業</p> <p>【定期使用グループ】登録数 502グループ 会員数 7,526人（令和3年度末現在）の活動を支援。</p> <p>【公民館活用促進プロジェクト】申込件数 前期25件、後期16件 実施件数 前期14件、後期13件</p> <p>【公民館地域づくりワークショップ】生涯学習企画課と共催</p> <p>■施設管理：清掃、施設管理業務、EV・空調・自動ドア・自家電・消防設備の保守点検、塵芥収集、害虫防除、受水槽・高架水槽・排水管清掃、樹木剪定などの業務委託を実施。雨漏りや空調、EV等設備の補修工事、備品修理や施設・設備の簡易な修繕などを行った。</p>					
事業費推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
正規職員人件費	117,306	110,355	118,821	94,184	105,928	
会計年度任用職員人件費	171,449	175,052	177,350	176,557	178,625	
委託費	27,175	26,357	15,793	12,299	218,990	
指定管理料						
負担金及び補助金	14	14	14	0	10,581	
その他	32,601	32,570	40,320	37,634	143,412	
合計（A）	348,545	344,348	352,298	320,674	657,536	
財源内訳（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
国庫支出金	1,055	962	750	3,616	4,045	
県支出金						
地方債						
その他	61,337	60,539	51,630	53,515	61,287	
一般財源	286,153	282,847	299,918	263,543	592,204	
合計	348,545	344,348	352,298	320,674	657,536	
コスト調整額（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
(加算) 減価償却費	182	182	0	0	115,108	
(加算) 退職給与引当	7,294	3,958	6,401	5,241	6,138	
(控除) コスト対象外						
合計（B）	7,476	4,140	6,401	5,241	121,246	
トータルコスト推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
合計（A）+（B）	356,021	348,488	358,699	325,915	778,782	

この事業は、生涯学習を通して住民同士のつながりを深め、地域課題の解決に努めながら自己実現と豊かな地域づくりにつなげるという、公民館活動の意義や役割を明確にし、公民館をより地域に密着した、利用しやすい施設にするための事業である。

(1) 公民館の概要

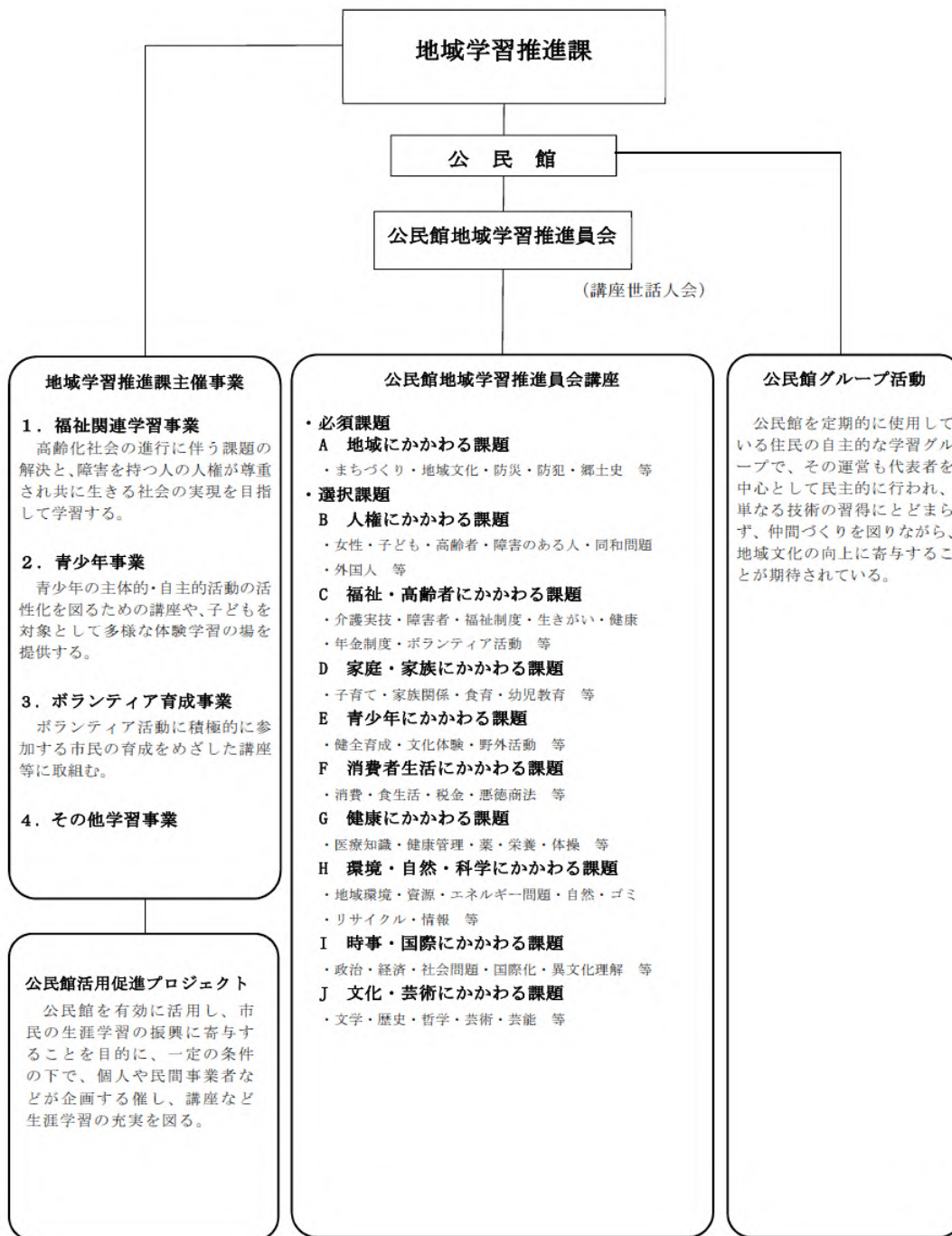
① 公民館の一覧

館名	所在地	設置年月日	延床面積 (㎡)	構造
中央	高松町4番8号プレラにしのみや内	昭36.12.27	2,348	鉄筋13階内4・5・6階
鳴尾	鳴尾町1丁目8番2号	昭22.3.23	1,235	鉄筋3階
鳴尾東	東鳴尾町1丁目9番1号	昭43.3.29	934	鉄筋2階
南甲子園	甲子園九番町15番40号	昭42.2.20	836	鉄筋3階
今津	今津水波町9番28号	昭30.12.27	841	鉄筋3階別棟鉄骨1階
山口	山口町下山口4丁目1番8号	昭36.4.1	909	鉄筋4階内4階
上甲子園	甲子園口3丁目9番26号	昭37.1.1	511	鉄筋2階
大社	柳本町1番37号	昭37.11.7	912	鉄筋2階
甲東	上甲東園2丁目11番60号	昭37.11.7	927	鉄筋2階
塩瀬	名塩新町1番地	平2.11.13	1,298	鉄筋5階内3階
春風	甲子園春風町2番21号	昭38.9.30	1,356	鉄筋3階地下1階
夙川	羽衣町1番39号	昭38.9.30	1,306	鉄筋2階地下1階
浜脇	浜脇町5番14号	昭39.6.30	1,039	鉄筋3階
用海	石在町10番21号	昭39.6.30	705	鉄筋3階
学文	学文殿町2丁目4番24号	昭39.6.30	741	鉄筋3階
若竹	西福町15番12号	昭57.10.1	(若竹生活文化会館・図書館分室を含む) 2,218	鉄筋3階
瓦木	瓦林町8番1号	昭47.6.10	733	鉄筋3階内2・3階別棟鉄骨1階
段上	段上町2丁目10番3号	昭59.4.1	(図書館分室を含む)1,068	鉄筋2階
高須	高須町2丁目1番35号	昭59.4.1	715	鉄筋2階内2階
神原	神原6番11号	昭60.4.1	570	鉄筋2階
越木岩	樋之池町5番29号	昭61.7.1	1,089	鉄筋3階
高木	高木東町15番10号	昭63.10.1	872	鉄筋3階
上ヶ原	六軒町1番32号	平4.10.1	(図書館分室を含む)1,600	鉄筋3階地下1階
西宮浜	西宮浜4丁目13番1号	平11.5.7	1,130	鉄筋2階

西宮市内には上記24の公民館施設があり、それぞれ、集会室、講堂、和室、実習室、及び工芸室などがあり、市民の会議や実技など多目的に活用されている。

② 公民館の学習体系

公民館の学習体系は下記のとおりである。



公民館を管理運営するのは地域学習推進課であり、この管理運営業務以外にも、主催事業の企画運営実施業務も行っている。また、公民館では、公民館地域学習推進委員会（以下、「推進委員会」という。）の企画による様々な講座も開催されている。推進委員会は24全ての公民館において設置されており、西宮市とこの推進委員会の間で公民館業務委託契約書を締結し、公民館業務委託要項に従った業務を推進委員会が実施することとされている。

さらに、各公民館では、公民館を定期的に使用している住民の自主的な学習グループによる活動も行われている。この活動は、市民文化の振興を図るとともに、その学習の成果が地域で生かされるよう、公民館で活動するグループに対して「新しい生活様式」を取り入れながら、地域活動への参加を呼びかけている。

③ 公民館事業（課題別）実施状況（令和3年度）

公民館事業（課題別）実施状況は以下のとおりである。

（単位：回・人）

事業実施状況		実施回数	参加者数
福祉関連学習事業	手話入門講座、手話基礎講座、手話講演会、青年生活学級	44	743
青少年事業	宮水ジュニア	242	2,847
ボランティア育成事業	要約筆記啓発講座、初級点訳講座、託児ボランティア養成講座	17	193
その他学習事業	その他学習事業	1	20
	その他	11	254
小 計		315	4,057
推進員会事業	各種講座	449	10,753
合 計		764	14,810

公民館事業については、利用者の視点に立った弾力的な運営に努め、身近に集える親しみやすい施設を目指している。利便性の向上や施設の有効活用に取り組んでいるが、更に子どもや子育て世代等の新たな利用者層への広報に努め、多様な利用の促進している。また、学びを求める人と教えることを望む人の橋渡し役を担うとともに、学校・家庭・地域をつなぐ地域住民の交流拠点として、学習活動や地域活動等に関する情報提供を進めている。さらに、市民の多様化する学習ニーズや必要課題に的確・迅速に応えるよう、関係機関やNPO法人等との連携・協力を図り、市民の参画と協働による講座等を実施している。

福祉関連学習事業は、障害のある人のおかれている状況を正しく理解し、共に生き、共に学ぶ社会を目指し、関係団体と協働して手話奉仕員養成講座を運営している。

青少年事業(宮水ジュニア事業)は、小学校4年生から中学生を対象とした文化的講座「宮水ジュニア」事業を運営し、異年齢集団の中での仲間づくりや多様な体験学習の機会を提供している。感染症対策を行いながら、令和3年度前期で18講座、後期で18講座、通年1講座を開催した。

ボランティア育成事業は、関係団体と連携し、手話や要約筆記等、多様なボランティアの育成と活動の促進を目指した養成講座を運営している。また、公民館定期使用グループなどに「宮水ジュニア」事業のボランティア講師としての参加を呼びかけ、生涯学習の成果の社会への還元を促進している。

[意見－6] 契約書と収支予算書の不整合について

西宮市は、公民館管理運営事業を推進するため、推進委員会を設置するとともに、その推進委員会と業務委託契約を締結している。

1 設置

西宮市立公民館条例第2条に規定された各公民館に、公民館地域学習推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、事務所を当該公民館に置く。

2 目的

推進委員会は、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、地域住民の要求や課題が、住民の自主的・主体的相互学習によって解決されるよう公民館活動を推進することを目的とする。

3 活動

(1) 推進委員会は市から公民館事業を受託し、推進員の合議により、次の事業を行う。

①地域における必要課題をとらえ、学習意欲の促進を図る事業を実施する。

②住民自ら組織した「講座世話人会（3名以上）」の講座開設要求にもとづき事業の実施を決定し、講座世話人会に運営を委ね、これを援助する。

(2) その他、推進委員会の目的達成に必要な活動を行う。

4 組織

(1) 推進委員会は、推進員で構成する。

(2) 推進委員会を構成する推進員は、公民館区内の事情に合わせ5名から7名までとする。

(3) 推進委員会に代表及び会計をおくものとし、必要に応じて副代表・書記等をおくことができる。

5 会議

(1) 推進委員会は、定例会及び臨時会とし、代表が招集する。

(2) 定例会は原則として、月1回とする。

(3) 臨時会は必要に応じ開催する。

(以下省略)

(出典：西宮市公民館地域学習推進委員会設置要項より抜粋)

ここで、監査人は西宮市と各推進委員会との契約関係を確認するため、契約書及び契約の際に入手する収支予算書等の資料を徴取し確認した。その結果、西宮市塩瀬公民館地域学習推進委員会との令和3年度業務委託契約書における契約額は565,000円となっているが、収支予算書では予算額が430,000円となっており、不整合が生じていた。

この原因を確認したところ、契約額のうち謝金・旅費部分のみ(430,000円)を誤って記載していたとのことである。また、担当課でも気が付かず、そのまま保管していたとのことであった。

収支予算書は「西宮市公民館事業委託要項6. 委託の手続き(2)」に基づき、収支予算把握のためにその提出が求められているものである。

契約額は565,000円が正しく、収支予算書の誤りとのことであるが、資料入手にあたっては資料の確認と、正しい資料の保管を徹底されたい。

(2) 推進委員会との契約

推進委員会とは、西宮市公民館事業委託要項において、公民館講座を17回以上開催することと規定されており、契約締結後すみやかに年間講座計画書等を作成の上、市長に提出することとされている。

この年間講座計画書には各公民館で開催する講座の回数等が明記されており、基本的にはこの計画を踏まえて講座を開催し、最終的には年間講座実施報告書等を市長に提出することとされている。

また、公民館で実施される講座については、基本的には集合研修の形をとることから、今般のコロナ禍においてその中止や延期が多くみられる。ここで、地域学習推進課は、各公民館での講座中止に係る基準として、以下の「新型コロナウイルス感染症拡大による講座中止基準」を発出し、統一的な取扱いを図った。

新型コロナウイルス感染症拡大による講座中止基準

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大による講座中止の基準は下記のとおり。

1. 「公民館の休館」期間から1ヶ月先の講座までを中止。

例 公民館の休館期間が6/1～6/30までの場合、6/1～7/30の間に開催される講座を中止とする。

2. 講座の準備については、「公民館の休館」の解除後、1ヶ月を待たずに、準備を進めることができる。

例 公民館の休館期間が6/1～6/30までの場合、7/1～講座の事前申込など、準備を進めることができる。(ただし、7/31以降に開催される講座について)

3. 職員、推進員が新型コロナウイルス感染症に感染もしくは濃厚接触者となり、自宅待機等により人員不足で運営できなくなった場合、講座は開催しない。

4. 講師からの中止連絡や訪問先施設の休館など、西宮市での感染が拡大していない場合も講座を中止することがある。

令和2年11月1日作成

令和3年2月1日改

[意見-7] 公民館における講座の不開催について

監査人が年間講座実施報告書を確認したところ、委託要項に定められている17回の講座開催を達成していない公民館が11あった(その他の13公民館は17回以上開催)。

公民館名	予定開催回数	実施回数
鳴尾東	25	13
今津	17	14
塩津	17	11
春風	21	6
夙川	19	13
若竹	17	11
高須	17	16
越木岩	17	15
高木	19	15
上ヶ原	18	15

西宮浜	19	12
-----	----	----

(出典：講座実施報告書より、監査人作成)

上記のとおり、公民館ごとで差が生じているのは「新型コロナウイルス感染症拡大による講座中止基準」の2. や3. により各公民館によって対応は様々であったためとのことであった。例えば、春風公民館においては開催が6講座となっており、非常に少ない開催にとどまっていたのは、以下のような理由であった。

- 春風公民館の講座はほぼ小・中学校 PTA や地域団体などとの共催となっているため、相手先の都合もあり、コロナ禍での開催が困難であったこと。
- 西宮市担当者が新型コロナウイルス感染症対応で忙殺されたため、代替講座の開催を指導・助言できなかった。

今後は、ウィズコロナの社会情勢を想定し、可能な限り契約どおりの業務実施に向けた対応が可能となるよう、体制整備を整えられたい。

(3) 使用料の減額・免除

西宮市は、西宮市立公民館条例及び西宮市立公民館条例施行規則に基づき、西宮市立公民館施設等を広く市民の社会教育活動及び地域コミュニティ活動の場として利用することを認めており、そのために必要な事項を西宮市立公民館使用取扱要綱（以下、「公民館使用要綱」という。）において定めている。

また、公民館使用要綱の第10条及び別表5において、以下のとおり、一部のグループ・団体等について、使用料の減額・免除に関して規定している。

第10条 減額・免除するグループ・団体等及び減額免除基準は、別表第5のとおりとする。

2 新たに減額・免除を受けようとするグループ・団体等は、西宮市立公民館使用料減額・免除取扱申請書及び同申請書に記載の関係書類を提出しなければならない。

(出典：公民館使用要綱より抜粋)

別表第 5（第 10 条関係）

種 別		減額・免除
人権・福祉・ボランティア等の公共性の高い活動をしているグループ等が、本市住民を対象に当該活動を行う場合（収益的事業を行う場合を除く。）		免 除
上記以外の公共性の高い活動をしているグループ等が、本市住民を対象に当該活動を行う場合（収益的事業を行う場合を除く。）		50%減額
地域団体・福祉関係団体・社会教育関係団体が本市住民を対象に活動を行う場合	(1)役員会議等 (2)年度中 4 回以内の催し物（各団体の年間行事計画表等に明記されたものに限る。ただし収益的事業を除く。）	免 除
	(1)役員会議等以外の社会教育的活動 (2)年度中 4 回を超える催し物（各団体の年間行事計画表等に明記されたものに限る。ただし収益的事業を除く。）	50%減額
公職選挙の公示日 2 日後から投票日の前日の期間における候補者の個人演説会及び政談演説会（公選法に違反しない場合で 1 回目のみ）		免 除
公用（公民館事業を含む。また公職選挙法が有料とする場合は除く。）		免 除
その他特別の理由があると市長が認める場合		減額又は 免除

（出典：公民館使用要綱 別表第 5 より、下線は監査人）

〔指摘－ 1〕 地域団体・福祉関係団体・社会教育関係団体における西宮市立公民館使用料減額・免除取扱申請書等の未提出について

監査人が、公民館使用要綱第 10 条第 2 項に基づく、西宮市立公民館使用料減額・免除取扱申請書及び同申請書に記載の関係書類（以下、「申請書等」という。）の確認を行ったところ、「人権・福祉等の公共性の高い活動をしているグループ等」と「公共性の高い活動をしているグループ等」に関しては申請書等入手しているものの、「地域団体・福祉関係団体・社会教育関係団体」に関しては、ほとんどの団体において、申請書等の入手がなされていなかった。

その理由を確認したところ、「地域団体・福祉関係団体・社会教育関係団体」は地域に非常に密着した団体であり、基本的にその活動は地域における公共性の高い活動を行っているということを暗黙の前提としているため、申請書等の入手は行っていない、とのことであった。

しかしながら、公民館使用要綱第 10 条第 2 項では、使用料の減額・免除を行っている全てのグループ等について、申請書等の提出を求めており、現状、公民館使用要綱とは異なる運用が行われている。

今後は、公民館使用要綱を改正するか、若しくは、使用料を減額・免除する全てのグループ等について、申請書等の入手を徹底することで、業務実態と公民館使用要綱との間に乖離が生じないようにすることが必要である。

(4) 定期使用グループ

西宮市は、生涯学習活動の一環として西宮市立公民館を定例的に使用して活動を行うものとして公民館に登録されたグループ（以下、「定期使用グループ」という。）について、優先的な使用を認めている。これは、定期使用グループの自主的で健全な活動と円滑な運営を図ることで、生涯学習活動のより一層の推進を目的とするものである。この、定期使用グループの運営にあたって、西宮市は西宮市立公民館定期使用グループ活動要綱（以下、「定期使用グループ要綱」という。）で必要な事項を定めている。

ここで、定期使用グループの「経費等」について、定期使用グループ要綱第12条で以下のとおり定められている。

(経費等)

第12条 定期使用グループが、学習活動に要する経費（以下、「学習経費」という。）のうち、講師又は助手（以下、「講師等」という。）に謝礼金として支出することができる金額は、別表に定める額を上限とする。なお、講師等に謝礼金を支出する場合において、謝礼金以外に交通費、歳暮等の名目で支出してはならない。

2 定期使用グループは、学習経費に充てるため、次の各号に掲げる費用の額を上限として会員に負担させることができる。ただし、公民館使用料を会費に含めない場合は、公民館使用料相当額を別途負担させることができる。

- (1) 入会金 500 円
- (2) 会費 月額 5,000 円
- (3) 教材費 月額 5,000 円

(出典：定期使用グループ要綱より抜粋)

[意見－8] 決算報告に関する取扱いの差異について

西宮市は、定期使用グループが上記定めを順守していることを確認するため、毎年各グループからの決算報告を求めている。これは、定期使用グループの中には、ダンスやヨガ、絵画や料理など、必ずしも公共性が高いとは言えないレクリエーションを目的とした活動も多く含まれており、公民館という公的

な施設を優位な条件（優先的な使用申請）で借りている以上、高額な会費等の収受がなされていないことを確認する必要がある点を考慮したものである。

一方で、定期使用グループとは別に、既述の「使用料を減額・免除するグループ・団体等」の中には、「地域団体・福祉関係団体・社会教育関係団体」の構成員を中心として、主に各種レクリエーションの実施を目的とした別の社会教育関係団体が多数存在する（P.36 記載の別表第5、下線部分。）この団体の主な目的は「地域団体・福祉関係団体・社会教育関係団体」の構成員に対するレクリエーションの提供である。しかし、このような団体には、決算報告は求められておらず、会費等の妥当性の確認を行っていない。この理由を確認したところ、関連する要綱等に定期使用グループ要綱のような定めがないため、との回答を得た。

しかしながら、定期使用グループにおいて、決算報告を求めている趣旨は、公民館という公的な施設を優位な条件（優先的な使用申請）で借りている以上、高額な会費等の収受がなされていないことを確認する必要性がある点にある。この趣旨を鑑みると、同様に各種レクリエーションの開催を目的としており、更に使用料減免を受けている「使用料を減額・免除するグループ・団体等」についても、高額な会費等の収受がなされていないことを確認する必要があると考えられる。

よって、「使用料を減額・免除するグループ・団体等」についても、高額な会費等の収受がなされていないことを確認するため、必要な要綱や体制を整備されたい。

（5）公民館ごとのフルコスト

西宮市では、所有・借用（リース等含む）する建築系公共施設の基本情報や利用状況、維持管理に必要なコスト等を整理したものとして、西宮市公共施設カルテ（以下、「施設カルテ」という。）をホームページ上で公開している。これは、施設区分（学校施設、社会教育施設、運動施設、文化施設等）で整理され、それぞれの施設単位で集約整理されたものである。

〔意見－9〕 公民館ごとのフルコスト把握について

施設カルテの情報を確認したところ、維持管理経費の項目にて把握されている数値は、当該公民館から得られる収入と、経常的に発生する光熱水費、委託料、使用料及び賃借料、修繕費、その他の支出のみであった。これは、公民館事業全体で発生した共通費（一般正規職員人件費、任用職員人件費、退職金、

減価償却費、水道光熱費以外の需用費、旅費交通費、役務費、備品購入費、償還金利息、公課費)等を加味していないため、フルコストとは言えない。そこで、監査人が年間利用人数を基準に共通費等を各公民館に配賦し、公民館ごとのフルコストを試算したところ、以下のような結果となった。

(単位：円)

施設名	年間利用人数 (単位：人)	施設カナルより				個別公民館把握コスト (施設カナル)	共通費配賦額	総コスト	総コスト-収入 =行政コスト	利用者一人当 たり総コスト	(参考)施設カナル に基づく利用者一人 当たりコスト
		個別公民館収入		個別公民館把握経費							
		総収入	光熱水費その他計	個別公民館把握経費	維持管理経費計						
中央公民館	41,717	18,860,144	5,855,294	25,505,882	31,361,176	43,123,801	74,489,977	55,539,833	1,331	752	
鳴尾公民館	18,068	2,562,000	1,304,551	12,640,801	13,945,352	19,711,238	33,656,590	31,094,590	1,631	731	
鳴尾東公民館	18,090	1,587,267	1,898,156	10,376,404	12,274,560	18,702,208	30,876,768	29,389,501	1,625	678	
南甲子園公民館	14,056	1,631,458	1,753,582	7,673,468	9,427,061	14,531,688	23,958,749	22,327,290	1,588	671	
今津公民館	16,044	1,900,605	859,992	11,223,668	12,083,661	16,586,967	28,670,628	26,770,023	1,669	753	
山口公民館	14,166	1,712,715	1,595,632	8,813,709	10,409,341	14,645,411	25,054,752	23,342,037	1,648	735	
上甲子園公民館	16,738	2,044,125	694,267	4,068,083	4,787,360	17,304,453	22,091,813	20,047,688	1,198	286	
大社公民館	15,907	2,148,695	1,639,294	7,854,239	9,493,533	16,445,330	25,938,864	23,790,169	1,496	597	
甲東公民館	19,979	2,838,797	2,441,345	8,712,661	11,154,006	20,655,136	31,809,142	28,970,945	1,450	558	
塩瀬公民館	17,875	2,218,460	2,462,688	14,797,623	17,260,311	18,479,632	35,770,243	33,551,783	1,877	967	
春風公民館	12,255	1,961,614	3,883,508	11,961,832	15,875,338	12,669,738	28,545,076	26,583,462	2,168	1,295	
夙川公民館	30,780	4,423,268	2,205,833	13,192,287	15,398,120	31,821,667	47,219,787	42,796,519	1,390	500	
浜崎公民館	21,164	2,215,647	1,475,940	16,725,600	18,201,240	21,880,239	40,081,479	37,865,832	1,789	860	
用海公民館	12,468	1,400,255	454,311	7,007,543	7,461,854	12,889,946	20,351,801	18,951,546	1,520	598	
学文公民館	23,083	2,040,218	1,632,615	7,042,646	8,675,261	23,864,183	32,539,444	30,499,226	1,321	376	
若竹公民館	21,984	0	0	8,360,704	8,360,704	22,727,990	31,088,694	31,088,694	1,414	380	
瓦木公民館	19,540	1,638,570	2,253,767	5,524,376	7,778,143	20,201,279	27,979,422	26,342,852	1,348	368	
段上公民館	23,072	2,089,826	3,362,131	11,056,778	14,448,909	23,852,810	38,301,719	36,211,893	1,570	626	
高瀬公民館	11,756	1,446,002	4,277,006	5,879,406	10,156,412	12,153,851	22,310,263	20,864,261	1,775	864	
神原公民館	9,824	1,062,704	1,863,891	4,980,026	6,843,917	10,156,467	17,000,384	15,937,680	1,622	687	
越木岩公民館	19,308	2,687,279	2,895,453	9,578,626	12,474,079	19,961,428	32,435,507	29,748,228	1,541	646	
高木公民館	15,188	2,051,973	0	8,065,230	8,065,230	15,701,997	23,767,227	21,715,254	1,430	531	
上ヶ原公民館	15,232	1,992,946	2,481,320	15,003,735	17,485,065	15,747,487	33,232,542	31,239,598	2,051	1,148	
西宮浜公民館	13,587	1,542,760	3,046,892	11,887,715	14,934,607	14,046,816	28,981,423	27,438,663	2,019	1,069	
合計	442,879	64,145,329	50,397,176	247,988,057	288,385,233	457,867,062	756,252,295	692,108,966	1,563	674	

(注1) 中央公民館の総収入には、中央公民館以外の他公民館の口座振替及び時間外収納の使用料収入が含まれる。

(注2) 若竹公民館については、若竹生活文化会館に含まれる。

(注3) 共通費とは、一般正規職員人件費、任用職員人件費、退職金、減価償却費、水道光熱費以外の需用費、旅費交通費、役務費、備品購入費、償還金、公課費が含まれる。

ここから、施設カルテの情報に基づく、公民館全体で約3億円程度のコストがかかっていることとなるが、フルコストでは7億5千万円となる。また、施設カルテに基づく利用者一人当たりのコストは、公民館全体では674円であるが、フルコストだと1,563円かかっていることとなる。また、施設カルテの情報だと一人当たりコストの最も低い上甲子園公民館（286円）でも、フルコストになると1,198円と、大きく増加している。反対に、施設カルテで最も一人当たりのコストが高い春風公民館はフルコストだと2,169円と計算される。

上記はあくまで、簡便的に試算したものであるが、市民からすると、公民館事業全体及び利用者一人当たりでどのくらいのコストがかかっているのか、という情報は重要であると考えられる。さらに、西宮市が積極的に取組めば、より正確で詳細な公民館ごとのフルコストの把握は可能であると考えられる。

今後は施設カルテの情報を基礎に、共通費等を適切な基準で按分することで公民館ごとのフルコストを把握し、公民館運営に係るマネジメントに活用することが望ましい。

2-3 公民館改修事業

事業名称	公民館改修事業					
所管課	地域学習推進課					
事業開始年度	2011年度					
事業概要	<p>公民館施設は地域の生涯学習及びコミュニティ形成の拠点として、地域住民の学習活動を支援している。安全で良好な学習環境を維持するため、市内24公民館の施設・設備を適切に保全する必要がある。</p> <p>施設・設備の安全性や機能性の確保、建築物自身の長寿命化を図ることを目的とした本市の中長期修繕計画の耐用年数及び更新方針に基づき、建築後一定年数の経過した施設・設備について、改修・更新工事を実施する。</p>					
具体的な実施施策	<p>■中長期修繕計画・・・主な改修工事</p> <p>①屋上防水・外壁 ②空調設備 ③受変電設備 ④昇降機設備</p> <p>■公民館計画整備事業</p> <p>①トイレ洋式化 ②実習室改修</p> <p>■その他</p> <p>①支所等の複合施設の改修</p>					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<p>■中長期修繕計画</p> <p>①屋上防水・外壁改修・・・南甲子園公民館 ②外壁改修・・・神原公民館 ③空調設備改修・・・今津公民館、学文公民館、高須公民館 ④受変電設備改修・・・大社公民館 ⑤昇降機設備改修・・・大社公民館、甲東公民館</p> <p>※令和3年度実施予定であった甲東公民館受変電設備改修工事については、資材調達遅延につき、令和4年度に繰越。</p> <p>■公民館計画整備事業</p> <p>①トイレ洋式化・・・鳴尾東公民館、塩瀬公民館、用海公民館、高須公民館</p> <p>■その他</p> <p>①直流電源装置改修・・・塩瀬公民館（塩瀬センター）</p>					
事業費推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
正規職員人件費	3,519	3,525	4,214	4,224	5,167	
会計年度任用職員人件費						
委託費	2,130	4,166	8,596	5,508	3,154	
指定管理料						
負担金及び補助金	87					
その他	587,950	81,514	194,140	145,663	177,909	
合計（A）	593,686	89,205	206,950	155,395	186,230	
財源内訳（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
国庫支出金				2,185		
県支出金						
地方債	383,900	64,400	138,400	99,300	157,400	
その他		10,600	19,853	42,107	17,158	
一般財源	209,786	14,205	48,697	11,803	11,672	
合計	593,686	89,205	206,950	155,395	186,230	
コスト調整額（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
（加算）減価償却費						
（加算）退職給与引当	219	126	227	235	299	
（控除）コスト対象外						
合計（B）	219	126	227	235	299	
トータルコスト推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
合計（A）+（B）	593,905	89,331	207,177	155,630	186,529	

この事業は、地域生涯学習及びコミュニティ形成の拠点となる市内 24 の公民館の施設・設備の保全、改修、更新工事を実施する事業である。

更新工事等は西宮市の中長期修繕計画の耐用年数や更新方針に基づき実施されるが、基本となるのは各公民館の築年数である。

西宮市の公民館の建設年月と築年数は以下のとおりである。

	建設年月	築年数	備考
中央公民館	2000年8月	20年	
鳴尾公民館	1970年3月	51年	
鳴尾東公民館	1988年3月	33年	
南甲子園公民館	1989年4月	31年	
今津公民館	1965年9月	55年	
山口公民館	2009年3月	12年	
上甲子園公民館	1961年12月	59年	
大社公民館	1995年11月	25年	
甲東公民館	1995年7月	25年	
塩瀬公民館	1990年10月	30年	
春風公民館	1994年8月	26年	
夙川公民館	1964年6月	56年	
浜脇公民館	1986年3月	35年	
用海公民館	1987年4月	33年	
学文公民館	1964年11月	56年	
若竹公民館	1982年9月	38年	
瓦木公民館	1972年3月	49年	
段上公民館	1984年3月	37年	
高須公民館	1984年3月	37年	
神原公民館	1985年3月	36年	
越木岩公民館	1976年9月	44年	未耐震のため建替予定
高木公民館	1988年9月	32年	
上ヶ原公民館	1992年9月	28年	
西宮浜公民館	1999年3月	22年	

(出典：令和 2 年度西宮市公共施設カルテに基づき監査人作成)

公民館の整理・統廃合の検討に関しては、平成 27 年 6 月に、西宮市公共施設適正配置審議会から「西宮市の公民館、市民館及び共同利用施設の適正配置について（答申）」(以下、「適正配置答申」という)が示されている。

この適正配置答申では、市民に身近で、広く一般的に利用されている施設であり、生涯学習及びコミュニティ活動の拠点となる、公民館、市民館及び共同利用施設の 3 つを対象施設としており、適正配置を検討する際の留意点として以下の 6 点を設定している。

- ① 適正配置を検討する地域区分
- ② 施設の規模について（「大規模館」と「中小規模館」）
- ③ 施設の位置について
- ④ 施設の歴史的背景や地域事情について
- ⑤ 中央公民館の取扱い
- ⑥ 併設施設の取扱い

（出典：適正配置答申より抜粋）

この留意点を踏まえて、（１）施設配置状況のパターン化による分析、（２）エリアごとの人口と施設床面積による分析、（３）施設評価による分析を行い、それぞれの視点で適正配置に係る方向性を示している。

また、この３つの分析による方向性を踏まえ、小学校区ごとに適正配置検討の重要性に応じて「適正配置の検討の重要性」を「高」「中」に区分して優先付けしている。

一方で、老朽化や耐震化等の対策を早急に検討しなければならない施設もあれば、将来的な課題として検討しておくべき施設もある。そのため、これら施設自体の特性から「適正配置の検討の緊急性」を、「高」「中」に区分して優先付けを行っている。

なお、本庁南地区（JR神戸線以南）の対象施設に関する適正配置の検討結果は以下のとおりである。

○本庁南地区(JR神戸線以南)

No	小学校区	設置施設	適正配置の検討		
			内容(地域の実情と課題)	重要性	緊急性
3	香櫨園	香櫨園市民館 香櫨園市民館分館 市庭市民館 夙東市民館	地域内の人口当たり床面積については平均的である。ただし、校区内に4館の市民館が設置されていることから徒歩圏人口カバー率(延べ)が300%以上となっており、各館の稼働率や施設規模を踏まえ総合的な検討が必要である。施設評価で「必要度」が低い施設として香櫨園市民館分館と市庭市民館があるが、特に市庭市民館は築45年経過し(耐震補強未実施)、稼働率がかなり低いことから、統廃合・用途変更を含めた適正配置の検討が必要である。	中	高
24	津門	大筒市民館	人口当たり床面積は平均を下回るが、稼働率は低い。校区外ではあるものの多くの施設が近接している。大筒市民館は築52年経過しており(耐震補強未実施)、小学校区内唯一の施設であることから必要な施設であるが、施設の縮小や一部転用等の検討が必要である。	中	高
25	春風	春風公民館 瓦林公園センター	小学校区、コミュニティ協会、公民館区のいずれのエリア区分でも、人口当たり床面積が平均を大きく上回る。瓦林公園センターについて、統廃合・用途変更を含めた適正配置の検討が必要である。なお、春風公民館は、公民館の中で稼働率は低い。	高	中
26	今津	今津公民館 今津南市民館	小学校区及びコミュニティ協会のエリア区分で、人口当たり床面積が平均を大きく上回る。今津南市民館(耐震補強未実施)について、統廃合・用途変更を含めた適正配置の検討が必要である。	高	高

(出典：適正配置答申より抜粋)

こうした、適正配置答申を踏まえて、西宮市公共施設等総合管理計画(平成29年3月)では、公民館の統合や廃止について「今後地域の実情に応じ、市民福祉の向上に資する総合的な有効活用が可能となるよう、施設のあり方について検討していきます。」と示されている。

これを受け、平成29年5月に「地域における施設の総合的有効活用方針について」として、市民局が中心となり、審議会の答申を受けた市としての方針をとりまとめている(平成29年5月29日の民生常任委員会で報告)。

方針では、集会施設については、地域力を高めるために必要な施設として存続することとしており、令和4年3月の「西宮市建築系公共施設個別施設計画」については、この方針の考え方を踏まえ、施設所管課が施設の方針を記載しているとのことであった。

2-4 大学交流センター管理運営事業

事業名称	大学交流センター管理運営事業					
所管課	地域学習推進課					
事業開始年度	平成13年4月1日					
事業概要	平成4年3月に「カレッジタウン西宮」構想を策定し、その推進拠点として平成13年4月に大学交流センターを設置した。市内に集積する大学・短期大学を都市の文化的資源と位置付け、魅力的なまちづくりに活かすため、大学間及び大学と地域社会、産業界との交流活動を行うことを目的に市内大学を中心に設立された西宮市大学交流協議会と連携し、各種事業を企画・実施してきた。今後も時代のニーズに合った魅力ある事業の展開を図るとともに、施設の効率的運営に努め、カレッジタウン西宮のブランドをまちづくりに活かす。					
具体的な実施施策	西宮市大学交流センター施設管理運営 西宮市大学交流協議会補助事業 学生・市民交流事業（大学交流祭等） 学生の企画による「カレッジタウン」事業 インターカレッジ西宮大学共同講座事業 西宮市大学交流センター開設20周年事業					
事業の実施状況（実際に 行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<p>1. 「カレッジタウン西宮」の推進</p> <p>(1) 市民対象講座・・・「大学共同講座」前期受講者37名、後期32名、特別講座35名。</p> <p>(2) 西宮市大学交流祭・・・キャンドルナイトを12月12日実施。参加学生6名。来場者約2,000名。パフォーマンス部門をウェブ開催。参加団体数5。</p> <p>(3) 西宮市大学生受入研修事業・・・中止</p> <p>(4) 施設開設20周年事業として「記念式典・講演・パネルディスカッション（オンライン配信）」「記念パネル展」「学生と市長による座談会」「インターカレッジ西宮特別講座」「学生委員会による交流企画」などを開催。</p> <p>(5) 西宮市大学交流協議会への助成及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●共通単位講座を前・後期で16科目を開講し、407名が受講。 ●学生ボランティア交流事業・・・ボランティア派遣者数13名 ●市民対象講座インターカレッジ西宮・・・6講座を開催し、計196名の市民が参加。 ●大学連携学生プロジェクトチーム活動休止。 <p>2. 社会連携支援事業</p> <p>西宮市大学交流センターウェブサイトを活用し、カレッジタウン西宮事業や大学生の社会連携を支援する情報を発信。</p> <p>3. 大学交流センターの利用状況：</p> <p>(1) 講義室利用件数・・・2,274件</p> <p>(2) 来館者数・・・講義室利用者数33,011名 交流ラウンジ閉鎖。（ただし期日前投票での利用34,092名）その他利用制限あり。</p>					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	19,691	19,721	19,803	15,205	17,655
	会計年度任用職員人件費	11,999	12,835	13,126	12,347	12,627
	委託費	14,350	9,528	10,908	8,506	10,345
	指定管理料					
	負担金及び補助金	19,498	19,569	20,250	20,026	20,146
	その他	9,700	9,720	8,740	8,047	9,126
	合計（A）	75,238	71,373	72,827	64,131	69,899
財源内訳 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他	5,806	5,894	4,932	3,001	3,653
	一般財源	69,432	65,479	67,895	61,130	66,246
	合計	75,238	71,373	72,827	64,131	69,899
コスト調整額 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費	8,552	8,552	8,552	8,552	8,552
	（加算）退職給与引当	1,224	707	1,067	846	2,716
	（控除）コスト対象外	815				
	合計（B）	8,961	9,259	9,619	9,398	11,268

西宮市大学交流センターは、「カレッジタウン西宮」構想を推進する拠点施設として、平成13年4月に阪急西宮北口駅北東の「ACTA（アクタ）西宮」東館6階にオープンした西宮市の公共施設である。この西宮市大学交流センターを拠点に、西宮市と西宮市大学交流協議会が連携して様々な事業を展開し、「大学間の交流の場」「市民と大学の交流の場」として、「賑わい」「喜び」「出会い」があるまちづくりを進めていくとしている。

【カレッジタウン西宮】

COLLEGE TOWN NISHINOMIYA



魅力あふれる大学のまち

- 地域と学生の交流イベントの開催やボランティア活動を促進し、地域とのつながりを深めます。大学が持つ高度な専門知識や情報、優れた施設・設備を市民との交流に活かします。
- 多様化・高度化する市民のニーズや都市課題に対応するため、大学の持つ優れた研究機能・情報をまちづくりに活かします。
- 大学周辺の都市基盤整備をすすめるとともに、恵まれた自然と文化的環境を活かすことで"学園都市"にふさわしいまちづくりをめざします。数多くの学生・若者の存在が、まちの活性化と結びつくように、まちの魅力を創出します。
- 各大学参加の共同講座開催など、大学・短期大学の集積を活かし、個々の大学の魅力をさらに高めます。

【西宮市大学交流協議会】

西宮市大学交流協議会

西宮市大学交流協議会は、大学交流センターの整備を機に「カレッジタウン西宮」構想に賛同する大学・短期大学が、学術研究や文化芸術活動を通じて相互の連携を深め、地域社会と産業界とも交流を図るため、連携事業を推進する機構として、2001年（平成13年）3月に設立されました。市内大学・短期大学と西宮商工会議所、西宮市で構成されています。この西宮市大学交流協議会は、単位互換制度に基づく「共通単位講座」をはじめ、「カレッジタウン西宮」にふさわしい、さまざまな交流事業、調査研究事業、情報発信事業等を行い、大学の教育研究のさらなる向上と、併せて、その成果を地域社会や産業界へ還元することを目的としています。

【主な事業】

主な事業

西宮市大学共通単位講座

市内の10の大学・短期大学に所属する学生が、所属する大学の枠を超えて各大学・短期大学から提供される開講科目を履修し、単位を修得することができる講座です。

講義は西宮市大学交流センターで行われ、提供される科目の中には、共通単位講座でしか履修することのできない「オリジナル科目」も開講されます。また、市民の方も聴講できる科目が設けられています。(市民聴講制度)



広報

大学交流センターでの各種事業や大学に関する情報をセンター内の情報コーナーや西宮市大学交流センターwebサイトなどの多彩なメディアで発信しています。



地域連携推進事業

学生が社会(行政・企業)や地域と連携し、大学間の交流、社会と大学の交流、地域と大学の交流を通して、西宮市の魅力を向上させること、学生が自ら企画・運営を行うことによって知識や経験を積み、自身の成長を達成することを目的としたイベントの企画・運営やボランティア交流事業などを行っています。

- 西宮市大学交流祭など学生イベント等の企画・運営
- 学生ボランティア交流事業
- ノートテイク基礎講座



市民対象講座(インターカレッジ西宮)

市内の大学の教員が講師となり、様々なテーマで開講される講座です。市民の皆さんにも、大学が有する“知的財産”に触れていただく機会を提供しています。

- 大学共同講座
共通のテーマのもと、市内大学の教員がリレー式でそれぞれの角度から多彩な専門分野の講義を行う講座です。
- セミナー・レクチャー
各大学から特色のある講座が提供され、2回から4回シリーズで専門分野を学んでいただく講座です。



その他の取り組み

「カレッジタウン西宮」PR冊子の発行
学生の企画・制作による市内大学や大学交流センターでの事業などを紹介した冊子を発行しています。



〔意見－10〕 新規事業への取組みについて

直近6年間で大学交流センター管理運営事業として実施した事業を集約したところ、以下のとおりとなった。

	令和3年度	令和2年度	令和元年	平成30年	平成28年	平成26年
1. 「カレッジタウン西宮」の推進						
(1) 市民対象講座	前期：37名、後期：32名、特別講座：36名	前期：中止、後期：24名	前期：27名、後期：10名	前期：42名、後期：33名	前期：25名、後期：21名	前期：30名、後期：21名
(2) 西宮市大学交流祭	12月12日開催。参加団体数：5、来場者：2,000名	webで開催。参加団体数：2	11月24日開催。参加団体数：6、来場者：6,000名	11月24日開催。参加団体数：8、来場者：6,000名	11月24日開催。参加団体数：8、来場者：5,000名	11月24日開催。参加団体数：10、来場者：3,000名
(3) 西宮市大学生受入研修事業	中止	中止	参加学生数：12名	参加学生数：12名	参加学生数：12名	参加学生数：12名
(4) PR冊子の制作、配布	×	×	×	○	○	○
(5) にしのみや学生ビジネスアイデアコンテスト	中止	中止	応募件数：12件	応募件数：15件	応募件数：18件	応募件数：18件
(6) 西宮市大学交流協議会への助成及び支援	補助金500万円等	補助金500万円等	補助金500万円等	補助金500万円等	補助金500万円等	補助金500万円等
(7) 施設開設20周年記念事業	記念式典、講演、パネルディスカッション等開催	×	×	×	×	×
①共通単位講座	前後期で16科目、407名受講	前後期で10科目、208名受講	前後期で18科目、487名受講	前後期で15科目、348名受講	前後期で31科目、393名受講	前後期で30科目、449名受講
②学生ボランティア交流事業	ボランティア派遣者数：13名	活動休止	ボランティア派遣者数：74名	ボランティア派遣者数：62名	ボランティア派遣者数：83名	ボランティア派遣者数：78名
③市民対象インターカレッジ	6講座、196名参加	2講座、33名参加	6講座、221名参加	7講座、254名参加	7講座、305名参加	7講座、153名参加
④イベント企画講座	×	×	×	×	×	受講者：27名
⑤大学連携学生プロジェクトチーム	活動休止	活動休止	27名設置	20名設置	22名設置	27名設置
2. 社会連携支援事業						
西宮市大学交流センターウェブサイトを活用し、カレッジタウン西宮事業や大学生の社会連携を支援する情報を発信。	新たに就活支援の特設サイトを公開	新たに就活支援の特設サイトを公開	×	×	×	×

(出典：事務事業評価シートより監査人作成)

上記のとおり、令和に入ってからにはコロナ禍もあり、大学生受入研修事業やビジネスアイデアコンテストの中止やPR冊子の制作、配布を終了する等事業の縮小が進んでいる。一方、新たな取組みとしては、就活支援の特設サイトの公開と、令和3年度の施設開設20周年記念事業のみとなっている。

この点、新規事業への取組みが進まない理由について確認したところ、以下のとおりであった。

- 当事務事業のベースとなる“カレッジタウン西宮”構想であるが、この構想は約30年前の平成4年3月に示されたものであり、目指す将来像や方向性としては現在も意義を有するものではあるが、当時と現在とでは、社会情勢や西宮市を取り巻く状況、IT技術など個別事業実施の前提自体が大きく異なっており、個別事務事業の検討に当たっては、新たな運営方針が必要である。
- 上記“カレッジタウン西宮”構想で示されている事業の多くは検討・実施済みであり、その結果、残った事業が現在実施されている事業であるため、この構想に従った新たな取組みの実施は困難である。

そこで、カレッジタウン西宮構想のアップデート状況や新しい大学のまち西宮に向けた事業計画の作成状況について確認したところ、現在、カレッジタウン西宮構想を根底にした新たな運営方針を検討しているものの、具体的な実施事業まで落とし込まれた事業計画は無いとのことであった。

現在の事務事業のベースとなる構想は約30年前に示されたものであり、社会情勢やIT技術など西宮市を取り巻く状況は現在と大きく異なっており、個別事務事業の検討のベースとするには無理があると考えられる。そのため、早急に、現在の社会情勢や今後想定される状況を踏まえた構想のアップデート及び具体的な実施事業まで落とし込まれた事業計画の策定が望まれる。

2-5 地区センター等整備事業

事業名称	地区センター等整備事業					
所管課	地域学習推進課					
事業開始年度	平成30年度					
事業概要	平成29年4月に公民館として取得した越木岩福祉会館を活用するため、老朽化した建物を解体し、学びを通して、人づくり、つながりづくり、地域づくりに資することをコンセプトとし、本庁北西地区の生涯学習及び地域の拠点施設として整備を行う。					
具体的な実施施策	老朽化した越木岩公民館、中央図書館越木岩分室等の改築					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<p>「（仮称）越木岩センター整備事業【基本構想・基本計画】（素案）」に係るパブリックコメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 意見募集期間：令和3年12月28日～令和4年2月2日 意見提出者：19名（提出件数57件） 令和4年3月24日「（仮称）越木岩センター整備事業【基本構想・基本計画】策定 <p>越木岩公民館土壌調査業務 310,200円 越木岩公民館敷地水準測量他業務 352,000円 越木岩図書館分室アスベスト分析調査業務 311,300円</p>					
事業費推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
正規職員人件費		1,418	2,528	5,068	5,598	
会計年度任用職員人件費						
委託費		2,937	497	8,581	974	
指定管理料						
負担金及び補助金						
その他						
合計（A）	0	4,355	3,025	13,649	6,572	
財源内訳（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
国庫支出金						
県支出金						
地方債						
その他						
一般財源	0	4,355	3,025	13,649	6,572	
合計	0	4,355	3,025	13,649	6,572	
コスト調整額（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
（加算）減価償却費						
（加算）退職給与引当		105	136	282	324	
（控除）コスト対象外						
合計（B）	0	105	136	282	324	
トータルコスト推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
合計（A）+（B）	0	4,460	3,161	13,931	6,896	

この事業は、築後45年が経過した越木岩公民館の建替えにあたり、敷地内に存在する越木岩公民館、西宮市立中央図書館越木岩分室、西宮市消防団越木岩分団車庫の3つの建物を合築することにより、土地の有効活用と施設管理の効率化を図り新たな地域の拠点施設として（仮称）越木岩センター（以降、「センター」という。）を整備する事業である。

下記の基本方針を掲げ、公民館や図書館分室等を合築するだけでなく、各々の機能を生かし、多世代にわたる地域住民の居場所として人と人との交流やつながりを深めるとともに、生涯学習の取組みをきっかけに、地域活動への主体

的な参画や地域づくりにつながる「学びと活動の好循環」を実現する仕組みを備えた施設をめざしている。

人づくり・つながりづくり・地域づくり ～人生 100 年時代の人・まちを見据えた交流拠点～
－機能の融合と一体感を象徴する施設－

整備スケジュールと概算事業費は以下のとおりであり、令和 4 年度から令和 6 年度で基本・実施設計等に取り組む予定としている。

整備スケジュール（案）

パブリックコメント	令和 3 年 12 月下旬～令和 4 年 2 月上旬
基本構想・基本計画策定	令和 4 年 3 月
基本・実施設計等	令和 4 年度～令和 6 年度
解体・新築工事	令和 6 年度～令和 8 年度

概算事業費

総事業費 12.7 億円（地質調査、基本・実施設計、解体・新築工事他）

※省エネルギーのための設計・建築費などは見込んでいないため総事業費については上昇する可能性があります。

2-6 生涯学習管理事業

事業名称	生涯学習管理事業					
所管課	地域学習推進課					
事業開始年度	昭和61年4月1日					
事業概要	市民の生涯学習活動のサポートを目的として、プレラにしのみや内に設置している生涯学習情報コーナーにおいて、生涯学習情報の提供や学習相談に応じるほか、学校の夏休み、冬休み、春休み期間を中心に、企画展示「であいワクワク」を開催し、児童生徒などの生涯学習のきっかけづくりと近隣の生涯学習施設の紹介を行う。 また、市ホームページ等を通じ、市外情報を含めた学習情報等の提供の充実に取り組んでいる。平成28年に文化振興財団からフレンテ西宮4階床部分が無償譲渡されたことに伴い、市が施設管理者となって施設の維持管理を行っている。					
具体的な実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習情報コーナーにおける生涯学習情報の提供や学習相談の対応、企画展示の開催 ●市ホームページ等を通じ、市外情報を含めた学習情報等の提供 ●フレンテ西宮4階の施設維持管理（学習室等） 					
事業の実施状況（実際に 行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<ul style="list-style-type: none"> ●市CMSの生涯学習ポータルサイトを運用。市CMS「イベント情報」と併せて、市外も含めた学習情報を広く提供し、生涯学習情報の提供を行った。 ●生涯学習情報コーナー：生涯学習情報提供の場として、プレラにしのみや4階に設置し、生涯学習に関する相談、情報収集の補助等を行った。開所は9:00～22:00(年末・年始除く)、学習相談は月～土10:00～17:15、来館者15,592人 ●生涯学習情報コーナー企画展示：例年、学校の長期休暇期間に開催していた企画展示「であいワクワク」は中止し、引き続き新型コロナウイルス感染症に関する常設展を実施した。 ●フレンテ西宮地域学習推進課学習室 令和3年度利用実績：7,727人 					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	16,339	18,462	20,646	21,540	11,626
	会計年度任用職員人件費	0	0	0	0	0
	委託費	4,339	4,479	4,841	4,946	5,017
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金及び補助金	4,104	4,104	4,104	4,274	4,274
	その他	5,691	6,666	5,032	8,104	5,236
	合計（A）	30,473	33,711	34,623	38,864	26,153
財源内訳 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	30,473	33,711	34,623	38,864	26,153
	合計	30,473	33,711	34,623	38,864	26,153
コスト調整額 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	(加算) 減価償却費	666	666	666	666	666
	(加算) 退職給与引当	1,016	662	1,112	1,199	674
	(控除) コスト対象外	0	0	0	0	0
	合計（B）	1,682	1,328	1,778	1,865	1,340
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	32,155	35,039	36,401	40,729	27,493

生涯学習管理事業は、令和3年度までは、①生涯学習情報コーナー（CMSポータルサイト運用を含む）、②フレンテ西宮4階（主に学習室等を管理）の維持管理を所管していた。

令和4年度に、生涯学習情報コーナーが設置されているプレラにしのみやにおいて、4階の男女共同参画センター学習室受付窓口と5階の中央公民館受付窓口の貸館窓口が、5階の中央公民館受付窓口に統合された。これを受けて、男女共同参画センター学習室受付窓口と合わせて、民間事業者へ業務を委託していた生涯学習情報コーナーの運営に関する見直しが行われた。その結果、民間業者への委託による運営を改め、中央公民館が管理の主体となって運営を行うこととなり、令和4年度において、当事業において実施する事業はフレンテ西宮4階（主に学習室等を管理）の維持管理のみとなっている。

〔意見－11〕生涯学習管理事業について

フレンテ西宮4階（主に学習室等を管理）の維持管理のみとなった生涯学習管理事業を単独の事務事業とする意義は乏しい。事務事業を整理し、市民へ分かりやすい情報提供を行う観点から、生涯学習管理事業を生涯学習事業に統合することが望ましい。

2-7 生涯学習事業

事業名称	生涯学習事業					
所管課	地域学習推進課					
事業開始年度	昭和40年4月1日					
事業概要	<p>・宮水学園関連事業…60歳以上の市民を対象に、高齢者がいきいきと生活するとともに、住みよい地域社会づくりに取り組むための学習と交流を目的に、各種事業を企画実施している。実施している講座は、「教養講座」、「選択講座」の他、より専門性の高い知識や技術を系統的に学ぶ「マスター講座」、塩瀬地域・山口地域の方を対象とした「塩瀬地域・山口地域講座」がある。</p> <p>・西宮湯川記念事業…湯川秀樹博士が本市在住中に中間子論を提唱したことを契機に、「こども科学教室」、「西宮湯川記念賞」、「こども課外教室」、「科学セミナー」といった事業や講座を実施。</p> <p>・ライフサイエンスセミナー…ライフサイエンス（生命科学）の意義や面白さを知る機会として、「市民セミナー」、「導入講座」、「高校生対象講座」といった講座を実施。</p>					
具体的な実施施策	<p>●宮水学園関連事業：教養講座、選択講座、マスター講座、塩瀬地域・山口地域講座のほか学園行事等</p> <p>●西宮湯川記念事業：こども科学教室、西宮湯川記念賞、こども課外教室、科学セミナー</p> <p>●ライフサイエンスセミナー：市民セミナー、導入講座、高校生対象講座</p>					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等）（令和3年度）	<p>●宮水学園関連事業（各事業新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施。中止は、中止理由を省略）</p> <p>・教養講座…A・B2コースに分け各々年間11回（うちラジオ8回）。受講者数1,391人。延受講者数2,041人（出席率48.9%）</p> <p>・選択講座…芸術など12コース 各15回（うちオンライン3回）。受講者数 736人。延受講者数 5,919人（出席率67.0%）</p> <p>・マスター講座…前期3コース各10回、後期2コース各10回。受講者数190人。延受講者数1,602人</p> <p>・北部地域講座…塩瀬、山口で各年間9回開催。受講者数：塩瀬48人、山口50人。</p> <p>・宮水学園行事：七夕祭り、ウォークイベント、年賀状展を開催。学園祭を中止し、代替として絵画・書道展を開催。</p> <p>・宮水学園いきいき活動賞の表彰は中止。・自主グループ団体数及び入会者数…47団体1,049人</p> <p>●西宮湯川記念事業</p> <p>・こども科学教室…中止。・こども課外教室…講師である受賞者が海外在住のため中止。</p> <p>・湯川記念賞贈呈式…12月に科学セミナーと同時実施。・科学セミナー…12月に参加人数を減じて全2回実施。延べ参加者215人</p> <p>●ライフサイエンスセミナー</p> <p>・市民セミナー…予定回数を減じて全7回を全4回として実施。受講者120人。延受講者396人。導入講座は中止。</p> <p>・高校生対象講座…市立西宮、東高校で開催。延受講者約450人。</p>					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	65,356	73,430	62,781	36,322	60,715
	会計年度任用職員人件費	6,930	3,539	10,242	17,973	11,371
	委託費	6,941	7,815	7,597	4,116	1,738
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金及び補助金	0	0	0	0	0
	その他	19,052	19,605	18,088	5,402	15,862
	合計（A）	98,279	104,389	98,708	63,813	89,686
財源内訳（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	420
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	13,200	13,005	12,181	2,651	7,570
	一般財源	85,079	91,384	86,527	61,162	81,696
	合計	98,279	104,389	98,708	63,813	89,686
コスト調整額（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費	0	0	0	0	0
	（加算）退職給与引当	4,064	2,634	3,382	2,021	3,518
	（控除）コスト対象外	0	0	0	0	0
	合計（B）	4,064	2,634	3,382	2,021	3,518
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	102,343	107,023	102,090	65,834	93,204

この事業の主な内容は、以下の3つの取組みである。

- 宮水学園
- 西宮湯川記念事業
- 西宮市ライフサイエンスセミナー

(1) 宮水学園

宮水学園は、高齢者が地域社会づくりに取り組む力を培い、健康で生きがいのある生活を創造するための学習と交流の場を提供する取組みである。

令和3年度は、「教養コース」、「選択コース（文学、ことば、新しい暮らし、せいかつ、芸術、国際、園芸、サイエンス、ふるさと、書道、絵画、歴史の12コース）」を開催した。コロナ禍での実施であり、密を避けるため教養講座をA・B2グループに分けて実施し、また各選択講座15回中3回はZoomウェビナーを活用したオンライン講座として実施した。

① 応募資格

令和4年度の応募資格は、令和4年4月1日現在60歳以上（昭和37年4月1日以前に出生）の西宮市民で、上記の宮水学園の設置目的を理解し、学習意欲のある人としており、広く対象としている。

② コースの種類

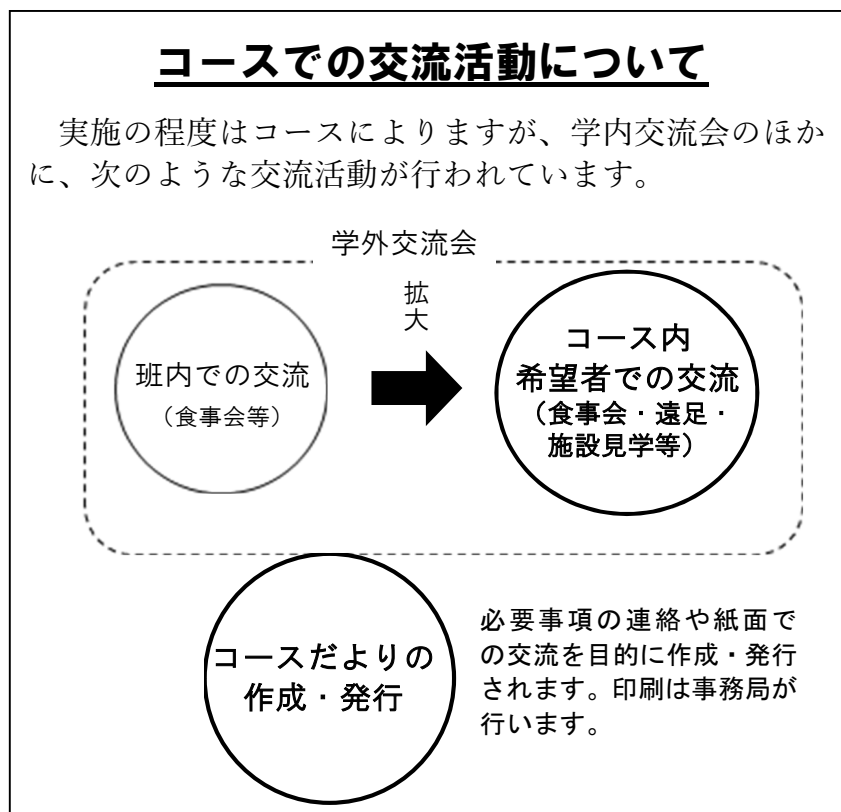
令和4年度は下記のコースを用意しており、いずれか1つを受講できる。

コース名	概要
教養Aコース	アミティ・ベイコムホールで開催される教養講座（5、6、9、11、2、3月の6回）とラジオを活用したラジオ版教養講座（3回）に加えて、教養Bコースで実施された教養講座のラジオでの再放送（3回）の計12回を受講するコース
教養Bコース	アミティ・ベイコムホールで開催される教養講座（5、7、10、12、2、3月の6回）とラジオを活用したラジオ版教養講座（3回）に加えて、教養Aコースで実施された教養講座のラジオでの再放送（3回）の計12回を受講するコース
選択コース	アミティ・ベイコムホールでの教養講座、ラジオ版教養講座に加えて選択講座（11種類）の中から1講座14回を受講するコース ※教養講座はA、Bどちらのコースを希望するか選択し受講する。なお、教養講座についても定員を超えた場合は選択コースと同様に抽選となる。

（出典：産業文化局提供資料より監査人作成）

③ 交流活動

宮水学園では受講者相互の交流を深めるため、学習機会だけでなく交流の場を提供している。各講座は1回につき120分で、90分間の講義の後、30分間の「学内交流会」が行われる。これは、コース委員や班長（選択コースのみ）を中心としたコース内の交流時間である。交流活動のイメージは以下のとおりである。



また、他コースの受講者とも交流できる「学園行事」や「自主グループ活動」もある。

④ 学園行事

令和4年度の「宮水学園」の年中行事は、次の4つである。それぞれの行事は、受講者の有志によって結成された「実行委員会」を中心に運営される。

行事	開催時期	概要（例年の概要。令和4年度は新型コロナウイルス感染症の状況により変更する場合有）
七夕祭り	6月 教養講座	笹飾りや短冊をつけた笹を、アミティ・ベイコムホールに飾り、みんなで七夕祭りを楽しむ。

ウォークイベント	10月下旬	少人数のグループに分かれて、コースを歩きながら、西宮の自然・文化・史跡などを探訪して、受講者間の交流を深める。
年賀状展	2月上旬	受講者が作成した年賀状や、受け取った年賀状の展示をする。また、受講者参加によるサブイベント（絵手紙・ちぎり絵など）の作品も展示する。
学園祭	2月中旬	各コースや自主グループにおける日頃の活動の成果を、「作品展示の部」と「舞台発表の部」に分かれて、市民会館・アミティ・ベイコムホールで発表する。 【作品展示の部】 絵画や書道、園芸などの作品展示や、日頃の学習・活動の報告 【舞台発表の部】 合唱（斉唱）や楽器の演奏、体操、踊りなどの発表

⑤ 自主グループ

自主グループとは受講者の相互学習と交流を進めるために趣味やスポーツなどを行うグループである。宮水学園（教養コース・選択コース・塩瀬地域講座・山口地域講座）の受講者のみ参加が可能である。

【自主グループ一覧（令和3年12月現在）】

No.	グループ名	No.	グループ名	No.	グループ名
1	宮水フォークダンスクラブ	17	三水会（水彩画）	33	宮水男の料理（調理実習）
2	仲よし会（手芸・編み物）	18	ミレニアム2000西宮（西宮の歴史や文化の学習）	34	宮水ハーモニカクラブ
3	絵画フレンド（水彩画）	19	宮水園芸グループ	35	宮水墨画会（水墨画）
4	すみれ会（ちぎり絵）	20	宮水吟友会（吟詠）	36	宮水民舞会
5	囲碁クラブ	21	J・ダーツ宮水	37	漫歩クラブ（ウォーキング、旅行）
6	宮水写真クラブ	22	宮水男声合唱団ビバーチェ	38	宮水マジッククラブ
7	アミティ会（昔遊び）	23	宮水歌レク体操クラブ（歌体操）	39	宮水学園社交ダンスクラブ
8	ウェンズ・フォー（合唱）	24	友画会（水彩画）	40	華謡会（民謡）
9	古社寺会（古社寺・古仏の学習）	25	Enjoyピアノ	41	画楽彩（水彩画）

10	健友会（体育館活動、ハイキング）	26	宮水ウォーク（ウォーキング、歴史探訪）	42	エンジョイ・ウォーク・レディ（ウォーキング）
11	熟年パワー交流会（体験発表、名所訪問）	27	ウォーク・B宮水（ウォーキング）	43	パステル画愛好会
12	宮水青春櫻（合唱）	28	太極拳・和（なごみ）	44	シニア英会話
13	歌唱の会（合唱）	29	ウイング（古社寺、旧跡、博物館等鑑賞）	45	宮水オカリナ同好会
14	宮水俳句勉強会	30	くらしの書道	46	墨彩・メダカの教室（水墨・墨彩画）
15	宮水ピアノ会	31	タンポポの会（折り紙、手芸）	47	編物専科
16	宮水学園ゴルフ会	32	針の小箱（洋裁・編み物）		

[意見-12] 宮水学園のさらなる展開について

宮水学園の取組みについて、令和3年度の事務事業評価シートの「V. 事務事業の点検」の最後「成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など」に記載されている、下記の内容に対する取組み状況について確認した。

「各事業について、受講者から非常に高い評価を得ており、今後も同水準で維持できるような質の高い講座設計や枠組みを検討しつつ、さらに講座で取得した成果を地域社会に還元していく仕組みづくりを構築していく必要があると考える。」

（出典：令和3年度 事務事業評価シートより抜粋。下線は監査人。）

西宮市としては、「宮水学園いきいき活動賞」を実施しているとともに、宮水学園の受講者が講師となって、宮水学園の受講者のために行う「自主講座」を実施¹しているとのことであった。

「宮水学園いきいき活動賞」は、受講者で構成される団体が、明るく元気に暮らせる地域づくりに貢献する活動を行った場合に表彰するという内容で、「自主グループ」による活動をはじめ、この受賞に向けて宮水学園に関する取組みを積極的に実施する高齢者も多いとのことであった。令和4年4月末時点の自主グループは全部で46あり、所属する会員数は延べ990名にも上る。ま

¹ 「宮水学園いきいき活動賞」、「自主講座」については、令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から未実施

た、「自主講座」は、受講者が講師として力量を高め、地域に出向く力を養う場として提供しているとのことである。

しかしながら、「宮水学園いきいき活動賞」や「自主講座」は従来から実施しており、事務事業評価では、宮水学園での成果をさらに地域社会へ還元する新たな仕組みづくりを求めていると考えられる。

また、これらの取組みはあくまで宮水学園の事務事業の範囲内である。このような西宮市の生涯学習に積極的に貢献していただける高齢者に関しては、宮水学園の事務事業の範囲にとらわれることなく、公民館や図書館、学校やスポーツ施設での活動やイベント等、西宮市の生涯学習や地域活動に幅広く参加していただけるような体制の整備が必要である。

長年、宮水学園で培ってきた貴重なノウハウや人財を最大限西宮市の生涯学習や地域活動に活かすべく、例えば、人材データベースの作成やイベント情報とのマッチングなど、事務事業の範囲や所管課にとらわれることなく、市全体で生涯学習や地域活動を盛り上げていくことができるような制度設計が望まれる。

(2) 西宮湯川記念事業

日本人初のノーベル賞受賞者である、湯川秀樹博士がかつて西宮市苦楽園に在住し、「中間子論」の構想を練られたことを顕彰・記念して、昭和61年より以下のような記念事業を実施している。

① 西宮湯川記念賞

理論物理学の分野において、顕著な成果を挙げた40歳未満の若手研究者の業績1件に対し賞を贈呈している。令和3年度の受賞者は吉田紅氏で、受賞研究は「量子情報理論に基づくホログラフィック双対模型の構成」であった。

② 科学セミナー（2回シリーズ）

西宮市民の基礎科学に対する正しい認識と、学生の科学する心を育てることを目的に、最先端の科学について専門家が、高校生にも分かりやすいレベルで解説するセミナーである。令和3年度のテーマは「素粒子ニュートリノで見る小さな世界と大きな宇宙」「クォークが作るハドロンと原子核の世界」であった。

③ こども科学教室

西宮の子どもたちに科学に親しんでもらい、科学する心を育てるため、楽しい科学実験や工作ができるブースを出展しているが、令和3年度はコロナ禍のため、未実施であった。

④ こども課外教室－未来の科学者たちへ－

西宮の子どもたちに科学への興味を持ってもらうため、科学者と触れ合う機会として、西宮湯川記念賞受賞者が市内小学校で講演を行うが、令和3年度はコロナ禍の影響により、海外在住の受賞者が帰国困難のため、中止とされた。

(3) 西宮市ライフサイエンスセミナー

わが国のライフサイエンス研究の基礎を築かれた故赤堀四郎大阪大学名誉教授の呼びかけを受け、生命科学に対する市民の正しい認識と理解を深めるため、昭和60年度より毎年開催している。

① 一般対象講座（高校生以上が対象）

毎年一つの大きなテーマ（令和3年度は「ライフサイエンスの新たな展開」）を選んで、その分野での第一線の専門家を講師に招き、生命科学の最先端の話題について分かりやすく解説する講座を開催している。令和3年度はコロナ禍により、本来7回を予定していたセミナーを4回に減らした上で実施した。また、基本をわかりやすく解説する入門講座は中止とした。

② 高校生対象講座

若者に生命科学への関心を深めてもらうため、平成20年度から実施しているもので、毎年1回、西宮高校と西宮東高校の2校において開催している。

2-8 図書館管理運営事業

事業名称	図書館管理運営事業					
所管課	産業文化局 生涯学習部 読書振興課					
事業開始年度	昭和3年度(1928年度)					
事業概要	<p>●図書館4館(中央・北部・鳴尾・北口)及び7分室(越木岩・段上・上ヶ原・甲東園・高須・山口・若竹)の管理運営</p> <p>・中央・北口・鳴尾:正規事務等13人・正規司書12人・会計年度任用職員A(司書)52人・会計年度任用職員B(学校司書)2人・会計年度任用職員B5人</p> <p>・北部・分室:民間委託</p> <p>●「西宮市立図書館基本的運営方針」及び「西宮市立図書館事業計画」に基づき、貸出、調査・相談、予約サービス等の図書館サービスの充実を図る。また、市民の多様なニーズに的確に応えられるよう、資料を収集・整理・保存して利用に供する。</p> <p>●「西宮市子供読書活動推進計画」を推進するため、読書活動の機会や情報提供に努め、学校図書館など関係機関との連携を図りながら読書環境の充実・整備に取り組む。</p> <p>●生涯学習の場として多数の利用がある施設を良好な状態に維持し、誰もが安心して利用できる環境を整える。</p> <p>●令和3年度より、「図書館維持管理事業」を統合した。</p>					
具体的な実施施策	<p>1 図書館運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料の貸出 おはなし会やブックフェアなどの事業 学校図書館との連携 <p>2 施設維持管理</p>					
事業の実施状況(実際に行った取組、実施回数等)(令和3年度)	<p>1 図書館運営・図書館利用状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 登録者数 113,978人、貸出冊数 3,311,639冊、貸出人数 852,738人、入館者数 1,010,965人(分室除く) 購入資料 図書 25,130冊、雑誌 237種、新聞 30種、CD 68点 資料費 48,830,851円(図書費 39,857,562円、雑誌新聞費 8,804,462円、視聴覚資料 168,827円) おはなし会 184回 1,586人 展示会・ブックフェア等 232回 リサイクル図書市民無料配布 64,532冊 学校図書館との連携(公用貸出、図書館見学、ブックトーク等) 316回 <p>2 施設維持管理</p> <p>〔繕〕 4,110,659円 中央図書館排煙窓修繕、鳴尾図書館開架室照明取替修繕 高須分室自動扉修繕 他</p> <p>〔工事〕 7,930,118円 教育文化センター雨漏り補修工事 鳴尾図書館高圧ケーブル改修工事 教育文化センター障害者用トイレ自動洗浄改修工事 他</p>					
事業費推移(千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正規職員人件費		221,038	224,906	216,911	171,896	185,761
会計年度任用職員人件費		219,017	226,216	227,919	253,325	242,928
委託費		78,106	81,657	84,084	138,260	186,705
指定管理料		0	0	0	0	0
負担金及び補助金		230	228	244	225	40,803
その他		120,223	111,513	112,660	192,383	142,361
合計(A)		638,614	644,520	641,818	756,089	798,558
財源内訳(千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国庫支出金					127,778	
県支出金		4,710	2,939	2,307	3,620	2,104
地方債						
その他		5,067	6,888	6,892	6,172	7,460
一般財源		628,837	634,693	632,619	618,519	788,994
合計		638,614	644,520	641,818	756,089	798,558
コスト調整額(千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(加算)減価償却費						111,390
(加算)退職給与引当		13,744	8,067	11,686	9,565	10,763
(控除)コスト対象外						
合計(B)		13,744	8,067	11,686	9,565	122,153
トータルコスト推移(千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計(A)+(B)		652,358	652,587	653,504	765,654	920,711

西宮市の図書館施設の概要は以下のとおりである。

1. 中央図書館	
所在	西宮市川添町15番26号（教育文化センター内）
開館年月日	昭和60年7月10日
施設面積	4,682.29㎡
施設概要	地階 書庫594.75㎡（2層書架300,000冊収納可） ワークルーム137.23㎡（集密書架30,000冊収納可） 大倉庫88.42㎡ 他 1階 開架室1,290.94㎡（排架能力67,000冊） 対面朗読室7.07㎡ キャレル17席 ビデオ・DVDブース8席 CDブース4席 他 2階 集会室176.74㎡ 研修室46.24㎡ 講座室182.20㎡ 特別研究室22.24㎡ コンピュータ室49.35㎡ 事務室307.98㎡他 3階 学習室204.05㎡（定員116人） 他
開館時間等	開館時間：火～金曜日 午前9時30分～午後6時（4月～9月は午後7時） 土曜日・日曜日・祝日・休日 午前9時30分～午後6時 休館日：月曜日・第1木曜日（祝日・休日と重なる時は開館し、翌日が休館） 年末年始（12月29日～1月4日）、長期整理期間（14日間以内）
2. 北部図書館	
所在	西宮市名塩新町1番地（塩瀬センター2階）
開館年月日	平成2年11月13日
施設面積	631.30㎡
施設概要	開架室463.30㎡（排架能力51,000冊） 事務室68.00㎡ ワークルーム100.00㎡
開館時間等	開館時間：午前9時30分～午後6時 休館日：中央図書館と同じ
3. 鳴尾図書館	
所在	西宮市甲子園八番町1番20号
開館年月日	平成10年5月26日
施設面積	1,673.89㎡
施設概要	1階 書庫91.98㎡（50,000冊収納可） ワークルーム20.15㎡ 視聴覚室88.82㎡ 学習室85.75㎡（定員60人） 駐車場・自転車置場367.47㎡ その他270.94㎡ 2階 開架室643.68㎡（排架能力55,000冊） 対面朗読室6.56㎡ 事務室76.59㎡
開館時間等	開館時間：中央図書館と同じ 休館日：中央図書館と同じ
4. 北口図書館	
所在	西宮市北口町1番2号（ACTA西宮東館5階）
開館年月日	平成13年5月29日

施設面積	3,393.30㎡
施設概要	開架室2,289.00㎡ 排架能力220,000冊 おはなしのへや36.00㎡ 対面朗読室18.00㎡ A Vホール・コーナー122.00㎡ ビデオ・DVDブース9席 CDブース4席 事務室・ワークルーム305.00㎡ 研修室51.00㎡ その他572.00㎡
開館時間等	開館時間：火～金曜日 午前9時～午後8時 土曜日・日曜日・祝日・休日 午前9時～午後6時 休館日：中央図書館と同じ
5. 分室	
(1) 越木岩分室	
所在	西宮市樋之池町5番31号
開室年月日	昭和54年5月25日（昭和59年4月20日移転）
開架室面積	145.00㎡
排架能力	15,000冊
開室時間等	開室時間：越木岩分室と同じ 休館日：越木岩分室と同じ
(2) 段上分室	
所在	西宮市段上町2丁目10番3号（段上公民館1階）
開室年月日	昭和54年5月25日（昭和59年4月20日移転）
開架室面積	145.00㎡
排架能力	15,000冊
開室時間等	開室時間：越木岩分室と同じ 休館日：越木岩分室と同じ
(3) 上ヶ原分室	
所在	西宮市六軒町1番32号（上ヶ原公民館1階）
開室年月日	平成4年10月20日
開架室面積	174.00㎡（他に書庫21.00㎡）
排架能力	17,000冊（他に書庫3,000冊）
開室時間等	開室時間：越木岩分室と同じ 休館日：越木岩分室と同じ
(4) 甲東園分室	
所在	西宮市甲東園3丁目2番29号（アプリ甲東5階）
開室年月日	平成8年10月15日
開架室面積	232.70㎡（他に書庫30.00㎡）
排架能力	20,000冊（他に書庫3,000冊）
開室時間等	開室時間：越木岩分室と同じ

	休館日：越木岩分室と同じ
(5) 高須分室	
所在	西宮市高須町1丁目7番91号（高須ダイサービスセンター2階）
開室年月日	平成10年5月12日
開架室面積	189.00㎡（他に書庫24.00㎡）
排架能力	17,000冊（他に書庫3,000冊）
開室時間等	開室時間：越木岩分室と同じ 休館日：越木岩分室と同じ
(6) 山口分室	
所在	西宮市山口町下山口4丁目1番8号（山口センター3階）
開室年月日	平成21年4月1日
開架室面積	492.00㎡（他に事務室29.00㎡ おはなしのへや17.00㎡）
排架能力	40,000冊
開室時間等	開室時間：越木岩分室と同じ 休館日：月曜日・第1木曜日（祝日・休日と重なる時は開室し、翌日が休室）年 末年始（12月29日～1月4日）、長期整理期間（14日間以内）
(7) 若竹分室	
所在	西宮市西福町15番12号（若竹生活文化会館2階）
開室年月日	平成21年4月21日
開架室面積	114.00㎡
排架能力	10,000冊
開室時間等	開室時間：越木岩分室と同じ 休館日：越木岩分室と同じ

（出典：産業文化局提供資料より監査人作成）

図書館の管理運営業務については、中央図書館、鳴尾図書館、北口図書館の3拠点については直営で実施しており、北部図書館の1拠点と7分室（越木岩、段上、上ヶ原、甲東園、高須、山口、若竹）については、民間業者へ委託している。

（1）西宮市立図書館基本的運営方針

西宮市立図書館の管理運営については、平成27年（2015年）4月に制定された、「西宮市立図書館基本的運営方針」（以下、「運営方針」という。）に基づくこととされている。これは、「文教住宅都市宣言」の理念である、文教の振興を図るため、市民の自主的な学習や自律を支援する生涯学習の拠点となるべ

く、「つながる、役立つ、楽しむ 図書館」という目指す図書館像の実現に向け、図書館事業の実施に関する基本的運営方針として定められたものである。運営方針で定められている、基本的運営方針は以下のとおりである。

基本的運営方針

- (1) 市民の読書活動を推進し、知る楽しみ・学ぶ喜びを支えます。
図書館は収集蓄積した資料を提供できる環境を整え、市民の知的好奇心を刺激するよう努め、読書活動や生涯にわたる自主的な学習活動を支え促進します。
- (2) 市民の生活や仕事に役立つ地域の情報拠点として、市民生活を支えます。
地域の実情を踏まえ、市民の課題解決のために必要な専門書やデジタル資料など幅広い資料や情報を提供し、暮らしに役立つ図書館を目指します。
- (3) 子供たちが読書に親しむ環境づくりを推進します。
子供の読書離れを防ぎ、読書活動を盛んにするため、学校、家庭、地域との連携を図りつつ、児童サービスの充実に努めます。
- (4) 図書館利用が困難な市民に、利用しやすい環境づくりを進めます。
高齢・障害などの理由により図書館を利用することが困難な市民へのサービスを充実し、情報提供の格差をなくすよう努めます。
- (5) 市民との協働を推進するとともに、市民に交流の機会・場を提供します。
図書館ボランティアの充実に努めるなど、市民との協働による図書館運営を推進します。また、地域のコミュニティの活性化に努めます。
- (6) 図書館司書の専門性を発揮し、市民サービスを提供します。
市民の調査や読書相談に的確に応えることができるよう自己研鑽に努めるとともに、専門的な研修や学習の機会を増やします。

(2) 西宮市立図書館事業計画

西宮市は、上記の運営方針を踏まえ、その具体化のため「西宮市立図書館事業計画（平成 31 年度（2019 年度）～平成 35 年度（2023 年度）」（以下、「図書館事業計画」という。）を策定している。

この事業計画は、前身となる「西宮市立図書館事業計画」（平成 27 年度～平成 30 年度）の外部評価結果を受けて、「西宮市第 5 次総合計画」や「運営方針」に基づき作成されたものであり、文教住宅都市にふさわしい「知のインフラ」として、蔵書の充実や司書の専門性を生かしたサービスなどを重点事業に据え、魅力の向上と図書館機能の充実を図るものとしている。また、引き続き、平成 29 年度に着手した図書館の組織及び運営体制の見直しを行い、積極的に地域へ出向くなど市民との接点を増やし、よりきめ細やかで質の高いサービスを行うことで、市民生活に密着した図書館運営をめざすとしている。

この図書館事業計画では図書館運営に関して以下の重点事業等を設定し、それぞれ積極的に事業の実施を推進するとしている。

重点事業1 知る楽しみ・学ぶ喜びを支える図書館の魅力の向上

- ・蔵書の充実
- ・本（読書）の魅力の発信
- ・図書館の魅力発信
- ・市民の情報活用能力（情報リテラシー）の向上
- ・郷土資料や貴重書等の活用
- ・過ごしやすい環境づくり
- ・図書館の利便性の向上

重点事業2 市民の生活や仕事に役立つ課題解決支援サービスの充実

- ・レファレンスサービス機能の拡充
- ・まちづくりにつながる情報提供
- ・図書館の特性を生かした市民学習への支援
- ・資料を探しやすい図書館づくり
- ・職員の技術の向上・専門研修の開催

重点事業3 子供の読書活動の推進及び学校図書館等への支援の充実

- ・子供読書活動推進のための拠点づくり
- ・家庭における読書活動の推進
- ・学校図書館への支援の充実
- ・障害のある子供への読書支援

重点事業4 高齢者・障害のある人など来館困難な市民へのサービス拡充

- ・来館困難な市民へのサービスの拡充

その他の事業

- ・多文化サービスの拡充
- ・図書館ボランティアとの協働推進
- ・会館・開室日及び開室時間の見直し

（出典：図書館事業計画より監査人作成）

また、図書館事業計画 P. 10 に＜参考とする指標＞として以下の数値が記載されている。

(1) 拠点館（中央、北部、鳴尾、北口）の入館者数

(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H35 目標
入館者数	1,494,720	1,422,819	1,429,623	1,500,000
(説明) 人口の減少を踏まえ、現在の水準を維持				

(2) 貸出状況

(単位：冊)

年度	H27	H28	H29	H35 目標
市民一人当たりの貸出冊数	7.3	6.9	7.1	7.3
(説明) 中核市平均 (H28 年度 4.8 冊) を上回る現在の水準を維持				

(3) 図書館と小中学校との連携状況

(単位：冊)

年度	H27	H28	H29	H35 目標
公用貸出冊数	2,390	4,353	4,182	4,300
(説明) 小学校が年3回、中学校が年1回利用 (1回30冊)				

(4) 宅配サービス、郵送貸出登録状況

(単位：人)

年度	H27	H28	H29	H35 目標
登録者数	63	66	67	77
(説明) 毎年登録者が2名増加				

(5) 図書資料費（当初予算）

(単位：円)

年度	H27	H28	H29	H35 目標
市民一人当たりの図書資料費	99.9	97.3	100.1	115.2
(説明) H29 年度中核市平均				

[意見-13] 図書館事業計画の〈参考とする指標〉について

上記〈参考とする指標〉の意味合いについて西宮市に確認したところ、計画を実行した結果を図るものであり、達成すべき目標値として設定したものであるとのことであった。しかしながら、上記5つの目標値は、いずれも図書館事

業計画に掲げられている様々な事業と直接的・間接的な紐づけがなされておらず、目標値達成のために具体的にどのような事業を推進するのかが明確に整理されていない。また、事業との紐付けが明確でないため、個別の事業に落とし込んだ年度ごとの事業実施計画は作成されていないとのことであった。

現在の図書館に関する最上位の計画である図書館事業計画は令和5年度を計画最終年度としている。そのため、次期事業計画策定の際には、将来の西宮市における図書館の姿を踏まえながらも、個別の事業との紐づけをより意識する必要がある。また、各年度において、目標値達成に向けた事業の適切な実施をコントロールする観点から、図書館事業計画の目標値を細分化（紐付け）し、個別の事業に落とし込んだ年度ごとの事業実施計画を策定されたい。

（3）西宮市子供読書活動推進計画

全国的に、ICTやSNSの発達、浸透などによるコミュニケーションやアクセス方法の多様化による、平均読書冊数の減少や不読率の増加が見られる。一方で、平成29年に改訂された学習指導要領では、『読書は、多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ、これを疑似的に体験したり知識を獲得したりして、新たな考え方に出会うことを可能にするものであり、言語能力を向上させる重要な活動の一つである』と、読書活動の充実について規定している。

このような状況を踏まえ、西宮市では、読書の喜びを知り、豊かな心を持って「自ら考え、判断する力」を身につけ、人と人とのつながりを大切にできる人の育成を目指し、子供が自主的、自発的に読書活動を行うことができる環境整備を積極的に進めるために、西宮市子供読書活動推進計画（平成31年度（2019年度）～平成35年度（2023年度））（以下、「読書推進計画」という。）を策定している。なお、この計画は「第5次西宮市総合計画」の部門別計画に位置付けられている。

この読書推進計画の基本方針は以下のとおりである。これは、国の第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（文部科学省 平成30年4月）や、小中学生における一日当たりの不読率の高さなどの西宮市の課題を踏まえたものとなっている。

- (1) 子供の自主性を尊重します。
子供が、様々な読書体験を通して、その中から自分の楽しみや喜びを見つけられるようにしていきます。
- (2) 大人が手本となるよう、理解と協力を求めます。
大人自身が読書に親しむ姿を見せることの大切さを保護者に訴えていきます。そのために、家庭において保護者が、地域社会においては学校や地域の大人が読書活動の推進に関わっていくことが求められます。
- (3) 関係機関は読書環境の整備を図ります。
市立図書館をはじめ保育所や幼稚園、子育て総合センター、児童館・児童センター、学校などで、子供が本に出会い親しむ機会を多く提供していきます。また、地域団体やボランティアグループなどに、読書を奨励する取り組みと協力を求めていきます。

(出典：読書推進計画 抜粋)

また、読書推進計画において示されている具体的施策をまとめると、以下のとおりである。

(1) 家庭における取り組み

- ① (乳幼児) 蔵書の充実、ブックリストの配布
- ② (乳幼児) 絵本の貸出
- ③ (乳幼児) 子育て総合センターにおける絵本の読み聞かせ
- ④ (乳幼児) ブックスタート関連事業
- ⑤ (乳幼児) 体験保育
- ⑥ (乳幼児) 広報誌の発行
- ⑦ (家庭など) 保護者になる人への絵本の読み聞かせ
- ⑧ (家庭など) 読書習慣のない家庭の読書活動
- ⑨ (家庭など) 広報活動

(2) 学校園・保育所等における取り組み

- ① (乳幼児/小中学生) 学校園・保育所等における読み聞かせ
- ② (乳幼児/小中学生) 「読んでごらんおもしろいよ」の配布
- ③ (小中学生) 学習指導要領に基づいた読書教育
- ④ (小中学生) 外国語教育
- ⑤ (小中学生) 学校図書館機能の充実
- ⑥ (小中学校) 相互貸借
- ⑦ (小中学校) 読書感想文コンクール等の開催
- ⑧ (小中学校) 「読書の達人認定証」の発行
- ⑨ (小中学校) 特別支援教育に係る図書の実
- ⑩ (小中学校) 障害に応じた設備や資料の充実
- ⑪ (小中高) 多様な技法を用いた読書への誘い
- ⑫ (高校生) 学校図書館の充実
- ⑬ (その他) チャレンジ研修、専門課題研修

(3) 地域(市立図書館等)における取り組み

- ① (乳幼児) 市立図書館等における読み聞かせ
- ② (乳幼児/小中学生) 「読んでごらんおもしろいよ」の配布
- ③ (小中学生) 課題解決のための支援
- ④ (小中学生) 読書履歴の作成
- ⑤ (小中学生) 外国語資料などの充実
- ⑥ (小中学校) 団体貸出
- ⑦ (小中学校) 放課後等デイサービスにおける読み聞かせ
- ⑧ (小中学校) 適応指導教室との連携
- ⑨ (小中学校) 障害のある子供への読書活動支援
- ⑩ (小中学校) 公用貸出
- ⑪ (小中高) 学校図書館の支援
- ⑫ (小中高) 多様な技法を用いた読書への誘い
- ⑬ (その他) 子供読書活動支援のための拠点づくり
- ⑭ (その他) 社会教育関係団体などとの連携
- ⑮ (その他) 職員の研修
- ⑯ (その他) ボランティアの育成

(出典：読書推進計画より監査人作成)

また、読書推進計画 P. 18 に＜参考とする指標＞として以下の数値が記載されている。

(1) 「文部科学省全国学力・学習状況調査」において、「読書が好きですか」の質問に「当てはまる・どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童・生徒の割合

(単位：%)

年度	H27	H28	H29	H35 目標
小学6年生	70.2	71.2	71.1	75.0
中学3年生	55.9	60.3	61.1	70.0

(設定理由) H29年度の全国平均(小学校 74.3 中学校 69.6)を目安に設定

(2) 市立図書館の児童書の貸出状況

(単位：冊)

年度	H27	H28	H29	H35 目標
児童一人当たりの貸出冊数	20.36	19.66	21.23	22.00

(設定理由) 近隣中核市と比較しても高い水準にある現状(20冊以上)を維持。児童書の貸出冊数/0～14歳人口

(3) 市立図書館から学校への公用貸出冊数

(単位：冊)

年度	H27	H28	H29	H35 目標
貸出冊数	2,390	4,353	4,182	4,300

(設定理由) 小学校が年3回、中学校が年1回利用(1回30冊)

(4) 市立図書館から市内の子育て関連機関・団体への貸出冊数(児童書のみ)

(単位：冊)

年度	H27	H28	H29	H35 目標
貸出冊数	7,022	8,574	9,195	10,000

(設定理由) H29年度の水準を維持

(5) 図書館外のおはなし会(図書館おはなしボランティア派遣)

(単位：回)

年度	H27	H28	H29	H35 目標
開催回数	92	117	111	115

(説明) H29年度の水準を維持

[意見-14] 読書推進計画の〈参考とする指標〉について

上記〈参考とする指標〉の意味合いについて西宮市に確認したところ、計画を実行した結果を図るものであり、達成すべき目標値として設定したものであるとのことであった。しかしながら、上記5つの目標値は、いずれも読書推進計画に掲げられている様々な事業と直接的・間接的な紐づけがなされておらず、目標値達成のために具体的にどのような事業を推進するのかが明確に整理されていない。また、事業との紐づけが明確でないため、個別の事業に落とし込んだ年度ごとの事業実施計画は作成されていないとのことであった。

現在の読書推進計画は令和5年度を計画最終年度としている。そのため、次期読書推進計画策定の際には、将来の西宮市における読書への取組み方針を踏まえながらも、個別の事業との紐づけをより意識する必要がある。また、各年度において、目標値達成に向けた事業の適切な実施をコントロールする観点から、読書推進計画の目標値を細分化（紐づけ）し、個別の事業に落とし込んだ年度ごとの事業実施計画を策定されたい。

(4) 施設カルテ

西宮市では、西宮市が所有・借用（リース等含む）する建築系公共施設の基本情報や利用状況、維持管理に必要なコスト等を整理したものととして、西宮市公共施設カルテ（以下、「施設カルテ」という。）をホームページ上で公開している。これは、施設区分（学校施設、社会教育施設、運動施設、文化施設等）で整理され、それぞれの施設単位で集約整理されたものである。

[意見-15] 施設カルテの計上額の誤り

監査人は図書館ごとの維持管理経費等の集計状況を確認するため、その計算過程について確認した結果、令和元年度及び令和2年度において、維持管理経費（委託料、使用料及び賃借料）及び維持補修費の一部の契約が各施設に按分されておらず、契約金額全額が中央図書館に計上されていることが判明した。

<令和元年度>

(単位：千円)

●維持管理経費（委託料）

契約名	現在の施設カルテ計上額			正しい施設カルテ計上額		
	中央	鳴尾	越木岩	中央	鳴尾	越木岩
教育文化センター他1施設 害虫等調査／防除業務	132			66	65	
教育文化センター他1施設 機械警備業務	262			167	95	
教育文化センター他1施設 自家用電気工作物保守点検業務	521			319	202	
教育文化センター他1施設 常駐警備業務	14,792			8,163	6,628	
教育文化センター他1施設 塵芥収集業務	384			207	177	
教育文化センター他1施設 清掃業務	14,583			8,786	5,797	
教育文化センター他2施設 消防設備点検業務	418			337	62	18
中央図書館他1施設 利用案内等製作業務	171			160	10	
鳴尾図書館他1施設 空調設備保守点検業務	550	5			444	111
計	31,818	5	0	18,205	13,483	130
(上記以外も含む) 委託料 合計	49,987	1,089	424	36,377	14,567	554
				変動額 △ 13,609	13,478	130

●維持管理経費（使用料及び賃借料）

契約名	現在の施設カルテ計上額			正しい施設カルテ計上額		
	中央	鳴尾	北口	中央	鳴尾	北口
教育文化センター他2施設 AED一式借上	92			30	30	30
(上記以外も含む) 使用料及び賃借料 合計	236	125	65	174	156	96
				変動額 △ 61	30	30

●維持補修費

契約名	現在の施設カルテ計上額		正しい施設カルテ計上額	
	中央	上ヶ原	中央	上ヶ原
中央図書館上ヶ原分室 ドレンパン移設工事	95			95
中央図書館上ヶ原分室空調室内機補修工事	492			492
計	588	0	0	588
(上記以外も含む) 維持補修費 合計	6,119	1,042	5,530	1,630
			変動額 △ 589	588

<令和2年度>

(単位：千円)

●維持管理経費（委託料）

契約名	現在の施設カルテ計上額			正しい施設カルテ計上額		
	中央	鳴尾	越木岩	中央	鳴尾	越木岩
教育文化センター・鳴尾図書館 シャッター改修工事試験立会業務	44			22	22	
教育文化センター他1施設 害虫等調査／防除業務	148			60	88	
教育文化センター他1施設 機械警備業務	264			168	96	
教育文化センター他1施設 自家用電気工作物保安管理業務	553			342	211	
教育文化センター他1施設 消毒業務	1,902			948	954	
教育文化センター他1施設 消毒業務	210			105	105	
教育文化センター他1施設 常駐警備業務	13,801			7,660	6,140	
教育文化センター他1施設 塵芥収集業務	394			194	200	
教育文化センター他1施設 清掃業務	15,545			9,436	6,108	
教育文化センター他2施設 消防設備点検業務	422			339	63	20
鳴尾図書館他1施設 空調設備保守点検業務		616	0		422	193
計	33,288	616	0	19,278	14,412	213
(上記以外も含む) 委託料 合計	48,435	2,025	449	34,424	15,821	663
				変動額 △ 14,010	13,796	213

●維持管理経費（使用料及び賃借料）

契約名	現在の施設カルテ計上額			正しい施設カルテ計上額		
	中央	鳴尾	北口	中央	鳴尾	北口
教育文化センター他2施設 AED一式借上	92			30	30	30
（上記以外も含む）使用料及び賃借料 合計	236	125	65	174	156	96
	変動額			△ 61	30	30

●維持補修費

契約名	現在の施設カルテ計上額			正しい施設カルテ計上額		
	中央	上ヶ原	甲東園	中央	上ヶ原	甲東園
中央図書館上ヶ原分室空調機東ドレンパン改修工事	380				380	
中央図書館甲東園分室アルミ建具他補修工事	196					196
計	577				380	196
（上記以外も含む）維持補修費 合計	5,818	0	21	5,241	380	218
	変動額			△ 577	380	197

上記をまとめると、以下のとおり各公民館の維持管理経費が過大又は過少に計算されている。

<令和元年度>

	中央図書館	鳴尾図書館	中央図書館 (越木岩分室)	中央図書館 (上ヶ原分室)
維持管理経費	13,670 千円過大	13,509 千円過少	161 千円過少	-
維持補修費	588 千円過大	-	-	588 千円過少

<令和2年度>

	中央図書館	鳴尾図書館	北口図書館	中央図書館 (越木岩分室)	中央図書館 (上ヶ原分室)	中央図書館 (甲東園分室)
維持管理経費	14,071 千円過大	13,827 千円過少	30 千円過少	213 千円過少	-	-
維持補修費	577 千円過大	-	-	-	380 千円過少	196 千円過少

この原因について確認したところ、公共施設カルテの作成担当者と担当者の認識のずれや確認漏れが原因であるとのことであった。

施設カルテは、西宮市の有する建築系公共施設の基本情報や利用状況、維持管理に必要なコスト等を施設ごとに集約し、一般に公開している重要な情報である。

今後はこのようなミスが生じないように、計算方法のマニュアル化や適切な引継ぎの実施など、再発防止を徹底されたい。

(5) 固定資産管理

[指摘－2] 固定資産の除却処理漏れについて

北部図書館において、現場視察を行い、固定資産実査を行ったところ、備品台帳に計上されているにも関わらず、現物が確認できない以下の所在不明資産が確認された。

備品番号	課名	設置場所	取得年月日	備品分類	取得価額
3284468	読書振興課	北部図書館	1970/3/10	電子複写機	478,000円

西宮市によると、当該資産については、取得年度も古く、廃棄したにも関わらず除却処理漏れになった可能性があるとのことである。

備品の不用決定等については、西宮市会計規則において以下のとおり定められている。

(備品の不用決定及び返納)

- 第73条 物品管理者は、その所管に係る備品が不用になったとき又は使用に耐えないと認めるときは、不用の決定をしなければならない。
- 前項の決定をしたときは、物品管理者は、備品出納通知書により会計管理者に通知するとともに当該備品を返納しなければならない。
 - 前項の規定により返納を受けた不用備品で、売却により処分するものについては、所管の所属長（幼稚園にあつては幼稚園の長。以下この項において同じ。）、会計課長、教育総務課長又は企画課長に、廃棄により処分するものについては、所管の所属長又は会計課長に引き継ぐものとする。
 - 前項の規定により引継を受けた所属長（幼稚園にあつては幼稚園の長）は、当該備品を売却又は廃棄により処分するものとする。

現物がないにもかかわらず、備品台帳に計上されたままになっていたことから、会計規則に従った処理が行われておらず、必要な管理者の決裁を受けることなく除却又は処分された可能性が高い。固定資産が不用となった場合には、所管課において会計規程に従った手続きを遵守・徹底されたい。

(6) 図書館管理運営委託業務

図書館の管理運営業務については、中央図書館、鳴尾図書館、北口図書館の3拠点については直営で、北部図書館の1拠点と7分室（越木岩、段上、上ヶ原、甲東園、高須、山口、若竹）については、民間業者へ委託している。

[意見-16] 図書館管理運営委託業務に関する適切な確認について

監査人が、委託業者の業務を西宮市の担当者がどのように確認しているかを質問したところ、委託業者から毎月、業務実施に関する月報「業務報告書（〇月分）」を入手し確認することで、適正な業務実施を担保しているとのことであった。この「業務報告書（〇月分）」のイメージは以下のとおりである。

「業務報告書（〇月分）」

2022年3月31日				
西宮市立図書館 御中				
〇〇株式会社 〇〇市〇〇1丁目2番3号 代表取締役 〇〇 〇〇 ⑩				
業務報告書（〇月分）				
館名：北部図書館				
「西宮市立図書館 北部図書館及び分室管理運営業務」3月分におきまして 下記の体制で稼働しましたことをご報告致します。				
日付	曜日	業務時間	スタッフ数	備考
3月1日	火	9:00~18:30	6	
2日	水	9:00~18:30	6	
3日	木			分室連絡会議
(以下、省略)				

上記のとおり、業務報告書からは、誰がいつ業務したかわからない状況であった。

ここで、業務委託の仕様書においては、以下のとおり業務実施者について有資格者に関する条件が記載されている。

西宮市立北部図書館及び分室管理運営業務委託仕様書（令和４年度）

（省略）

6 受託者の遵守事項

（１）業務従事者 受託者は本業務が円滑に執行できる人員を配置するとともに、適切な研修体制を組むこと。また、各分室に図書館業務に精通した図書館法第４条に定める司書資格を有する者（以下、「有資格者」という。）を業務責任者及び業務副責任者を配置し、開館・開室時間内は窓口になくとも１名は有資格者を配置すること。

（以下省略）

（出典：西宮市立北部図書館及び分室管理運営業務委託仕様書（令和４年度）より抜粋。下線は監査人）

仕様書のとおり、開館・開室時間内は、窓口になくとも１名は有資格者を配置することとされているが、上記業務報告書からは、状況が確認できない。

この点、西宮市としては、毎月第１木曜日の休館日に、市担当者と北部図書館及び各分室責任者、受託業者の担当で連絡会議を行い、日々の業務の状況や課題などを確認しているとのことであった。また、通常業務においても資料のやり取りや利用者対応など緊密に連携をとる必要があるため、その過程で業務の実施状況も確認しているとのことである。

しかしながら、有資格者に関する条件の充足については全開館日に係る確認事項であるため、月次報告である業務報告書の中で確認すべき内容と考えられる。

仕様書内容に従った業務実施を担保するため、有資格者の勤務が分かるように業務報告書のフォームを変更する等の対応により、有資格者の配置状況を確認できるようにすべきである。

（７）図書館ごとのフルコスト

西宮市では、所有・借用（リース等含む）する建築系公共施設の基本情報や利用状況、維持管理に必要なコスト等を整理したものとして、施設カルテをホームページ上で公開している。これは、施設区分（学校施設、社会教育施設、

運動施設、文化施設等)で整理され、それぞれの施設単位で集約整理されたものである。

[意見-17] 図書館ごとのフルコストでのコスト把握について

施設カルテの情報を確認したところ、維持管理経費の項目にて把握されている数値は、当該図書館から得られる収入と、経常的に発生する光熱水費、委託料、使用料及び賃借料、修繕費、その他の支出のみであった。これは、図書館事業全体で発生した共通費（一般正規職員人件費、任用職員人件費、退職金、減価償却費、水道光熱費以外の需用費、役務費、備品購入費）等を加味していないため、フルコストとは言えない。そこで、監査人がこの共通費等を年間貸出人数を基準に各図書館に配賦し、図書館ごとのフルコストを試算したところ、以下のような結果となった。

【令和2年度実績】

(単位：円)

施設名	施設カルテより							共通費配賦額	総コスト	総コスト-収入=行政コスト	貸出者一人当たり総コスト	(参考)施設カルテに基づく貸出者一人当たり総コスト
	年間貸出人数 (単位：人)	個別図書館収入		個別図書館把握経費		個別図書館把握コスト(施設カルテ)						
		総収入	光熱水費その他 計	維持管理経費	計	計	計					
中央図書館	123,410	142,885	8,461,883	42,139,559	50,601,442	138,181,049	188,782,491	188,639,606	1,529	409		
北部図書館	32,598	0	1,597,460	8,101,055	9,698,515	36,499,683	46,198,198	46,198,198	1,417	298		
鳴尾図書館	122,035	220,260	2,884,166	18,118,899	21,003,065	136,641,474	157,644,539	157,424,279	1,290	170		
北口図書館	251,378	214,240	11,764,811	39,700,377	51,465,188	281,465,649	332,930,837	332,716,597	1,324	204		
中央図書館越木岩分室	37,507	0	676,571	871,691	1,548,262	41,996,245	43,544,507	43,544,507	1,161	41		
中央図書館段上分室	17,861	0	0	0	0	19,998,798	19,998,798	19,998,798	1,120	0		
中央図書館上ヶ原分室	22,935	0	0	523,600	523,600	25,680,110	26,203,710	26,203,710	1,143	23		
中央図書館甲東園分室	22,796	0	486,750	4,799,477	5,286,227	25,524,473	30,810,700	30,810,700	1,352	232		
中央図書館高須分室	14,620	0	0	2,504,105	2,504,105	16,369,880	18,873,985	18,873,985	1,291	171		
中央図書館山口分室	13,037	0	1,254,200	9,067,547	10,321,747	14,597,410	24,919,157	24,919,157	1,911	792		
中央図書館若竹分室	17,235	0	0	187,000	187,000	19,297,872	19,484,872	19,484,872	1,131	11		
合計	675,412	577,385	27,125,841	126,013,310	153,139,151	756,252,643	909,391,794	908,814,409	1,346	226		

(注1) 中央図書館段上分室の経費等は、段上公民館に含まれる。

(注2) 中央図書館上ヶ原分室の光熱水費等は、上ヶ原公民館に含まれる。

(注3) 中央図書館若竹分室の光熱水費等は、若竹生活文化会館に含まれる。

(注4) 共通費には、一般正規職員人件費、任用職員人件費、退職金、減価償却費、水道光熱費以外の需用費、役務費、備品購入費が含まれる。

ここから、施設カルテの情報に基づく、図書館全体で約1億5千万円程度のコストがかかっていることとなるが、フルコストでは9億9百万円程度となる。また、施設カルテに基づく貸出者一人当たりのコストは、図書館全体では226円であるが、フルコストだと1,346円かかっていることとなる。

また、施設カルテの情報によると、中央図書館山口分室の貸出者一人当たりコストは792円であるが、フルコストによると1,911円と試算される。また、施設カルテの情報だと貸出者一人当たりコストが最も低い中央図書館若竹分室(11円)でも、フルコストだと1,131円と試算され、大きな乖離が生じている。

上記はあくまで、簡便的に試算したものであるが、市民からすると、図書館事業全体及び利用者一人当たりでどのくらいのコストがかかっているのか、という情報は重要であると考えられる。また、西宮市が積極的に取組めば、より正確で詳細な図書館ごとのフルコストの把握は可能であると考えられる。さらに、図書館ごとのフルコストの把握は、図書館運営を効果的かつ効率的に行う観点からも様々な有益な情報を提供するものである。

今後は施設カルテの情報を基礎に、共通費等を適切な基準で按分することで図書館ごとのフルコストを把握し、図書館運営に係るマネジメントに活用することが望ましい。

2-9 図書館改修事業

事業名称	図書館改修事業					
所管課	産業文化局 生涯学習部 読書振興課					
事業開始年度	昭和3年度(1928年度)					
事業概要	各市立図書館の老朽化した設備や施設について、耐用年数や中長期修繕計画に基づき、機器更新や施設改修を行い施設の機能維持管理をするとともに、利用者の安全・快適性を確保する。					
具体的な実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館（教育文化センター）直流電源装置改修工事 ・北部図書館（塩瀬センター）直流電源装置改修工事 ・甲東園分室（アプリ甲東）自動火災報知設備更新工事（負担金） ・甲東園分室（アプリ甲東）受変電設備（キュービクル）更新工事（負担金） 					
事業の実施状況（実際に 行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館（教育文化センター）直流電源装置改修工事 7,630,966円 ・北部図書館（塩瀬センター）直流電源装置改修工事 2,895,896円 ・甲東園分室（アプリ甲東）自動火災報知設備更新工事（負担金） 1,262,140円 ・甲東園分室（アプリ甲東）受変電設備（キュービクル）更新工事（負担金） 138,270円 					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	3,352	2,518	2,528	2,534	1,981
	会計年度任用職員人件費	0	0	0	0	0
	委託費	2,337	1,375	162	463	0
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金及び補助金	0	0	566	0	1,400
	その他	29,221	24,311	34,965	14,349	10,527
	合計（A）	34,910	28,204	38,221	17,346	13,908
財源内訳 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	14,600	0	5,400	7,600
	その他	0	0	12,767	5,722	0
	一般財源	34,910	13,604	25,454	6,224	6,308
	合計	34,910	28,204	38,221	17,346	13,908
コスト調整額 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費	0	0	0	0	0
	（加算）退職給与引当	208	90	136	141	115
	（控除）コスト対象外	0	0	0	0	0
	合計（B）	208	90	136	141	115
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	35,118	28,294	38,357	17,487	14,023

当事業は、老朽化した図書館施設の更新・改修を行うことで、利用者の安全・快適な利用を確保するものである。

外壁改修工事や屋上防水改修工事などは公共施設保全課等が計画的に予算要求しており、その他の設備などの改修については読書振興課より予算要求して

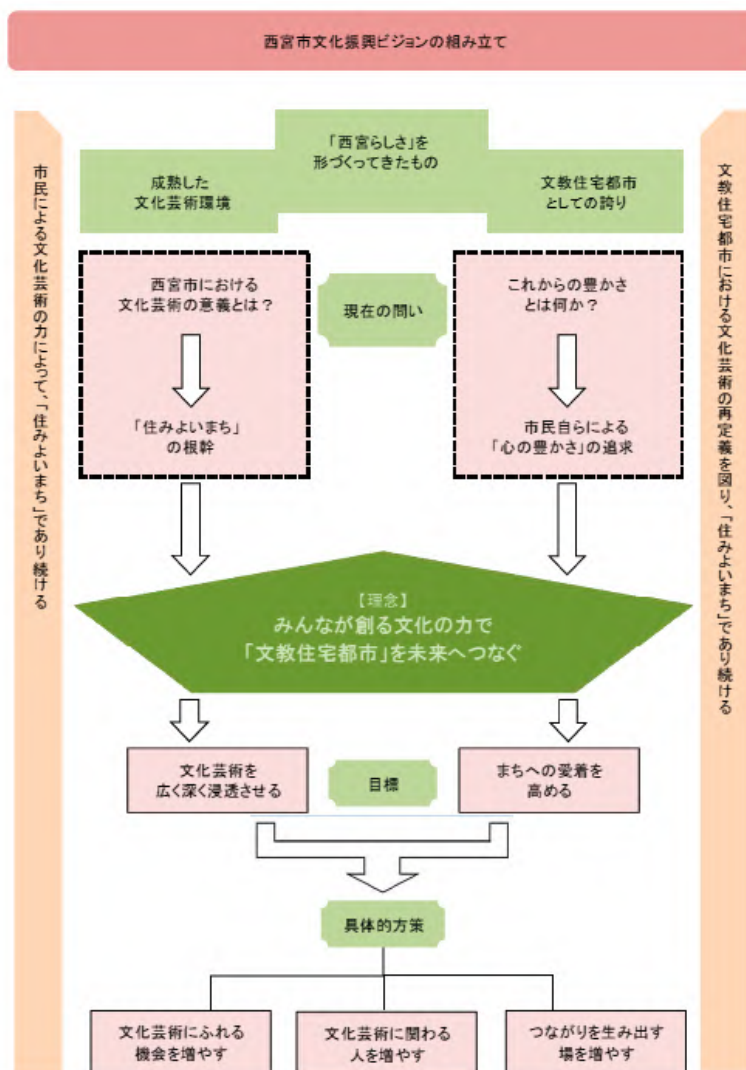
いる。しかしながら、当然、予算要求内容の全てが承認されるわけではなく、その緊急性や必要性を考慮して予算査定され、予算が決定される。

第3 文化振興事業に関する事務事業について

1 基本となる計画について

西宮市では、平成31年3月に「西宮市文化振興ビジョン[第2期]」を策定し、西宮市における文化芸術の理念を「市民主体」「文教住宅都市」「文化芸術の力」の3点から組み立て、【みんなが創る文化芸術の力で「文教住宅都市」を未来へつなぐ】としている。この理念に基づいて、文化振興施策が目標とすべきことを「文化芸術の浸透」と「まちへの愛着」の2点とし、具体的な方策として文化芸術に関わる「機会」・「人」・「場」を増やすこととしている。

【西宮市文化振興ビジョンの組み立て】



(出典：西宮市文化振興ビジョン[第2期])

「西宮市文化振興ビジョン [第2期]」は西宮市第5次総合計画の文化芸術分野施策の部門別計画と位置付けられ、西宮市の文化芸術に関わる環境を整備するための指針を表わしたものである。対象期間も第5次総合計画と同じく令和元年～令和10年の10年間である。

その理念や目標を円滑に具体化するために、「西宮市文化振興ビジョン[第2期]アクションプラン (前期)」を令和元年12月に策定し、上記3つの具体的方策を効果的に進めていくために、「文化芸術に関する情報の集約と発信」、「文化芸術体験・活動の充実」、「文化芸術における多様なささえ方の支援」という3つの「施策の柱」を立てた。

【文化振興ビジョンの具体的方策とアクションプランの施策の柱との関連性】

■具体的方策1：文化芸術にふれる機会を増やす

施策の柱1：文化芸術に関する情報の集約と発信

文化芸術事業や資源の情報を効果的かつ魅力的に発信し、届けることで、鑑賞や発表・外出や交流の機会が増え、文化芸術にふれる機会が増えます。

施策の柱2：文化芸術体験・活動の充実

文化芸術に様々な形でふれる機会を増やすことで、理解の深化、生きがいの発見、新たな出会いや関係の形成などにつながります。

施策の柱3：文化芸術における多様なささえ方の支援

文化芸術に受け身にかかわるだけでなく、サポートスタッフ、コーディネーター、プロデューサーなど、様々な形で文化芸術にふれる機会が増えるよう取り組みます。

■具体的方策2：文化芸術に関わる人を増やす

施策の柱1：文化芸術に関する情報の集約と発信

文化芸術事業の情報が行きわたり、「みる人」が増えることで、「する人」「ささえる人」の活動の活発化を支援できます。

施策の柱2：文化芸術体験・活動の充実

文化芸術を体験し、活動する機会を増やすことで、みる、する、ささえるすべての立場でかかわる人が増え、文化芸術の活発化につながります。

施策の柱3：文化芸術における多様なささえ方の支援

文化芸術をささえる個人や団体、企業が増えるよう、多様なささえ方を提案します。

■具体的方策3：つながりを生み出す場を増やす

施策の柱1：文化芸術に関する情報の集約と発信

情報の集約・活用により、人のつながりや新たな事業の創出を図ることができます。文化芸術作品や文化財、場に関する情報を集約・発信し、コンシェルジュやコーディネーターがそれらを活用することで、市内の文化芸術をめぐる環境が活性化し、文化芸術に関連した場が増えることにつながります。

施策の柱2：文化芸術体験・活動の充実

文化芸術を体験し、活動する場を増やすことで、人々のつながりや街への発見が生まれ、愛着が深まります。また、既存の市内各文化施設の維持、保全を図りつつ、公民館や商業施設、企業や大学などの情報を整理し、身近な場所で文化芸術を楽しめる環境を整えます。

施策の柱3：文化芸術における多様なささえ方の支援

様々な文化拠点が、コンシェルジュ機能、コーディネート機能を果たすことで「みる人」「する人」「ささえる人」をつなげる場となり、市内の文化芸術活動を活性化します。

各施策の取組内容は、年度別の工程表にまとめられており、工程表の進捗状況を確認したところ、令和元年度の終わりからはコロナ禍の影響もあり、主に市民の文化芸術事業等への参加機会を拡充する内容の取組については計画どおり進めることが困難な状況であった。その一方でコロナ禍の影響を受けた文化芸術関係者への支援事業の実施を通じて、文化芸術に関する情報収集については一定の進捗があったとのことである。

2 事務事業の検討

(1) 文化振興に関連する事務事業一覧

番号	事務事業名	所管部署	記載ページ
2-1	文化振興財団補助事業	文化振興課	88
2-2	文化芸術振興事業	文化振興課	96
2-3	大谷記念美術館補助事業	文化振興課	101
2-4	市民会館管理運営事業	文化振興課	106
2-5	市民ホール管理運営事業	文化振興課	113
2-6	市立ギャラリー管理運営事業	文化振興課	121
2-7	貝類館管理運営事業	文化振興課	126
2-8	文化行政推進事務	文化振興課	130
2-9	市民ホール等改修事業	文化振興課	132

2-10	大谷記念美術館改修補助事業	文化振興課	133
------	---------------	-------	-----

上記の事務事業を通じて各種イベントなどの様々な文化振興事業が実施されているが、後述の公益財団法人西宮市文化振興財団（以下、「文化振興財団」という。）が実施主体とされている事業は2-1と2-4であり、2-2はメインの委託先として事業を実施している。

【西宮市の文化振興事業と文化振興財団】

事務事業名	実施主体	実施手法
2-1 文化振興財団補助事業	文化振興財団	補助金を財源として自主事業を実施
2-2 文化芸術振興事業	西宮市	文化振興財団、その他の団体に対し業務委託して実施
2-4 市民会館管理運営事業	文化振興財団	指定管理業務の中の自主事業として実施

（出典：監査人作成）

2-1 文化振興財団補助事業

事業名称	文化振興財団補助事業				
所管課	文化振興課				
事業開始年度	昭和63年度				
事業概要	昭和63年に設立された公益財団法人西宮市文化振興財団が、市民を対象に自主事業として実施する芸術文化鑑賞振興育成事業にかかる事業費の一部を補助し、また、市の文化振興施策を推進するため派遣している西宮市職員の給与費の一部及び理事長報酬を補助する。				
具体的な実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ・自主事業として実施する芸術文化鑑賞振興育成事業費に対する補助 ・市派遣職員共済費事業主負担額補助 ・理事長給与費補助 				
事業の実施状況（実際に 行った取組、実施回数 等） （令和3年度）	<input type="checkbox"/> 事業開催件数 24件 入場者数 2,085人 共催・後援事業 131件 <input checked="" type="checkbox"/> ①コンサート等公演事業 1,273人 「なるお寄席番外編」、「公共ホール現代ダンス活性化事業「ダン活」」、「甲東サロンコンサート」、「大阪音楽大学音楽科専攻科生「オータムコンサート」」、「2022ニューイヤーコンサート」、「第27回にしのみやアジア映画祭」、「ゑびす寄席」 <input checked="" type="checkbox"/> ②育成事業 175人 「学生のための「ジャズ・クリニック」」、「「2021青春の音楽祭」コンサート」 <input checked="" type="checkbox"/> ③地域の文化振興事業 637人（動画コンテンツ再生回数 約4,055回） 気軽に文化芸術と出会い楽しむ機会を市内各所で提供する「おさんぽアミティ」、ホールへの来場が困難な市民も文化芸術を楽しむことのできるコンテンツを作成・配信する「おうちでアミティ（オンライン）」、「ニューイヤーコンサートプレ企画」、「文学案内（オンライン）」 <input type="checkbox"/> 派遣職員給与費補助金 対象職員数 5人 <input type="checkbox"/> 理事長給与費補助金				
事業費推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正規職員人件費	2,095	2,098	2,107	2,365	2,842
会計年度任用職員人件費	0	0	0	0	0
委託費	0	0	0	0	0
指定管理料	0	0	0	0	0
負担金及び補助金	46,967	49,730	52,704	73,887	52,901
その他	0	0	0	0	0
合計（A）	49,062	51,828	54,811	76,252	55,743
財源内訳（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国庫支出金				20,568	
県支出金					183
地方債					
その他					
一般財源	49,062	51,828	54,811	55,684	55,560
合計	49,062	51,828	54,811	76,252	55,743
コスト調整額（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
（加算）減価償却費					
（加算）退職給与引当	130	75	114	132	165
（控除）コスト対象外					
合計（B）	130	75	114	132	165
トータルコスト推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計（A）+（B）	49,192	51,903	54,925	76,384	55,908

(1) 補助金の概要及び交付額推移

当該事業は文化振興財団に対する補助金交付事業であり、交付対象について定めた「文化事業等補助金交付要綱」の文言は以下のとおりである。

第2条 (定義)

この要綱において、芸術・文化事業等とは、文化振興財団が行う次のものをいう。

- (1) 芸術・文化の鑑賞、振興、育成事業
- (2) その他西宮市との協議において実施する芸術・文化事業

第3条 (補助金の交付)

市は、予算の範囲内において、次に掲げる経費の全部又は一部について、補助金を交付するものとする。

- (1) 文化振興財団が実施する事業のうち、前条に掲げる事業に係る経費
- (2) 次に掲げる人件費等
 - ア 市が文化振興財団に派遣し、専ら文化振興財団の業務に従事している職員に係る人件費負担額
 - イ 文化振興財団の役員に関する人件費
- (3) その他市長が必要と認める事業に係る経費

具体的な補助金の交付対象は、①文化振興財団が行う芸術文化鑑賞振興育成事業に係る経費（補助事業を行う文化振興財団固有職員の人件費以外）、②補助事業を行う文化振興財団固有職員の人件費、③西宮市からの専任派遣職員の人件費負担額²、④理事長人件費³となる。

この①～④に係る過去5年間の交付額推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
①	10,850	10,350	10,379	30,024	10,900
②	26,500	29,250	32,000	32,000	32,000
③	5,128	5,135	5,299	6,936	7,127
④	4,488	4,994	5,025	4,926	2,874
合計	46,966	49,729	52,703	73,886	52,900

² 給与は市が負担するため、文化振興財団が負担するのは共済費の一部となる。

³ 現在、専務理事は市の職員となっており文化振興財団の負担はないため、理事長人件費のみが対象となる。

※①+②	37,350	39,600	42,379	62,024	<u>42,900</u>
------	--------	--------	--------	--------	---------------

※文化振興財団が行う芸術文化鑑賞振興育成事業に係る経費

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

令和3年度の補助金52,900千円のうち主なものは文化振興財団固有職員人件費32,000千円に対する補助となっている。

令和3年度に実施された補助事業の事業名とそれぞれの収入、支出及び収支差は以下のとおりである。

(単位：千円)

	事業名	収入	支出	収支差	支出の主な内訳
i	友の会推進事業	530	46	483	印刷費46千円
ii	公共ホール現代ダンス活性化事業「ダン活」	859	2,238	△1,379	委託料1,175千円、諸謝金627千円
iii	舞台芸術推進事業(共通事業費)	2	1,289	△1,287	消耗品478千円
iv	さくらFM放送委託事業	-	1,130	△1,130	委託料1,130千円
v	おさんぽアミティアウトリーチ(全5事業)	-	975	△975	諸謝金607千円
vi	カルチャーイベントカレンダー	-	975	△975	印刷費525千円
vii	西宮文楽探検 文楽に遊ぶ	394	1,152	△758	委託料968千円
viii	おうちでアミティ	-	609	△609	委託料370千円
ix	ゑびす寄席	126	714	△587	諸謝金490千円
x	情報収集提供事業	-	482	△482	委託料209千円
xi	ニューイヤーコンサート	-	468	△468	委託料358千円
xii	なるお寄席番外編	1,215	1,672	△457	委託料1,399千円
	その他	432	1,901	△1,468	
	直接事業費合計	3,559	13,657	△10,098	
	固有職員人件費	205	33,311	△33,106	
	収支差合計	3,764	46,969	<u>△43,204</u>	

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

各事業の収入の主な内容はイベントの入場料・参加料と（一財）地域創造からの助成金（iiの「ダン活」で受領）である。また、総事業費46,969千円のうち入場料収入や自主財源で賄われている割合は約8.7%で、西宮市から交付される補助金の割合が91.3%とそのほとんどを占めている。

また、補助金額について、一つ一つの事業ごとではなく、対象事業の収支差合計43,204千円（上記表の下線部分）に対して42,900千円の補助金が交付されていることとなる。

（2）補助金の見直し制度について

補助金制度の効率的かつ効果的な運用を図ること、市民への説明責任を果たすことを目的として策定された「西宮市補助金制度に関する指針⁴」では、補助金の分類とその定期的な見直し制度について以下のように記載されている。

分類	区分	内容	定期的な見直し制度
運営費補助	①団体運営補助	団体等の活動に公益性を認め、団体等の運営費に補助するもの	定期見直し方式
事業費補助	②施策推進型補助	市が施策として推進している事業を補完するような事業に対し補助するもの	定期見直し方式
	③誘導・促進型補助	市の施策を推進するために、団体等や個人の活動の動機付けや誘導のために補助するもの	サンセット方式
	④市民参加型補助	協働事業提案事業等の公募型補助金 ※補助金の交付対象事業について	サンセット方式
	⑤その他事業補助	上記以外の事業に対する補助	定期見直し方式

（出典：西宮市補助金制度に関する指針より監査人加工）

定期見直し方式は、3年毎に「補助金点検評価シート」を活用して、補助金が補助金交付基準に適合しているか所管課による点検・評価を行い、【拡充】【現状維持】【改善】【他の補助事業との整理・統合】【縮小】【廃止】といった方向性を定めるものである。

⁴ 平成25年11月11日策定、平成29年6月6日改定

一方サンセット方式は、終期到来時に「補助金点検評価シート」を活用して、目的の達成状況や効果などについて、所管課で点検・評価を行うものである。原則として終期到来により廃止とされ、終期は原則として5年以内とされているが、終期が3年を超える場合は、定期見直し方式により、中間点検・評価を行うものである。なお、補助金の継続が有効であると特に認められる場合は、その必要性・効果について十分な説明を行った上で継続し、新たな終期を設定できるとされている。

また、同指針では、①団体運営費補助の問題点を以下のように示し、事業費補助への転換を促している。

団体は、本来自立した存在としてその経費を自ら賄うべきであるが、常に経費の一定額が補助されることにより、そのことを前提に事業計画を立てている場合も見受けられる。補助金を交付することによって、かえって団体の行政への依存を強め、その自立を阻害している可能性もある。また、運営費補助については補助金の使途が特定の事業に限定されていないため、補助による効果が分かりにくく、市民に対して説明責任が十分に果たせないという問題がある。そのため、原則として事業費補助へと転換を図る。

[意見-18] 補助事業の見直し方法について

文化振興財団に対する当該補助金は、事業費補助のうち②施策推進型補助に分類⁵されているが、平成30年度の定期見直し結果⁶では当該補助金を一つの補助金とみて、今後の市の方針を打ち出している。

(平成30年度 補助金定期見直し結果)

市の方針	
方向性	今後の取組内容
現状維持	市民に良質な文化芸術鑑賞の機会を低廉な価格で提供することについて社会的必要性は高く、文化振興財団に対する支援は継続的に必要である。新たに策定される「西宮市文化振興ビジョン」に基づき、市民が気軽に文化芸術に触れられるよう様々な事業に取り組んでいく。

⁵ 理事長人件費や専任派遣職員人件費補助については、団体運営費補助の側面がある。専任派遣職員の給与費等に関しては政策的なものであり、当該指針の対象外とされている。

⁶ 本来3年に一度見直すこととなっているが、令和2年度及び3年度については、コロナの影響があったため、定期見直しは実施されていない。

前述のとおり当該補助金を財源として行っている事業は数多くあるが、現状はそれらをひとつの事業として、定期見直しを行っている。②施策推進型補助が定期見直し方式とされているのは、西宮市が施策として推進している事業を補完するような事業に対し補助するものであり、この補助金が補助金交付基準に適合しているかを個々の事業について西宮市の所管課が点検・評価を行えることが大前提となっている。

しかしながら、現状は一つ一つの事業ごとではなく、対象事業の収支差合計43,204千円に対して42,900千円の補助金が交付されているとともに、個別の事業に踏み込んだ点検・評価は行われていない。

当該補助事業を事業補助というのであれば、各実施事業に対して個別に評価し補助金交付対象事業として適切かどうかの見直しが行われるべきである。また、この補助事業をひとつの事業として見るのであれば、それは団体運営費補助と同義であると考えられるため、補助金の継続に関して市民への適切な説明が必要である。事業費補助であるならば、個別の事業について点検・評価され見直しされるべきであり、事業補助金として適切な説明責任の履行が求められる。

(3) 補助金の交付対象人件費

当該補助金の交付対象となっている人件費は、補助事業を行う固有職員人件費として32,000千円、専任派遣職員の共済費の一部として7,127千円、理事長人件費として2,874千円の合計42,001千円である。

派遣職員には兼務派遣と専任派遣があり、兼務派遣職員の人件費は共済費も含め市が全額負担しているが、専任派遣職員の人件費のうち共済費の一部は文化振興財団が負担し、その同額が補助金として市から文化振興財団に支払われている。

[指摘-3] 人件費の計上区分について

市からの専任派遣で施設管理を担当している職員の人件費1,481千円が、文化振興財団の決算書（正味財産増減計算書総括表）上、法人会計に計上されている。しかし当該職員は市民会館及びなるお文化ホールの施設管理業務に従事しており、文化振興財団の会計区分上、施設管理業務に係る収益及び費用は公益目的事業もしくは収益事業に計上する必要があり（下記、公益法人会計基準及び公益法人会計の運用指針参照）、計上区分が誤っている。

また対応する補助金収入も法人会計に含まれているが、正しくは公益目的事業もしくは収益事業に計上する必要があるため、今後正しい会計区分にて処理されたい。

(公益法人会計基準)

第5条 会計区分 公益法人は、法令の要請等により、必要と認めた場合には会計区分を設けなければならない。

(公益法人会計の運用指針)

(様式2-3) 作成上の留意事項

法人会計区分は、管理業務に関する収益・費用やその他の法人全般に係る

(公益目的事業会計・収益事業等会計に区分できないもの) 収益・費用を表示するものとする。

[意見-19] 人件費の各事業への適切な配分について

文化振興財団において、補助金を使って実施された各イベントに対する人件費の配賦状況について確認したところ、配賦していないとの回答を得たため、監査人が補助対象人件費 33,311 千円を各イベントの支出額を基準に按分した結果、各イベントの収支は下記のとおり試算された。

(単位：千円)

	事業名	収入	支出	人件費 配賦額	支出 総額	収支差
i	友の会推進事業	530	46	112	158	371
ii	公共ホール現代ダンス活 性化事業「ダン活」	859	2,238	5,459	7,697	△ 6,838
iii	舞台芸術推進事業（共通 事業費）	2	1,289	3,144	4,433	△ 4,431
iv	さくらFM放送委託事業	-	1,130	2,758	3,889	△ 3,889
v	おさんぽアミティアウト リーチ（全5事業）	-	975	2,380	3,356	△ 3,356
vi	カルチャーイベントカレ ンダー	-	975	2,378	3,353	△ 3,353
vii	西宮文楽探検 文楽に遊 ぶ	394	1,152	2,812	3,964	△ 3,570
viii	おうちでアミティ	-	609	1,486	2,096	△ 2,096
ix	ゑびす寄席	126	714	1,742	2,456	△ 2,330
x	情報収集提供事業	-	482	1,177	1,660	△ 1,660
xi	ニューイヤーコンサート	-	468	1,142	1,610	△ 1,610
xii	なるお寄席番外編	1,215	1,672	4,079	5,751	△ 4,536
	その他9件	432	1,901	4,637	6,539	△ 6,106
直接事業費合計		3,559	13,657	<u>33,311</u>	46,969	△ 43,410
固有職員人件費		205	33,311	<u>△ 33,311</u>	-	205
収支差合計		3,764	46,969	-	46,969	△ 43,204

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

上記はあくまで試算であるが、実際に人件費を各事業に紐付けることによって、各事業のフルコストがイメージしやすくなる。そもそも直接支出額総額13,657千円に対し人件費は総額33,311千円と2.4倍もあり、人件費抜きにして各事業の全体像の把握は出来ない。

また、各事業のフルコストの把握は、事業実施が3E⁷の観点から適切に実施できているかの判断や、今後の事業戦略策定における重要な情報となる。今後は、人件費の各事業への適切な配賦計算が望まれる。

⁷ 経済性(Economy)、効率性(Efficiency)、有効性(Effectiveness)

2-2 文化芸術振興事業

事業名称	文化芸術振興事業					
所管課	文化振興課					
事業開始年度	不明					
事業概要	平成31年3月に策定した「西宮市文化振興ビジョン【第2期】」における【みんなが創る文化の力で「文教住宅都市」を未来へつなぐ】という基本理念に基づき、文化振興政策が目標とすべきことを、「文化芸術の浸透」と「まちへの愛着を高める」としている。これらを実現するために、「文化芸術にふれる機会」、「文化芸術に関わる人」、「つながりを生み出す場」を増やすための事業を展開していく。					
具体的な実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動の奨励 ・文化芸術団体の育成 ・まちかどコンサート事業 等各種文化芸術事業 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<ul style="list-style-type: none"> ●文化芸術活動の奨励 第70回西宮市市展1,454人 第49回西宮市芸術祭1,457人 さよならコンサート420人 ●団体の育成 第46回西宮市民音楽祭236人 第60回西宮少年合唱団定期演奏会255人 合唱講習会（動画配信によるオンライン実施） ●まちかどコンサート事業 計4回 延べ入場者数337人 ●プラス・クリニック事業（オリジナルの指導DVDを作成し、吹奏楽部のある市内全学校に配布） ●協働事業提案（地域文化芸術振興部門）応募12件 8件採択（うち実施7件） ●西宮浜脇のふるさとづくり事業 オンラインにて開催 ●アーティストバンク事業 制度設計及び構築を実施 ●人形劇事業 定期公演8回 延べ入場者数444人 こども講座 6人参加 おとな講座 12人参加 ●ロビーギャラリー 市役所本庁舎に西宮芸術文化協会会員等による作品（日本画・洋画・書・写真）を展示 ●市立小中学校向けアウトリーチ事業 体験型・鑑賞型のワークショップ（音楽26件、古典22件、ダンス3件、美術6件）を実施 ●ワークショップBOX西宮 WEBサイトを開設し、10件の体験型動画を配信（総再生回数：1,002回） 					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	22,204	19,050	14,579	13,684	12,660
	会計年度任用職員人件費	2,396	1,752	1,787	1,771	1,805
	委託費	67,538	70,274	68,085	51,253	60,165
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金及び補助金	721	0	0	12,093	0
	その他	1,203	544	413	737	190
	合計（A）	94,062	91,620	84,864	79,538	74,820
財源内訳（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	0	0	0	8,635	0
	県支出金	0	0	0	0	223
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	3,333	4,286	3,557	647	2,762
	一般財源	90,729	87,334	81,307	70,256	71,835
	合計	94,062	91,620	84,864	79,538	74,820
コスト調整額（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費	459	459	0	0	0
	（加算）退職給与引当	1,381	683	785	761	734
	（控除）コスト対象外	0	0	0	0	0
	合計（B）	1,840	1,142	785	761	734
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	95,902	92,762	85,649	80,299	75,554

(1) 委託事業の内容と金額の推移

この事務事業では、文化振興ビジョンにおける3つの方策「文化芸術にふれる機会」「文化芸術に関わる人」「つながりを生み出す場」を増やすための事業を展開すべく、文化芸術活動の奨励、文化芸術団体の育成、まちかどコンサート事業等各種文化芸術事業を実施しており、主な実施形態は委託である。

委託事業の事業名と金額等の過去5年間の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	委託先名称	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
芸術文化事業等実施業務(※)	公益財団法人 西宮市文化振興財団	46,190	48,579	45,584	32,193	43,895
西宮市小中学校アウトリーチ事業実施業務	西宮市小中学校アウトリーチ事業実行委員会	10,513	11,611	12,548	11,860	11,532
「まちかどコンサート」事業	公益財団法人 西宮市文化振興財団	1,637	1,618	1,650	839	- ⁸
「プラス・クリニック」業務	プラス・クリニック実行委員会	4,564	2,959	3,188	2,832	2,952
人形劇定期公演等事業実施業務	西宮人形劇グループ連絡会	1,650	1,650	1,570	1,140	756
西宮ドアーズ開催業務	西宮ドアーズ実行委員会	-	2,902	2,973	1,853	- ⁹
ワークショップBOX西宮実施業務	ワークショップBOX西宮実行委員会	-	-	-	-	699
西宮虹舞台事業実施業務	公益財団法人 西宮市文化振興財団	2,509	- ¹⁰	-	-	-

⁸ まちかどコンサート事業は文化振興財団から実行委員会へ再委託していたが、再委託をとりやめた。市・財団間委託事業契約整理のため一本化した。

⁹ 西宮ドアーズは令和3年度ワークショップBOX西宮に名称変更している。

¹⁰ 虹舞台事業に含まれる事業メニューが近年減少したため、市・文化振興財団間委託事業契約

友好都市文化交流事業 実施業務	友好都市文化交流事業 実施業務	-	626	-	-	-
インターネット文学館 業務	西宮流	324	324	492	330	330
	合計	67,388	70,273	68,008	51,049	60,165

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

(※) 芸術文化事業等実施業務は、文化振興財団への委託事業であり、複数の事業をまとめて一つの契約としている。その事業内容の内訳と金額推移は以下のとおりである

(単位：千円)

業務名	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
西宮市展	5,458	5,546	5,641	672	4,969
西宮市芸術祭	6,025	6,022	5,913	3,756	5,820
西宮市市民文化祭	4,492	4,692	3,580	578	577
西宮少年合唱団育成	7,135	6,641	6,247	7,597	7,898
西宮市吹奏楽団育成	6,759	7,445	6,839	4,216	5,516
団体育成	728	721	1,171	146	214
西宮市民音楽祭	1,511	1,595	1,515	1,270	1,087
さよならコンサート	776	762	725	1,029	929
野外文化事業	1,730	1,866	2,001	129	-
芸術文化情報収集提供	3,803	3,888	3,493	4,528	3,760
さくら FM 放送委託料	1,106	1,111	1,129	1,092	1,132
虹舞台事業	-	1,703	1,495	436	1,130
まちかどコンサート	-	-	-	-	1,199
アーティストバンク事業	-	-	-	-	451
事業共通費	6,662	6,582	5,829	6,739	9,207
合計	46,190	48,579	45,584	32,193	43,895

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

整理のため一本化している。

事業共通費の主な内訳は人件費で、令和3年度は5,937千円である。令和3年度の事業共通費が例年に比べ増加している主な要因は、コロナ禍で映像制作の事業が増えたことで、PCのスペック向上・編集用ソフトウェア等の購入が必要となり、消耗品費の計上が増えたためとのことである。

令和3年度の委託事業数は、文化振興財団への委託事業が13件、その他への委託事業が5件となるが、事業内容の推移をみると、平成30年度に西宮ドーム開催事業が新たに増えたほかは事業内容に大きな変更は見られない。

[意見-20] 事業共通費の各事業への適切な配分について

文化振興財団が受託している芸術文化事業等実施業務の事業共通費は各事業に配賦されていない。監査人が事業共通費9,207千円を各事業の支出額を基準に按分した結果、各事業の支出額合計は下記のとおり試算された。

(単位：千円)

業務名	支出額	事業共通費配賦額	配賦後支出額合計
西宮市展	4,969	1,319	6,289
西宮市芸術祭	5,820	1,545	7,365
西宮市市民文化祭	577	153	730
西宮少年合唱団育成	7,898	2,096	9,995
西宮市吹奏楽団育成	5,516	1,464	6,980
団体育成	214	56	271
西宮市民音楽祭	1,087	288	1,376
さよならコンサート	929	246	1,175
野外文化事業	-	-	-
芸術文化情報収集提供	3,760	998	4,758
さくらFM放送委託料	1,132	300	1,433
虹舞台事業	1,130	299	1,429
まちかどコンサート	1,199	318	1,517
アーティストバンク事業	451	119	570
事業共通費	9,207	△9,207	-
合計	43,895	-	43,895

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

上記はあくまで試算であるが、実際に事業共通費を各事業に紐付けることによって、各事業のフルコストがイメージしやすくなる。

また、各事業のフルコストの把握は、事業実施が3Eの観点から適切に実施できているかの判断や、今後の事業戦略策定における重要な情報となる。今後は、事業共通費を各事業に適切に配賦計算を行うことが望まれる。

2-3 大谷記念美術館補助事業

事業名称	大谷記念美術館補助事業					
所管課	文化振興課					
事業開始年度	昭和47年度					
事業概要	文教住宅都市として阪神間由来の作家の作品の継承、意欲的な展覧会の開催および西宮の子供向けアウトリーチ事業を通じ、西宮の将来を担う感性を育むために、質の高い芸術作品を市民が気軽に鑑賞又は創造できる場として美術館等の存在が強く求められている。このため、本市の文化芸術事業等の促進と、市民の文化芸術の意識の向上に寄与することを目的として、公益財団法人西宮市大谷記念美術館に対して運営補助金を交付する。					
具体的な実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ・企画展・館藏品展の開催 ・関連講座等の開催 ・教育活動等 ・経営改善への取組み 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<ul style="list-style-type: none"> ●企画展・館藏品展の開催（開館時間：午前10時から午後5時、水曜日休館） ・企画展 3回開催 開催日数：165日、入館者数：25,240人 「石内都展」、「2021 イタリア・ボローニャ国際絵本原画展」、「喜多俊之展」 ・館藏品展 1回開催 開催日数：44日、入館者数：3,044人 「コレクション・五題」 ●関連講座等の開催 11回 ・講演会1回、作者を交えた対談2回、ミュージアム・コンサート2回、ワークショップ4回、スライドトーク2回 ●教育活動等 ・西宮市小中学校アウトリーチ事業（小学校図工科の鑑賞教育活動に協力）受入れ 4校 ・博物館実習受け入れ 6 大学6人の学生を指導。 ●経営改善への取組み ・市外在住者の入館料増額 ・広報事業への注力（図書館ブックフェアの実施、商業施設でのパネル展示）等 					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	838	839	843	1,098	1,120
	会計年度任用職員人件費	0	0	0	0	0
	委託費	0	0	0	0	0
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金及び補助金	139,300	140,243	139,743	154,379	130,000
	その他	0	0	0	0	0
	合計（A）	140,138	141,082	140,586	155,477	131,120
財源内訳 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	140,138	141,082	140,586	155,477	131,120
	合計	140,138	141,082	140,586	155,477	131,120
コスト調整額 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費	0	0	0	0	0
	（加算）退職給与引当	52	30	45	61	65
	（控除）コスト対象外	0	0	0	0	0
	合計（B）	52	30	45	61	65
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	140,190	141,112	140,631	155,538	131,185

(1) 美術館の概要

大谷記念美術館（以下、「美術館」という。）は、西宮市が故大谷竹次郎氏より、土地建物、美術作品の寄贈を受け、そのコレクションを広く一般に公開するため、1972（昭和47）年11月に開館した美術館である。現在では、西宮市を中心に関西にゆかりのある作家の作品を中心に、約1,100点の作品を収蔵・保存し、それらを公開したり、年に数回の企画展を開催している。

美術館の土地は西宮市が所有し、建物や美術品については公益財団法人大谷記念美術館（以下、「大谷記念財団」という。）が所有する形で、市の補助を受け運営している。建物の改修費も含め、基本的に運営上不足する額は補助金で賄われるため、市営の美術館と同義ととらえても差し支えない。市の出捐金は0千円であるが、指定正味財産の内容を見ると、美術品は当初寄付で構成されており、またその後も大谷家を中心とした寄付を受けているが、施設に関する補助金は市から出ており、建物等施設に関しては市の負担、当初美術品の寄贈に関しては大谷氏、という構造といえる。

理事長は市長、その他理事や評議員にも市役所職員が入り、職員1名が派遣されている。

(2) 市からの補助金及び入館者数等の推移

過去5年間で市が大谷記念財団に対して補助事業経費（運営費補助金）として支出している金額は下記のとおりである。

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助事業経費	139,300	140,243	139,743	154,378	130,000

運営費補助金については、毎年度大谷記念財団が提出する収支予算を査定して交付決定される。令和元年度まではおおよそ1億4千万円が補助されていたが、令和2年度は令和元年度の収支の均衡が取れない見込みだったことからその経営支援のため、また経営改善策についてのコンサルタント費用2,871千円支出のため、他の年度より補助金の額が多くなっている。令和3年度の補助金については、新型コロナウイルス感染症対応に伴い西宮市の財政状況が悪化したため、1億3千万円という上限が決められ執行された。

予算が減ったため、令和3年度は企画展の開催数が4回となり、他の年度より2回程度少なくなった。一つの展覧会の開催に伴い、必要となる費用から入場料収入等を差し引いた収支差額は、概ね6百万円程度と設定されている。

また過去5年間の入館者数及び入館料の推移は下記のとおりである。

(単位：人、千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
有料入館者数	30,281	30,883	29,289	10,018	19,268
無料入館者数	30,637	28,211	23,823	5,318	9,016
総入館者数	60,918	59,094	53,112	15,336	28,284
入館料収入	18,381	21,146	21,245	7,576	18,808
有料入館者割合	49.7%	52.3%	55.1%	65.3%	68.1%
展覧会開催延べ日数※	235	234	218(228)	165(202)	209(224)
1日あたり入館者数	259	253	243	93	135
1日あたり有料入館者数	129	132	134	61	92

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

※展覧会開催日数の()内は、コロナ禍による臨時休館の影響を除いた当初開催予定日数である。

令和元年度末からコロナ禍による休館などがあったため、展覧会の開催日数が少なくなっている。令和2年度はその影響が一番大きく表れており、開催日数も少なく、入館者数も少ない。令和3年度は密を避けるため無料券の配布を中止したことから、無料入館者数が大幅に減り、有料入館者割合が68.1%と大幅に増えた。また、令和元年度、令和3年度の入館料の値上げ¹¹もあり、令和3年度の入館料収入は、総入館者数が倍以上あった平成29年度と比べ増加している。

なお、運営費補助金の額を入館者数で割った、入館者一人当たりの運営費補助金(市税)は以下ようになる。

(単位：円/人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
総入館者一人あたり運営費補助金	2,287	2,373	2,631	10,066	4,596

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

無料入館者も含めた総入館者一人当たりに対して市税が4,596円投入されていることになる。

¹¹ 展覧会毎に入館料の設定額は異なるが、ほぼ毎年開催されている「イタリアボローニャ国際絵本原画展」の入館料は令和元年度まで800円だったが、令和3年度は1,200円となっている。

〔意見-21〕 今後の美術館の方針について

今後の美術館の方向性について確認したところ、施設の規模も大きくないため、近隣の大規模美術館と同じような集客は望めず、仮に人が集まってもキャパオーバーとなり回らないとのことであった。そのため、やみくもに入館者数を増やすことは考えておらず、適正な入館者数は年間 60,000 人程度だとのことであった。

この方向性を基礎に、仮にコロナ禍前の平成 29 年度と平成 30 年度の有料入館者数の割合（約 50%）を前提とすると、平均 1,000 円の入場料を徴収しても年間の入場料収入は 30 百万円であり、令和 3 年度入館料収入より約 10 百万円増えるが、補助金は毎年 120 百万円必要である。

美術館の西宮市における文化芸術の面で目に見えない貢献は理解するものの、限られた財政の中で今後どのような方針で美術館の運営をすべきか、検討し方針の決定が望まれる。

（3）施設の状況

美術館内には 4 つの展示室の他、喫茶室、講堂、和室、アトリエがある。喫茶室については、市内の事業者に委託料を払い、展覧会開催期間中の交流ルームを運営してもらっている。講堂は講演会やワークショップの際に使用しているが、貸室などは行われてない。アトリエについては、以前は絵画教室が開かれていたが、現在教室は閉鎖され倉庫として使用されている。和室について、以前貸室などで利用されていたが、現在何も使われていない。

使用していない理由については、平成 25 年に財団法人から公益財団法人に移行するにあたって、貸室などの収益事業を行った場合、本業である公益目的事業の運営を圧迫しないよう、利益を獲得する必要があり¹²、貸室に要する経費を考慮すると収益性の確保が困難なため貸室事業や教室事業は中止したとの説明であった。また、和室を利用するには美術館内を通る必要があり、単体では使いにくいとのことでもあった。アトリエでの絵画教室については、同様のスクールは民間でも行われており、公的な施設で行うには、民業圧迫に繋がりがねないという懸念もあるとのことであった。

¹² 公益法人認定法第 5 条第 7 号では「公益目的事業以外の事業を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」と規定されている。収益事業の赤字が続くと、収益事業を行っている意義がなくなるどころか、むしろ公益事業の足を引っ張ることになり、同規定に該当する可能性が出る。

(和室)



(アトリエ)



(出典：監査人撮影)

[意見-22] 遊休施設の活用について

監査人が視察したところ、和室は保存状態が良く、美術館とは独立した離れ（一軒家）のような構造をしている。また、美術館内の竹やぶや池の景観が素晴らしく、高級料亭のような佇まいがある。外からの動線の問題はあるものの、民間の創意工夫やアイデアを募集するには十分な機能を有していると感じた。また、アトリエについても、雰囲気は非常に良く、机などのものは置いてあったが、綺麗に保存されている。

平成25年の公益財団法人への移行時に、西宮市と美術館で検討委員会を設置し有効活用の可能性を検討したとのことであるが、民間を巻き込んだ活用方法の検討は現在まで行われていない。

PPP¹³/PFI¹⁴など、民間との連携で地域課題の解決を図る手法は、近年様々な自治体で多く事例が存在しており、資産の有効活用の観点から、検討する余地はあると考えられる。

遊休資産活用の観点から、民間との連携も考慮した最善の方法を模索し、施設の有効活用を図られたい。

¹³ Public Private Partnership 公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFIなど、様々な方式がある。

¹⁴ Private Finance Initiative 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

2-4 市民会館管理運営事業

事業名称	市民会館管理運営事業					
所管課	文化振興課					
事業開始年度	昭和42年度					
事業概要	平成31年3月に策定した「西宮市文化振興ビジョン【第2期】」における【みんなが創る文化の力で「文教住宅都市」を未来へつなぐ】という基本理念を実現するため、本市における文化芸術の拠点施設として、文化芸術の浸透に寄与するよう、広く市民の利用を図る。また、施設を効率的に運営するとともに、施設の機能を発揮できるよう適切な維持管理を行う。					
具体的な実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市民会館の管理運営 ・施設予約システムの借上げ 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<ul style="list-style-type: none"> ●利用件数及び利用率 ホール 336件 60.0% 会議室 4,085件 64.9% ギャラリー 62件 21.2% ●使用料収入状況 ホール 19,920,680円 会議室 14,380,740円 ギャラリー 359,200円 合計 34,660,620円 ●指定管理者自主事業実施回数及び延参加者数 「西宮太鼓フェスティバル」「おさんぼアミティ事業」「にしのみやオペラ」など13件 2,217名 「おうちでアミティ」（オンライン配信）12コンテンツ作成、総再生回数約3,066回 ●西宮市民会館の使用料の減免状況 減免件数：121件/利用総件数：4,483件 減免額：2,764千円/収入額：34,661千円 					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	1,257	1,259	1,264	2,112	1,722
	会計年度任用職員人件費	200	195	199	197	201
	委託費	0	3,221	4,985	1,314	5,000
	指定管理料	114,909	113,510	116,911	116,205	113,626
	負担金及び補助金	40	40	40	40	0
	その他	5,834	8,914	5,180	10,235	5,385
	合計（A）	122,240	127,139	128,579	130,103	125,934
財源内訳（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金				7,150	
	県支出金				978	
	地方債				0	
	その他	63,356	54,634	48,018	23,721	36,667
	一般財源	58,884	72,505	80,561	98,254	89,267
	合計	122,240	127,139	128,579	130,103	125,934
コスト調整額（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費	6,617	6,825	10,458	10,726	10,726
	（加算）退職給与引当	78	45	68	118	100
	（控除）コスト対象外					
	合計（B）	6,695	6,870	10,526	10,844	10,826
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	128,935	134,009	139,105	140,947	136,760

市民会館（アミティ・ベイコムホール）の指定管理の状況は下記のとおりである。開館時の55年前は直営で、文化振興財団が設立された昭和63年からは

委託契約、平成18年からは指定管理者として、文化振興財団が管理運営を行っている。

【指定管理の概要】

対象施設	西宮市民会館
所在地	西宮市六湛寺町10番11号
指定管理者	公益財団法人西宮市文化振興財団
契約期間（令和3年度がかかる契約）	令和3年4月1日～令和8年3月31日
同一契約先との契約継続年数	34年間（昭和63年～現在）
令和3年度指定管理委託料（千円）	113,626
主な対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・貸館業務 ・施設維持管理業務 ・自主事業
公募/非公募の別	非公募
公募時の参加数	
非公募の場合はその理由	市が西宮市文化振興ビジョン〔第2期〕に沿い、市内文化芸術団体との協力関係を深め、市民が主体的に文化芸術を楽しみ、体験し、支えることができるまちづくりを進めるためには、「多くの主体の参画と連携を図って柔軟かつ公正に事業企画、実施を担える中核組織」としての役割を担うことができる唯一の市内団体である財団が、本市の文化行政の中心的施設である市民会館の指定管理者となることが最も望ましいと考えたため。
再委託の有無	有
自主事業の有無	有
職員配置の状況	5名（貸館業務従事者に限る）

（1）収支の状況及び利用状況

収支、稼働率、受益者負担率¹⁵等の推移は以下のとおりである。

なお、西宮市政策局が令和元年7月に策定した「西宮市施設使用料指針」では、受益者負担率算定の基礎となるコストに減価償却費は含まれていない。今回はフルコストに減価償却費を含むパターンと、含まないパターンの二通りで受益者負担率及び利用一件当たりのコストの計算を行った。減価償却費を含む

¹⁵ 受益者負担とは、特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担をもとめる考え方で、受益者負担率は、受益者が費用負担している割合を示したものである。今回は、受益者負担額として、分子には市民会館使用料を始めとした利用者等から得た収入を計上し、分母にはフルコストから光熱水費使用者負担金収入など費用を削減する収入を控除し、算出した。以下に述べる2-5市民ホール管理運営事業、2-6市立ギャラリー管理運営事業、2-7貝類館管理運営事業においても同じ考え方で計算している。

フルコストの把握も有意義であると考えているが、当報告書内での計算結果についてのコメントは、西宮市の指針に合わせ、減価償却費を含まないパターンを前提に行っている。2-5 市民ホール管理運営事業、2-6 市立ギャラリー管理運営事業、2-7 貝類館管理運営事業においても同様とする。

市民会館

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市民会館使用料 ①	61,290	52,662	46,114	22,744	34,660
行政財産目的外使用料 ①	862	795	786	91	94
光熱水費使用者負担金収入 ②	800	788	767	694	482
自動販売機取扱収入 ①	396	380	343	189	178
市民会館ロッカー使用料収入 ①	7	6	5	0	1
芸術文化公演再開緊急支援事業助成金 ②	-	-	-	977	-
ネーミングライツ料収入 ①	-	-	-	-	1,250
地方創生臨時交付金 ②	-	-	-	7,149	-
歳入合計	63,356	54,633	48,017	31,848	36,667
修繕料	4	4,276	-	-	-
手数料	4	-	-	-	-
委託料	114,908	116,730	121,896	117,519	118,626
使用料及び賃借料	3,886	4,080	4,080	4,081	4,081
工事請負費	1,856	340	954	1,416	1,071
備品購入費	-	104	61	945	-
負担金補助及び交付金	40	40	40	40	-
償還金利子及び割引料	87	111	83	3,791	231
歳出合計 ③	120,787	125,685	127,115	127,794	124,011
収支差額	△ 57,430	△ 71,051	△ 79,098	△ 95,945	△ 87,344

利用者数・稼働率

	利用件数(件)	556	452	413	284	336
ホール	稼働率(%)	63.3	67.6	66.6	41.4	50.6
	利用件数(件)	7,126	6,775	6,350	2,865	4,085
会議室	稼働率(%)	64.8	61.7	61.5	45.7	46.1
	利用件数(件)	135	139	136	11	62
ギャラリー	稼働率(%)	45.3	53.1	47.6	13.3	21.2
	利用件数(件) ④	7,817	7,366	6,899	3,160	4,483
合計	稼働率(%)	64.2	61.9	61.4	44.9	45.6

(単位：千円)

正規職員人件費相当額 ⑤	1,257	1,259	1,264	2,112	1,722
会計年度任用職員人件費 ⑤	200	195	199	197	201
退職給与引当 ⑤	78	45	68	118	100
減価償却費 ⑤	6,617	6,825	10,458	10,726	10,726
フルコスト ⑥	128,939	134,009	139,104	140,947	136,760
利用一件当たりコスト(千円/件) ⑦	16	18	20	45	31
受益者負担率 ⑧	48.8%	40.4%	34.2%	17.4%	26.6%

フルコストの算定式 ⑥ = ③ + ⑤

利用一件当たりコストの算定式 ⑦ = ⑥ / ④

受益者負担率の算定式 ⑧ = ① / (⑥ - ②)

フルコストに減価償却費を含まない場合

利用一件当たりコスト(千円/件) ⑨	16	17	19	41	28
受益者負担率 ⑩	51.5%	42.6%	36.9%	19.0%	28.8%

利用一件当たりコストの算定式 ⑨ = (⑥ - 減価償却費) / ④

受益者負担率の算定式 ⑩ = ① / ((⑥ - 減価償却費) - ②)

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

市民会館全体の稼働率はコロナ禍の影響が一番大きかった令和2、3年度は45%前後と低くなったが、それ以前は60%を超えていた。中でもホール、会議

室の稼働率は高いが、ギャラリーの稼働率は50%前後と低い。貸室の規模が大きく異なるため単純に計算できないが、利用一件当たりのコストはコロナ禍前で2万円弱となっている。受益者負担率はコロナ禍前の平成29年では51.5%とあるが、平成30年度、令和元年度には大規模工事による休館（各3ヶ月）もあり、40%前後となっている。令和元年度末以降はコロナ禍の影響もあり、大幅に低下している。

〔意見-23〕 受益者負担率の向上について

前述の「西宮市施設使用料指針」では、市民会館は「民間にも類似施設が存在しており、ある程度の収益確保が見込まれるものの、公的な目的での必要性があるホール等」に分類され、「受益者負担割合 50%程度を目安とするもの」とされている。現在はコロナ禍の影響もあり、50%には遠く及ばない状況であるが、コロナ禍や休館の影響のなかった平成29年度には、50%を超える受益者負担率であった。

西宮市としては、現在でも50%の受益者負担が望ましいと考えているとのことである。コロナ禍や少子高齢化の進展など、外部環境の変化は著しいが、受益者負担を50%程度とするため、稼働率の向上やコストの削減など様々な取組みの実施が望まれる。

（2）自主事業の実施状況

令和3年度に、市民会館で指定管理者として実施された主な自主事業は下記のとおりである。

（単位：千円）

	事業名	収支差	収入	支出	支出の主な内訳
i	おうちでアミティ	△667	-	667	委託料 667
ii	アート for キッズ 子と親のはじめてのホール体験 プリンセスコンサート	△569	542	1,111	委託料 717、諸謝金 167
iii	おさんぽアミティ（全3事業）	△482	90	572	委託料 330、消耗品 197
iv	ミ・ベモル ポピュラーコンサート	△255	4	259	委託料 165

v	西宮太鼓フェスティバル番外編	△193	678	871	委託料 705
	その他	△30	70	△39	
	合計	△2,137	1,385	3,523	

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

指定管理者が実施する自主事業については基本協定書第13条で、「自らの責任と費用において実施することができる」と定められており、収支共に指定管理者に帰属することとなる。

第13条（自主事業）

乙は、本施設の設置目的を達成すること、及び本施設利用者のサービス向上を目的として、自らの責任と費用において、次の各号に定める事業（以下「自主事業」という。）を実施することができる。

- (1) 本施設における文化芸術の鑑賞事業等の企画、実施に関する事業
- (2) 本施設利用者のサービス向上を目的とした物品販売等の事業

(出典：令和3年度西宮市民会館指定管理者基本協定書)

自主事業を含む指定管理業務については、指定管理者は事業計画書及び収支計画書を西宮市に提出し、確認を得なければならないとされており、実施報告書も提出し確認を受けることになる。

しかしながら、この実施報告書上、支出額には、直接費しか含まれておらず、自主事業を実施した職員人件費が計上されていない。従事した職員には、文化振興財団が人件費を負担していない西宮市からの派遣職員も含まれている可能性もあるが、主に文化振興財団の事業課在籍の職員が従事し、その人件費は2-1文化振興事業補助金で賄われている。なお、その金額は把握できないとのことであった。

[指摘-4] 指定管理者自主事業の人件費について

指定管理者が実施する自主事業に係る人件費が、主に文化事業等補助金で賄われている。

補助金は「文化事業等補助金交付要綱」（下記参照）第4条及び第5条に基づき交付申請・決定されるが、その交付対象事業は「補助金等の取扱いに関する規則」（下記参照）第7条に基づき補助金等交付申請書に明記された事業のみである。指定管理者自主事業に係る人件費が補助金で賄われているということ

は、交付決定された補助対象事業以外の用途に補助金を使用していることになる。これは、補助事業者等の責務を記した同規則第5条及び市の監督責任を記した同規則第4条に違反している。

今後は、「補助金等の取扱いに関する規則」を遵守し、指定管理者自主事業費用に文化事業等補助金が充当されないように徹底されたい。

(文化事業等補助金交付要綱)

第4条 (交付の申請等)

補助金の交付の申請をしようとする場合は、補助金等の取扱いに関する規則第5条に定める補助金等交付申請書(様式第1号)をその定める日までに、市長に提出しなければならない。

第5条 (交付の決定)

市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、補助金の交付決定を行い、その旨を文化振興財団に通知するものとする。

(補助金等の取扱いに関する規則)

第4条 (市長の責務)

市長は、補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が交付の目的に従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。

第5条 (補助事業者等の責務)

補助事業者等は、補助金等が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、法令の定め、補助金等の交付の目的並びに補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行しなければならない。補助金等を他の用途に使用してはならない。

第7条 (交付の申請)

補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助事業等の目的、内容及び経費、補助金等の額その他必要な事項を記載した補助金等交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は事業概要書
- (2) 収支予算書
- (3) 工事の施行を伴う場合は、実施設計書および図面
- (4) その他市長が必要と認める書類

(3) 指定管理者の選考方法

令和3年度の総事業費（人件費除く）124,011千円の内、指定管理料は113,626千円であり、91.6%となっている。トータルコストで見てもその割合は83.1%と大きい。この指定管理業務は、公募により事業者が選定されている2-5「市民ホール管理運営事業」とは異なり、文化振興財団との非公募の契約となっており、33年間同一の団体に対する特名随意（非公募）での管理委託が続いている。現在の指定管理期間は令和3年度から令和7年度までの5年間である。

非公募で選定される理由は「公募によらず選定する理由書」によると、「多くの主体の参画と連携を図って柔軟かつ公正に事業企画、実施を担える中核組織」としての役割を担うことができる唯一の市内団体である文化振興財団が、引き続き本市の文化行政の中心的施設である市民会館の指定管理者となることが最も望ましいため」とされている。

2-5 市民ホール管理運営事業

事業名称	市民ホール管理運営事業				
所管課	文化振興課				
事業開始年度	平成6年度				
事業概要	平成31年3月に策定した「西宮市文化振興ビジョン【第2期】」における【みんなが創る文化の力で「文教住宅都市」を未来へつなぐ】という基本理念を実現するため、本市における文化芸術の拠点施設として、文化芸術の浸透に寄与するよう、広く市民の利用を図る。また、各施設を効率的に運営するとともに、施設の機能を発揮できるよう適切な維持管理を行う。				
具体的な実施施策	・西宮市市民ホールの管理運営（西宮市民会館を除く）				
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<ul style="list-style-type: none"> ●利用件数及び利用率 ホール 1,104件 56.6% 諸室 1,350件 46.2% ●使用料収入状況 ホール 31,377,650円 諸室 5,160,890円 合計 36,538,540円 ●指定管理者自主事業実施回数及び延参加者数 フレンテホール JAZZ ART fシリーズなど 16件 1,055名 プレラホール スタッフによるチャリティーコンサートなど 11件 1,148名 甲東ホール ユース・コンサートin甲東など 7件 351名（内1件は動画配信） 山口ホール 山口フォトコンテストなど 12件 1,222名 ●市民ホールの使用料の減免状況 減免件数：367件/利用総件数：2,454件 減免額：7,614千円/収入額：36,539千円 				
事業費推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正規職員人件費	5,028	5,036	5,056	5,068	5,081
会計年度任用職員人件費	0	0	0	0	0
委託費	15,682	22,418	23,085	25,005	25,670
指定管理料	98,333	97,423	99,217	106,961	100,303
負担金及び補助金	34,810	33,881	33,679	34,357	34,327
その他	26,654	35,903	35,192	45,364	29,579
合計（A）	180,507	194,661	196,229	216,755	194,960
財源内訳（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国庫支出金	0	0	0	15,109	0
県支出金	0	0	0	1,031	0
地方債	0	0	0	0	0
その他	59,436	66,743	46,719	26,383	41,435
一般財源	121,071	127,918	149,510	174,232	153,525
合計	180,507	194,661	196,229	216,755	194,960
コスト調整額（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
（加算）減価償却費	67,943	67,943	69,046	69,046	69,046
（加算）退職給与引当	312	180	272	282	294
（控除）コスト対象外	0	0	0	0	0
合計（B）	68,255	68,123	69,318	69,328	69,340
トータルコスト推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計（A）+（B）	248,762	262,784	265,547	286,083	264,300

各ホールの指定管理の状況は以下のとおりである。

対象施設	西宮市フレンテホール	西宮市甲東ホール	西宮市プレラホール	西宮市山口ホール
所在地	西宮市池田町11番1号 フレンテ西宮5階	西宮市甲東園3丁目2番 29号 アプリ甲東4・5 階	西宮市高松町4番8号 プレラにしのみや5階	西宮市山口町下山口4丁 目1番8号 山口センター1階
指定管理者	日本管財・文化律灘・ HA2B共同事業体	株式会社双葉化学商会	西宮地域創生共同体	日本管財株式会社
契約期間 (令和3年度がかかる契約)	平成30年4月1日～令 和5年3月31日	平成30年4月1日～令 和5年3月31日	平成30年4月1日～令 和5年3月31日	平成30年4月1日～令 和5年3月31日
同一契約先との契約継続年数	4年間(平成30年～現 在)	16年間 (平成18年～現在)	4年間(平成30年～現 在)	13年間 (平成21年～現在)
令和3年度指定管理委託料 (千円)	33,207	16,273	34,223	16,600
主な対象業務	・貸館業務 ・施設維持管理業務 ・自主事業	・貸館業務 ・施設維持管理業務 ・自主事業	・貸館業務 ・施設維持管理業務 ・自主事業	・貸館業務 ・施設維持管理業務 ・自主事業
公募/非公募の別	公募	公募	公募	公募
公募時の参加数	3者	2者	3者	2者
非公募の場合はその理由	/			
再委託の有無	有	有	有	有
自主事業の有無	有	有	有	有
職員配置の状況	12名	7名	8名	5名

(1) 概要

西宮市には、市民会館以外にフレンテホール、甲東ホール、プレラホール、山口ホールの4つの市民ホールがあり、管理運営は公募によって選定された指定管理者が行っている。なお市内の他のホールに、なるお文化ホールもあるが、同ホールは西宮市立西宮東高等学校内にあるため、管轄が教育委員会となり、管理運営は文化振興財団に随意契約で業務委託されている。

文化振興課所管の各市民ホールの指定管理者の変遷は下記のとおりである。

施設名	管理	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
市民会館	管理形態	指定管理(非公募)		指定管理(非公募)				指定管理(非公募)			指定管理(非公募)				指定管理(非公募)			
	管理者	(財)西宮市文化振興財団		(財)西宮市文化振興財団				(公財)西宮市文化振興財団			(公財)西宮市文化振興財団				(公財)西宮市文化振興財団			
フレンテホール	管理形態	指定管理(非公募)		指定管理(公募)				指定管理(公募)			指定管理(公募)							
	管理者	(財)西宮市文化振興財団		(財)西宮市文化振興財団				(公財)西宮市文化振興財団			日本管財・文化律灘・HA2B共同事業体							
甲東ホール	管理形態	指定管理(公募)		指定管理(公募)				指定管理(公募)			指定管理(公募)							
	管理者	(株)双葉化学商会		(株)双葉化学商会				(株)双葉化学商会			(株)双葉化学商会							
プレラホール	管理形態	指定管理(非公募)		指定管理(公募)				指定管理(公募)			指定管理(公募)							
	管理者	(財)西宮市文化振興財団		(株)MBKオペレーターズ				(株)双葉化学商会			西宮地域創生共同体							
山口ホール	管理形態	/		指定管理(公募)				指定管理(公募)			指定管理(公募)							
	管理者			日本管財(株)				日本管財(株)			日本管財(株)							

(出典：産業文化局提供資料)

市民会館は、平成 18 年度に指定管理者制度導入後、これまで非公募で文化振興財団を選定しているが、その他のホールについては、甲東ホールは平成 18 年度から、フレンテホールとプレラホールは平成 20 年度から、山口ホールは開館した平成 21 年度から、公募で指定管理者が選定されている。現在は平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の指定管理期間中であり、当該期間中の応募者数は以下のとおりどの施設も複数者いる。

名称	フレンテホール	甲東ホール	プレラホール	山口ホール
応募者数	3 者	2 者	3 者	2 者

各ホールの収支、稼働率等の推移は下記のとおりである。なお、正規職員人件費相当額及び退職給与引当については、市で認識している総額を簡便的に 4 ホール均等に分け計上している。

フレンテホール

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ホール使用料 ①	19,016	25,973	15,690	11,104	14,960
光熱水費使用者負担金収入 ②	1,542	1,313	1,296	1,123	1,538
行政財産目的外使用料 ①	30	30	37	34	2,869
自動販売機取扱収入 ①	40	54	46	20	25
普通財産貸付収入 ①	353	280	280	233	267
芸術文化公演再開緊急支援事業助成金 ②	-	-	-	432	-
地方創生臨時交付金 ②	-	-	-	1,743	-
歳入合計	20,983	27,651	17,352	14,691	19,662
消耗品費	-	-	104	230	122
電気使用料	6,460	6,539	6,287	5,848	5,970
ガス使用料	1,406	1,538	1,540	1,226	1,428
水道使用料	1,268	1,314	1,327	1,190	1,177
修繕料	12	417	1,252	299	807
損害保険料	34	34	34	31	39
委託料	33,979	34,777	34,954	36,824	35,257
使用料及び賃借料	23	23	159	162	162
工事請負費	108	5,832	1,430	156	1,104
事業用備品費	-	570	282	-	288
負担金補助及び交付金	13,508	13,512	13,532	14,066	14,066
償還金利子及び割引料	-	32	687	5,637	808
歳出合計 ③	56,800	64,591	61,594	65,672	61,233
収支差額	△ 35,817	△ 36,940	△ 44,242	△ 50,981	△ 41,571

利用者数・稼働率

ホール	利用件数(件)	495	504	449	189	298
	稼働率(%)	55.2	58.2	53.9	25.9	46.7
練習室	利用件数(件)	509	514	525	194	263
	稼働率(%)	55.0	55.9	61.4	25.6	40.3
合計	利用件数(件) ④	1,004	1,018	974	383	561
	稼働率(%)	55.1	57.0	57.7	25.7	43.5

正規職員人件費相当額 ⑤	1,257	1,259	1,264	1,267	1,270
退職給与引当 ⑤	78	45	68	70	73
減価償却費 ⑤	28,039	28,039	28,039	28,039	28,039
フルコスト ⑥	86,174	93,934	90,965	95,048	90,615
利用一件当たりコスト(千円/件) ⑦	86	92	93	248	162
受益者負担率 ⑧	23.0%	28.4%	17.9%	12.4%	20.3%

フルコストの算定式 ⑥ = ③ + ⑤

利用一件当たりコストの算定式 ⑦ = ⑥ / ④

受益者負担率の算定式 ⑧ = ① / ((⑥ - ②))

フルコストに減価償却費を含まない場合

利用一件当たりコスト(千円/件) ⑨	58	65	65	175	112
受益者負担率 ⑩	34.3%	40.8%	26.0%	17.9%	29.7%

利用一件当たりコストの算定式 ⑨ = (⑥ - 減価償却費) / ④

受益者負担率の算定式 ⑩ = ① / ((⑥ - 減価償却費) - ②)

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

フレンテホールは4つの市民ホールの中で一番予算規模が大きい。指定管理料はプレラホールの方が多いが(令和3年度の指定管理料はフレンテホール33,219千円、プレラホール34,223千円)、フレンテホールを管理するフレンテ西宮管理組合に支払う負担金補助及び交付金の負担が大きい。ホールの稼働率はコロナ禍の影響が一番大きかった令和2年度は25.9%と冷え込んだが、それ以外の年度はおおよそ50~60%で推移している。練習室も含めた利用一件当た

りのフルコストは6万円前後である（令和2年度、3年度は除外している）。
 なお、受益者負担率はコロナ禍前の平成30年でも40.8%と目標とする50%には満たない水準である。

プレラホール

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ホール使用料 ①	26,446	25,028	19,265	8,384	16,029
光熱水費使用者負担金収入 ②	47	42	42	49	45
行政財産目的外使用料 ①	41	42	52	47	51
自動販売機取扱収入 ①	60	63	51	18	28
管理組合委託管理費返還金 ②	-	3,183	-	-	-
芸術文化公演再開緊急支援事業助成金 ②	-	-	-	599	-
地方創生臨時交付金 ②	-	-	-	2,500	-
歳入合計	26,596	28,360	19,411	11,600	16,155
消耗品費	-	19	36	-	89
電気使用料	3,578	3,627	3,596	2,900	3,260
ガス使用料	808	965	1,006	808	1,002
水道使用料	626	626	629	390	516
修繕料	294	291	3,379	379	480
委託料	35,312	36,307	36,949	39,603	37,024
使用料及び賃借料	-	-	-	67	67
工事請負費	1,652	995	1,496	3,365	441
備品購入費	76	142	545	110	-
負担金補助及び交付金	8,543	7,611	7,270	7,270	7,270
償還金利子及び割引料	-	4	-	1,560	-
歳出合計 ③	50,892	50,592	54,910	56,456	50,153
収支差額	△ 24,296	△ 22,232	△ 35,499	△ 44,856	△ 33,998

利用者数・稼働率

	利用件数(件)	稼働率(%)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ホール	利用件数(件)	稼働率(%)	419	454	378	164	295
	稼働率(%)	稼働率(%)	49.7	54.4	51.4	26.2	41.3
練習室	利用件数(件)	稼働率(%)	599	592	548	281	380
	稼働率(%)	稼働率(%)	65.3	64.3	64.9	39.0	50.9
会議室	利用件数(件)	稼働率(%)	348	404	316	144	178
	稼働率(%)	稼働率(%)	37.7	43.7	37.2	19.9	24.6
合計	利用件数(件) ④	稼働率(%)	1,366	1,450	1,242	589	853
	稼働率(%)	稼働率(%)	50.9	54.1	51.2	28.5	39.0

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正規職員人件費相当額 ⑤	1,257	1,259	1,264	1,267	1,270
退職給与引当 ⑤	78	45	68	70	73
減価償却費 ⑤	17,126	17,126	18,229	18,229	18,229
フルコスト ⑥	69,353	69,022	74,471	76,022	69,725
利用一件当たりコスト(千円/件) ⑦	51	48	60	129	82
受益者負担率 ⑧	38.3%	38.2%	26.0%	11.6%	23.1%

フルコストの算定式 ⑥ = ③ + ⑤

利用一件当たりコストの算定式 ⑦ = ⑥ / ④

受益者負担率の算定式 ⑧ = ① / (⑥ - ②)

フルコストに減価償却費を含まない場合

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用一件当たりコスト(千円/件) ⑨	38	36	45	98	60
受益者負担率 ⑩	50.9%	51.6%	34.5%	15.5%	31.3%

利用一件当たりコストの算定式 ⑨ = (⑥ - 減価償却費) / ④

受益者負担率の算定式 ⑩ = ① / ((⑥ - 減価償却費) - ②)

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

プレラホールはフレンテホールと規模は似ているが、施設設備の違いにより収入が多くなっている（平成29年度、30年度の会議室収入は約2,000千円）。

ホールの稼働率はコロナ禍の影響が一番大きかった令和2年度は26.2%と冷え込んだが、それ以外の年度はおおよそ50%前後で推移している。練習室、会議室も含めた利用者一件当たりのコストは4万円前後である（令和2、3年度は除外している）。受益者負担率はコロナ禍前の平成30年で51.6%であった。

甲東ホール

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ホール使用料 ①	9,605	8,883	8,293	4,663	4,632
光熱水費使用者負担金収入 ②	25	22	22	26	24
行政財産目的外使用料 ①	20	20	25	23	25
自動販売機取扱収入 ①	30	24	24	13	18
地方創生臨時交付金 ②	-	-	-	1,500	-
歳入合計	9,682	8,950	8,366	6,227	4,701
消耗品費	511	-	-	-	98
電気使用料	2,187	2,057	1,617	1,417	1,550
ガス使用料	1,122	1,184	1,136	996	1,201
水道使用料	641	605	612	400	464
修繕料	1,782	511	244	653	0
委託料	24,084	27,702	28,493	30,656	30,278
使用料及び賃借料	446	5,448	5,448	5,448	5,448
施設補修工事費	714	285	566	3,121	-
備品購入費	507	242	-	5,978	32
負担金補助及び交付金	12,757	12,757	12,875	13,020	12,990
償還金利子及び割引料	-	57	17	782	14
歳出合計 ③	44,756	50,854	51,012	62,475	52,079
収支差額	△ 35,074	△ 41,904	△ 42,646	△ 56,248	△ 47,378

利用者数・稼働率

	利用件数(件)	稼働率(%)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ホール	利用件数(件)	稼働率(%)	497	469	507	389	384
			61.4	57.5	62.5	56.4	66.3
展示室	利用件数(件)	稼働率(%)	215	178	208	103	73
			23.3	20.0	24.5	14.7	12.8
会議室	利用件数(件)	稼働率(%)	520	497	479	287	238
			56.3	55.7	56.2	39.9	41.5
調理室	利用件数(件)	稼働率(%)	91	111	98	57	35
			9.9	13.8	11.5	8.0	6.1
合計	利用件数(件) ④	稼働率(%)	1,323	1,255	1,292	836	730
			37.0	36.9	38.4	29.6	31.8

正規職員人件費相当額 ⑤	1,257	1,259	1,264	1,267	1,270
退職給与引当 ⑤	78	45	68	70	73
減価償却費 ⑤	18,829	18,829	18,829	18,829	18,829
フルコスト ⑥	64,920	70,987	71,173	82,641	72,251
利用一件当たりコスト(千円/件) ⑦	49	57	55	99	99
受益者負担率 ⑧	14.9%	12.6%	11.7%	5.8%	6.5%

フルコストの算定式 ⑥ = ③ + ⑤

利用一件当たりコストの算定式 ⑦ = ⑥ / ④

受益者負担率の算定式 ⑧ = ① / (⑥ - ②)

フルコストに減価償却費を含まない場合

利用一件当たりコスト(千円/件) ⑨	35	42	41	76	73
受益者負担率 ⑩	21.0%	17.1%	15.9%	7.5%	8.8%

利用一件当たりコストの算定式 ⑨ = (⑥ - 減価償却費) / ④

受益者負担率の算定式 ⑩ = ① / ((⑥ - 減価償却費) - ②)

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

甲東ホールはアプリ甲東の4、5階に位置するホールである。ホールの他、展示室、会議室、調理室を有する。ホールの稼働率は60%前後と他の市民ホールより高いが、展示室や調理室の稼働率はそれぞれ20%前後、10%前後と高くない。展示室、会議室、調理室も含めた利用者一件当たりのコストは4万円前後である（令和2年度、3年度は除外している）。受益者負担率はコロナ禍前の平成29年でも21.0%と低い水準である。

山口ホール

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ホール使用料 ①	2,173	1,780	1,589	638	915
地方創生臨時交付金 ②	-	-	-	1,500	-
歳入合計	2,173	1,780	1,589	2,138	915
消耗品費	-	-	15	8	37
電気使用料	1,010	992	985	857	996
ガス使用料	316	328	338	298	405
水道使用料	118	108	108	77	98
修繕料	587	100	211	484	817
委託料	20,639	21,053	21,904	24,880	23,411
使用料及び賃借料	93	93	93	93	93
工事請負費	212	907	-	235	235
備品購入費	51	-	-	68	316
償還金利子及び割引料	-	-	-	77	-
歳出合計 ③	23,029	23,585	23,656	27,082	26,411
収支差額	△ 20,856	△ 21,805	△ 22,067	△ 24,944	△ 25,496

利用者数・稼働率

ホール	利用件数(件)	220	234	234	73	127
	稼働率(%)	24.8	26.7	28.6	10.4	22.6
展示室	利用件数(件)	214	179	191	174	183
	稼働率(%)	29.9	25.2	30.2	26.2	38.3
合計	利用件数(件) ④	434	413	425	247	310
	稼働率(%)	27.1	26.1	29.3	18.1	29.8

正規職員人件費相当額 ⑤	1,257	1,259	1,264	1,267	1,270
退職給与引当 ⑤	78	45	68	70	73
減価償却費 ⑤	3,949	3,949	3,949	3,949	3,949
フルコスト ⑥	28,313	28,838	28,937	32,368	31,703
利用一件当たりコスト(千円/件) ⑦	65	70	68	131	102
受益者負担率 ⑧	7.7%	6.2%	5.5%	2.1%	2.9%

フルコストの算定式 ⑥ = ③ + ⑤

利用一件当たりコストの算定式 ⑦ = ⑥ / ④

受益者負担率の算定式 ⑧ = ① / (⑥ - ②)

フルコストに減価償却費を含まない場合

利用一件当たりコスト(千円/件) ⑨	56	60	59	115	90
受益者負担率 ⑩	8.9%	7.2%	6.4%	2.4%	3.3%

利用一件当たりコストの算定式 ⑨ = (⑥ - 減価償却費) / ④

受益者負担率の算定式 ⑩ = ① / ((⑥ - 減価償却費) - ②)

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

山口ホールは平成21年に竣工した山口センター内にある、市内で最も新しい市民ホールである。利便性の関係からホールの稼働率は20~30%と低迷している。展示室も含めた利用者一件当たりのコストは6万円前後である（令和2

年度、3年度は除外している)。受益者負担率はコロナ禍前の平成29年度でも8.9%と低い水準である。

[意見-24] 適切な受益者負担率の設定と達成に向けた積極的な取り組みについて

「西宮市施設使用料指針」では、市民ホールは前述の市民会館同様、「民間にも類似施設が存在しており、ある程度の収益確保が見込まれるものの、公的な目的での必要性があるホール等」に分類され、「受益者負担割合50%程度を目安とするもの」とされている。しかしながら、過去5年間で各ホールの最も受益者負担率の高い年度は、プレラホール51.6%（平成30年度）、フレンテホール40.8%（平成30年度）、甲東ホール21.0%（平成29年度）、山口ホール8.9%（平成29年度）となり、プレラホール以外は50%を超えていない。

昨今のコロナ禍などの影響により使用料収入も減少傾向ではあるが、各施設の状態を勘案の上、目指すべき受益者負担率を具体的に設定し、その達成に向けて積極的に取り組まれない。

[意見-25] 民間活力の効果的な取り込みについて

所管課としては市民ホールの管理運営にあたり、これまで指定管理者の公募により、一定の経費削減効果があったとのことであったが、受益者負担率は一部を除き目標をクリアしていない。

公の施設の指定管理者制度の運用にあたっては、指定管理者が施設の使用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」を導入することも考えられる。利用料金制度は、施設の管理運営にあたり、指定管理者にインセンティブを付与し自主的な経営努力を発揮しやすくする観点から設けられたものであり、多くの自治体で市民ホールの指定管理者について導入されている。

現状はコロナ禍もあり、使用料収入の見通しが不透明なため、利用料金制の導入は慎重に検討する必要があるとのことであるが、民間活力を積極的に取り込む「利用料金制」の導入は、稼働率や受益者負担率の上昇につながる可能性があることから、検討することが望まれる。

2-6 市立ギャラリー管理運営事業

事業名称	市立ギャラリー管理運営事業					
所管課	文化振興課					
事業開始年度	平成13年4月1日					
事業概要	平成31年3月に策定した「西宮市文化振興ビジョン【第2期】」における【みんなが創る文化の力で「文教住宅都市」を未来へつなぐ】という基本理念を実現するため、本市における文化芸術の拠点施設として、文化芸術の浸透に寄与するよう、広く市民の利用を図る。また、各施設を効率的に運営するとともに、施設の機能を発揮できるよう適切な維持管理を行う。					
具体的な実施施策	・西宮市立ギャラリーの管理運営					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<ul style="list-style-type: none"> ●展示室等の利用状況 展示室利用日数 882日 創作室利用件数 817件 稼働率43.8% ●使用料収入状況 展示室 12,105,300円 創作室 3,343,200円 合計 15,448,500円 ●指定管理者自主事業実施回数及び延参加者数 北口ギャラリー 大人の塗り絵コンテスト展覧会 関西展 1件 1,664名 市民ギャラリー wool felt of art in Nishinomiya など4件 1,164名 ●西宮市立ギャラリーの使用料の減免状況 減免件数：83件/利用総件数：964件 減免額：3,623千円/収入額：15,449千円 					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	1,257	1,259	2,528	2,534	2,239
	会計年度任用職員人件費	0	0	0	0	0
	委託費	17,500	17,779	22,517	20,342	21,250
	指定管理料	14,652	15,274	15,588	17,717	15,647
	負担金及び補助金	14,129	14,199	14,857	14,416	14,471
	その他	11,405	9,228	9,928	8,188	11,057
	合計（A）	58,943	57,739	65,418	63,197	64,664
財源内訳（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	0	0	0	2,100	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	22,050	21,188	16,521	8,139	15,695
	一般財源	36,893	36,551	48,897	52,958	48,969
	合計	58,943	57,739	65,418	63,197	64,664
コスト調整額（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費	25,443	25,443	25,443	25,443	25,443
	（加算）退職給与引当	156	90	136	141	130
	（控除）コスト対象外	0	0	0	0	0
	合計（B）	25,599	25,533	25,579	25,584	25,573
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	84,542	83,272	90,997	88,781	90,237

西宮市は市内に二つの市立ギャラリーを有し、どちらも指定管理者による管理運営を行っている。選定方法は公募であるが、どちらも平成29年度選定時

の応募者は1者であり、継続して同一の事業者が実施している。指定管理の状況は以下のとおりである。

対象施設	西宮市立市民ギャラリー	西宮市立北口ギャラリー
所在地	西宮市川添町15番26号 教育文化センター2・3階	西宮市北口町1番2号 アクタ西宮東館6階
指定管理者	株式会社双葉化学商会	株式会社双葉化学商会
契約期間 (令和3年度がかかる契約)	平成30年4月1日～令和5年3月31日	平成30年4月1日～令和5年3月31日
同一契約先との契約継続年数	16年間（平成18年～現在）	16年間（平成18年～現在）
令和3年度指定管理委託料 (千円)	5,248	10,399
主な対象業務	<ul style="list-style-type: none"> ・貸館業務 ・施設維持管理業務 ・自主事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸館業務 ・施設維持管理業務 ・自主事業
公募/非公募の別	公募	公募
公募時の参加数	1者	1者
非公募の場合はその理由		
再委託の有無	有	有
自主事業の有無	有	有
職員配置の状況	4名	8名

(1) 収支の状況及び利用状況

各ギャラリーの過去5年間の収支、稼働率、受益者負担率等の推移は以下のとおりである。なお、正規職員人件費相当額及び退職給付引当については、2ギャラリーで均等額を配分している。

市民ギャラリー

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市民ギャラリー使用料 ①	5,236	4,941	3,834	1,683	3,708
地方創生臨時交付金 ②	-	-	-	1,050	-
歳入合計	5,236	4,941	3,834	2,733	3,708
消耗品費	79	223	244	3	-
電気使用料	3,407	2,687	2,801	2,430	2,783
ガス使用料	1,157	1,143	1,158	989	1,333
水道使用料	514	463	445	325	438
修繕料	-	162	564	1,055	136
電話・回線使用料	54	54	55	55	55
委託料	18,085	18,505	21,600	21,393	20,677
使用料及び賃借料	63	63	63	63	63
工事請負費	98	816	0	312	1,460
備品購入費	99	-	17	-	-
償還金利息及び割引料	-	-	-	48	-
歳出合計 ③	23,560	24,120	26,949	26,678	26,948
収支差額	△ 18,324	△ 19,179	△ 23,115	△ 23,945	△ 23,239

利用者数・稼働率

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第1展示室	利用件数(件)	31	31	26	7	21
	稼働率(%)	60.8	62.0	52.0	15.9	42.0
第2展示室	利用件数(件)	28	30	24	6	21
	稼働率(%)	54.9	60.0	48.0	13.6	42.0
第3展示室	利用件数(件)	36	30	29	8	23
	稼働率(%)	70.6	60.0	58.0	18.2	46.0
第4展示室	利用件数(件)	27	24	29	5	16
	稼働率(%)	52.9	48.0	58.0	11.4	32.0
合計	利用件数(件) ④	122	115	108	26	81
	稼働率(%)	59.8	57.5	54.0	14.8	40.5

正規職員人件費相当額 ⑤	628	629	1,264	1,267	1,119
退職給与引当 ⑤	78	45	68	70	65
減価償却費 ⑤	16,700	16,700	16,700	16,700	16,700
フルコスト ⑥	40,966	41,494	44,981	44,715	44,832
利用一件当たりコスト(千円/件) ⑦	336	361	416	1,720	553
受益者負担率 ⑧	12.8%	11.9%	8.5%	3.9%	8.3%

フルコストの算定式 ⑥ = ③ + ⑤

利用一件当たりコストの算定式 ⑦ = ⑥ / ④

受益者負担率の算定式 ⑧ = ① / ((⑥ - ②))

フルコストに減価償却費を含まない場合

利用一件当たりコスト(千円/件) ⑨	199	216	262	1,078	347
受益者負担率 ⑩	21.6%	19.9%	13.6%	6.2%	13.2%

利用一件当たりコストの算定式 ⑨ = (⑥ - 減価償却費) / ④

受益者負担率の算定式 ⑩ = ① / ((⑥ - 減価償却費) - ②)

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

市民ギャラリー展示室はコロナ禍前であっても稼働率は60%程度で、使用料収入も5百万円前後に留まっている。受益者負担率も20%前後と低い水準である。

北口ギャラリー

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
北口ギャラリー使用料 ①	16,475	15,911	12,365	6,225	11,739
ロッカー使用者負担金収入 ①	338	335	322	230	246
地方創生臨時交付金 ②	-	-	-	1,050	-
歳入合計	16,813	16,246	12,687	7,506	11,986
消耗品費	42	172	48	106	12
電気使用料	2,762	2,503	2,374	1,572	1,950
水道使用料	405	397	354	189	248
修繕料	714	476	780	958	742
委託料	14,066	14,548	16,504	16,665	16,219
使用料及び賃借料	56	56	56	56	56
工事請負費	1,512	-	900	-	1,775
備品購入費	436	-	62	-	-
負担金補助及び交付金	14,128	14,198	14,857	14,416	14,470
償還金利子及び割引料	-	6	-	20	-
歳出合計 ③	34,125	32,359	35,939	33,984	35,476
収支差額	△ 17,312	△ 16,112	△ 23,252	△ 26,478	△ 23,490

利用者数・稼働率

第1展示室	利用件数(件)	48	48	42	11	24
	稼働率(%)	94.1	96.0	85.7	25.0	54.5
第2展示室	利用件数(件)	47	41	40	14	19
	稼働率(%)	92.2	82.0	81.6	31.8	43.2
第3展示室	利用件数(件)	46	46	41	9	23
	稼働率(%)	90.2	92.0	83.7	20.5	52.3
第1創作室	利用件数(件)	701	668	603	404	441
	稼働率(%)	57.4	54.6	54.6	41.5	47.9
第2創作室	利用件数(件)	577	571	480	365	376
	稼働率(%)	47.1	46.7	43.6	37.6	39.8
合計	利用件数(件) ④	1,419	1,374	1,206	803	883
	稼働率(%)	76.2	74.3	69.8	31.3	47.5

展示室の利用件数は利用単位の1週間を1件とした件数で、創作室の利用件数は第1区分から第4区分を日々それぞれ1件とした件数であり、母数が大きく異なるため合計の稼働率は各部屋の稼働率の平均値とした。

正規職員人件費相当額 ⑤	628	629	1,264	1,267	1,119
退職給与引当 ⑤	78	45	68	70	65
減価償却費 ⑤	8,743	8,743	8,743	8,743	8,743
フルコスト ⑥	43,574	41,776	46,014	44,064	45,403
利用一件当たりコスト(千円/件) ⑦	31	30	38	55	51
受益者負担率 ⑧	38.6%	38.9%	27.6%	15.0%	26.4%

フルコストの算定式 ⑥ = ③ + ⑤

利用一件当たりコストの算定式 ⑦ = ⑥ / ④

受益者負担率の算定式 ⑧ = ① / ((⑥ - ②) / ④)

フルコストに減価償却費を含まない場合

利用一件当たりコスト(千円/件) ⑨	25	24	31	44	42
受益者負担率 ⑩	48.3%	49.2%	34.0%	18.8%	32.7%

利用一件当たりコストの算定式 ⑨ = (⑥ - 減価償却費) / ④

受益者負担率の算定式 ⑩ = ① / ((⑥ - 減価償却費) / ②)

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

北口ギャラリー展示室の稼働率について、コロナ禍前は90%前後と高く、創作室の稼働率も50%前後ある。使用料収入も平成29年度、30年度は16百万円前後あった。受益者負担率については、コロナ禍前は50%に近い水準であった。

[意見-26] 市民ギャラリーの有効活用について

市民ギャラリーは北口ギャラリーと比較して、稼働率、受益者負担率共に低い。この理由は、立地条件が悪いことと、駐車場から距離があるため、とのことである。

「使用料・手数料等に係る財務事務の執行について」をテーマにした平成 25 年の包括外部監査においても、市民ギャラリーの受益者負担率の低さは問題視されており、監査対象年度である平成 24 年度で 12.1%（コストに減価償却費を含む¹⁶）であった。コロナ禍前の平成 29 年度、30 年度の受益者負担率は 12.8%、11.9%（コストに減価償却費を含む）であり、ほとんど変化がない。また受益者負担率の低さの要因として稼働率の低さが挙げられていたが、平成 24 年度の 4 展示室の稼働率平均は 57.7%であり、こちらについてもほとんど変化が見られない。

平成 25 年の包括外部監査結果の措置として「施設利用者アンケートを取り、利用者ニーズにあった活用方法を検討する」としたものの、その成果は現時点において見られない。

現在以上の利用促進を図るべく、これまでとは異なる手法も取り入れるなどして、稼働率、受益者負担率の上昇に向けた積極的な対応が望まれる。

[意見-27] 指定管理者の選考に複数応募があるような工夫について

両ギャラリーとも、現在の指定管理者による管理運営が平成 18 年度に指定管理者制度を導入してから 16 年間続いており、指定管理の応募者数は平成 25 年度開始の指定管理の公募の際から 1 者のみである。

公募による指定管理者の選考の際には、複数者の応募の元、競争性を働かせた上で選考することが望ましく、1 者応募が続いている現状は問題がある。事前説明会へ参加した非応募者に対してその理由を確認するなど、他の事業者の参入が妨げられている要因を調査分析し、次の募集に反映されたい。

¹⁶ 平成 25 年度監査では受益者負担率算定の分母となるコストに減価償却費を含めて計算されているので、ここで比較している平成 29 年度、30 年度の受益者負担率についても減価償却費を含めて計算したものをを用いた。

2-7 貝類館管理運営事業

事業名称	貝類館管理運営事業					
所管課	文化振興課					
事業開始年度	平成11年度					
事業概要	昭和63(1988)年に黒田徳米博士(市民文化賞受賞)の貝類資料の寄贈を受け、貴重な学術資料を保管・展示する貝類館構想を検討。平成11(1999)年5月、貝類分野を専門とする博物館類似施設として開館した。平成27(2015)年2月に故菊池典男氏の貝類資料の寄贈を受けたのち、平成28(2016)年3月に博物館法上の博物館相当施設となった。平成29(2017)年3月には、開館に尽力した菊池典男氏を顕彰するコーナーや西宮の自然を紹介するコーナーを新設するなど、展示を大きくリニューアルし、平成31(2019)年3月には、カタツムリの生体展示「カタツムリウム」を新設した。貝類に関する資料の収集、保管、展示及び貝類に関する調査研究等を行い、市民の教養及び文化の向上に資することが求められている。					
具体的な実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ・展示・講座・イベント事業 ・広報・研究事業 ・西宮市貝類館運営委員会の開催(令和4年1月25日) 					
事業の実施状況(実際に 行った取組、実施回数等) (令和3年度)	<p>■開館日数 299日 総入館者数 10,204人(大人5,546人・子ども4,658人) 観覧料収入 933,900円</p> <p>■展示・講座・イベント事業 展示系事業 常設展299日間のほか、企画展等計2事業を開催。 講座系事業 「貝を使ったおひな様作り」など31事業を開催。参加者数:延べ771人 その他 「中央図書館ブックフェア(カタツムリのふしぎ)」など出張展示等計3事業を開催。</p> <p>■広報・研究事業 館PR誌「海辺からのたより」第27号の発行 4,000部 「西宮市貝類収蔵標本目録」第12号の発行 200部 寄贈標本等の分類整理 325ロット</p> <p>■西宮市貝類館運営委員会の開催(令和4年1月25日)</p> <p>■西宮市貝類館の使用料の減免状況 減免件数:5,422件/利用総件数:10,204件 減免額:448千円/収入額:934千円</p>					
事業費推移(千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	2,933	2,769	2,949	2,872	2,928
	会計年度任用職員人件費	14,964	14,966	14,400	14,318	14,492
	委託費	12,265	13,072	13,935	16,509	13,910
	指定管理料				0	0
	負担金及び補助金	60	60	66	56	51
	その他	3,533	3,664	3,688	3,919	2,723
	合計(A)	33,755	34,531	35,038	37,674	34,104
財源内訳 (千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	0	0	0	215	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	1,858	1,512	1,747	1,188	1,656
	一般財源	31,897	33,019	33,291	36,486	32,448
	合計	33,755	34,531	35,038	37,674	34,104
コスト調整額 (千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	(加算)減価償却費	2,268	2,268	2,268	2,268	2,268
	(加算)退職給与引当	182	99	159	160	170
	(控除)コスト対象外	0	0	0	0	0
	合計(B)	2,450	2,367	2,427	2,428	2,438
トータルコスト推移(千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計(A)+(B)	36,205	36,898	37,465	40,102	36,542

(1) 概要

(外観)



(内観)



(出典：監査人撮影)

西宮市貝類館（以下、「貝類館」という。）は、平成 11 年 5 月に西宮浜マリナパークシティ内に開館した。故黒田徳米博士及び故堀越増興博士等から寄贈を受けた貝類資料を収蔵し、貴重な学術資料として活用するとともに、2,000 種・5,000 点の世界の貝類を展示し、市民が自然とのかかわりを学習できる生涯学習の場となるように運営に努めている。平成 28 年 2 月には、兵庫県教育委員会から博物館相当施設に指定され、博物館法の適用を受ける施設に認められた。

施設内概要	1 階：展示室、学習室、事務室、その他 2 階：収蔵室（別棟：収蔵庫）
開館時間	午前 10 時～午後 5 時
休館日	毎週水曜日及び年末年始
観覧料	大人 200 円、子供 100 円（団体割引：大人 160 円、子供 80 円）

(出典：「西宮市貝類館の概要」より監査人抜粋)

貝類館の運営は市の直営で行われており、学芸員 2 名と事務職員 1 名が配置されている。また来館者の対応や市民を対象にした講座・イベントに係る業務については平成 23 年度から NPO 法人に随意契約で委託されており、その委託金額は令和 3 年度は 8,431 千円である。委託費の内訳は主に人件費で 6,629 千円と見積られ、受付員 1 名が常時、講座の企画運営等で通年に均すと延べ 1 名強、配置されている計算になる。

事業費と入場者数（入館者数と館外活動の参加者数を合わせたもの）等の推移は以下のとおりである。

貝類館管理運営事業

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貝類館観覧料 ①	1,142	963	1,002	756	933
講座受講者負担金収入 ①	495	410	415	154	190
海辺からのたより広告料収入 ①	10	10	10	-	-
収蔵目録他売捌代金 ①	139	78	319	276	448
貝類館事業助成金 ②	70	50	-	-	83
地方創生臨時交付金 ②	-	-	-	215	-
歳入合計	1,857	1,512	1,747	1,403	1,655
報酬	124	62	62	62	62
報償費	190	187	164	71	56
旅費	127	178	124	81	60
消耗品費	954	470	520	587	676
食糧費	1	0	-	0	0
印刷製本費	519	1,355	1,070	948	735
修繕料	431	117	523	1,238	368
電話・回線使用料	137	119	117	102	98
インターネット接続料	60	68	68	73	75
郵便料	67	77	117	123	35
損害保険料	124	125	124	122	122
手数料	3	-	-	-	-
委託料	12,265	13,071	13,934	16,509	13,910
使用料及び賃借料	313	317	326	320	320
工事請負費	386	492	374	-	-
備品購入費	91	91	94	185	111
負担金補助及び交付金	59	59	65	56	51
歳出合計 ③	15,858	16,795	17,688	20,483	16,684
収支差額	△ 14,000	△ 15,283	△ 15,941	△ 19,080	△ 15,028

入場者数合計

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
入館者数	13,904	11,749	12,331	9,118	10,204
館外活動の参加者数	3,550	2,696	4,612	685	978
入場者数合計 ④	17,454	14,445	16,943	9,803	11,182

正規職員人件費相当額 ⑤	2,933	2,769	2,949	2,872	2,928
会計年度任用職員人件費 ⑤	14,964	14,966	14,400	14,318	14,492
退職給与引当 ⑤	182	99	159	160	170
減価償却費 ⑤	2,268	2,268	2,268	2,268	2,268
フルコスト ⑥	36,205	36,897	37,464	40,101	36,542
入場者一人当たりコスト(千円/人) ⑦	2	3	2	4	3
受益者負担率 ⑧	5.1%	4.1%	4.7%	3.0%	4.5%

フルコストの算定式 ⑥ = ③ + ⑤

入場者一人当たりコストの算定式 ⑦ = ⑥ / ④

受益者負担率の算定式 ⑧ = ① / (⑥ - ②)

フルコストに減価償却費を含まない場合

入場者一人当たりコスト(千円/人) ⑨	2	2	2	4	3
受益者負担率 ⑩	5.5%	4.4%	5.0%	3.2%	4.8%

利用一人当たりコストの算定式 ⑨ = (⑥ - 減価償却費) / ④

受益者負担率の算定式 ⑩ = ① / ((⑥ - 減価償却費) - ②)

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

[意見-28] 貝類館の今後の方針について

貝類館は施設規模も小さくなく、入館料等は低く設定されているため、貝類館観覧料を始めとする歳入は毎年2百万円未満であり、一方で減価償却費等も含めたフルコストは毎年約35百万円である。

貝類の研究展示施設は全国で3つ程度しかない珍しい施設であるが、このような施設を、今後も毎年35百万円もの市税を投入し、一自治体が維持運営していく必要があるのか、改めて検討し、今後の方針を決定されたい。

2-8 文化行政推進事務

事業名称	文化行政推進事務					
所管課	文化振興課					
事業開始年度	不明					
事業概要	平成31年3月に策定した「西宮市文化振興ビジョン【第2期】」に基づく施策の推進にあたり、芸術家・専門家や学識経験者、文化芸術団体、事業者、市民等で構成する「西宮市文化まちづくり推進委員会」を開催し、そこでの意見、提案をもとに、庁内外の各部門と連携して、本市の文化行政を総合的かつ効果的に推進していく。また、文化振興基金の管理運用、友好都市との文化交流事業、広域文化行政団体への参加を行う。					
具体的な実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ・文化振興基金の管理 ・広域文化行政団体への参加 ・西宮市文化まちづくり推進委員会の開催 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<ul style="list-style-type: none"> ○文化振興基金の管理（増加額 2,812,357円 年度末現在高 33,723,761円） ○広域文化行政団体への参加（摂津圏文化行政連絡協議会） ○西宮市文化まちづくり推進委員会の開催（10月27日） 					
課として把握している問題意識・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍を踏まえた文化振興施策の検討 ・文化振興基金の周知 					
これから実施していきたい施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・アクションプラン後期の検討 ・文化振興基金の効果的な活用法の検討 					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	8,379	10,070	9,270	8,278	7,837
	会計年度任用職員人件費	1,398	1,947	1,986	1,968	2,006
	委託費	2,425	0	0	193	0
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金及び補助金	0	3	0	14	0
	その他	3,203	3,716	4,757	3,984	3,418
	合計（A）	15,405	15,736	16,013	14,437	13,261
財源内訳（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	1,932	2,415	4,086	3,396	2,812
	一般財源	13,473	13,321	11,927	11,041	10,449
	合計	15,405	15,736	16,013	14,437	13,261
コスト調整額（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費	0	0	0	0	0
	（加算）退職給与引当	521	361	499	461	454
	（控除）コスト対象外	1,932	2,416	4,086	3,396	2,812
	合計（B）	-1,411	-2,055	-3,587	-2,935	-2,358
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	13,994	13,681	12,426	11,502	10,903

芸術家・専門家や学識経験者、文化芸術団体、事業者、市民等で構成する「西宮市文化まちづくり推進委員会」を開催するほか、文化振興基金の管理運用、友好都市との文化交流事業など、西宮市の文化行政を総合的に推進する事業である。

2-9 市民ホール等改修事業

事業名称	市民ホール等改修事業					
所管課	文化振興課					
事業開始年度	平成16年4月1日					
事業概要	老朽化した市民ホール・市立ギャラリーの諸設備を改修し良好な使用環境を整えることにより、利用者のニーズに応え、利用者・入場者の満足度向上を目指す。					
具体的な実施施策	市民ホール・市立ギャラリー施設設備の改修工事					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	北口ギャラリー照明設備改修工事（未完了分を令和4年度に繰越し） 市民会館機械室冷却水ポンプ改修工事 教育文化センター直流電源装置改修工事					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	1,676	1,678	1,685	1,267	1,292
	会計年度任用職員人件費	0	0	0	0	0
	委託費	5,663	3,644	570	0	99
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金及び補助金	0	0	3,273	0	8,099
	その他	24,060	180,409	370,817	43,054	22,228
	合計（A）	31,399	185,731	376,345	44,321	31,718
財源内訳 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	16,115	0	1,916
	地方債	0	124,000	291,100	18,800	14,100
	その他	0	0	0	17,974	6,232
	一般財源	31,399	61,731	69,130	7,547	9,470
	合計	31,399	185,731	376,345	44,321	31,718
コスト調整額 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費	0	0	0	0	0
	（加算）退職給与引当	104	60	91	71	75
	（控除）コスト対象外	0	0	0	0	0
	合計（B）	104	60	91	71	75
トータルコスト推移 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	31,503	185,791	376,436	44,392	31,793

市民会館、市民ホール、市立ギャラリー、貝類館の設備整備改修工事を実施する事業である。小規模な補修工事は各施設の管理運営事業の中で執行するが、大規模な投資的工事は当該事業で執行される。

2-10 大谷記念美術館改修補助事業

事業名称	大谷記念美術館改修補助事業				
所管課	文化振興課				
事業開始年度	平成25年度				
事業概要	同館の設備については、平成2年から3年にかけて実施した増改築工事での設置以来30年以上が経過し、劣化が進み、更新時期が到来している。寄託品を含む収蔵品及び他館からの借り受け作品の適正な保存管理、最適な展示室環境を維持するため、計画的な設備更新が必要である。そのため、大谷記念美術館の中長期修繕計画に基づき補助金を支出する。				
具体的な実施施策	同館が実施する施設改修への補助金支出				
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	公益財団法人西宮市大谷記念美術館が中長期修繕計画に基づき行う施設改修につき、補助金を支出した。 対象工事 ファンコイルユニット更新工事等				
事業費推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正規職員人件費	838	839	843	591	603
会計年度任用職員人件費	0	0	0	0	0
委託費	0	0	0	0	0
指定管理料	0	0	0	0	0
負担金及び補助金	28,313	23,976	49,619	40,150	37,400
その他		0		0	0
合計（A）	29,151	24,815	50,462	40,741	38,003
財源内訳 （千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国庫支出金	0	0	0	0	0
県支出金	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
一般財源	29,151	24,815	50,462	40,741	38,003
合計	29,151	24,815	50,462	40,741	38,003
コスト調整額 （千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
（加算）減価償却費	0	0	0	0	0
（加算）退職給与引当	52	30	45	33	35
（控除）コスト対象外	0	0	0	0	0
合計（B）	52	30	45	33	35
トータルコスト推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計（A）+（B）	29,203	24,845	50,507	40,774	38,038

(1) 概要

大谷記念美術館で実施される改修工事等はほぼ市が補助事業として負担している。過去5年間の施設補修工事費と改修補助事業との関係は以下のとおりである。

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
改修補助事業	28,313	23,976	49,619	40,150	37,400
施設補修工事費 ¹⁷	31,815	24,003	49,829	43,365	37,408

[指摘-5] 適切な固定資産計上について

既存資産に対して修繕・改良を行った場合、資本的支出と判定されれば固定資産計上され、判定されなければ修繕費として期間費用に計上される。会計上は資本的支出と修繕費の区分については明確な規定がないため、税務上の規定を参考にすると、法人税法基本通達では下記のように定められている。

(法人税法基本通達7-8-1)

法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち**当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額が資本的支出となる**

令和3年度の主な支出対象であるファイルコイルユニット更新工事31,900千円が固定資産計上されず期間費用となっていた。当該工事は従前設備の全面的な入れ替えではなく、使用できる機材は残しながら、性能の維持・向上を図ったものであり、廃棄した部分の設備や部品の価値の算定が困難であったため、期間費用に計上したとのことである。

除去部分の価値が把握できなくても、当該工事によって既存設備の性能が向上し耐用年数が増えたのであれば資本的支出として固定資産に計上することが適切であったと考えられる。今後は適正な会計処理となるよう努められたい。

¹⁷ 令和元年度及び令和2年度の施設補修工事費には建物付属設備取得支出も含む。

3 西宮市文化振興財団

(1) 外郭団体概要

団体名	公益財団法人 西宮市文化振興財団	設立年月日	昭和 63 年 4 月 1 日
所在地	西宮市六湛寺町 10 番 11 号	所管局等	産業文化局
基本財産	500,000 千円	市出捐金	500,000 千円

【役職員の数】

(令和 4 年 4 月 1 日現在、単位：人)

常勤役員			正規職員				嘱託職員			臨時職員	合計
市OB	市職員	その他	固有職員	市OB	市専任派遣	市兼務派遣	固有職員	市OB	市派遣		
1	0	0	5	0	5	3	7	0	0	2	23

【職員（市職員を除く）の平均給与月額等の状況】

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

正規職員（市派遣職員を除く）		常勤役員（市派遣職員を除く）	
平均年齢	平均給与月額	平均在任期間	総報酬額（令和 3 年度）
43 歳 0 ヲ月	337,969 円	-	-
※市が 25%以上出資（出捐）している団体のみ記載		※市が 50%以上出資（出捐）している団体のみ記載	

【財務状況等】

(単位：千円)

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
貸借対照表	資産合計	641,739	645,524	660,788	647,921
	負債合計	49,651	53,770	69,285	56,738
	正味財産	592,087	591,753	591,502	591,182

当期正味 財産増減 計算書	経常収益	262,276	269,989	269,863	288,525
	正味財産増増 減額	△ 370	△ 333	△ 250	△ 320
	当期末正味財 産残高	592,087	591,753	591,502	591,182

【主な事業内容】

事業名	事業の種別	事業内容
地域住民の芸術・文化に関する事業	自主事業	地域住民の芸術・文化の鑑賞、振興、育成に関する事業及び芸術・文化に関する情報収集・提供事業
西宮市からの受託事業	受託事業	なるお文化ホールの管理運営、西宮市が実施する文化事業
文化施設の管理運営	指定管理	西宮市民会館指定管理者としての管理運営

(2) 市から文化振興財団への委託・補助等を行っている事業の全体像について

市と文化振興財団との関係は、文化振興財団補助金（2-1）を原資とした自主事業の実施を含め、文化芸術振興事業（2-2）の一部の事業の委託、市民会館管理運営事業（2-4）及び、所管課は異なるがなるお文化ホールの管理運営の委託事業がある。

令和3年度における市から文化振興財団へ支出した事業の内容とその金額等を示すと以下のとおりである。

(単位：千円)

事業名	事業内容	事業費	主な内訳
文化振興財団補助事業	文化振興財団が、市民を対象に自主事業として実施する芸術文化鑑賞振興育成事業に係る事業費の一部補助、市派遣職員の給与費の一部及び理事長報酬の補助	52,900	補助事業経費 10,900、財団人件費補助 32,000、市からの専任派遣職員の福利厚生部分 7,127、理事長人件費 2,874

文化芸術振興事業	文化振興ビジョンの実現のため、文化芸術活動の奨励、文化芸術団体の育成、各種文化芸術事業の実施	43,895	事業共通費 9,207、事業合計 14 件に対する委託合計 34,687
市民会館管理運営事業	西宮市民会館の管理運営、施設予約システムの借上げ	113,626	人件費 17,330、修繕費 10,528、光熱水道費 19,119、委託費 57,777
西宮東高等学校のホール等の管理運営事業	東高等学校のホール、会議室及び学習室兼会議室の管理業務	37,783	人件費 13,018、委託費 20,862
上記合計		248,205	
文化振興財団収益合計		258,525	
市事業の占める割合		96.0%	

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

上記のように、文化振興財団の収益全体に市からの支出が占める割合は 96.0%であり、残り 4%は自主事業から得た入場券収入や基本金を原資とした受取利息等であり、ほぼ全額市からの業務で成り立っている団体と言える。

(3) 文化振興財団の計画について

文化振興財団では、令和 2 年 8 月に「公益財団法人西宮市文化振興財団一理念と取り組みについて」をまとめ、そこでは下記のポリシー・ビジョン・ミッションを掲示している。

ポリシー…わたしたちの思い

わたしたちは文化芸術の持つチカラを信じて行動します

ビジョン…わたしたちの描く未来

日常の中に文化芸術がさらに織り込まれることで人々の暮らしが彩られ豊かになり、魅力あふれるまちとして「文教住宅都市・西宮」が未来につながります。

ミッション…わたしたちの使命

わたしたちは、公的な専門組織としての責任を自覚し、人々と文化芸術をつなぐ様々な方法を考えて実行し、人々の日常に文化芸術を織り込む機会・人・場を充実させます。

このポリシー・ビジョン・ミッションは文化振興財団の在り方を示すものとして根底にある上で、「西宮市文化振興ビジョン[第2期]」にリンクするような下記の事業方針を立てている。また平成30～令和3年度までは、事業方針のうち3つの取り組みを重点事業方針として掲げ、事業の推進のために専門職員の採用などを展開してきた。

【事業方針】

- ・身近な場所で気軽に文化芸術と出会う事業の実施
- ・アミティホールや公益財団法人西宮市文化振興財団を知ってもらう事業等の実施
- ・文化芸術事業の後援
- ・各種団体等と連携した事業の実施
- ・質の高い文化芸術の公演を鑑賞し、楽しむ事業の実施
- ・人々が自ら文化芸術を体験し、楽しむ事業の実施
- ・文化芸術の魅力を伝える人々を育成する事業の実施
- ・人々が自ら文化芸術を担う事業の実施
- ・人々がつながるきっかけとなる事業の実施
- ・市民が気軽に集うために利用できる場の提供
- ・西宮の魅力を知り、楽しむ事業の実施

【平成30年度～令和2年度¹⁸までの重点事業方針】

- ・子どもの育ちに寄り添う芸術文化
- ・もっと身近で気軽な芸術文化
- ・親しみやすい西宮市文化振興財団

(4) 組織について

「2-1 文化振興財団補助事業」で述べたように、現在市からの派遣職員は専任派遣職員が5名、兼務派遣職員が3名いるが、平成29年度と比べ兼務派遣職員が2名減り、文化振興財団の固有職員は1名増えている。市の派遣職員が引き上げる理由は、人事異動もあり、専門性の向上が課題であったためであ

¹⁸ 当初3か年の方針の採択だったが、1年延長され令和3年度までの重点事業方針となった。令和4年度に関しては、重点方針はあえて定めないという意思決定を行ったとのことである。

る。また今後も市の派遣職員を引き上げる動きは続けるとのことであり、文化振興財団の固有職員は増えていくことが想定されている。

(5) 事業内容の見直し

文化振興財団では数多くの文化振興事業を企画実施しており、令和3年度では補助事業として28件¹⁹、市民会館指定管理者の自主事業として14件実施している。平成29年度と令和3年度の事業内容を比べると、この5年間継続している事業、新規に立ち上げた事業、廃止した事業、補助事業と指定管理者自主事業間で整理された事業がある。

新規事業は、「おさんぽアミティ」事業の拡充を中心に行われている。「おさんぽアミティ」事業は市民に身近な場所で文化芸術に親しんでもらうという趣旨の事業で、実施場所には児童養護施設、子育て総合センター、高齢者施設なども含まれる。事業の廃止については、ホール公演事業の数の見直しや、演者の高齢化等の理由による西宮 Jazz 3 days の見直しなどが行われている。各市民ホールで実施しているコンサート事業などは、指定管理者自主事業への整理を進めていった。また廃止される事業がある一方で、例年入場率が低くても、その必要性を認め、継続実施されている「ぬびす寄席」事業もある。

事業計画及び報告はそれぞれ理事会・評議員会において、総括的な承認を得ており、事業内容については様々な視点から見直しが進められているとのことである。しかし、これらの各事業の継続や廃止、新規事業等に関する意思決定過程を確認したところ、事業課長、係長、専門職員等により2カ月に1度程度の頻度で開催される企画会議（1回約3、4時間程度）の中で検討されているとのことであった。しかしながら、その検討内容は記録されておらず、各事業の計画段階での検討が確認できない。また、実績の評価や事業の継続・廃止の判断などが、実施結果に基づき検討されているかは不明である。さらに、この企画会議において、各事業に対して網羅的な検討はなされていない。

また、芸術文化鑑賞振興育成事業に係る補助金の5年間推移は、以下のとおりであり、新型コロナウイルス感染症、市の派遣職員引き上げ及び文化振興財団固有職員の採用²⁰の影響を考慮すると、ほぼ横ばいである。

(芸術文化鑑賞振興育成事業に係る補助金)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 ²¹	令和3年度
--------	--------	-------	---------------------	-------

¹⁹ 事業報告書に記載されている補助事業及び指定管理者自主事業の件数をカウントした。この中には新型コロナウイルス感染症防止のため中止となった事業も含まれている。

²⁰ 平成29、30年度に人員変動があり、平成30年度、令和元年度は補助金額が増加している。

²¹ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で活動自粛となったアーティスト支援等のた

37,350	39,600	42,379	62,024	42,900
--------	--------	--------	--------	--------

[意見 - 29] PDCA サイクルによる事業の管理について

文化振興財団では補助金を財源として実施する芸術文化鑑賞振興育成に関する事業、市民会館の指定管理者として自らの責任と費用で実施することとされている自主事業など、西宮市の確認は受けながらも、自己の判断で実施の可否を検討できる事業を数多く実施している。理事会・評議員会において、総括的な承認を得ているものの、各事業の継続や廃止、新規事業等に関する意思決定が適切に説明されていない。また、その網羅的な検討は実施されていない。一方で、補助金の額は新型コロナウイルス感染症、市の派遣職員引き上げ及び文化振興財団固有職員の採用の影響を考慮すると、ほぼ横ばいであり、補助金の予算ありきでの事業実施が続けられているように見え、3Eの観点から適切な事業選択が行われているかが判別できない。

事業実施にあたっては、PDCA サイクルに基づき、各事業で計画 (Plan) を基礎に、実行 (Do) の結果を評価 (Check) し、改善 (Action) に繋げていくとともに、その網羅性も確保する必要がある。

具体的には、各事業に対して、事業の趣旨や参加者数、新規参加者割合、アンケート評価結果など具体的な数値目標や事業の趣旨などを設定した計画書を作成するとともに、この計画と実績結果を対比してその評価を行い、改善に繋げることのできる体制を網羅的に構築することが望まれる。

(6) 人件費等の各事業への配賦

これまで [意見-19] 「人件費の各事業への適切な配分について」 (P. 94)、 [意見-20] 「事業共通費の各事業への適切な配分について」 (P. 99)、 [指摘-4] 「指定管理者自主事業の人件費について」 (P. 110) において、人件費等の配賦がなされていないことについての下記の問題点を指摘している。

事務事業名	意見/指摘 No.	発見事項
文化振興財団補助事業	[意見-19]	・ 補助事業対象経費に含まれる人件費 33,311 千円が個別事業に配賦されていないため、個別事業ごとのフルコストが把握できていない。

め、補助金が 19,645 千円増額している。

文化芸術 振興事業	[意見-20]	・事業共通費（主な内訳は人件費）9,207千円が個別事業に配賦されていないため、個別事業ごとのフルコストが把握できていない。
市民会館 管理運営 事業	[指摘-4]	・補助対象事業は交付対象が決められているが、その対象外の指定管理者自主事業の実施に対して補助金を使用していることになり「補助金等の取扱いに関する規則」違反である。

上記のように、文化振興財団の実施する補助事業、受託事業、指定管理者自主事業、全てにおいて、文化振興事業に従事する職員の人件費等が個別事業に配賦されておらず、各個別事業のフルコストが把握されていない。

特に市民会館指定管理者としての自主事業支出には、従事した職員の人件費が含まれておらず、大部分の人件費は補助事業で賄われている。これは自らの費用で実施すべき指定管理者自主事業に係る費用が、補助事業経費として誤って把握されていることになる。またこのことは、そもそも補助事業と指定管理者自主事業の事業内容に、明確な線引きはない証左ともいえる。

（7）西宮市としての文化振興事業

[意見-18]「補助事業の見直し方法について」（P.92）で述べたが、西宮市では補助金を定期的に見直すこととされているが、文化振興財団への補助金は全ての実施事業をひとつにまとめて定期見直しが行われており、個別事業ごとの評価が行われていない。（5）、（6）で述べたことも含めこれまでに挙げた問題点をまとめると、以下のようなことになる。

- ・文化振興財団による個別事業の管理が不十分であり取捨選択や改善の過程が不明瞭であること
- ・西宮市による個別事業の効果検証が不十分であること
- ・個別事業の管理・効果検証を行うための前提となる適切なコストの把握ができていないこと

これは、文化振興財団が過去から補助金予算をもって自由に事業を実施しているが、事業の実態把握には不明瞭な点が多く、3Eの観点から適切に文化振

興事業が行えているかを西宮市としても文化振興財団自身も把握できていない状態といえる。

〔意見 - 30〕文化振興事業の実施方法の整理と市民会館指定管理者の選定方法について

現状のように、文化振興財団による文化振興事業の遂行が3Eの観点から適切か把握できていない直接的な原因として、個別事業の管理が不十分で意思決定過程が見えないことや、事業ごとのコスト把握ができていないことなどが考えられる。しかしながら、そもそも一つの要因として、補助対象事業と指定管理者自主事業との線引きが不明瞭であるとともに、文化振興財団の選定方法が非公募であり、透明性が確保されていないことが考えられる。

公募の一般的な目的は、民間事業者のノウハウを取り入れサービスの向上と経費削減をはかることであるが、加えて、応募団体からの提案内容と文化振興財団の事業実施内容との比較が可能となることにより、文化振興財団の事業実施状況の透明性が増すという効果が得られると考えられる。

平成28年度の文化庁の調査結果²²によると、公のホールでの指定管理者制度の導入率は58.5%で、その選定方法は公募が59.8%で半数を超えている。また指定管理者の種別では、財団（公益財団法人、一般財団法人含む）が55.4%と最も多いが、共同体17.5%、営利法人17.4%と民間事業者による指定管理実績も十分存在している。

西宮市においても、市民会館以外の4つの市民ホールについては、公募により選定された民間事業者により管理運営が行われており、その効果は把握されている。その上でもなお市民会館の指定管理者が非公募で選定されている理由は下記のとおりである。

『公募によらず選定する理由書』（要約）

「多くの主体の参画と連携を図って柔軟かつ公正に事業企画、実施を担える中核組織」としての役割を担うことができる唯一の市内団体である財団が、引き続き本市の文化行政の中心的施設である市民会館の指定管理者となることが最も望ましいため

²² 『劇場、音楽堂等の活動状況に関する調査報告書』（平成29年3月）

理由書から読み取れる西宮市が考える公募によるデメリットは、各関係団体との連携・調整が今より難しくなり、市の要望を適時に取り入れ柔軟な対応が難しくなることと考えられる。確かに公募により民間事業者が選定された場合、西宮市が事業者と関係団体との間に入り調整が必要になる局面も多くなることも考えられる。しかしながら、現状のように、非公募による透明性の確保ができず、3Eの観点からの適切な事業遂行が確認できないデメリットも存在しており、また、上記公募によるデメリットについては、指定管理者との契約や仕様書などを工夫することで軽減することも可能であると考えられる。実際に他の自治体において、現在文化振興財団が補助事業として実施しているような文化振興事業も含め民間事業者で実施している事例²³も多く存在している。

西宮市の文化振興事業の比較可能性を高め、より3Eの観点から適切な事業を実施するためにも、現在の補助事業も市民会館指定管理者自主事業に含めた上で、公募による事業者選定を検討されたい。

²³ 例えば枚方市では、枚方市総合文化芸術センターの指定管理を令和3年度よりサントリーパブリシティサービス(株)を代表とする共同事業体が請け負っており、業務内容には会館の維持管理だけでなく、文化振興事業の実施も含まれている。

第4 文化財に関する事務事業について

1 基本となる計画について

文化財保存活用地域計画とは、文化財の保存・活用を計画的に進めるため、取り組む目標や実施する事業等を記載したものである。文化財保護法の改正（平成31年4月1日施行）により作成が位置づけられ、令和3年12月17日に開催された国の文化審議会で、「西宮市文化財保存活用地域計画」が認定された。

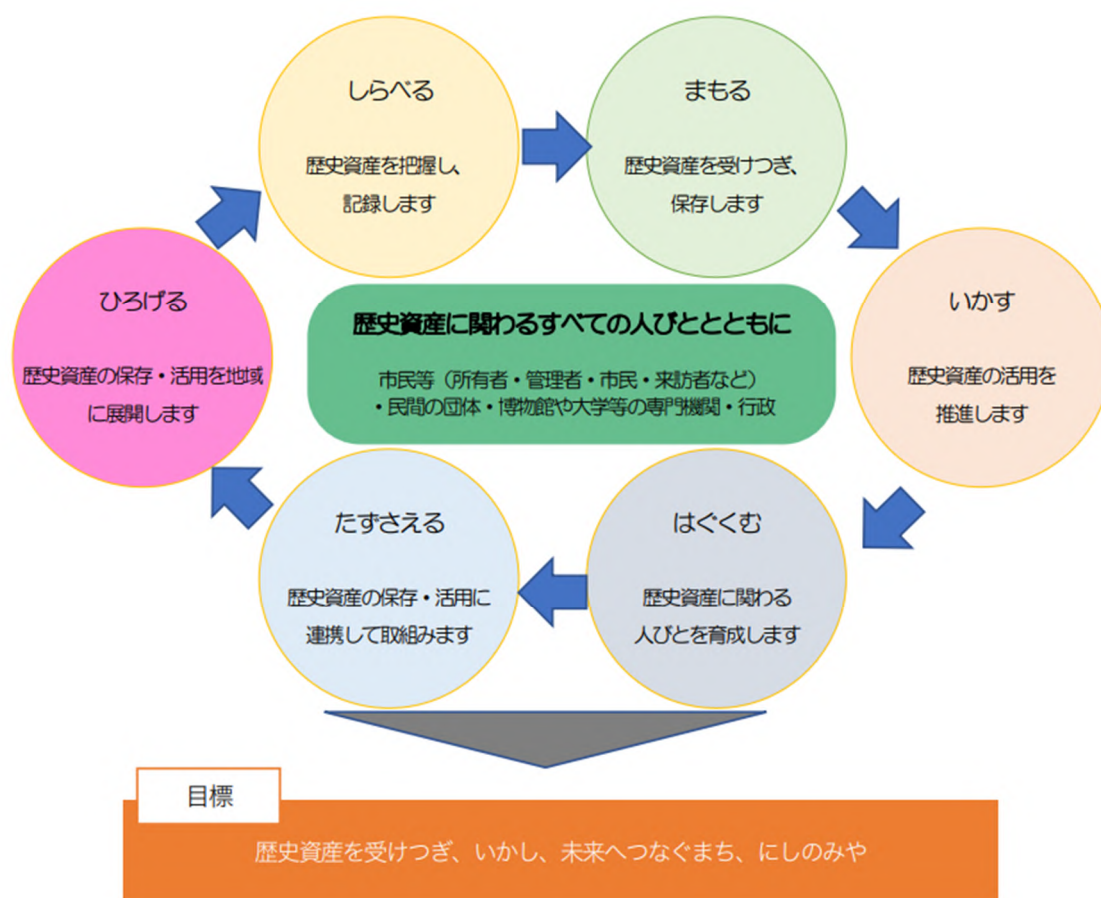
（1）計画の概要

文化財保存活用地域計画では、歴史資産の保存・活用に関する課題を踏まえ、先人から受け継いできた歴史資産を、地域全体でまもり、いかしながら輝く未来へ受け継ぐことを目指し、「歴史資産を受けつぎ、いかし、未来へつなぐまち、にしのみや」という目標を設定している。

また目標の達成に向けて以下の6つの方針を設定している。

方針1	しらべる	西宮の歴史資産を把握し、記録します
方針2	まもる	西宮の歴史資産を受けつぎ、保存します
方針3	いかす	西宮の歴史資産の活用を推進します
方針4	はぐくむ	西宮の歴史資産の保存・活用に関わる人びとを育成します
方針5	たずさえる	西宮の歴史資産の保存・活用を連携して取組みます
方針6	ひろげる	西宮の歴史資産の保存・活用を地域に展開します

目標と方針の関係は以下の図のとおりである。



2 事務事業の検討

(1) 文化財に関連する事務事業一覧

番号	事務事業名	所管部署	記載ページ
2-1	文化財保護関係事業	文化財課	147
2-2	郷土資料館管理運営事業	文化財課	150
2-3	史跡整備事業	文化財課	152
2-4	郷土資料館改修事業	文化財課	153

2-1 文化財保護関係事業

事業名称	文化財保護関係事業
所管課	文化財課
事業開始年度	昭和40年4月1日
事業概要	法律、条例における文化財保護の理念に則り、地域の文化財の保存と活用に関する事業を行う。
具体的な実施施策	西宮市文化財保存活用地域計画に基づき、下記事業を行う。 (1) 文化財保存事業(修理事業) (2) 文化財基礎調査など調査事業 (3) 文化財プロモーション事業 (4) 文化財の防火・防災事業 (5) 文化財関係者への支援事業 (6) 文化財に関心を持つ市民の育成事業 なお、活用・プロモーション・育成事業の一部は郷土資料館の事業として実施する。
事業の実施状況(実際に行った取組、実施回数等) (令和3年度)	(1)文化財防火関連事業の実施 指定文化財の防火について、消防局等との合同立入り検査事業及び消防用設備点検補助事業を8件について実施し、消防用設備や消防体制を確認した。実施対象：(国指定文化財) 神呪寺(彫刻)、淨橋寺、西宮神社、神戸女学院(市指定文化財) 海清寺、公智神社、八幡神社、神呪寺(仁王門) (2)文化財パトロールの実施 指定文化財の現状を確認し、所有者又は管理者に対して指導等を行うパトロール事業を14回実施した。西宮砲台、西宮神社表大門等をはじめ、老松古墳・日野神社の社叢・公智神社社叢等のパトロールを行った。 (3)埋蔵文化財届出関連業務 文化財保護法に基づき提出される周知の埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等の届出について、当該地の埋蔵文化財の状況を確認調査により把握しその結果により埋蔵文化財の取扱いを指示する。届出の受理件数は74件。 (4)文化財保存事業等 史跡等の除草・清掃等環境整備事業を実施した(4ヶ所)。埋蔵文化財発掘調査等54件を実施した。出土文化財等保存処理事業を実施した。指定文化財「西宮神社大練塀・表大門」他2件の保存修理事業を実施した。 (5)公開等活用事業 指定文化財公開事業(7件)
課として把握している問題意識・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・保存修理を必要とする文化財が増加している。 ・指定等文化財の安全に継続的に保存する体制(保存会の設置・保存管理計画の策定等)の確立。 ・市民が常に文化財に接することができる状態を維持する。 ・埋蔵文化財の無届工事等による埋蔵文化財の減失を防ぐための広報。 ・出土した資料は郷土資料館等で観覧できるよう整理し安全確実に保存する。
これから実施していきたい施策等	<ul style="list-style-type: none"> ・適切なタイミングでの保存修理事業の実施 ・文化財ごとの保存活用計画の作成 ・出土資料の公開(埋蔵文化財発掘調査報告書の作成) ・出土品の収蔵保管・作業スペースの拡充

事業費推移 (千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	39,800	37,764	34,972	35,646	30,314
	会計年度任用職員人件費	0	0	0	0	0
	委託費	5,282	13,831	15,187	17,316	14,778
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金及び補助金	801	1,720	5,295	11,946	12,582
	その他	2,119	1,264	1,440	1,987	1,941
	合計 (A)	48,002	54,579	56,894	66,895	59,615
財源内訳 (千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	1,000	1,000	2,250	3,999	2,532
	県支出金	500	500	1,125	1,000	500
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	80	44	29	17	175
	一般財源	46,422	53,035	53,490	61,879	56,408
	合計	48,002	54,579	56,894	66,895	59,615
コスト調整額 (千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	(加算) 減価償却費	0	0	0	0	0
	(加算) 退職給与引当	2,475	1,355	1,884	1,983	4,664
	(控除) コスト対象外	0	0	0	0	0
	合計 (B)	2,475	1,355	1,884	1,983	4,664
トータルコスト推移 (千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計 (A) + (B)	50,477	55,934	58,778	68,878	64,279

(1) 歳入歳出

過去5年間の歳入歳出状況は以下のとおりである。

【歳入】	(単位：千円)				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
文化財保存整備費等補助事業費	1,000	1,000	2,250	2,000	1,000
文化芸術振興費補助事業費	0	0	0	1,999	1,531
文化財保存整備費等補助事業費	500	500	1,125	1,000	500
遺跡分布地図売捌代金	7	3	2	0	0
「西宮の歴史」等売捌代金	72	40	27	0	0
「灘の酒づくり」売捌代金	0	0	0	0	0
文化財関係刊行物売捌代金	0	0	0	17	175
合計	1,579	1,544	3,404	5,016	3,206

【歳出】	(単位：千円)				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委員報酬	235	136	272	248	285
講師等謝金	27	0	99	234	124
普通旅費	270	216	143	127	65
消耗品費	161	206	227	257	286
印刷製本費	1,090	425	378	839	947
修繕料	43	0	59	0	0
郵便料	121	121	79	82	81
文化財保護関係委託料	5,281	13,830	15,186	17,316	14,778
事務機器借上料	169	150	150	150	150
事業用備品費	0	0	20	48	0
図書購入費	0	6	9	0	0
文化財関係補助金	800	1,720	5,294	11,945	12,582
合計	8,201	16,814	21,921	31,249	29,300

文化財保護関係委託料のうち、主なものは高畑町遺跡第9次発掘調査において出土した木製品である脆弱遺物について、公益財団法人元興寺文化財研究所へ科学的処置を委託したものであり、令和元年度より毎年9,999千円が委託料として発生している。

[意見-31] 文化財の有効活用について

文化財課には、出土品や受贈を受けた資料が数多く保管されている。令和3年度末の収蔵資料²⁴は教育史資料17千点、歴史資料²⁵10千点、民俗資料²⁶8千点など、ゆうに38千点を超える。一方で郷土資料館にある常設展示資料数は371点（令和3年3月31日現在）と、100分の1以下に留まっている。所有資料は年々増加し、その出土品などを保存修理する作業スペース、保管場所、公開場所の狭さが課題となっている。また上述の高畑町遺跡で出土した木製品に関しても、貴重な歴史的な文化財で、今後特別展による公開を企画しているとのことではあるが、その保管場所・公開場所は十分とは言えない。

こうした文化財について、文化庁のハンドブック²⁷などを参考に、出来得る限り市民に公開し、活用できるような工夫をされたい。



²⁴ 教育、特に初等教育に関係した史資料を収蔵。江戸期の教科用図書なども含む。また学校民具と称される教具、通知表及び学校教材等も多数所蔵。

²⁵ 近代期の西宮が形成される過程を活写したポスターや絵葉書等の資料、寄贈された中国銭貨を収蔵。また郷土資料館で製作してきた資料保存のための精緻なレプリカや模型等。

²⁶ 主なものは有形民俗文化財（民具）であり、農具を中心とする生業に関する資料、名塩紙製作用具等伝統産業に関する資料、衣類・調理器具等日常的な生活を物語る資料などを収蔵

²⁷ 文化財保護のための資金調達ハンドブック

2-2 郷土資料館管理運営事業

事業名称	郷土資料館管理運営事業				
所管課	文化財課				
事業開始年度	昭和60年4月1日				
事業概要	文化財保護の理念に則り、市民等と共に文化財の調査・活用に関する事業、郷土資料館及び名塩和紙学習館の施設及び設備の維持管理事業。				
具体的な実施施策	(1) 郷土資料館展示事業（常設展示の運営、特別展示等企画展示） (2) 郷土資料館教育普及等事業（成人向け・子ども向け講座、調査ボランティア、資料の保存管理） (3) 分館名塩和紙学習館事業（和紙実習事業等の実施） (4) 郷土資料館情報提供業務（刊行物等の発行） (5) 市内小学校等学校との連携（小学校団体対応〈市立小学校41校〉、和紙実習等） (6) 無形文化財緊急調査事業 (7) 郷土資料館及び名塩和紙学習館維持管理事業				
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	(1) 郷土資料館展示事業 展示事業／常設展示観覧者21,071人 (2) 郷土資料館教育普及等事業 学校団体利用920人（市内小学校5校・647人）・ボランティア事業（登録24人 活動：のべ126人） 資料の収蔵と活用／収蔵資料総点数：38,822点 資料の特別利用等：21件(124点) (3) 分館名塩和紙学習館事業 和紙学習館紙すき推進委員会との利用調整会議／12回 イ 常設展示解説事業／82回・154人 実習事業／32団体1,136人（一般団体：12団体142人・市内学校園：20団体994人） (4) 郷土資料館情報提供業務 館報(100部・市HP掲載)、ニュース(1回・500部)、にのみやデジタルアーカイブ新規掲載資料数67点(画像ファイル数：2,190点) (5) 郷土資料館・名塩和紙学習館施設維持管理事業 便所清掃(週1回)・塵芥収集(週2回)・消防用設備点検(年2回)・機械警備(夜間)・職員による日常点検 実習負担金減免状況 減免額:560千円/収入額:15,000円				
事業費推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正規職員人件費	10,691	23,498	25,534	25,848	26,353
会計年度任用職員人件費	20,061	28,801	28,969	27,486	29,255
委託費	1,753	4,388	4,706	1,230	11,630
指定管理料	0	0	0	0	0
負担金及び補助金	63	63	63	63	68
その他	13,633	4,555	4,507	3,343	7,951
合計（A）	46,201	61,305	63,779	57,970	75,257
財源内訳（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国庫支出金	0	0	0	0	0
県支出金	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0
その他	127	156	149	29	144
一般財源	46,074	61,149	63,630	57,941	75,113
合計	46,201	61,305	63,779	57,970	75,257
コスト調整額（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(加算) 減価償却費	0	0	0	0	4,372
(加算) 退職給与引当	1,224	843	1,376	1,438	4,055
(控除) コスト対象外	0	0	0	0	0
合計（B）	1,224	843	1,376	1,438	8,427
トータルコスト推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計（A）+（B）	47,425	62,148	65,155	59,408	83,684

令和3年度より郷土資料館維持管理事業が統合されている。

(1) 施設の概要

西宮市の郷土資料館施設は以下のとおりである。

【郷土資料館施設一覧】

施設名	所在地
西宮市立郷土資料館	西宮市川添町15番26号
分館名塩和紙学習館	西宮市名塩2丁目10番8号



西宮市立郷土資料館は、西宮地方の歴史と文化財を実物資料で知ることができる施設であり、収蔵資料は約4万点におよぶ。

満池谷層の植物遺体包含層（県指定天然記念物）、具足塚古墳出土品（市指定重文）、永正15年（1518年）銘石造一石五輪塔（市指定重文）、江戸時代の宿駅生瀬家並模型、江戸時代西宮から江戸へ酒を運んだ樽廻船模型、大正・昭和初めの香爐園・苦楽園・甲陽園の絵葉書など、約250点を常設展示している他、企画展示・特集展示・講座などの催し、市民ボランティアによる市内の文化財調査、西宮市内の博物館・研究機関と協同開催する連携講座などを実施している。

なお郷土資料館は西宮市立中央図書館、西宮市立市民ギャラリー、西宮市平和資料館とともに複合施設をなしており、複合施設としての名称は「西宮市教育文化センター」という。

分館名塩和紙学習館は、名塩の伝統産業「紙すき」を実習・体験できる施設である。1階の実習室には学習用すき舟8台、指導者用すき舟1台、実物のすき舟1台を備えており、2階の展示室は、名塩紙の歴史や紙すきの工程を説明

するパネル、名塩紙が使われた京都二条城のふすま絵の写真のほか、簀桁（すけた）や帛篋（きぬす）など、紙すきの道具類も展示している。

2-3 史跡整備事業

事業名称	史跡整備事業					
所管課	文化財課					
事業開始年度	平成22年4月1日					
事業概要	指定史跡等の整備や保存活用計画策定を順次進め、地域や日本の歴史を体感できる学習拠点を市内各所に設ける。					
具体的な実施施策	(1) 具足塚古墳の整備 (2) 西宮砲台の整備 (3) 満池谷層の植物遺体包含層の整備					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	(1) 史跡「具足塚古墳」の用地買収に係る土地所有者との協議 (2) 史跡「具足塚古墳」の整備用地における境界確定測量（新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和4年度に繰越。） (3) 史跡「西宮砲台」外郭間知石の不時発見に伴う移設及び保管					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	0	839	3,708	3,717	3,359
	会計年度任用職員人件費	0	0	0	0	0
	委託費	0	996	0	0	378
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金及び補助金	0	0	0	0	0
	その他	0	1,390	3,075	0	0
	合計（A）	0	3,255	6,783	3,717	3,737
財源内訳（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	0	3,255	6,783	3,717	3,737
	合計	0	3,255	6,783	3,717	3,737
コスト調整額（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	(加算) 減価償却費	0	0	0	0	0
	(加算) 退職給与引当	0	30	200	207	517
	(控除) コスト対象外	0	0	0	0	0
	合計（B）	0	30	200	207	517
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	0	3,285	6,983	3,924	4,254

指定史跡等の整備や保存活用計画策定を順次進め、地域や日本の歴史を体感できる学習拠点を市内各所に設けることを目的とした事業である。

令和3年度の実施事業として、主に市内では最大級の古墳である史跡「具足塚古墳」の整備事業がある。

2-4 郷土資料館改修事業

事業名称	郷土資料館改修事業					
所管課	文化財課					
事業開始年度	平成25年4月1日					
事業概要	郷土資料館（1985年建築）及び分館名塩和紙学習館（1989年建築）の老朽化した施設、設備を適切に更新し、長寿命化を図る。					
具体的な実施施策	（1）防水扉設置（2）屋外資料保管区画設置（3）埋蔵文化財整理場所設置（4）空調設備の更新。					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	教育文化センターの施設・設備改修事業を実施した。 ・教育文化センター直流電源装置更新工事					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	1,257	1,678	253	253	258
	会計年度任用職員人件費	0	0	0	0	0
	委託費	0	0	0	0	0
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金及び補助金	0	0	0	0	0
	その他	16,784	34,808	1,756	6,449	1,742
	合計（A）	18,041	36,486	2,009	6,702	2,000
財源内訳 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	0	0	0	1,973	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	21,900	0	2,000	1,700
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	18,041	14,586	2,009	2,729	300
	合計	18,041	36,486	2,009	6,702	2,000
コスト調整額 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費	0	0	0	0	0
	（加算）退職給与引当	78	60	14	14	40
	（控除）コスト対象外	0	△ 10,769	0	0	0
	合計（B）	78	10,709	14	14	40
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	18,119	25,777	2,023	6,716	2,040

（1）実施工事一覧

令和元年度から令和3年度までの実施工事は以下のとおりである。

〈令和元年度〉

工事名	金額（円）	契約形式
教育文化センター受変電設備変圧器他取替工事	1,756,052	所管：読書振興課

〈令和2年度〉

工事名	金額（円）	契約形式
教育文化センター非常放送設備改修工事	694,108	所管：読書振興課
名塩和紙学習館2階便所改修電気設備工事	229,900	特命随意契約
名塩和紙学習館2階便所改修工事	1,248,535	指名競争入札
名塩和紙学習館2階便所改修に伴う衛生設備工事	495,000	特命随意契約
教育文化センター遺跡出土木製品仮保管水槽設置工事	499,950	特命随意契約
教育文化センター遺跡出土木製品保管区画設置工事	434,500	特命随意契約
教育文化センター大倉庫改修工事	2,699,400	指名競争入札
教育文化センター大倉庫改修工事に伴う二重壁排水工事	146,300	特命随意契約

〈令和3年度〉

工事名	金額（円）	契約形式
教育文化センター直流電源装置更新工事	1,741,555	所管：読書振興課

第5 スポーツ振興に関する事務事業について

1 基本となる計画について

西宮市では、平成23年8月に施行されたスポーツ基本法第10条第1項に基づき、文部科学省のスポーツ基本計画と兵庫県のスポーツ推進計画との整合を図りながら、平成26年3月に西宮市の現状に即したスポーツ推進計画を策定している。

(1) 計画の概要

計画の位置付け
スポーツ基本法第10条第1項に基づき、スポーツ基本計画（国）、スポーツ推進計画（兵庫県）を参酌して、西宮市の実情に即して策定した。第4次西宮市総合計画における施策の大綱「いきがい・つながり」の部門別計画である。
計画の期間
平成26年度から平成35年度までの10年間である。計画策定から概ね5年後に中間見直しを行う。
計画の目指すべき姿
スポーツ基本法の前文で示された、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であることを踏まえ、「スポーツの力で西宮を元気に！」を合言葉にして、スポーツ推進施策に取り組む。平成25年度には、文教住宅都市宣言から50周年を迎え、文教住宅都市として一層魅力あるまちを目指すために、運動・スポーツの機能・役割を活用する必要がある。運動・スポーツの担う機能・役割として、人と人、地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成し、地域社会の再生に寄与することが期待される。
計画目標
平成35年度（2023年度）において成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%にすることを計画目標として、具体的な取り組みを推進する。 <ul style="list-style-type: none">・週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人（65%程度）・週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人（30%程度）・健康な成人のスポーツ未実施者（1年間に一度もスポーツをしない者）の数値が0に近づくこと

今後 10 年間のスポーツ推進の基本方針

スポーツ基本法第 10 条において、文部科学省が定めたスポーツ基本計画を参酌して、地方の実情に応じて策定するよう努めることとされており、本市においても、スポーツ基本計画を参照し、スポーツ推進施策を構成している。計画の実現のため、今後 10 年間のスポーツ推進の基本方針を 8 つに分けて定め、それぞれについてスポーツ推進の方向を示す。

- ・子どものスポーツ機会の充実
- ・ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ・住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ・競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ・スポーツ活動を通じた交流の推進
- ・スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ・スポーツ界の好循環の創出
- ・スポーツ施設の整備について

(出典：西宮市スポーツ推進計画より監査人加工)

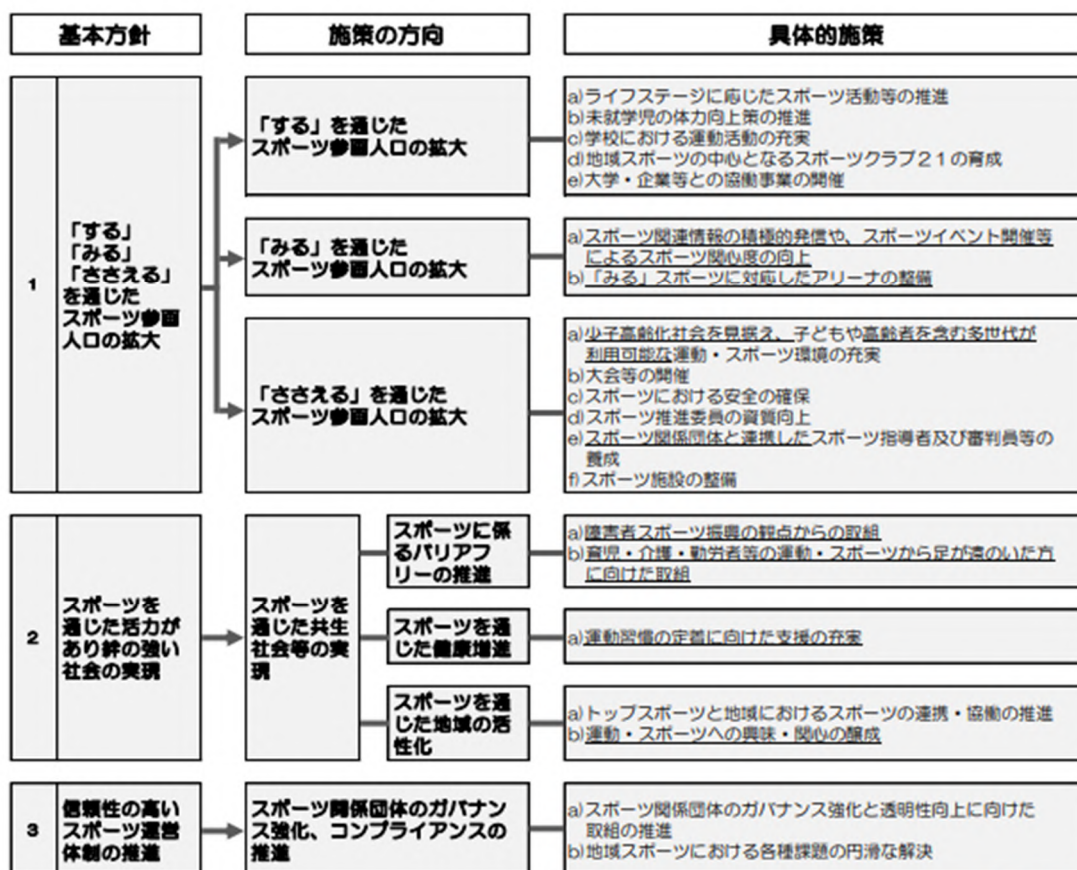
(2) 中間見直しの概要

西宮市は計画策定から概ね 5 年後である 2019 年（平成 30 年度）にスポーツ推進計画の中間見直しを行い、スポーツ推進計画〔後期計画〕を策定している。

後期計画では次のように西宮市スポーツ推進計画の基本方針を定めている。

1. 「する」「みる」「ささえる」を通じたスポーツ参画人口の拡大
2. スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
3. 信頼性の高いスポーツ運営体制の推進

こうした基本方針を踏まえ、施策の方向と具体的施策を以下のとおり策定した。

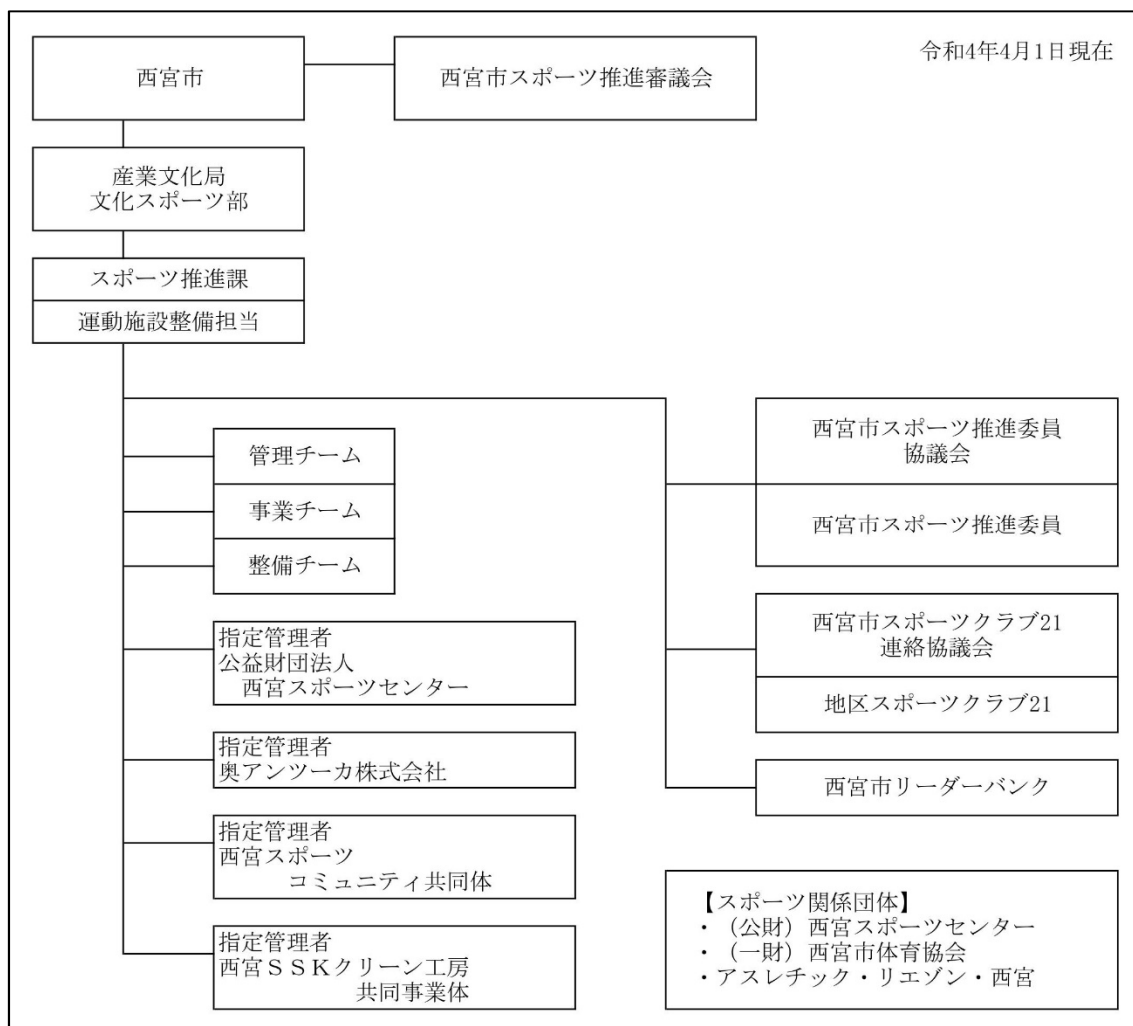


※アンダーライン表示：追加項目

スポーツ推進課ではこうした基本方針と具体的施策を基に、各事業を行っている。

(3) 運動・スポーツ施策の推進体制

計画の推進のための西宮市の運動・スポーツ施策の推進体制を図示する。



西宮市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条に基づき、市長の諮問に応じてスポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、これらの事項に関して市長に建議する機関である。

西宮市スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条に基づき、運動・スポーツ活動における地域と行政の連絡調整を担い、地域のスポーツ活動や西宮市の体育行事に協力するために市から委嘱される非常勤の公務員である。また西宮市スポーツ推進委員協議会は全スポーツ推進委員から構成される協議会である。

スポーツクラブ 21 は、概ね小学校区を単位として設立された様々なスポーツ活動等を行う団体で、学校体育施設などを利用し、幅広い年齢層が参加している。また各クラブの代表者で連絡協議会を組織している。

その他、指定管理者に関しては「2-2 運動施設管理運営事業」を、(公財)西宮スポーツセンターに関しては「3 公益財団法人西宮スポーツセンター」を参照。

2 事務事業一覧

(1) スポーツ振興に関連する事務事業一覧

事業番号	事務事業名	所管部署	記載ページ
2-1	スポーツ推進事業	スポーツ推進課	160
2-2	運動施設管理運営事業	スポーツ推進課	170
2-3	運動施設改修事業	スポーツ推進課	181
2-4	運動施設整備事業	スポーツ推進課	183

2-1 スポーツ推進事業

事業名称	スポーツ推進事業					
所管課	スポーツ推進課					
事業開始年度	不明					
事業概要	年齢、性別、障害の有無を問わず、市民が運動・スポーツに親しめる環境を整備するとともに、豊かなスポーツライフや健康寿命の延伸につながるよう、「する」「みる」「ささえる」の観点から各種団体等と連携してスポーツの推進を図る。					
具体的な実施施策	未就学児から高齢者まで、心身ともに健康で充実した生活を送れるよう、生涯スポーツの推進を図る。					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<p>スポーツ推進委員委嘱状況：87名（令和4年3月31日時点） 各種研修会にスポーツ推進委員を8名派遣した（全国[中止]、近畿[中止]、兵庫県8名、阪神丹波地区0名、阪神南[中止]）。</p> <p>市民スポーツ交流事業として、各種大会・つどいを計12事業実施した（2,254名が参加）。</p> <p>西宮市に所縁のあるJリーガー等を招いて宮っ子Jリーガー祭りを開催した（97名が参加）。</p> <p>ヴィッセル神戸との協働により、小学生向けクリニックを開催した（コロナにより一時的に中止）。</p> <p>アスレチック・リエゾン・西宮との協働により、トップアスリートによる各種体験会を実施した（314人が参加）。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛による運動機会減少の対策として、WEBオンラインスポーツ教室を開催した（1,105人）。</p> <p>スポーツ推進審議会を2回開催し、スポーツ施策全般に関する意見聴取を実施した。</p> <p>各地区のスポーツクラブ21への活動支援として、スポーツクラブ21補助金を交付した（事業補助17地区、備品等補助21地区21件、コロナ補助37地区）。</p> <p>（公財）西宮スポーツセンターと連携し、あらゆる世代に対応したスポーツ教室・体験会事業（小学生低学年向け、中高齢者向け、成人向け、パラスポーツ、その他）を実施した（10,871人が参加）。</p>					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	40,638	35,079	36,148	35,055	37,462
	会計年度任用職員人件費	0	3,623	3,128	3,256	2,830
	委託費	30,560	68,321	62,952	53,379	50,871
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金及び補助金	11,042	11,286	11,398	13,130	14,003
	その他	22,670	23,674	23,771	20,767	22,948
	合計（A）	104,910	141,983	137,397	125,587	128,114
財源内訳（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	3,407	0	0	4,648	1,227
	県支出金	0	0	0	0	1,315
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	2,493	3,228	3,445	2,957	5,176
	一般財源	99,010	138,755	133,052	117,982	120,396
	合計	104,910	141,983	136,497	125,587	128,114
コスト調整額（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費	0	0	0	0	0
	（加算）退職給与引当	2,527	1,259	1,647	1,951	5,764
	（控除）コスト対象外	0	0	0	0	0
	合計（B）	2,527	1,259	1,647	1,951	5,764
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	107,437	143,242	139,044	127,538	133,878

(1) 歳入歳出

過去5年間の歳入歳出状況は以下のとおりである。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
スポーツ施設計画策定支援事業委託費	3,407	0	0	0	0
スポーツ振興基金に充当	0	0	0	930	2,771
スポーツ振興基金繰入金	0	0	0	776	995
スポーツ振興基金利子	0	0	0	4	3
聖火リレー事業負担金	0	0	0	0	1,315
スポーツ教室等負担金収入	0	0	0	1,246	1,406
公共スポーツ施設等活性化助成金	0	0	900	0	0
合計	3,407	0	900	2,956	6,491

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
委員報酬	260	297	124	14,989	14,628
印刷製本費	151	365	50	0	264
修繕料	0	9	0	495	142
消耗品費	502	511	404	1,798	1,233
食糧費		6	2	23	2
郵便料	131	66	66	68	68
委員費用弁償	0	0	0	10	3
スポーツ振興基金積立金	0	0	0	934	2,774
各種謝金	1,725	2,850	3,497	1,123	2,355
事業用備品費	0	0	0	26	116
各種負担金	0	0	0	114	111
損害保険料	0	0	0	371	399
普通旅費	181	229	118	16	51
事務機器借上料	0	6	6	6	6
事務機器借上料等	6	0	0	0	0
AED借上料	0	0	0	0	904
AED借上料等	0	0	0	904	0
スポーツクラブ21補助金	0	0	0	6,094	5,094
スポーツ推進事業等委託料	12,710	50,340	44,996	44,049	50,122
スポーツ振興基金運用事業補助金	0	0	0	776	995
地域スポーツ推進事業等委託料	0	0	0	9,328	0
アイススケートリンク利用促進事業委託料	0	0	0	0	748
体育協会補助金	0	0	0	4,768	4,968
スポーツ施設計画策定等委託料	3,348	0	0	0	0
にしのみや武庫川ハーフマラソン補助金	0	0	0	0	900
東京2020大会関連事業実行委員会負担金	0	0	0	1,376	1,933
合計	19,017	54,684	49,265	87,275	87,822

令和2年度から地域スポーツ推進事業経費がスポーツ推進事業経費に合算されたため、同年度より歳入歳出が増額している。

歳出の委員報酬は主にスポーツ推進委員²⁸への報酬である。(2)で詳細を記載している。またスポーツ推進事業等委託料は金額の7割以上が市の外郭団体である公益財団法人西宮スポーツセンター(以下、「(公財)西宮スポーツセンター」とする)に対する委託である。詳細は(3)で後述している。

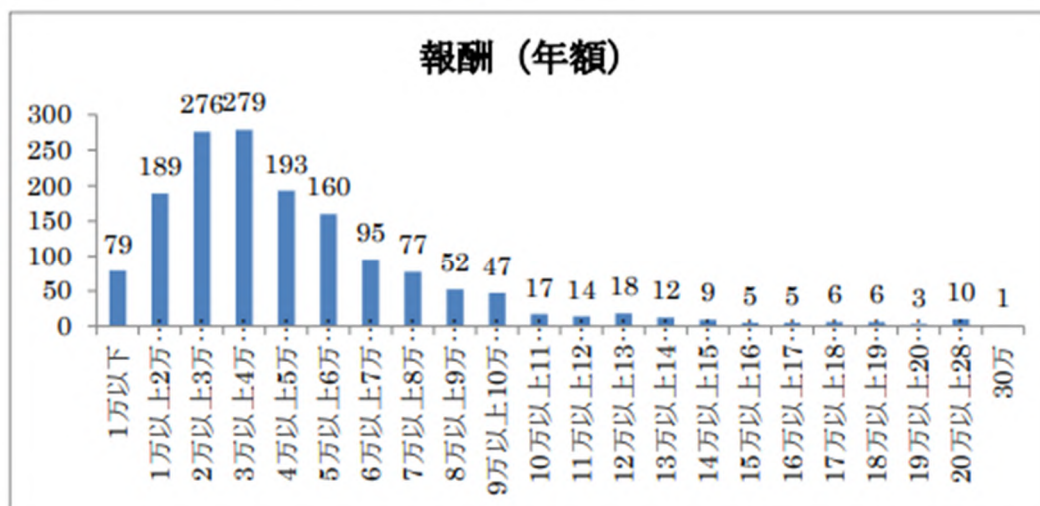
²⁸ 「(3) 運動・スポーツ施策の推進体制」参照

(2) 委員報酬

委員報酬は主にスポーツ推進委員への報酬である。西宮市のスポーツ推進委員の報酬は、スポーツ行政の推進を担う特別職の非常勤職員として、月額13,900円（税込）、年額に換算すると166,800円（税込）の報酬が支払われている。

「平成30年度都道府県スポーツ推進委員組織調査報告書」によると、全国のスポーツ推進委員の報酬の平均額は年額約47,000円であり、2万円～4万円の間集中している。

【スポーツ推進委員の年額報酬】



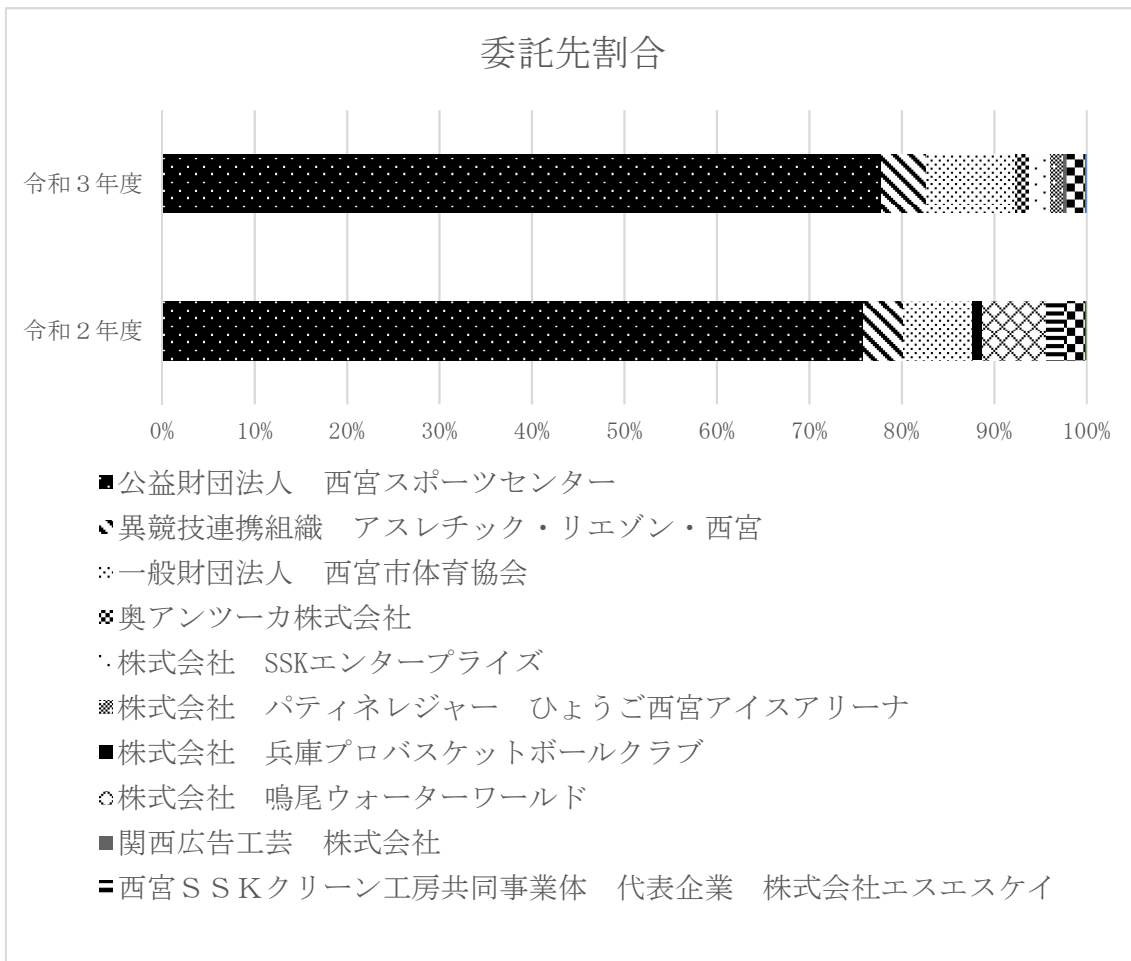
(出典：公益社団法人全国スポーツ推進委員連合「平成30年度都道府県スポーツ推進委員組織調査報告書」)

このデータからすると、西宮市は高いカテゴリーに区分されている。市によると特別職の職員で非常勤の者の報酬及費用弁償条例に基づき決定しているとのことである。

(3) スポーツ推進事業等委託料

令和2年度、令和3年度のスポーツ推進事業に関する委託先の割合は以下のとおりである。西宮市の外郭団体である（公財）西宮スポーツセンターへの委託は令和2年度が80%、令和3年度が78%、関連団体であるアスレチック・リエゾン・西宮への委託は両年度5%、一般財団法人西宮市体育協会への委託は令和2年度が8%、令和3年度が10%となっている。

また、こうした事業のほとんどが特命随意契約²⁹で委託されている。



(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

[意見-32] 特命随意契約について

現在、市のスポーツ推進事業等の多くが市の関連団体へ特命随意契約によって委託されている。一方で委託内容はラジオ体操といったスポーツイベントやオンラインでの教室など、民間でも広く行われている事業であり、市の関連団体が行うべき特殊性のないものが多い。こうした事業を広く公募することにより、新しい事業を起こし、より良く事業目的を達成することが期待できる。

今一度、固定化されている特命随意契約での推進事業を見直し、公募できるものについては公募するようにされたい。

²⁹ 特命随意契約とは、1社随意契約をいい、随意契約において通常行われる2者以上のものでの見積り合わせによらず、特定の相手と契約することをいう。競争性のない契約となるため、合理的な理由なく行うことは不適切とされる。

① (公財) 西宮スポーツセンターへの委託事業

令和3年度の(公財)西宮スポーツセンターへの委託内容及び金額は以下のとおりである。

【委託事業一覧】

(単位：千円)

スポーツ推進事業委託業務	30,102
スポーツ推進事務委託業務	4,938
スポーツ奨励事業(わくわく運動広場他1事業)企画運営等業務	1,449
WEBオンラインスポーツ教室事業委託業務	537
サッカー体験会企画運営等業務	495
絵本と体操教室企画運営等委託業務	270
子育て親子向けリズム体操教室企画運営等業務	1,667
野球練習会企画運営等業務	423
合計	39,885

② スポーツ推進事業委託の内容

(公財)西宮スポーツセンターへの委託事業のうち、もっとも金額の大きいものが「スポーツ推進事業委託業務」である。委託内容は以下のとおりである。

(1) 通年教室

事業分類	会場	曜日	予定回数	実施回数
①小学生低学年向け教室	中央体育館分館	水	38	36
①小学生低学年向け教室	中央体育館分館	木	39	35
①小学生低学年向け教室	北夙川体育館	火	28	26
①小学生低学年向け教室	北夙川体育館	火	28	26
①小学生低学年向け教室	流通東体育館	水	38	36
①小学生低学年向け教室	塩瀬体育館	火	38	36
②高齢者向け初級教室	中央体育館分館	火	20	20
②高齢者向け初級教室	流通東体育館	金	20	20
③中高齢者向け中級教室	中央体育館	水	38	34
③中高齢者向け中級教室	中央体育館分館	水	38	37
③中高齢者向け中級教室	塩瀬体育館	木	39	38
④成人向け教室	北夙川体育館(前期)	金	13	10
④成人向け教室	北夙川体育館(後期)	金	18	17
④成人向け教室	中央体育館	木	14	14

(2) 体験教室

事業分類	会場	曜日	予定回数	実施回数
①みんなでラジオ体操プロジェクト	中央体育館	水	38	34
①みんなでラジオ体操プロジェクト	中央体育館分館	火	20	20
①みんなでラジオ体操プロジェクト	中央体育館分館	水	38	38
①みんなでラジオ体操プロジェクト	流通東体育館	金	20	20
①みんなでラジオ体操プロジェクト	塩瀬体育館	木	39	38
②種目別(障害者スポーツ普及事業)	中央体育館分館	木	25	24
②種目別(障害者スポーツ体験会)	中央体育館	日	1	1
②種目別(障害者スポーツ体験会)	サンアビリティーズ他	日	2	1
②種目別(ミニバス体験会)	北夙川体育館		3	3
②種目別(小学生バレーボール体験会)	中央体育館分館		3	3
②種目別(ハンドボール体験会)	北夙川体育館		3	3
②種目別(野球体験会)	北夙川体育館		3	3
②種目別(柔道体験会)	中央体育館		3	3
③保護者・指導者向け講習会	中央体育館分館	土	4	4
③保護者・指導者向け講習会	流通東体育館	土	4	2
③保護者・指導者向け講習会	流通東体育館	土	4	2
③保護者・指導者向け講習会	中央体育館他	金	6	6
③保護者・指導者向け講習会	サンアビリティーズ	金	5	5

i 事業の実施場所

これら委託事業は、(公財)西宮スポーツセンターが指定管理を行っている中央体育館、中央体育館分館、北夙川体育館、流通東体育館、塩瀬体育館でのみ実施されており、他の指定管理者が管理している浜甲子園体育館、今津体育館、鳴尾体育館、甲武体育館では実施されていない。

[意見-33] 推進事業の公平性について

市のスポーツ推進事業という名目で市税が投入されている以上、特定の体育館での実施ではなく、市民が公平にサービスを楽しむことができるように可能な限り多くの施設で実施すべき事業である。しかし現在は特に合理的な理由もなく(公財)西宮スポーツセンターへの委託事業としていることから、特定の施設でのみ実施されている。

スポーツ推進事業の契約先及び契約内容等を再検討されたい。

ii 委託料の算出方法

スポーツ推進事業委託の契約額は、基本的に対象事業の延べ予定実施回数に各回指導員数と人件費の単価を乗じ、間接費を加算することで算出している。

【契約金額】	a	b	a×b=c	d	c+d	
	予定従事者数(人)	単価(円) ※	人件費等(千円)	一般管理費(千円)	税抜金額(千円)	税込金額(千円)
①通年教室						
小学生低学年向け教室	627	10,600	6,646	664	7,310	8,041
高齢者向け初級教室	160	10,600	1,696	169	1,865	2,052
中高齢者向け中級教室	460	10,600	4,876	487	5,363	5,899
成人向け教室	230	10,600	2,438	243	2,681	2,949
計	1477		15,656	1,565	17,221	18,944
②体験会						
みんなでラジオ体操プロジェクト	620	10,600	6,572	657	7,229	7,952
種目別(体験会)	294	10,600	3,116	311	3,428	3,770
保護者・指導者向け講習会	54	10,600	572	57	629	692
計	968		10,260	1,026	11,286	12,415
					契約金額 ①+②=	31,359

※3.36時間分の単価である。社会保険料考慮済み。

[意見-34] 単価設定について

1 教室あたりの単価として設定されている 10,600 円³⁰は、平均実働 3.6 時間分の価額である。一方で各教室自体は 30 分から 1 時間程度のものであり、毎回平均実働として 3.6 時間分もの委託料が設定されていることは過剰とも考えられる。

教室の開催には企画・準備時間等、間接業務に係る経費も必要とのことであるが、左記表からもわかるとおり直接費の他にも一般管理費として間接費も別途設定され支払われており、間接業務に関しても適切に手当されているものと考えられる。

契約に係る単価の設定は実務にあったより適正なものとなるよう心掛けられたい。

[意見-35] 委託事業の効果測定について

(公財)西宮スポーツセンターへ委託しているスポーツ推進事業のうち、令和 3 年度の実施報告によると「みんなのラジオ体操プロジェクト」「成人向け教室」の参加人数は以下のとおりである。

³⁰ 国税庁の給与データ（「令和元年度民間給与実態統計調査」区分：学術研究、専門・技術サービス業、学習支援業、規模 30 人以上）より法定福利費等を加味した時給を平均実働とされる 3.6 時間で乗じた金額。

(2) 体験会 ①みんなでラジオ体操プロジェクト

事業名：本気でラジオ体操

回数	中央・水			分館・火			分館・水			西池・金			塩瀬・木		
	予定	実施	人数	予定	実施	人数	予定	実施	人数	予定	実施	人数	予定	実施	人数
1	5/12	×コロナ		5/11	×コロナ		5/12	5/12	6	5/7	×コロナ		5/6	×コロナ	
2	5/19	5/19	25	5/18	5/18	8	5/19	5/19	6	5/14	5/14	3	5/13	5/13	8
3	5/26	5/26	39	6/1	6/1	12	5/26	5/26	13	6/4	6/4	4	5/20	5/20	12
4	6/2	6/2	37	6/8	6/8	11	6/2	6/2	16	6/11	6/11	5	5/27	5/27	11
5	6/9	6/9	37	7/6	7/6	14	6/9	6/9	18	7/2	7/2	6	6/3	6/3	14
6	6/16	×フットン		7/13	7/13	7	6/16	6/16	19	7/9	7/9	7	6/10	6/10	14
7	6/23	6/21	29	9/7	9/7	8	6/23	6/23	15	9/3	9/3	4	6/17	6/17	16
8	6/30	6/28	23	9/14	9/14	6	6/30	6/30	15	9/10	9/10	4	6/24	6/24	19
9	7/7	7/5	26	10/5	10/5	7	7/7	7/7	12	10/1	10/1	6	7/1	7/1	15
10	7/14	7/12	21	10/12	10/12	10	7/14	7/14	10	10/8	10/8	7	7/8	7/8	13
11	7/21	7/19	24	11/2	11/2	10	7/21	7/21	16	11/5	11/5	6	7/15	7/15	14
12	9/1	9/1	15	11/9	11/9	12	9/1	9/1	15	11/12	11/12	5	9/2	9/2	13
13	9/8	×フットン		12/14	12/14	13	9/8	9/8	13	12/3	12/3	5	9/9	9/9	17
14	9/15	9/15	19	12/21	12/21	8	9/15	9/15	15	12/10	12/10	5	9/16	9/16	16
15	9/22	9/22	32	1/4	1/4	7	9/22	9/22	15	1/7	1/7	5	9/30	9/30	13
16	9/29	9/29	36	1/11	1/11	13	9/29	9/29	15	1/14	1/14	5	10/7	10/7	14
17	10/6	10/6	27	1/18	1/18	7	10/6	10/6	11	1/21	1/21	3	10/14	10/14	13
18	10/13	10/13	30	2/1	2/1	10	10/13	10/13	10	2/4	2/4	5	10/21	10/21	13
19	10/20	10/20	29	2/8	2/8	10	10/20	10/20	12	2/18	2/18	5	10/28	10/28	15
20	10/27	10/27	30	3/1	3/1	9	10/27	10/27	9	3/4	3/4	6	11/4	11/4	24
21	11/10	11/10	4	3/8	3/8	8	11/10	11/10	1	3/11	3/11	7	11/11	11/11	15
22	11/17	11/17	20				11/17	11/17	14				11/18	11/18	2
23	11/24	11/24	25				11/24	11/24	13				11/25	11/25	17
24	12/1	12/1	30				12/1	12/1	15				12/2	12/2	17
25	12/8	12/8	22				12/8	12/8	15				12/9	12/9	14
26	12/15	12/15	26				12/15	12/15	13				12/16	12/16	13
27	12/22	12/22	25				12/22	12/22	11				12/23	12/23	16
28	1/5	1/5	23				1/5	1/5	10				1/6	1/6	16
29	1/12	1/12	26				1/12	1/12	14				1/13	1/13	14
30	1/19	1/19	24				1/19	1/19	15				1/20	1/20	15
31	1/26	1/26	26				1/26	1/26	13				1/27	1/27	10
32	2/2	2/2	24				2/2	2/2	14				2/3	2/3	9
33	2/9	2/9	21				2/9	2/9	11				2/10	2/10	7
34	2/16	2/16	17				2/16	2/16	12				2/17	2/17	8
35	3/2	3/2	20				3/2	3/2	9				2/24	2/24	15
36	3/9	3/9	17				3/9	3/9	10				3/3	3/3	14
37	3/16	×IT					3/16	3/16	12				3/10	3/10	12
38	3/23	3/23	23				3/23	3/23	12				3/17	3/17	16
39													3/24	3/24	14

	34	852		20	190		38	475		20	103		38	508
中止	4		中止	1		中止	0		中止	1		中止	1	
中止合計	7					合計				150回				2,128人

(出典：(公財)西宮スポーツセンター提出資料「実施報告」)

(1) 通年教室 ④成人向け教室 事業名：ウェルネススポーツ

回数	北夙・前期			北夙・後期			中央・剣道場		
	予定	実施	人数	予定	実施	人数	予定	実施	人数
1	6/11	×コロナ		11/19	11/19	8	9/9	9/9	3
2	7/2	×コロナ		11/26	11/26	7	9/16	9/16	4
3	7/9	×コロナ		12/3	12/3	6	9/30	9/30	3
4	7/16	7/16	10	12/10	12/10	9	10/7	10/7	4
5	9/3	9/3	11	12/17	12/17	6	10/14	10/14	3
6	9/10	9/10	12	12/24	12/24	6	10/21	10/21	4
7	9/17	9/17	8	1/7	1/7	12	10/28	10/28	4
8	9/24	9/24	11	1/14	1/14	10	11/4	11/4	4
9	10/1	10/1	8	1/21	1/21	9	11/11	11/11	4
10	10/8	10/8	9	1/28	1/28	9	11/18	11/18	4
11	10/15	10/15	9	2/4	2/4	9	11/25	11/25	3
12	10/22	10/22	8	2/18	2/18	8	12/2	12/2	4
13	10/29	10/29	6	2/25	2/25	7	12/9	12/9	4
14				3/4	3/4	11	12/16	12/16	3
15				3/11	3/11	9			
16				3/18	3/18	9			
17				3/25	3/25	10			
			10	92		17	145	14	51
	中止	3		中止	0	中止	0		
中止合計	3		合計	41回			288人		

(出典：(公財)西宮スポーツセンター提出資料「実施報告」)

この実績報告によると、流通東体育館の「みんなでラジオ体操プロジェクト」の参加者は平均 5.15 人（延べ参加者数 103 人/実施回数 20 回）、中央・剣道場の「成人向け教室」は平均 3.64 人（延べ参加者数 51 人/実施回数 14 回）である。

対して、市は（公財）西宮スポーツセンターに毎回 4～5 名の指導員を派遣する内容で委託しており、実際毎回 4～5 名が指導にあたっているとのことである。「成人向け教室」では平均参加者数より指導員が多い状況である。

また、市が教室 1 回あたりに支払っている委託料を算出した結果は以下のとおりである。

		みんなでラジオ 体操プロジェクト	成人向け教室
コスト	指導員単価 A	円	10,600
	各回指導員 B	人	4
			10,600
			5

	人件費 (A×B)	円	42,400	53,000
	一般管理費 (人件費の10%)	円	4,240	5,300
	1回あたり委託費税抜金額	円	46,640	58,300
	1回あたり委託費税込金額	円	51,304	64,130
収入	受講料 (通期)	円	-	3,000
	実施回数	回	21	14
	平均参加者数	人	5.15	3.64
	1回あたり収入 ³¹	円	-	△780
	1回あたりトータルコスト	円	51,304	63,350

1回あたり約30分の教室に51,304～63,350円の市税が投入されている計算となる。

市は令和4年度も引き続き同様の内容で(公財)西宮スポーツセンターへ委託事業を契約しているとのことであり、市が適切に事業を評価し、見直しを行っているとは考えられない。

市は漫然と委託し続けるのではなく、適切に事業を評価・効果測定し、参加者数が少なく、費用対効果に疑義がある場合はプログラム内容を見直すか、委託の在り方を再検討すべきである。

³¹ 「みんなでラジオ体操プロジェクト」参加料不要、「成人向け教室」は通期で3,000円

2-2 運動施設管理運営事業

事業名称	運動施設管理運営事業																	
所管課	スポーツ推進課																	
事業開始年度	昭和38年4月1日																	
事業概要	西宮市のスポーツ及びレクリエーションの推進と市民の健康増進を支援するため、その活動場所となる運動施設を設置、維持管理し、指定管理者による効率的で適切な管理運営を行う。																	
具体的な実施施策	西宮市のスポーツの推進と市民の健康を増進し、市民が健康で生きがいのある生活をできるよう、市内に設置された運動施設を適切に維持管理するとともに、各種スポーツ事業を展開する。また指定管理者により効率的に管理運営し、市民のスポーツ推進のニーズを的確に捉え当該事業に反映させていく。																	
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<table> <tr> <td>総利用人数</td> <td>1,064,449人</td> </tr> <tr> <td>総利用件数</td> <td>66,192件</td> </tr> <tr> <td>稼働率</td> <td>56.7%</td> </tr> <tr> <td>体育館体育室稼働率</td> <td>82.6%</td> </tr> <tr> <td>野球場稼働率</td> <td>43.4%</td> </tr> <tr> <td>テニスコート稼働率</td> <td>49.1%</td> </tr> </table>						総利用人数	1,064,449人	総利用件数	66,192件	稼働率	56.7%	体育館体育室稼働率	82.6%	野球場稼働率	43.4%	テニスコート稼働率	49.1%
総利用人数	1,064,449人																	
総利用件数	66,192件																	
稼働率	56.7%																	
体育館体育室稼働率	82.6%																	
野球場稼働率	43.4%																	
テニスコート稼働率	49.1%																	
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度												
正規職員人件費		11,312	14,686	16,011	16,049	15,502												
会計年度任用職員人件費		0	1,035	1,564	3,895	4,857												
委託費		4,268	3,198	10,357	8,368	6,340												
指定管理料		406,624	421,818	423,373	428,098	428,214												
負担金及び補助金		24	10	10	10	0												
その他		115,890	117,370	109,731	125,198	131,024												
合計（A）		538,118	558,117	561,046	581,618	585,937												
財源内訳（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度												
国庫支出金		0	0	0	9,995	0												
県支出金		0	0	0	0	0												
地方債		0	0	0	0	0												
その他		193,253	283,324	297,671	296,753	347,553												
一般財源		344,549	274,793	263,375	274,870	238,384												
合計		537,802	558,117	561,046	581,618	585,937												
コスト調整額（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度												
（加算）減価償却費		82,943	82,943	82,943	82,943	81,535												
（加算）退職給与引当		703	527	863	893	898												
（控除）コスト対象外		0	0	0	0	0												
合計（B）		83,646	83,470	83,806	83,836	82,433												
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度												
合計（A）+（B）		621,764	641,587	644,852	665,454	668,370												

（注1）事業費推移の「会計年度任用職員人件費」には、令和元年度までは「嘱託職員の人件費」が計上されている。
（注2）事業費推移の「その他」には、令和元年度までは「臨時職員の人件費」が計上されている。

(1) 施設の概要

西宮市のスポーツ施設は以下のとおりである。すべてのスポーツ施設に指定管理者制度を導入している。なお、中央体育館・武道場、陸上競技場等は西宮中央運動公園として再整備が予定されている。(詳細は「2-4 運動施設整備事業」を参照)

【スポーツ施設一覧】

施設名	所在地
中央体育館・武道場	河原町1番16号
中央体育館分館	神祇官町2番6号
浜甲子園体育館	枝川町20番15号
流通東体育館	山口町阪神流通センター1丁目5番地1
今津体育館	今津真砂町1番4号
鳴尾体育館	上田西町4番43号
甲武体育館	上大市5丁目15番25号
北夙川体育館	樋之池町11番33号
塩瀬体育館	東山台5丁目10番地1
陸上競技場	河原町2番
中央多目的グラウンド	河原町2番
浜甲子園多目的グラウンド	枝川町20番
西宮浜多目的人工芝グラウンド	西宮浜3丁目
山口町船坂多目的グラウンド	山口町船坂1958番地11
能登運動場	能登町14番26号
中央テニスコート	中屋町8番
浜甲子園テニスコート	枝川町20番
流通東テニスコート	山口町阪神流通センター3丁目1番地1
鳴尾浜臨海テニスコート	鳴尾浜1丁目5番地2
樋之池テニスコート	樋之池町11番
塩瀬テニスコート	東山台5丁目1番地
中央体育館分館野球場(なかよし少年野球場)	神祇官町2番
浜甲子園野球場	枝川町20番
流通東野球場	山口町阪神流通センター1丁目8番地
鳴尾浜臨海野球場	鳴尾浜1丁目5番地2
高座山野球場	塩瀬町名塩高座4441番地
津門野球場	津門住江町3番

甲子園浜野球場	甲子園浜 2 丁目 7 番地
樋之池プール	樋之池町 11 番
松原体育館(サン・アビリティーズにしのみや) ³²	松原町 2 番 41 号

³² 令和 4 年 4 月 1 日より、「西宮市勤労者・障害者教養文化体育館」の移管に伴い、名称変更。

(2) 指定管理者制度の状況

各施設の指定管理者制度の状況は以下のとおりである。

公募区分/非公募	施設	施設詳細	指定管理者	指定管理料（千円）		指定期間
				令和2年度	令和3年度	
公募区分1	今津体育館	体育館	西宮スポーツコミュニティ共同体 (アシックススポーツファシリテーズ株式会社・株式会社NTTファシリテーズ)	92,695	92,695	平成30(2018)年4月1日 ～ 平成35(2023)年3月31日
		駐車場				
	鳴尾体育館	体育館				
		駐車場				
	甲武体育館	体育館				
		駐車場				
公募区分2	浜甲子園体育館	体育館	奥アンツーカ株式会社	58,055	58,055	平成30(2018)年4月1日 ～ 平成35(2023)年3月31日
		野球場				
		テニスコート				
		多目的グラウンド				
		有料駐車場				
公募区分3	鳴尾浜臨海野球場、テニスコート	野球場	奥アンツーカ株式会社	72,314	72,314	平成30(2018)年4月1日 ～ 平成35(2023)年3月31日
		テニスコート				
		有料駐車場				
	津門野球場	野球場				
		駐車場				
	能登運動場	運動場				
		駐車場				
	甲子園浜野球場	野球場				
有料駐車場						
公募区分4	流通東体育館	体育館	公益財団法人 西宮スポーツセンター	67,340	67,381	平成30(2018)年4月1日 ～ 平成35(2023)年3月31日
		野球場				
		テニスコート				
		駐車場				
	山口町船坂多目的グラウンド	多目的グラウンド				
		駐車場				
	塩瀬体育館	体育館				
		テニスコート				
	高座山公園	駐車場				
		野球場				
高座山公園	駐車場					
	高座山公園	野球場				
高座山公園		駐車場				
	公募区分5	西宮浜多目的人工芝グラウンド	多目的グラウンド	西宮SSRクリーン工房共同事業体 (株式会社エスエスケイ・株式会社クリーン工房)	9,400	9,400
有料駐車場						
非公募	中央体育館	体育館	公益財団法人 西宮スポーツセンター	128,294	128,369	平成30(2018)年4月1日 ～ 平成35(2023)年3月31日
		武道場				
		陸上競技場				
		多目的グラウンド				
		テニスコート				
		有料駐車場				
	中央体育館分館	体育館				
		運動場				
		野球場				
		駐車場				
	北夙川体育館	体育館				
		テニスコート				
北夙川体育館	プール					
	プール					
令和4年度から非公募	松原体育館	体育館	公益財団法人 西宮スポーツセンター			令和4(2022)年4月1日 ～ 令和7(2025)年3月31日

これまで産業部労政課で市の直営として運営されていた西宮市勤労者・障害者教養文化体育館は、令和4年度よりスポーツ推進課に移管されたことにとともに、松原体育館に名称を変更し、新たに非公募で（公財）西宮スポーツセンターが指定管理者に指定されている。

[意見-36] 非公募の解消について

公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年に指定管理者制度が導入されて以来、西宮市のスポーツ施設においても、徐々に民間事業者による指定管理者が増加している。一方で未だ、非公募で市の外郭団体である（公財）西宮スポーツセンターが指定管理者となっている施設も存在している。

中央体育館については今後再整備が予定されていることから、再整備が完了するまでの期間に外郭団体が指定管理者として継続されることは一定の合理的な理由があると考えられる。しかし、その他の施設に関しては指定管理者制度の目的を踏まえ、今後は公募による指定も視野にその選定方法を検討すべきである。

[意見-37] 利用料金制度導入の検討について

西宮市のスポーツ施設では、公の施設の指定管理者制度の運用にあたって、施設の利用料金を市の収入とする「料金収受代行制度」を採用している。

一方でこうした公の施設の指定管理者制度の運用にあたっては、指定管理者が施設の使用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」を導入することも可能である。利用料金制度とは、公の施設の使用料について指定管理者の収入とすることができる制度をいい、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなると共に、地方公共団体の会計事務の効率化が図られるというメリットのある制度である。利用料金は、条例で定める範囲内（金額の範囲、算定方法）で、指定管理者が地方公共団体の承認を受けて定めることとなる。

総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果（平成30年4月1日時点の調査）」の利用料金制の採用状況調査によると、全国の

52.2%の指定管理者導入施設で利用料金制度（一部利用料金制度³³含む）が導入されているとのことである。

こうした利用料金制度の導入について、西宮市にヒアリングしたところ、利用料金制度を採用するためには、新型コロナウイルス感染症等の不測の事態に陥った場合の減収補償や利益拡大するために、料金単価の上がる営利目的利用を増加し、人気のある時間帯の一般利用枠を圧迫する等、懸念事項に対する検討事項も多く、現状での採用は難しいとのことであった。

しかし、現状の料金収受代行制度の場合、指定管理者が自主事業を実施できるためインセンティブは一定働くが、指定管理者が利益を拡大するには、管理運営に係る経費削減が想定されるため、管理運営の質の低下が発生するなど、デメリットもある。そのため、一般利用に配慮の上、稼働率の増加等により相当額以上の収入が見込める施設には積極的に利用料金制度を導入していくことが、望ましいと考えられる。

減収補償等の懸念事項に関しては利用料金制度と料金収受代行制度との併用導入とすることや補償条件などで対処可能である。市は利用料金制の導入に関して積極的な検討をされたい。

³³ 料金収受代行制度と利用料金制度の併用

【各施設の稼働率】

区分		使用料等収入状況 (千円) ※冷暖房費・駐車場使用料除く			利用状況 (人)	稼働率 (%)		
		減免額	有料徴収額	合計				
中 体 育	央 館	体育室	5,703	23,041	28,744	132,084	90.0	
		会議室	337	708	1,046	6,005	57.1	
		体育館計	6,040	23,750	29,791	138,089	78.9	
		武道場計	1,518	9,511	11,029	59,744	65.9	
		球技場	497	2,316	2,813	30,819	60.0	
		トラック	468	494	962	7,206	31.7	
		競技場 計	965	2,810	3,775	38,025	45.7	
		多目的	955	8,295	9,250	24,233	52.2	
		テニス	4,203	18,963	23,166	52,947	80.3	
		屋外計	6,123	30,069	36,193	115,205	66.3	
合計		13,682	63,331	77,014	313,038	68.7		
中 体 分	央 館	体育室	924	6,510	7,434	39,589	93.7	
		運動場	69	40	110	878	24.1	
		野球場	69	216	285	4,847	94.5	
合計		1,062	6,766	7,829	45,314	89.0		
浜 体	甲 子 園 館	体育室	4,803	8,908	13,711	24,849	65.6	
		会議室	187	41	228	25,285	13.5	
		体育館計	4,990	8,949	13,939	50,134	40.7	
		多目的	2,037	3,011	5,048	17,949	39.6	
		野球場	4,027	5,360	9,388	28,271	43.7	
		テニス	2,653	26,753	29,406	44,625	40.4	
		屋外計	8,717	35,125	43,843	90,845	40.6	
合計		13,708	44,075	57,783	140,979	40.6		
流 体	通 育	東 館	体育室	389	5,228	5,617	22,547	66.3
			会議室	2	57	60	446	5.4
			体育館計	391	5,286	5,678	22,993	46.1
			野球場	784	1,456	2,240	5,998	22.0
			多目的	563	1,841	2,405	12,619	26.8
			テニス	0	5,978	5,978	10,908	42.6
屋外計		1,347	9,277	10,624	29,525	35.8		
合計		1,739	14,563	16,303	52,518	39.4		
今 体 育	津 館	体育室	236	9,241	9,478	30,306	92.0	
		会議室	36	193	229	1,915	19.9	
		軽スポーツ室	891	2,858	3,750	17,659	70.3	
		小体育室	1,593	2,722	4,316	18,110	77.9	
		合計	2,758	15,015	17,774	67,990	71.4	
鳴 体 育	尾 館	体育室	314	9,853	10,167	28,425	84.9	
		会議室	95	509	605	2,578	51.9	
		軽スポーツ室	369	2,000	2,369	15,156	78.7	
		合計	778	12,362	13,141	46,159	75.1	
甲 体 育	武 館	体育室	478	10,538	11,017	37,162	94.4	
		会議室	41	397	438	3,999	38.4	
		軽スポーツ室	457	4,063	4,521	31,541	88.4	
		合計	977	14,999	15,977	72,702	80.9	
北 体 育	夙 川 館	体育室	950	9,129	10,080	38,981	89.7	
		会議室	30	306	336	2,916	28.0	
		軽スポーツ室	421	2,404	2,825	19,464	87.2	
		体育館計	1,401	11,841	13,242	61,361	74.8	
		テニス	0	6,072	6,072	11,136	86.6	
		プール	305	5,814	6,120	17,136		
合計		1,706	23,728	25,435	89,633	77.9		
塩 体 育	瀬 館	体育室	441	5,508	5,949	20,648	66.2	
		会議室	77	802	879	7,100	40.5	
		軽スポーツ室	229	1,563	1,793	11,445	70.2	
		体育館計	748	7,874	8,623	39,193	56.7	
		野球場	536	2,186	2,722	5,522	19.0	
		テニス	0	5,941	5,941	10,628	27.6	
屋外計		536	8,127	8,663	16,150	26.0		
合計		1,284	16,002	17,286	55,343	41.8		

区分	使用料等収入状況（千円）※冷暖房費・駐車場使用料除く			利用状況（人）	稼働率（％）	
	減免額	有料徴収額	合計			
能登運動場	会議室	214	1,498	1,713	10,537	27.5
	運動場	206	274	481	31,516	60.8
	合計	421	1,773	2,194	42,053	42.0
甲子園野球場	野球場	2,147	6,216	8,364	18,910	56.1
鳴尾臨海	野球場	1,347	6,216	7,563	14,563	54.4
	テニス	1,651	15,050	16,702	23,435	49.0
	合計	2,999	21,266	24,266	37,998	49.6
津野球場	野球場	1,042	4,857	5,900	13,867	66.4
西宮市多目的人工芝グラウンド	多目的	4,434	10,845	15,279	67,945	67.3
運動施設総合計		48,745	256,097	304,842	1,064,449	56.7

西宮市の稼働率の算出方法は、1時間単位、12時間区分³⁴で利用されたか否かで算出している。また半面利用可能の場合も半面毎に算出している。いずれの施設も比較的高い稼働率とのことである。

（3）視察の結果

中央体育館（隣接の陸上競技場、多目的グラウンド等を含む）、浜甲子園体育館（隣接の野球場・テニスコート等含む）、鳴尾体育館に視察を行った。

【中央体育館（中央運動公園）】

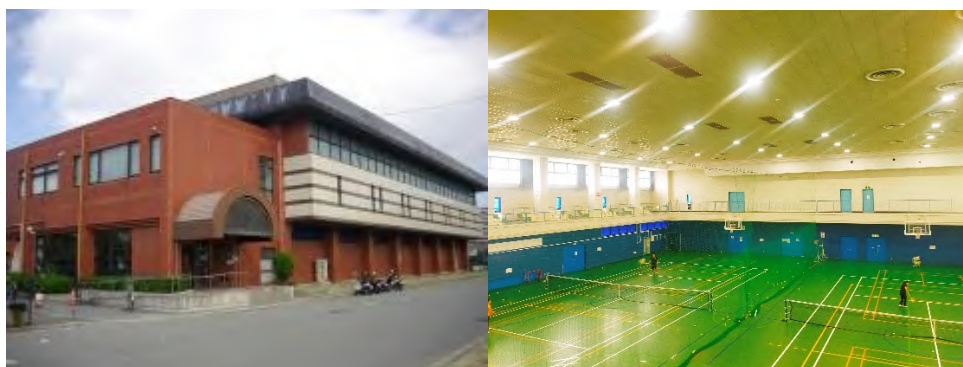


施設	竣工
体育館	昭和40年（1965年）11月11日

³⁴ 松原体育館は14時間区分、その他屋外施設も状態に合わせた区分となっている。

武道館	(1 階部分) 昭和 48 年 (1973 年) 4 月 25 日 (2 階部分) 昭和 57 年 (1982 年) 1 月 31 日
陸上競技場	昭和 32 年 (1957 年) 3 月 9 日
多目的グラウンド	昭和 24 年 (1949 年) 4 月 1 日、 平成 24 年 (2012 年) 3 月改修
テニスコート	昭和 38 年 (1963 年) 5 月 1 日

【浜甲子園体育館等】



施設	竣工
体育館	昭和 61 年 (1986 年) 4 月 1 日
野球場	
テニスコート	
多目的グラウンド	

【鳴尾体育館】



施設	竣工
体育館	昭和 60 年 (1985 年) 3 月 30 日

[意見－38] 利用者からの意見、要望、クレームの取扱いについて

各指定管理者との基本協定書では、月次報告として「各種記録管理報告（苦情、事故、要望、市との協議事項等）」を提出する事が決められている。しかし、利用者からの意見、要望、クレームをどの程度、市へ報告するかに関して、具体的な取り決めやルールが存在していない。そのため、各施設の指定管理者が独自の判断で市へ報告する内容を決めている。

監査人が視察時に意見、要望、クレームの管理状況を確認したところ、ある体育館ではこうした情報を別途管理はしておらず、業務引継簿に記載されている内容から、指定管理者が意見、要望、クレームとして市に報告すべきと判断したもののみが選ばれ、報告されていた。令和4年4月から視察時点（9月）までにこの体育館から市に報告されている利用者からの意見、要望、クレームはわずかに3件であり、極めて少ない。

指定管理者は5年毎に選定されなおされることを鑑みると、こうした利用者からの意見、要望、クレームは、例え軽微なものであっても市が適切に把握し、引き継いでいくことが望ましい。こうした情報に関して、報告の基準やルールを定め、適切に報告するように指導されたい。

[指摘－6] 現金等管理について

現金等に関してはダブルチェック体制での管理が原則であるが、ある体育館において現金管理表上の担当者と承認者が同一人物であるものや、担当者のみでの確認証跡しか確認できないケースが見受けられた。

指定管理者が管理する現金等も市の財産であり、市と同様の水準での管理が要求されている。西宮市は指定管理者のダブルチェック体制の徹底を指導する必要がある。

[意見－39] 指定管理者が購入した備品の管理について

西宮市の基準では現在5万円以上（令和3年度までは1万円以上）の備品を購入した場合は、備品管理システムに登録した上で、備品ラベルの添付を行い、定期的に現物との照合を行うことにより管理することとされている。これ

は指定管理者が指定管理料で購入した備品についても市の基準と同様に管理されるべきであると考えられる。

しかし、現在、指定管理者側において一定の金額基準以上の備品を資産として管理しなければならないという認識はなく、管理簿等も作成されていない。

市は指定管理者に市の財産に準じた管理を行うよう適切に指導されたい。

[意見-40] 定期的な現物確認について

市は指定管理者に対して定期的な現物確認（備品台帳と現物の照合）を求めているが、施設の視察を行った際にヒアリングしたところ、前回の現物確認は令和2年度であり、令和3年度は行われていないとのことであった。市によると、令和2年度の調査結果の調整等に時間を要しており令和3年度までかかっているため、令和3年度の実施は見送ったとのことである。

しかし最低1年に1度は確認する事が望ましいと考えられるため、定期的に指定管理者に現物確認を求められたい。

[意見-41] 貸与備品の管理について

視察時に、現物は存在しているが、備品台帳に記載のない備品が見受けられた。

備品番号	設置場所	取得年月日	備品分類	品名	取得価額
1583077	会議室	—	長机	長机（イトーキ）	24,780円

この資産は指定管理開始時（平成30年度）に指定管理者が行った現物確認において、備品台帳には記載があるものの現物が見つからなかったため、指定管理者から報告を受けて市が備品管理台帳上、除却処理したものである。その後、令和2年度の現物確認において、再発見されたが、市は備品管理システム登録基準である1万円を下回る備品であるため、備品の再登録及び市の備品ラベルの再発行はせず、代替案としてラベルライターで簡易的なラベルを作成し添付することで市の所有物であることを明示するよう指示したとのことであるが、指定管理者はこの対応を行っていなかった。

指定管理者が適切に対応を行ったことを確認する等、市は指定管理者を指導されたい。

2-3 運動施設改修事業

事業名称	運動施設改修事業					
所管課	スポーツ推進課					
事業開始年度	平成25年4月1日					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期修繕計画に基づき、改修工事を実施し、ライフサイクルコストの低減と施設の機能回復・長寿命化を図る。 ・ 公共施設耐震診断・耐震改修事業を実施する。 					
具体的な実施施策 (令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事件数 6件 ・ 設計等委託件数 3件 					
事業の実施状況(実際に行った取組、実施回数等) (令和3年度)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浜甲子園体育館屋上防水・外壁改修工事等 ・ 甲武体育館空調設備改修工事 ・ 鳴尾浜臨海野球場受変電設備改修工事・廃棄委託 ・ 浜甲子園体育館受変電設備改修工事 ・ 浜甲子園体育館天井耐震改修設計委託・石綿含有調査委託 					
事業費推移(千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	1,676	5,371	3,371	5,491	5,598
	会計年度任用職員人件費	0	0	0	0	0
	委託費	969	1,047	147	0	4,600
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金及び補助金	0	0	0	0	0
	その他	43,510	135,706	100,623	165,548	57,656
合計(A)	46,155	142,124	104,141	171,039	67,854	
財源内訳 (千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	0	0	0	3,316	0
	県支出金	0	0	0	3,313	0
	地方債	0	115,500	27,900	122,600	47,400
	その他	0	0	0	25,450	12,693
	一般財源	46,155	26,624	76,241	16,360	7,761
合計	46,155	142,124	104,141	171,039	67,854	
コスト調整額 (千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	(加算) 減価償却費	0	0	0	0	0
	(加算) 退職給与引当	104	193	182	306	324
	(控除) コスト対象外	0	0	0	0	0
合計(B)	104	193	182	306	324	
トータルコスト推移 (千円)		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計(A) + (B)	46,259	142,317	104,323	171,345	68,178

日々の修繕等に関しては各施設の指定管理者が指定管理料の範囲内で行うが、大規模修繕等は市が計画に沿って改修工事を行っている。計画されている主な事業計画は以下のとおりである。

施設名	箇所	内容
各テニスコート	中央等：対象全34面	老朽化したテニスコートを順次改修（2面分／年）
浜甲子園テニスコート	防球フェンス	H30：防球フェンス復旧（北側） 老朽化のため改修必要（設計費含む）
津門野球場	バックスクリーン・防球フェンス	老朽化した支柱・鉄柱の塗装、外野防護マット・防球ネット補修等（設計費含む）
各体育館	受水槽 ポンプ・給水用タンク	R1：北夙川 受水槽更新工事（1993年竣工） 松原 受水槽更新工事（設計費含む） 松原 揚水ポンプ・給水用圧力タンク改修工事（設計費含む）（1986年竣工）
各体育館	アリーナ天井部分	R3・4：耐震改修メニュー（浜甲） 天井材等落下防止工事（R1：流通東・中央分館実施済）
各体育館	アリーナ	照明器具更新（全灯LED化）
各体育館	アリーナ床	老朽化で傾きや表面の劣化が目立つ床を補修
各体育館等	外壁等	R2：鳴尾 屋上防水・外壁改修工事（中長期） R3：浜甲 屋上防水・外壁改修工事（中長期） R4：鳴尾浜臨海 屋上防水・外壁改修工事（中長期）
各テニスコート・野球場	受変電設備	受変電設備改修工事 R1：高座山（中長期）、R3：浜甲・鳴尾浜臨海（鳴尾浜PCB処分委託含む）（中長期）R4：中央テ（PCB処分運搬費含む）、浜甲・北夙川（中長期）、塩瀬テ（PCB処分運搬費、調査費含む）
浜甲子園多目的G	排水管	排水管改修工事（設計費含む）
樋之池プール	プール	F R P 防水改修工事
各体育館	空調設備	R3：甲武 空調設備改修工事（中長期）

2-4 運動施設整備事業

事業名称	運動施設整備事業					
所管課	スポーツ推進課（運動施設整備）					
事業開始年度	平成28年4月1日					
事業概要	西宮中央運動公園内の老朽化した中央体育館、陸上競技場等を建て替え、本市のスポーツ推進の中核をなす総合運動施設として、市民の誰もが快適で安全にスポーツに親しめる環境を整備し、競技力向上の推進や生涯スポーツの振興を図り、スポーツを通じた豊かなまちづくりを目指す。					
具体的な実施施策	基本構想策定、各種調査、基本計画策定、実施方針及び要求水準書案公表、特定事業選定結果公表、入札公告及び入札説明書等公表等 ※令和2年6月に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、入札を中止した。					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	事業の再開に備えて、新中央体育館プラン変更案の比較検討や、新陸上競技場の部分整備検討などの再検討業務を実施した。					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	11,312	19,721	16,854	21,118	18,630
	会計年度任用職員人件費	0	518	521	543	566
	委託費	48,211	19,195	8,470	1,210	6,600
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金及び補助金	0	0	0	0	0
	その他	0	0	126	0	0
	合計（A）	59,523	39,434	25,971	22,871	25,796
財源内訳 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	59,523	39,434	25,971	22,871	25,796
	合計	59,523	39,434	25,971	22,871	25,796
コスト調整額 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費	0	0	0	0	0
	（加算）退職給与引当	703	707	908	1,175	1,011
	（控除）コスト対象外	0	0	0	0	0
	合計（B）	703	40,141	908	1,175	1,011
トータルコスト推移 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	60,226	40,141	26,879	24,046	26,807

老朽化した西宮中央運動公園、中央体育館、陸上競技場等の再整備事業である。民間事業者の経験やノウハウを活用し、効率的な整備や運営が可能となるPFI³⁵手法のBT0³⁶方式を採用する予定である。

令和2年度にPFI事業者の入札を行う予定であったが、「新型コロナウイルスの影響により、多額の財政支出と税収減少が見込まれ、財政状況の見通しによっては、後年度の財政負担が大きい未着手の事業の着手を見合わせる」として事業自体が延期となっていた。令和3年度より再検討されている。

(1) 整備の概要

整備の概要は以下のとおりである。

① 事業費（令和4年11月時点）

- 概算整備費 149億円
（体育館86億円、陸上競技場21億円、公園・道路等16.6億円、雨水貯留槽8.6億円、設計・工事監理・解体等16.8億円）
- 維持管理・運営費 約39.2億円（約20年間）
- 事業費合計 約188.2億円（※現在見直し作業中）

② 整備内容

施設	現況	再整備案
中央体育館	延床面積約4,600㎡ 体育室（バスケット2面） 観覧席1,344席	延床面積約11,000㎡ メインアリーナ（バスケット3面） 観覧席1,500席程度 サブアリーナ（バスケット1面）
武道場	剣道、柔道、格技室各1面	剣道・柔道計4面
陸上競技場	第4種公認400m×8R 土質	第4種公認400m×9R 全天候舗装、人工芝、照明

³⁵ Private Finance Initiative。施設の設計・施工・維持管理・運営を一括して発注する方式であり、設計企業、建設企業、運営企業が互いにノウハウを活用することで、施設・運営品質の向上やコスト削減が期待できる。

³⁶ Build Transfer Operate。民間事業者が施設を建設（Build）した後、施設の所有権を市に移管（Transfer）したうえで、施設の運営（Operate）まで行うことを指す。

	観覧席 500 席程度	観覧席 1,000 席程度
多目的グラウンド	野球利用等	解体（代替施設整備済）
テニスコート	砂入り人工芝 5 面	現況利用を継続
西宮スポーツセンター	マシンジム、ゴルフ練習場	解体（移転先協議中）
駐車場	200 台	300 台
公園施設	子どもの遊び場等	インクルーシブ遊具等の整備
防災施設		防災備蓄倉庫等
雨水貯留施設	既存雨水貯留槽 450 m ³	新設雨水貯留槽 3,500 m ³
民間提案施設		民間提案による収益施設
道路改良		西側道路改良、歩道整備

- 中央体育館はメインアリーナを拡張、サブアリーナを新設し、混雑解消を図る。
- 陸上競技場は土質から、全天候舗装、投てき対応人工芝とし、機能向上を図る。
- 地域防災拠点、避難所としての機能の充実。

③ 今後の予定

時期	内容
令和 4 年度	本事業の今後の進め方を報告（済） 再検討案の概要を報告（済） 再検討結果の報告（済） 実施方針・要求水準書案の公表 債務負担行為の設定 特定事業選定結果の公表 入札公告
令和 5 年度	入札提案受付 落札者決定 事業契約締結
令和 6 年度	設計・解体・埋蔵文化財調査
令和 7 年度	新体育館・新陸上競技場建設
令和 8 年度	新陸上競技場供用開始

令和 9 年度	新体育館供用開始（以降 20 年間の運営・維持管理）
令和 10 年度	公園全面供用開始

3 公益財団法人西宮スポーツセンター

(1) 外郭団体概要

団体名	公益財団法人 西宮スポーツセンター	設立年月日	昭和45年10月28日
所在地	西宮市河原町1番24号	所管局等	産業文化局
基本財産	61,000千円	市出捐金	61,000千円

【役職員の数】

常勤役員			正規職員			嘱託職員	臨時職員	合計
市OB	市職員	その他	固有職員	市OB	市専任派遣			
1			28				3	32

【財務状況等】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
貸借対照表	資産合計	278,478	254,104	232,982	205,290
	負債合計	78,100	64,367	65,451	65,190
	正味財産	200,378	189,737	167,531	140,099
当期正味財産増減計算書	経常収益	368,794	337,783	323,361	334,201
	正味財産増減額	△1,821	△10,641	△22,206	△27,431
	当期末正味財産残高	200,378	189,737	167,531	140,099

【主な事業内容】

事業名	事業の種別	事業内容
施設利用 (公益目的事業)	自主事業	西宮スポーツセンターのマシジム、ゴルフ練習場、卓球場に

事業名	事業の種別	事業内容
		おける個人利用及びフィットネスルーム等の部屋貸事業
スポーツ教室事業 (公益目的事業)	自主事業	西宮スポーツセンター及び指定管理施設における、幼児から高齢者を対象としたスポーツ教室の実施
スポーツサポート事業 (公益目的事業)	自主事業	公共的な団体が主催するスポーツイベントや講習会等に西宮スポーツセンターの職員を派遣しスポーツ指導を実施
スポーツ施設管理事業	指定管理	指定管理の16施設において、5体育館、2多目的グラウンド、3野球場、4テニスコート、1陸上競技場、1プール管理運営
スポーツ推進関連事業 (公益目的事業)	受託事業	西宮市主催等事業の運営補助

(公財) 西宮スポーツセンターは「西宮スポーツセンター」というスポーツ施設を所有、運営しており、本部もセンター内にある。



スポーツ施設としての「西宮スポーツセンター」は「西宮中央運動公園及び中央体育館・陸上競技場等再整備事業」で取り壊されることが決まっている。そのため本部の移転が必要であるが、新たに（公財）西宮スポーツセンター専用の施設を建設する予定はないとのことである。本部の移転先は未定である。

平成 29 年度の指定管理者選定（対象期間：平成 30 年度から平成 34 年度まで）において、それまで（公財）西宮スポーツセンターが非公募で指定管理者に選定されていた鳴尾体育館、今津体育館、甲武体育館の 3 体育館が、公募での選定となり、新たに民間事業者が指定管理者となった。また、これまで収益事業会計に計上されていた駐車場事業収入に関しても、平成 30 年度より市の歳入となった。これに伴い（公財）西宮スポーツセンターは財政規模が縮小し、平成 30 年度から赤字（当期一般正味財産増減額がマイナスである状況）に転じている。

（2）中期経営計画

（公財）西宮スポーツセンターは、平成 34 年度に赤字が解消することを目標として、平成 30 年 10 月に平成 30 年度から平成 34 年度（令和 4 年度）の 5 年間を対象期間として中期経営計画を策定している。

【収支計画】

		(単位：千円)					
項目	年度	29年度 実績	30年度 見込	31年度 計画	32年度 計画	33年度 計画	34年度 計画
経常収益		479,266	365,837	359,403	364,734	368,450	371,566
目標増収額(センター事業収益)				2,527	4,100	3,600	3,000
センター事業収益		127,040	162,273	164,800	168,900	172,500	175,500
施設管理事業収益		303,281	192,697	194,403	195,634	195,750	195,866
駐車場等使用料収益		48,745	10,667	0	0	0	0
補助金等(スポーツ基金)		200	200	200	200	200	200
経常費用		457,677	373,668	369,115	369,083	369,062	368,466
目標削減額(別表4)				△ 1,500	△ 1,500	△ 1,500	△ 1,500
事業費		450,582	369,903	365,909	365,891	365,885	365,304
給与費		181,165	165,459	159,396	160,298	161,201	162,105
消耗品費		18,210	9,321	9,225	9,129	9,033	8,937
修繕費		42,891	32,460	32,126	31,792	31,458	31,124
賃借料		11,302	9,643	9,720	9,797	9,876	9,876
負担金		1,361	15,682	15,807	15,933	16,060	16,060
委託費		152,636	102,408	101,352	100,296	99,241	98,186
その他経費		43,017	34,930	38,283	38,646	39,016	39,016
管理費		7,095	3,765	3,206	3,192	3,177	3,162
給与費		4,455	1,511	997	997	997	997
賃借料		165	452	420	420	420	420
委託費		1,639	1,428	1,414	1,400	1,385	1,370
その他経費		836	374	375	375	375	375
経常損益		21,589	△ 7,831	△ 9,712	△ 4,349	△ 612	3,100
特定費用準備資金取崩		0	7,831	9,712	4,349	612	0
損益		21,589	0	0	0	0	3,100
特定費用準備資金		23,000 (スポーツゴールドデンイヤーズ事業活性資金)					
収支差額		15,169	5,457	1,108	496	496	
建設改良等積立金取崩		(39,735)					

※経常収益・経常費用共に公益目的会計と法人会計の合計値を示す。

(出典：(公財)西宮スポーツセンター「中期経営計画」別表1)

[指摘ー7] 中期経営計画の進捗管理について

中期経営計画は令和4年度が最終年度であるが、これまで各年度の数値目標に対する達成状況を確認したことはないとのことであった。経営計画とは計画を策定するだけでなく、実行及びその適宜適切な進捗管理を行い、未達成の場合はその原因等を検証してこそ意味を成すものである。

次期の中期経営計画は今後策定予定とのことであったが、今後は適宜適切に進捗管理を行う必要がある。

[意見-42] プロジェクト別コスト管理について

(公財) 西宮スポーツセンターでは、公益目的事業と法人部門に区分して収支管理表を作成している。しかし収入に関してはセンター事業収益と施設管理事業収益とに区分(以降、「プロジェクト別区分」とする)して把握しているものの、支出の方は区分されておらず、両者があわせて計上されている。そのため、どちらのプロジェクトからどの程度赤字が発生しているのか判明せず、業績改善に必要な情報が得られていない。

市に報告している施設管理事業に関しても、現在は収支0円(指定管理料収入と指定管理に係るコストが同額)として報告されているが、実際はよりコストがかかっている可能性もある。

経営の立て直しに資するよう、プロジェクト区分までの損益を把握することが望ましい。

[意見-43] 経営状況について

(公財) 西宮スポーツセンターは、公募化による管理施設の減少のほか、新型コロナウイルス感染症による行動制限に伴う事業の縮減によって平成30年度から赤字(当期一般正味財産増減額がマイナスの状況)が続いている。今後も中央体育館を含む中央運動公園の再整備事業が決まっており、再整備後は

(公財) 西宮スポーツセンターは中央運動公園の指定管理者から外れることが決まっている。

(公財) 西宮スポーツセンターの担当者によると、指定管理者に選定されるか否かで経営状況が大きく影響されるとのことであり、本来外郭団体に求められる安定的な経営基盤とは大きくかけ離れた状況にあると言わざるを得ない。

今後、中央運動公園の指定管理から外れ、西宮スポーツセンターという施設自体もなくなる中で、その経営は一層厳しくなることが予想されうる。こうした中で、設立当初の目的を果たすことができなくなりつつあるのではないか。

市は外郭団体としての存在意義も含めて、(公財) 西宮スポーツセンターのあり方を再検討されたい。

[意見-44] 法人形態について

(公財) 西宮スポーツセンターは、平成23年4月1日に財団法人から公益財団法人へ移行している。

公益財団法人は一般財団法人のうち、行政庁から公益性を認められた法人を指す。そのメリットとして「社会的な信頼を得ることができる」「税務上の優遇措置を受けることができる」などがあげられる一方で、「相当程度強く事業活動が制約される」「行政庁の指導監督下に置かれる」といったデメリットも存在する。

(公財) 西宮スポーツセンターで検討すると、赤字であることから課税されるべき利益の発生がなく、施設としてのスポーツセンターの建物自体は(公財) 西宮スポーツセンターの所有であるが土地は市の所有であるため固定資産税の負担もそもそも低いことが予想されるため「税務上の優遇措置」の恩恵は限定的であると考えられる。一方で、平成29年度まで収益事業であった駐車場収入がなくなったことにより、本業の公益事業³⁷の赤字を補うような収益事業が存在していない。これから赤字解消に向けて事業を拡大するとしても、公益事業の前提として収支相償という考え方がある以上、業績改善を更に難しくしているとも考えられる。

(公財) 西宮スポーツセンターの在り方については、市のスポーツ振興を担う組織として、公益財団法人という法人形態が望ましいのかについても検討されたい。

(3) 任意団体 アスレチック・リエゾン・西宮

アスレチック・リエゾン・西宮(以下リエゾンという)とは平成26年度に設立された任意団体である。西宮市と繋がりのあるアスリート個人やスポーツ団体等を中心に構成されており、トップアスリートが持つ、技術・経験・精神力を次の世代に繋げ、子どもたちの夢や希望、目標となるような活動をしているとのことである。

設立趣旨は以下のとおりである。

「西宮スポーツ推進計画」に基づき、トップスポーツと地域スポーツが連携を図り、スポーツがネットワークの接着材となり、住みたいまち西宮を加速させます。

そのために、西宮の価値を高めようとするプロスポーツ、企業チーム、大学、トップアスリートなどから構成するスポーツ関係者のボードを組織し、スポーツを活用した社会課題の解決や健康で明るいまちづくりを目指します。

(出典：リエゾンのホームページより)

³⁷ 収支相償を満たす必要があるため、基本的に経常収益を計上できない。

会則でリエゾンの事務局を（公財）西宮スポーツセンターに置くと規定されており、企画・運営を含めた管理業務は（公財）西宮スポーツセンターが行っている。

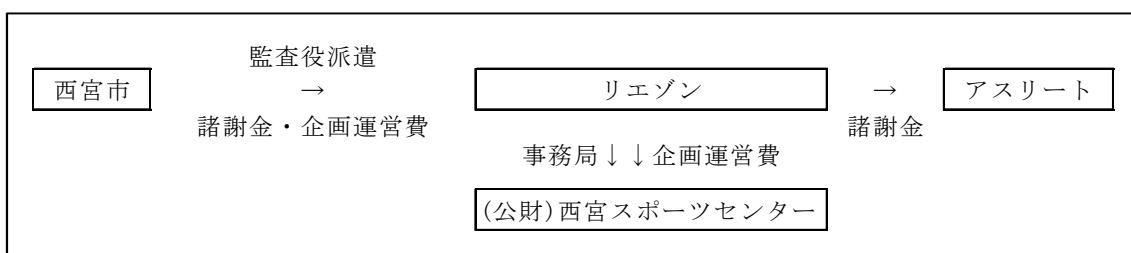
【リエゾン会則】

（事務局）
第8条 本会事務局を公益財団法人西宮スポーツセンター内に置く。

また監査役を所管の西宮市担当課長とする旨の規定があり、現在はスポーツ推進課課長が監査役を担っている。

市からの業務委託として、学校・部活動訪問事業やスポーツイベント等を実施している。

【業務フロー】



[意見-45] 事務局設置に係る経費負担について

設立当初の会則では「事務を遂行するため、1か年につき6万円を事務局に給付する。」と規定されていたが、平成28年4月1日に会則が改正され、当該規定が削除されたため、現在は無償で（公財）西宮スポーツセンターが事務局業務等を行っているとのことである。

（公財）西宮スポーツセンターが、独立した第三者的な任意団体からの業務を無償で請け負う合理的な理由はない。まずは現在行っている業務について、業務内容とその責任範囲を明確にし、かかる対価について両方で合意・決定のうえ、契約書等で文書化することが望ましい。

また、任意団体の事務局を市の外郭団体に置くことの合理性も再検討されたい。

[意見-46] 任意団体に対する市職員の関与について

リエゾン会則に「本会所管の西宮市担当課長による監査役1名を置く」と定められていることから、現在スポーツ推進課課長がリエゾンの監査役を担っている。

一方で地方公務員法第30条において「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されており、また同法第35条により、職員には職務に専念する義務が課せられている。そのため市の職員が任意団体の事務等に従事するためには、職務専念義務免除の手続きを行うか、もしくは手続きを行わない場合には、事務分掌規則に規定するか事務分担表等に基づいて業務命令を行い、「市がなすべき職務」である根拠を明確にすることが必要と考えられる。

まずは「市がなすべき職務」として適正か否かを検討した上で、市職員が公務として任意団体事務に従事する場合は、その根拠を明確にするため、事務分掌規則に規定するか事務分担表等の中で明文化されたい。

第6 産業に関する事務事業について

「産業」とは、日本標準産業分類の定義によると「社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動」をいう。ここで、産業の直接的な担い手は、法人個人問わず営利活動を行う事業者が中心であり、国や自治体は産業政策といったかたちで産業の担い手に働きかけを行うこととなる。この点、本来、産業政策とは、国が作る政策と考えられてきた。

しかしながら、これまでの国主導型の産業政策の反省と地方分権の進展から、地域の経済基盤安定のための自治体による政策の実施が必要とされ重要視されてから久しい。地域経営という視点から、地域として進むべく方向を明らかにし、そのあり方を描く、独立の政策主体として自治体が大きく期待されているといえる。

この産業と自治体については、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）（以下、「地域未来投資促進法」とする）において、「地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援する」とし、自治体による主体的な取組みを前提としている。

（目的）

第一条 この法律は、地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする

また、同法において「地域経済牽引事業」については次のように規定している。

（定義）

第二条 この法律において「地域経済牽引事業」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、その地域における産業の集積、観光資

源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業をいう。

地域未来投資促進法が前提としているような地域全体を牽引する企業はもとより、産業に関する事務事業は、市内の中小企業への振興施策に他ならない。自治体政策で著名な経営学者本多哲夫氏によると「産業政策と中小企業政策は概念上同一ではないが、とくに自治体レベルでの産業政策と中小企業政策では両者が重なる部分が比較的多く、一体化して実施されていることが多い」とされ、西宮市における取り扱いにおいても本監査においても産業振興と中小企業振興政策はほぼ同義として捉えることとする。

いずれにしろ、稼げる中小企業が担税力は当然ながら雇用の発生、自治体のブランド向上といった様々な効用を発揮し地域経済を活性化する。自治体としても適切な施策を展開しそれを後押しすることで稼げる自治体となることが肝要である。

1 西宮市の基本となる計画等について

(1) 西宮市産業振興基本条例

西宮市では、西宮市産業振興基本条例（以下、「基本条例」という。）を制定し、平成31年4月1日より施行している。この条例は、産業振興に関する基本方針を定めるとともに、市、事業者及び市民の役割を明らかにすることにより、産業振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の持続的な発展、雇用の促進及び地域社会の活力の向上に資することを目的とする。

基本条例の制定には、次のような背景と目的がある。市全体として、「文教住宅都市」というパワーワードを隠れ蓑にし、産業への意識の低さが指摘される。しかしながら、産業は雇用を生み出し、にぎわいを創出し、地域の活力の源泉になることは周知のことであり、「文教住宅都市」であることを産業振興に否定的な意見の依り所にしてはならない。

西宮市は、「文教住宅都市」としての優れたブランド力をもつ都市として広く知られていますが、一方で、福祉や教育、環境などといった分野に比べて、市民の域内産業に対する関心が低いという現状が、市のまちづくり評価アンケートの結果からも推察されます。

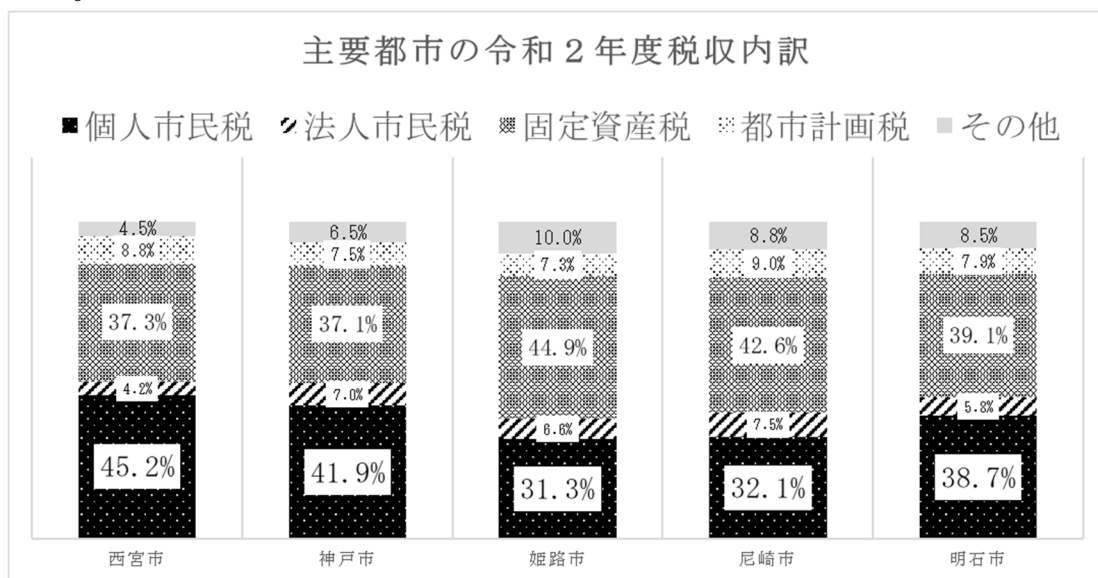
しかしながら、産業は市民の生活に密接な関わりを持ち、地域社会の発展を支えているものです。

～中略～

将来にわたって活力ある地域社会の構築を目指す地方創生の取り組みを実効あるものとするためにも、地域の経済と雇用を支える事業者の成長や持続的発展が不可欠であることから、意欲ある事業者の自助努力を支援し、地域ぐるみで産業の振興とそれを支える人材の育成に積極的に取り組んでいくために条例を制定するものです。

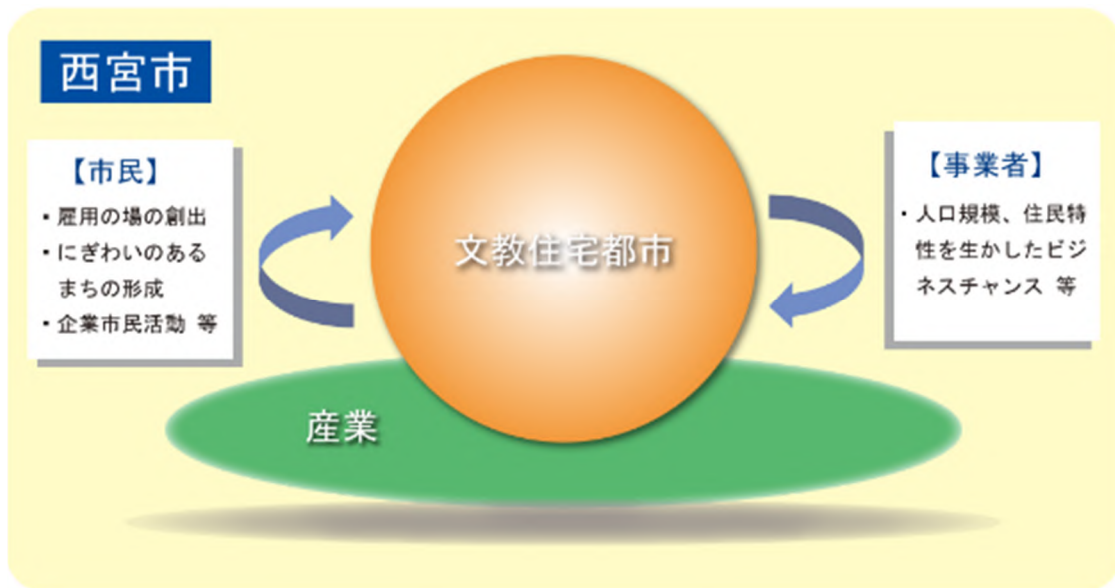
(出典：西宮市産業振興基本条例（パンフレット）P. 1)

また、市税収入の内訳をみても個人市民税の占める割合が高く、法人市民税と固定資産税が低いことがみてとれる。この傾向は条例制定時の平成 29 年と変わっておらず、今後の人口減少による個人市民税の税収減を踏まえると法人市民税などの税収を獲得し、稼げる自治体を指向していくことはなお重要といえる。



(出典：各市の令和 2 年度決算収支より監査人作成)

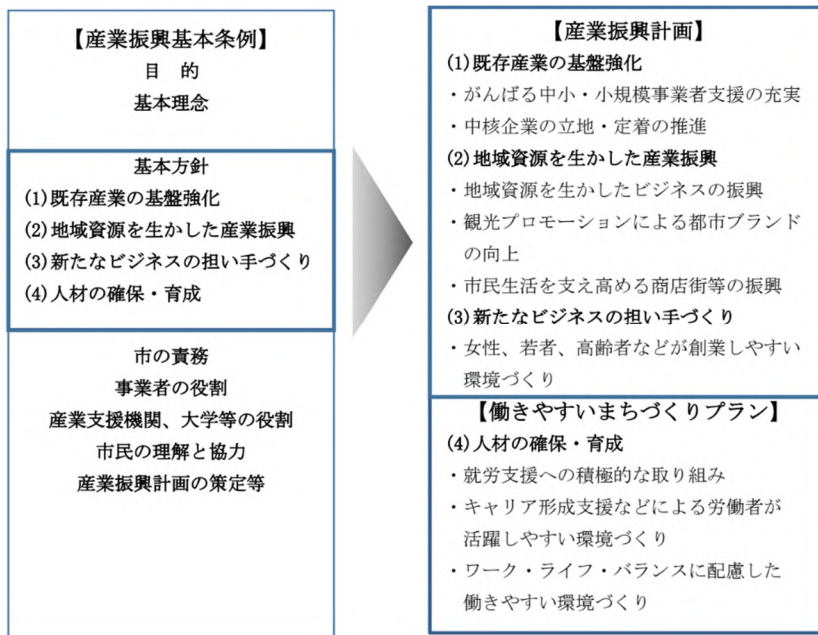
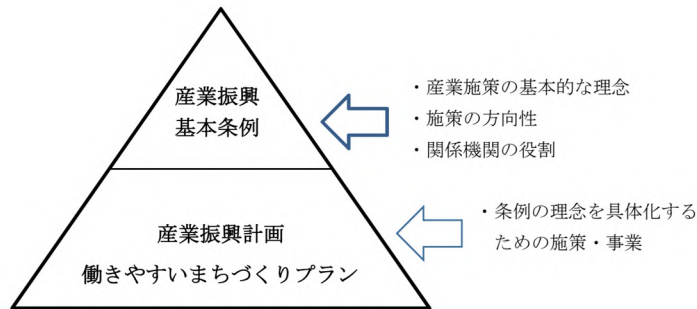
一方で、産業にとっても、西宮市は文教住宅都市として多くの市民が生活しており、また、都市部から山間、海浜まで様々な顔のある西宮市は幅広いビジネスチャンスを生み出すといった意味で魅力的なまちといえる。



(2) 西宮市産業振興計画

現在、西宮市の産業に関する計画は、「第3次西宮市産業振興計画（平成31（2019）年度から5年間）（以下、「振興計画」という。）である。この振興計画は、第2次西宮市産業振興計画（平成24（2012）年度から）を受け継ぎ、第5次西宮市総合計画（計画期間：平成31（2019）年度から10年間）のもと、商業、工業、観光等の分野における施策・事業の具体的な方向性を明らかにすることにより、戦略的・計画的に西宮市の産業・観光施策を推進する礎となるものとして制定されたものである。

「振興計画」は、産業施策の基本的な理念や方針、関係機関の役割等を定めた「基本条例」を最上位とした序列の中で、条例の理念を具体化するための施策・事業を定めたものであり、「働きやすいまちづくりプラン」とともに密接に関連しながら、西宮市の産業政策の根本をなすものである。



① 推進計画の位置付けと期間

i 計画の位置付け

西宮市では令和元年（2019年）に、長期的なまちづくりの基本的方向と、施策や事業を総合的、体系的に示すため、「未来を拓く文教住宅都市・西宮～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」を都市目標として、第5次西宮市総合計画を策定した。総合計画では、こんなふうになりたいと願う「まちや人の姿」として、10年後の西宮の将来像を描いている。このうち「4 都市の魅力・産業」の項目では下図のような姿を描いており、振興計画ではこの5項目について基本計画に定める各施策を推進するため具体化を行っている。

【10年後のまちや人の姿】－6つの将来像（1～6）

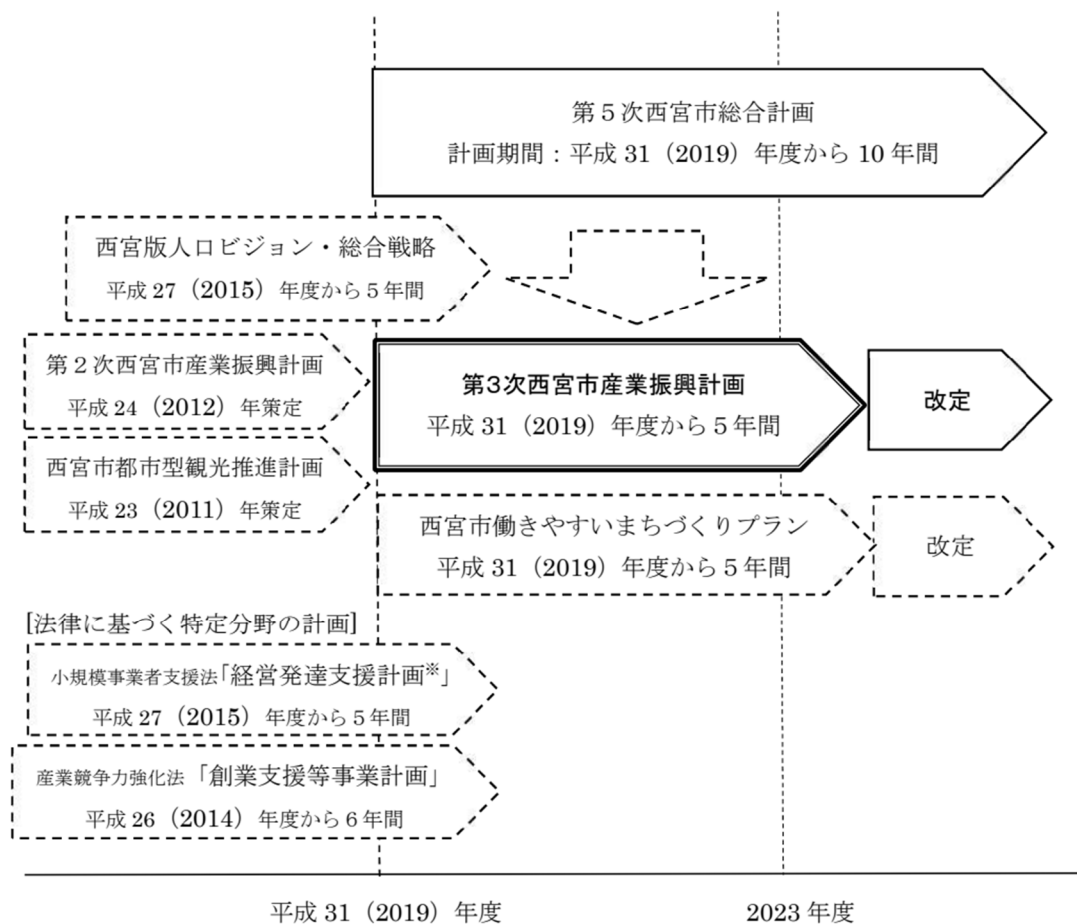
文教住宅都市の個性と魅力にひかれ、移り住む人や訪れる人が増えています。たくさんの人々が学び、働き、遊ぶ中で、様々な交流の輪が広がっており、大学や産業とも連携した、まちの元気が生まれています。

項目	目的	取組内容
都市ブランド	地域資源の魅力を地域活性化や産業振興に結びつけ、都市ブランド力の向上を図る。	①多彩な西宮の楽しみ方の提案 ②地域の強みを生かしたエリアプロモーション ③酒蔵ツーリズムの推進 ④広域観光の取組 ⑤主要駅での効果的な情報発信 ⑥西宮ブランド品の情報発信
大学連携	個々の大学の特色を生かしながら地域社会との連携を強化し、「大学のまち・西宮」として発展させる。	①教育型・社会貢献型連携の充実 ②研究型・事業型連携の育成 ③大学交流センターの活用と学生に向けた情報発信 ④大学等の立地を生かしたまちづくり
産業	都市の活力と持続的な発展を支える産業振興や、企業市民の参画を促進し、豊かな市民生活と本市の発展を実現する。	①中小・小規模事業者への産業支援体制の強化 ②中核企業の立地・定着の推進 ③地域資源を生かしたビジネスの振興 ④市民生活を支え高める商店街等の振興 ⑤切れ目のない創業支援 ⑥企業市民のまちづくりへの参画促進
農業・食の流通	農業振興と都市農業の多面的機能の保全、また、食の安定供給に資する流通環境の整備を図る。	①都市農業の展開 ②持続的な農業の推進 ③鳥獣被害の防止 ④食肉センターの管理運営 ⑤卸売市場の再生整備
就業・労働	誰もが自分に合った働き方ができる環境づくりを通して、市民の健康で豊かな生活を実現する。	① キャリア形成と多様な働き方の支援 ②ワーク・ライフ・バランスに配慮した働きやすい環境づくり ③労働者の福祉の充実 ④就労支援の拠点施設整備

※「4 都市の魅力・産業」では上記のほか、生涯学習、文化芸術、スポーツの各項目を位置付け

ii 計画の期間

推進計画の期間は平成 31（2019）年度から令和 5（2023）年度までの5年間でされている。



② 西宮市の目指す産業施策の基本的な考え方

i 基本理念

暮らしと調和した「にぎわい・活力」の創出

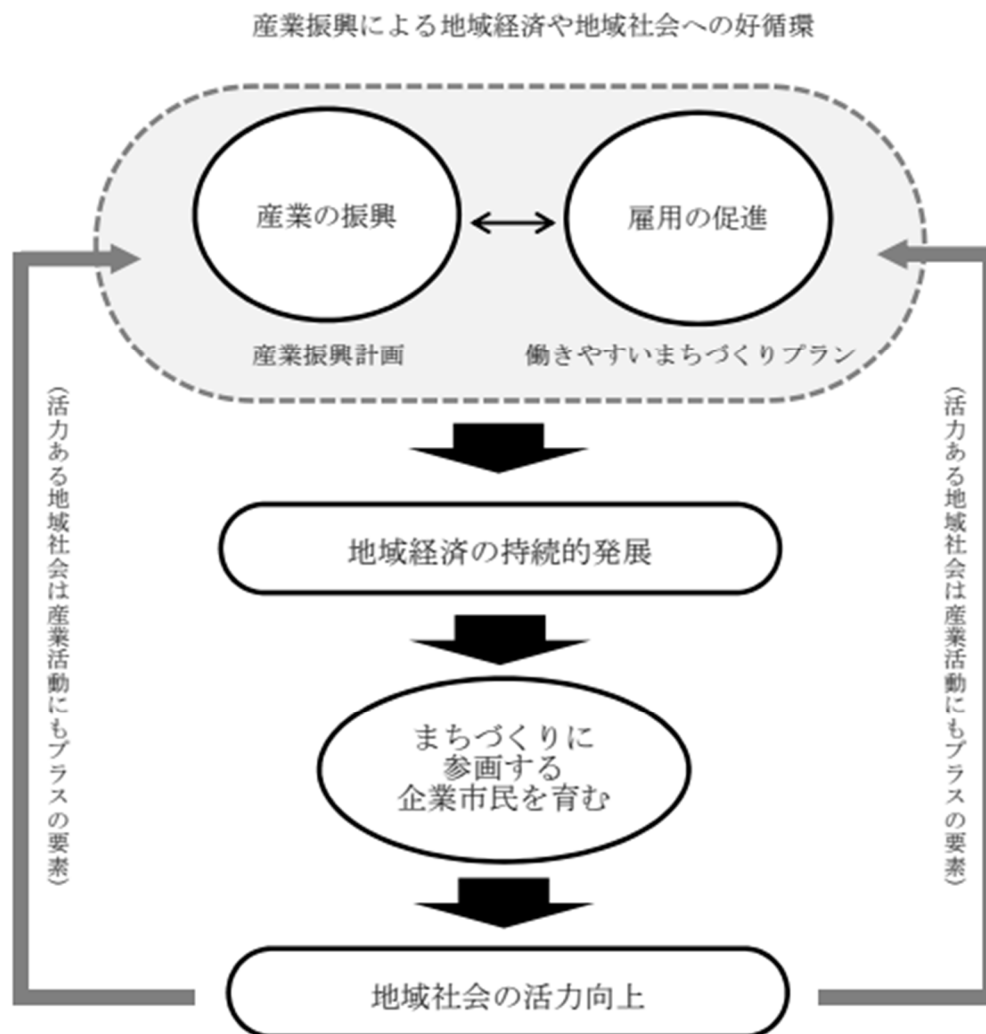
～文教住宅都市・西宮の産業の発展をめざして～

振興計画では、「文教住宅都市」を基調としたまちづくり方針を基本に置きながらも、時代の変化に対応することができるよう「産業」についても、西宮のまちを構成する「重要な要素」のひとつとして捉えるとしている。

その上で、産業の振興は事業者による自助努力としながらも、まちとしても支援することで、事業者の活動を活発化させ、市民の生活を豊かにし、西宮市の持続可能な発展に結びつけられるよう取り組みを行うとしている。

ii 基本的な方向性

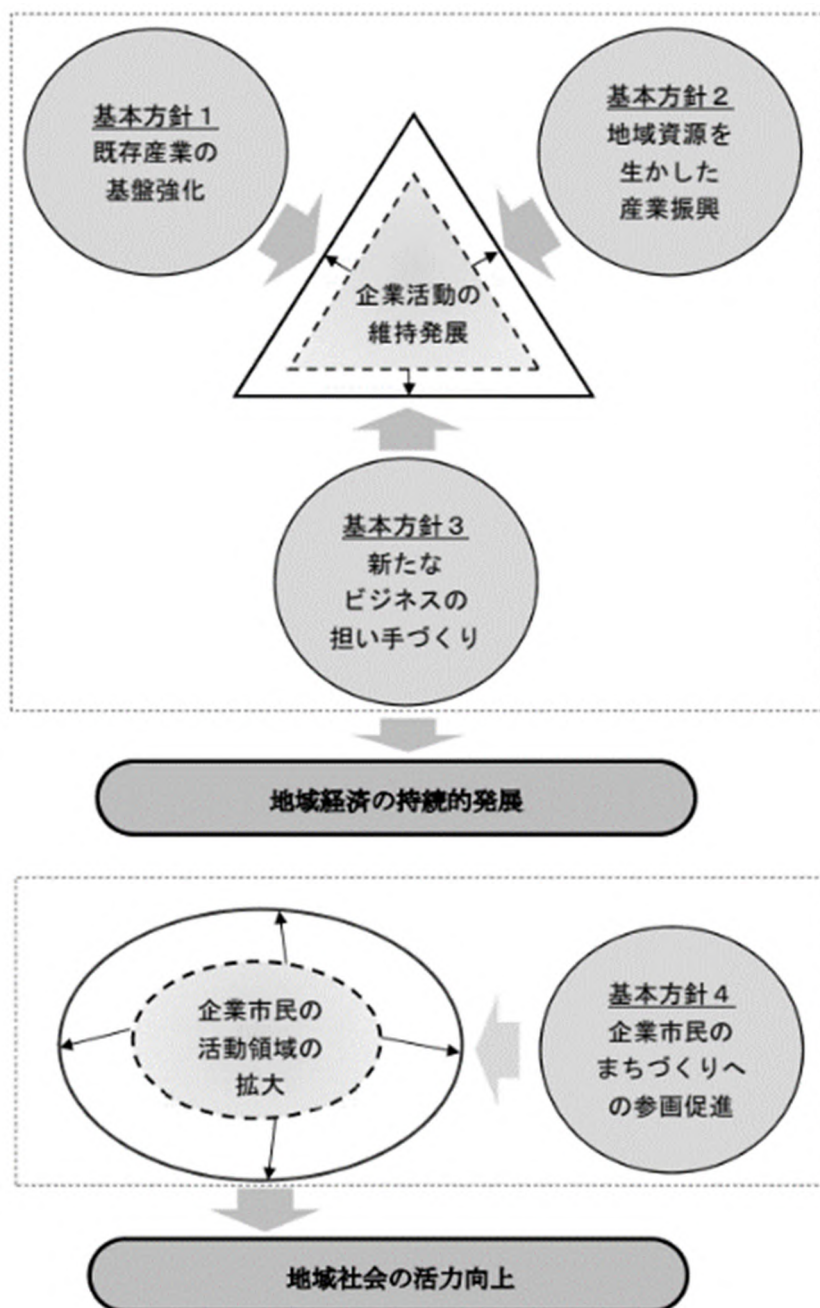
目指す理念の実現に向け、振興計画の全体を通じて、特に重視する考え方として、次のような好循環を目指すこととしている。これは、文教住宅都市としての西宮市における重要な視点として、常に共有され、意識されるべき考え方である。



iii 基本方針

基本的な方向性に基づき、振興計画では目指す理念の実現に向けた西宮市の取組みについて、「地域経済の持続的発展」および「地域社会の活力向上」という2つの観点から4つの基本方針を定めている。基本方針は、振興計画が示

す具体的な施策の柱として、取組みの基本的な方向性を示すものとなっている。



iv 施策体系

上記、目指す将来像、基本観点、基本方針を踏まえた振興計画の施策体系（全体像）は以下のとおりである。

基本方針	施策	主な取り組み
1. 既存産業の基盤強化	1-1 がんばる中小・小規模事業者 支援の充実	(1) 総合的な相談支援体制の強化
		(2) 中小・小規模事業者への経営支援
		(3) 円滑な事業承継の推進
		(4) 表彰・顕彰等の推進
1-2 中核企業の立地・定着の推進	(1) 企業立地・定着の推進	
	(2) 地域イノベーション・プラットフォームの活用	
2. 地域資源を生かした産業振興	2-1 地域資源を生かしたビジネスの振興	(1) スポーツビジネスの創出
		(2) 食を生かした産業の振興
		(3) 食の流通拠点の整備
		(4) 魅力ある西宮ブランド品づくりの推進
	2-2 観光プロモーションによる都市ブランドの向上	(1) 多彩に楽しむ「まちなか観光」の創出
		(2) 市内外への観光プロモーションの強化
2-3 市民生活を支え高める商店街等の振興	(1) 地域特性を生かした商店街等の振興	
	(2) 商店街エリアが担う公共的役割への支援	
3. 新たなビジネスの担い手づくり	3-1 女性、若者、高齢者などが創業しやすい環境づくり	(1) 創業前後の切れ目のない支援

(2) 地域社会の活力向上

基本方針	施策	主な取り組み
4. 企業市民のまちづくりへの参画促進	4-1 企業市民のまちづくりへの参画の促進	(1) 地域貢献活動への参画支援

上記施策体系のとおり、振興計画は理念の達成に向け、「地域経済の持続的発展」と「地域社会の活力向上」のに向けた2つの観点をもとに、4つの「基本方針」とそれらに基づく2つから4つの取り組みを策定している。

振興計画では西宮市の産業にかかる課題として「産業基盤の強化」「競争力の高い産業構造の構築」「産業と地域のブランド化」「産業の新陳代謝の促進」

「人材の確保・育成」「市民生活の維持・向上」「企業市民としての活動領域の拡大」を設定しており、これらの取り組みを通し、西宮市の課題を達成することにより産業振興、ひいては西宮市の持続的な地域経済成長を確たるものにしていくとしている。

[意見-47] 振興計画基本方針4の実施状況について

上述のとおり振興計画では、4つの基本方針を策定のうえ、基本方針1ないし3では「地域経済の持続的発展」を、そして基本方針4では「地域社会の活力向上」を目標とし基本方針ならびに施策を策定している。ここで、基本方針1～3に対応する取組みについては地域商業活性化対策事業をはじめ事務事業において施策まで具体化されている。一方で、基本方針4については、事務事業はおろか、施策としても具体化実施されていない。

この点、基本方針4においては基本方針、施策として「企業市民のまちづくりへの参画促進」を掲げており、取組みとして「地域貢献活動への参画支援」を行うとしている。その方向性としては、次のように振興計画に盛り込まれており、文教都市ならではの企業市民としての企業のあり方を期待するとともに、西宮市としても支援施策の具体的な実施が必要とされている。

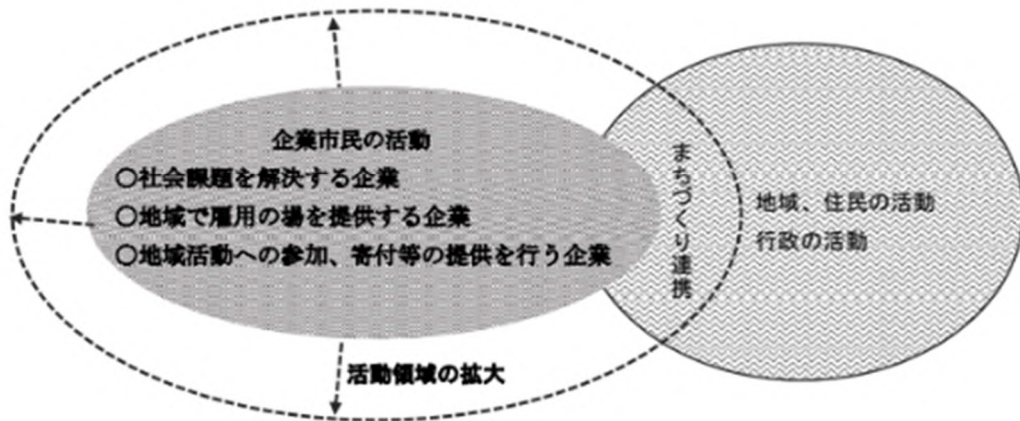
人口減少や高齢者人口の増加に伴い、地域活動の担い手が減少し、地域活動への影響が懸念されています。一方、企業において地元との交流は、地域貢献に留まらず、企業価値や従業員の士気向上など、結果として経営に好影響を与える取組みとしての認識が広がりつつあります。

～中略～

今後、事業所及び従業員には、まちづくりの重要な担い手としての役割も期待されることから、地域社会を構成する一因である企業市民としての企業の意識を高め、地域や住民との交流の拡大などまちづくりへの参画を促進します。

また、市民に対して事業活動や産業振興の取組みへの理解の深化を図るとともに、事業所との協働に向けた市民・団体の主体的な取組みを促進していきます。

【企業市民の活動（概念図）】



これについては、単なる努力目標にとどまらず、振興計画において次のとおり新規施策として具体的なアクションの例にまで落とし込まれている。

企業の関心に応じた多様な参画機会の創出

- ・まちづくり、環境、教育、福祉、防災などの行政課題での公民連携や連携協定の締結

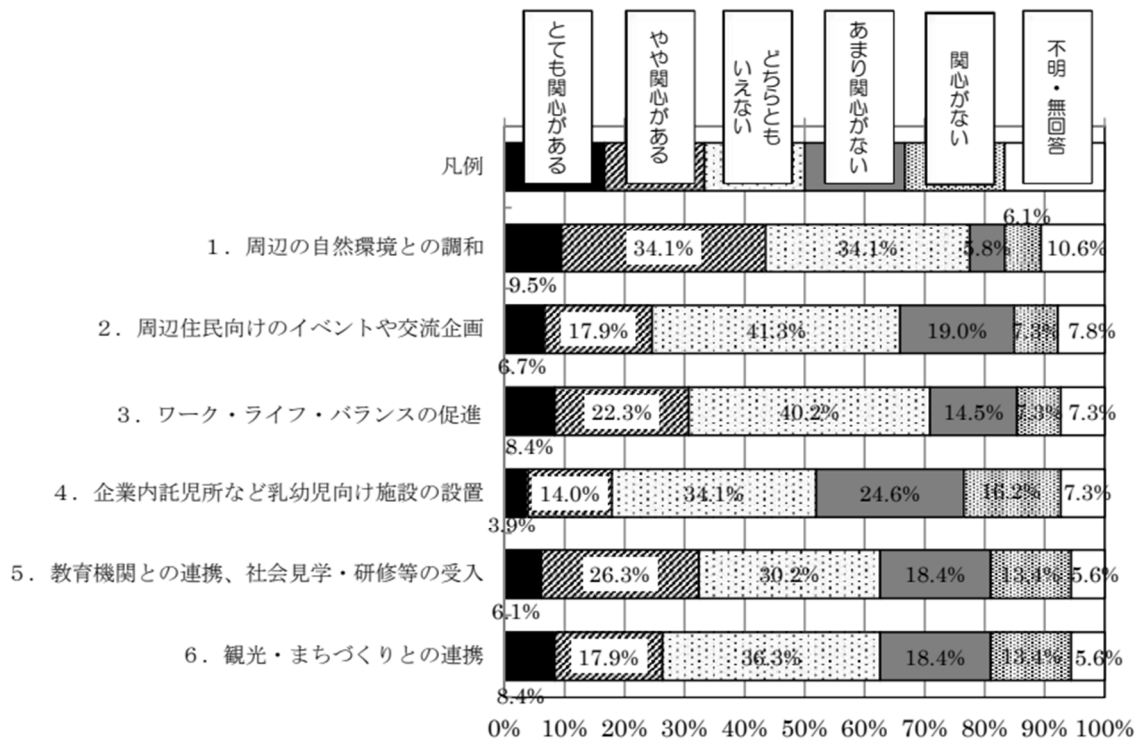
地域貢献活動への参画意識の啓発

- ・地域貢献活動の事例紹介
- ・まちづくり貢献企業認証制度の創設

市内産業への市民意識の啓発

一方で、次のアンケートにあるように、企業としても企業の地域貢献への関心度は「とても関心がある」「やや関心がある」を合わせると43.6%、32.4%と高い項目が多く、関心度は高い結果といえ、文教住宅都市である西宮市だからこそ、市による積極的な支援策によって社会的責任や地域貢献など企業の果たす役割について、企業と市民の理解を深めていくことが望まれる。

[文教住宅都市における企業の果たす役割（関心度）]



[出所] 西宮市産業実態調査 製造業調査

サンプル数：179

(出典：振興計画 P.39)

しかしながら、これらの施策については個別の事務事業において実施されてはならず、基本方針が何ら具体化されず手つかずのままとなっている。

振興計画において、4つの基本方針のうちの一つであるからというだけでなく、上述したように、企業市民としてのあり方が問われている今だからこそ西宮市として十分な検討のうえ、具体的な施策をもって「企業市民のまちづくりへの参画促進」を行うことが望まれる。

2 産業に関連する事務事業一覧

番号	事務事業名	所管部署	記載ページ
2-1	地域商業活性化対策事業	商工課	209
2-2	中小企業融資あっせん事業	商工課	220
2-3	産業育成等事業	商工課	225
2-4	企業立地関係事業	商工課	238
2-5	フレンテ西宮商業床活用事業	商工課	243
2-6	起業家支援センター整備事業	商工課	247
2-7	都市ブランド発信事業	都市ブランド発信課	250

2-1 地域商業活性化対策事業

事業名称	地域商業活性化対策事業					
所管課	商工課					
事業開始年度	不明					
事業概要	市内の中小・小規模事業者及び商業団体の活動支援及び、起業家の創業支援のための各種セミナー開催、専門家派遣等の事業実施、商業団体等が実施する活性化事業等に対する補助金の交付。					
具体的な実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ■創業支援事業 ■経営支援事業 ■西宮市商業団体活性化事業補助金 ■西宮市空き店舗整備活用事業補助金 ■西宮市ホームページ製作経費補助金 ■新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急経済対策 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<p>■創業支援事業：起業家支援セミナー（1回）、起業塾（4日間、3回）、経営者塾（2回）、飲食店開業セミナー（2日間、1回）、専門家派遣の実施（7事業者9回実施）</p> <p>■経営支援事業：IT活用セミナー、各種経営支援セミナー、専門家派遣を実施した。（38事業所95回実施、北部出張経営相談室 12回実施）</p> <p>■西宮市商業団体活性化事業補助金：商店街・小売市場、商業団体の活性化を図るための事業に対して交付した。</p> <p>①商業共同施設設置等事業（3件）</p> <p>②イベント事業（7件）</p> <p>③イベント広告（1件）</p> <p>④西宮商店応援隊事業（1件）</p> <p>■西宮市空き店舗整備活用事業補助金：空き店舗の利用を通じて商業の振興と活性化を図るため中小企業者または個人事業主に対して交付した。（9件）</p> <p>■西宮市ホームページ製作経費補助金：事業者の販路拡大等を目的としたホームページ作成に要する経費の一部を補助。（15件）</p> <p>■新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急経済対策のため以下の事業を行った。</p> <p>①西宮市一時支援金事業（実績：150,689千円（うち、支援金95,700千円））</p> <p>②西宮市応援給付金事業（実績：194,835千円（うち、給付金174,900千円））</p> <p>③キャッシュレス決済ポイント還元事業 （実績：237,875千円（うち、ポイント還元分224,908千円（手数料等込））</p> <p>④商業団体活動継続補助 実績：16団体 道路占用料等固定経費 6,888千円 34団体 活性化に資する経費 58,100千円</p> <p>⑤商店街お買い物券事業（実績：10団体 107,244千円）</p> <p>⑥新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業 実績：110,572千円（令和2年度繰越分） 410,684千円（令和3年度）</p>					
事業費推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
正規職員人件費	17,596	17,707	18,371	18,837	19,377	
会計年度任用職員人件費	0	0	0	0	0	
委託費	6,811	6,050	8,563	591,201	741,081	
指定管理料	0	0	0	0	0	
負担金及び補助金	13,393	15,452	18,365	301,418	560,725	
その他	661	329	262	399	186	
合計（A）	38,461	39,538	45,561	911,855	1,321,369	
財源内訳（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
国庫支出金	0	0	0	827,790	1,205,071	
県支出金	0	0	700	41,246	71,493	
地方債	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	
一般財源	38,461	39,538	44,861	42,819	44,805	
合計	38,461	39,538	45,561	911,855	1,321,369	
コスト調整額（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
（加算）減価償却費	0	0	0	0	0	
（加算）退職給与引当	1,094	635	990	1,048	1,123	
（控除）コスト対象外	0	0	0	0	0	
合計（B）	1,094	635	990	1,048	1,123	
トータルコスト推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
合計（A）+（B）	39,555	40,173	46,551	912,903	1,322,492	

地域商業活性化対策事業は、市内の中小・小規模事業者及び商業団体の活動支援及び、起業家の創業支援のための各種セミナー開催、専門家派遣等の事業実施、商業団体等が実施する活性化事業等に対する補助金の交付を実施することにより、市内産業の活性化を図る事業である。

通常時は、中小・小規模事業者の経営支援事業と起業家創業支援事業、商業団体の活性化支援事業で構成される本事業であるが、令和2年からは新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急経済対策も所管している。

また、本事業と「2-3産業育成等事業」との間に重複がみられていた「中小企業経営支援業務」については、令和3年度より当事業の「経営支援事業」に統合している。その上で、「経営支援事業」は商工会議所が委託を受けて運営している。「創業支援事業」は令和3年度までは商工会議所が委託を受けて運営していたが、令和4年度より「にしのみや起業家支援センター運営事業」として商工会議所が実施し、西宮市は商工会議所へ補助金交付を行うこととなっている。

この事務事業における具体的な事業内容は、創業支援事業、経営支援事業、西宮市商業団体活性化事業補助金、地域商店街等活力向上事業、西宮市空き店舗整備活用事業補助金、西宮市ホームページ制作経費補助金、新型コロナウイルス感染症拡大に対する緊急経済対策の7つに分けられる。

地域商店街等活力向上事業については、商業団体等が主体的に取り組む、新規性のある商業活性化策に対し、補助金を交付することにより西宮市が活性化を後押しするものであるが、令和3年度及び4年度において予算がついておらず実績がない。

創業支援事業は、起業による市内産業の振興と雇用の確保を図り、経済の発展を促すため、優れた技術や新しい知識等により事業を起こそうとする市民等を支援する起業家支援事業を、産業競争力強化法に基づく国の創業支援等事業計画の認定を受け実施している。

地域経済に活力と雇用をもたらすためには、新たな産業の担い手を創出する起業・創業が重要であるところ、振興計画においては基本方針3において新たなビジネスの担い手づくりを掲げている。

(1) 西宮市商業団体活性化事業補助金

「西宮市商業団体活性化事業補助金」は、西宮市商業団体活性化事業補助金交付要綱にてその交付に関する定めがあり、その体系については、

- (1) 商店街・小売市場共同施設建設費助成事業
- (2) 商業共同施設維持管理事業

- (3) 商店街ファンづくり応援事業
- (4) イベント広告事業
- (5) 西宮商店応援隊事業
- (6) 商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業

に細分化されている。

このうち、(3) 商店街ファンづくり応援事業については、商店街が主催するイベント事業を補助するものであり、補助対象として「商店街の魅力をアピールし、ファンを獲得することで商店街の潤いにつながる事業、コロナ禍でも集客につながる事業」と規定されている。

[意見-48] 西宮市商業団体活性化事業補助金の交付事例について

令和2年度に当補助金の申請があった4例とその前年、前々年の実績は次のようなものである。

商店街名	令和2年度	令和元年度	平成30年度
メルカードむこがわ会	秋の大感謝祭	こどもフェスタ	七夕笹飾り
	クリスマスライトアップ	秋祭り	秋祭り
	スクラッチカードイベント		クリスマスライトアップ
にしきた商店街	コ・ルミナリエ	コ・ルミナリエ	コ・ルミナリエ
	クリスマスコンサート	クリスマスイベント	
アクタ西宮振興会	歳末感謝のガラポン抽選会	夏祭り	夏祭り
	ちびっこ千本引き大会	クリスマスフェア	
夙川グリーンタウン商店街振興組合	クリスマスフェア	夏のふうせん祭り	クリスマスセール
		クリスマス抽選会	

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

このように季節性の高いイベントが、漫然と毎年同じように開催されており、それらに対し当補助金が交付されているように見える。

この点、当補助金は後述する「地域商店街等活力向上事業」のように「新規性」を要件にしているわけではない。しかしながら、地域商業の「発展」を目的としている。例年同じように開催されるイベントによって、「商店街の魅力をアピールし、ファンを獲得する」とは考えづらい。

そして、さらにはそのような定例イベントへの補助が商店街の「発展」に寄与するとは考えづらい。

当補助金の交付先として、これまでのように漫然と定例イベントに交付し続けることは補助金の趣旨から考えて是正すべきと考えられる。

(2) 地域商店街等活力向上事業

「地域商店街等活力向上事業」は、商業団体等が主体的に取り組む、新規性のある商業活性化策に対して補助金を交付する事業である。当事業ではその根拠となる地域商店街等活力向上事業補助金交付要綱2条3項において「創意工夫が認められること」、4項において「内容に新規性があり、従前の継続事業でない事業」であることが要件として明示されている。

これは、同要綱が目的として定める「活性化のために実施する事業」の言い換え部分に他ならず、本質部分である。この観点からは、5項において、「中長期的に継続して取り組む事業」とあるのは、商店街の振興として取り組むのは中長期的な目線で、恒常的な活性化が必要であるという意味であると考えられる。すなわち、補助事業を実施した年度のみの一過性の賑わいであってはならない、という注意的な規定であり、決して前年度の事業を踏襲することを認容しているわけではないと読み取れる。

[意見-49] 地域商店街等活力向上事業の交付事例について

直近3年分の交付実績を見てみると次のようになる。

平成30年度

	申請者	企画
1	夙川グリーンタウン商店街振興組合	桜フェア2018
2	苦楽園ストアーズミーティング	苦楽園パスポート
3	西宮グルメマスターズ実行委員会	西宮グルメマスターズスタンプラリー
4	甲子園口駅前商店街振興組合	プレハロウィンパーティ

令和元年度

	申請者	企画
1	苦楽園ストアーズミーティング	苦楽園パスポート(継続)
2	門戸厄神地域活性化委員会	門戸食文化のお祭り
3	甲子園口北活性化委員会(リープリング)	夜市朝市
4	にしきたとりどりとりっふ実行委員会	にしきたとりどりとりっふ
5	甲子園口商店街振興組合	ビア街
6	唐揚げ甲子園実行委員会	唐揚げ甲子園

令和2年度

	申請者	企画
1	門戸厄神地域活性化委員会	門戸食文化のお祭り2
2	にしきたとりどりとりっふ実行委員会	にしきたとりどりとりっふ2

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

このように、令和2年度における実績の2件については、「とりどりとりっぷ」「門戸食文化のお祭り」が重複している。企画名にいたっては「～～2」となっており、「内容に新規性があり、従前の継続事業でない事業」とは考えづらい。また、令和元年度の「苦楽園パスポート」についても同様であり、これらの3つの企画については、その内容をみても新規性が見当たらない。

この点については、同要綱6条をみると、

(交付上限額) 第6条 補助金の交付の上限額は、次の各号のとおりとする。ただし、予算の範囲内で交付するものとする。

- (1) 初めて実施する事業 100万円
- (2) 第1号の規定に加え、専門家派遣事業等により、専門家による商店街活性化のアドバイスを受けた結果、活性化策として策定された事業 150万円
- (3) 第1号または第2号の規定に基づき、過去2年度以内に実施された事業に改善を加え、実施するもの(ただし、1回限りとする) 50万円

と規定されている。

これを見ると6条3号において、過去年度実施の事業については新規性なく「改善」を加えることが1回限り認められているようにみえる。

そこで、6条3号に該当する事例においては新規性が不要と解釈するべきなのかが問題となる。

しかしながら、6条はあくまで「交付上限額」を規定する条文であり、それ以上に補助対象事業の「要件」を規定する趣旨の条文でないことは明らかである。

ここで、本来、補助対象事業の「要件」を定めている第2条をみると、

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次の第1号から第5号までの全てに該当する事業とする。ただし、他の制度により助成を受けているものは除くものとする。

- (1) 商店街等の団体に対する地域住民のニーズを十分に踏まえた事業。
- (2) 商店街・小売市場においては、来訪者の増加、営業店舗数の増加、空き店舗数の減少等、その他の商業団体においては、新規顧客の獲得、構成員の総売上高の増加等、地域商業の活性化の効果が見込まれる事業。
- (3) 事業の実施体制や実施方法に創意工夫が認められること等、他の商店街等の団体が活性化事業に取り組むに当たって参考となり得る事業。
- (4) 内容に新規性があり、従前の継続事業でない事業。
- (5) 中長期的に継続して取り組む事業。

と規定されている。

2条柱書においては要件として、「第1号から第5号までの全てに該当する事業」とされている。この要綱の建付けでいくと、ここにいう「要件」を充足しない補助事業は補助対象ではないことになる。

従って、6条3号の適用事例であっても「新規性」や「非継続性」は必要になるというのが、無理のない要綱解釈の帰結となる。

もし、6条3号該当事例には新規性が不要なのであれば、一般的には2条2項などで、「前項にかかわらず、前年度に実施された事業に改善を加え実施する事業に対しては、前項第4号は適用しないものとする」といったような適用排除の条項があるはずである。また、6条3号は、新規性の不要を当然の前提にしているといったような拡大解釈も、補助対象を明確にするべきであるという観点からは妥当ではない。

いずれにせよ、「要件」を規定する第2条に規定されていないにもかかわらず、「交付額」を規定する6条3号を根拠に新規性を不要と判断し、運用を行うことは一般的な要綱の解釈からすると無理があるといえる。

今後は、要綱の文言を整備するか、改善事業であっても新規性の判断を厳密に行うといった方向で、本補助金交付先につき検討されたい。

[意見-50] 地域商店街等活力向上事業の予算づけ停止について

「地域商店街等活力向上事業」は、上述したように、補助金交付要件において「新規性」、「創意工夫」が求められているところ、[意見-48] 西宮市商業団体活性化事業補助金の交付事例について、でみた「商業団体活性化事業補助金」よりも、商店街の活力の向上に資する施策であるように考えられる。

しかしながら、「地域商店街等活力向上事業」は令和3年度、および令和4年において、事業が廃止されたわけではないにもかかわらず、予算付けが停止されているとのことである。

ここで、補助金を用いて、商店街等を支援し地域商業活性化を図るためには、例年開催のイベントに補助を交付し、一過性のにぎわいを演出するよりも根本的な底上げ施策を行う商店街へ重点的に支援を行うべきである。

そうであれば、半ば惰性的に交付がなされているきらいのある「商業団体活性化事業補助金」に予算をつけるよりも、「地域商店街等活力向上事業」のほうに限られた予算において選択と集中を実施するべきと考えられる。

[意見－51] 補助金交付先のフォローアップについて

商業団体活性化事業補助金、地域商店街等活力向上事業を問わず、商店街に対する補助金であっても、イベントに関する補助金であっても重要なのはフォローアップや効果測定である。この点、商店街のイベントを対象とする本事務事業の補助金事業は特に効果が曖昧な部分が存在する。上述したとおり、商業団体活性化事業補助金におけるイベント事業への補助の効果は一過性のものになっていないかをしっかり確認すべきである。

現状では、実績報告での報告以外にフォローアップはできていないとのことである。特に商店街の振興というある意味限られた範囲での効果を期待する補助金であり、毎年決まったメンバーに交付され続けている補助金であるなら、なおさら、交付すれば終わりではなく効果を測定できるだけの報告義務を課すべきである。また、当該補助金以外についても、たとえば、西宮市空き店舗整備活用事業補助金については、単なる一時的な空き店舗埋めになっていないか。その後の店舗の継続率の確認や商店街の活力にどのように結びついたかなど確認していく必要があるが、この点も同様である。

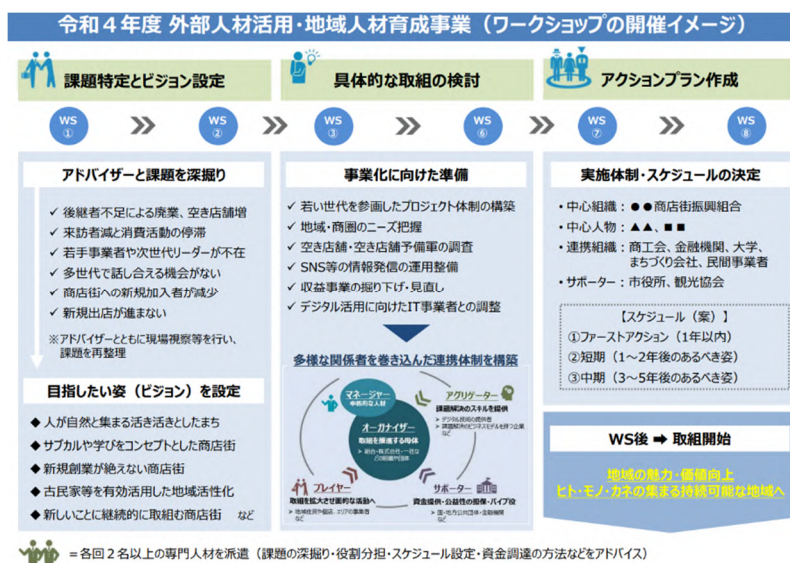
(3) 経営支援事業

[意見－52] 商店街支援専門家派遣の実施について

振興計画では、施策2－3（1）において地域特性を生かした商店街等の振興に対する取り組みとして「商店街の運営機能の向上」を新規施策としている。ここでの具体的施策としては「専門家の派遣事業などにより」として商店街支援専門家の派遣が手法として示されている。

この点については、同じく振興計画の中で、前計画にあたる第2次西宮市産業振興計画に対する総括部分においても、「外部機関、専門家等による商店街への支援の必要性は高まっているが、具体的な対応まで取り組めていません。」と自己評価されている。

こういった商店街への専門家派遣は中小企業庁においてもその有効性が認識され、支援の動きが再燃している傾向がある。たとえば今年度においても「商店街等における課題解決のための専門家派遣及びワークショップ」が企画実施されていた。これは、地域の商店街等が抱える課題を解決し、当該地域の魅力・価値向上を図り、持続可能な地域に変革したいという想いを持つ商店街等を対象に、ワークショップ事務局が専門家の派遣及びワークショップの開催を通じ、課題解決に向けた取組を伴走支援するというものであり、具体的なイメージとしては次のようなものである。³⁸



（出典：中小企業庁ホームページより抜粋）

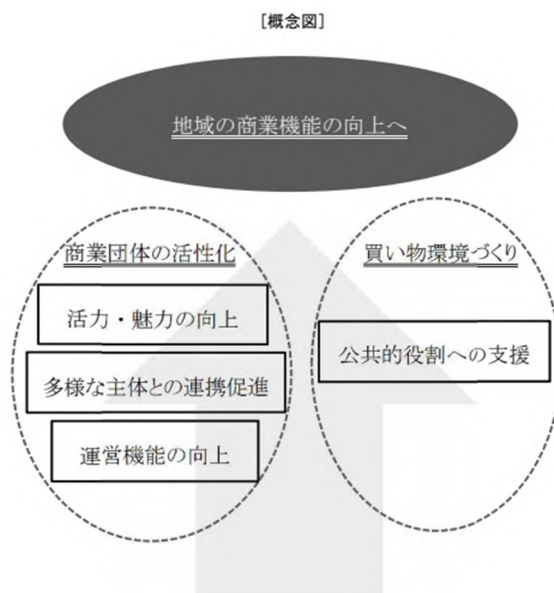
商店街をはじめとした商業団体の組織力が弱まっている一方で、「にぎわいづくりに向けた地域力の向上」の担い手として商店街への期待を有している現状であれば、漫然と補助金を交付し続けるよりも商店街としての魅力向上のため専門家派遣といったような具体的な施策のほうが効果的であると考えられる。前計画からの振り返りは、このような考えが根底にあると推察される。そうであれば、前計画の策定時から10年以上具体的な施策が打てずにいる現状は是正すべきである。

³⁸ 中小企業庁 HP <https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2022/220428.jinzai.html>

[意見－53] 社会課題への対応について

振興計画では、施策2－3（2）において商店街へのエリアが担う公共的役割³⁹への支援を掲げている。ここで、西宮市では人口減少が顕著な地域において買い物弱者対策の必要性を把握しており、社会課題への対応策を講じるものとして官民協働による枠組み構築を行うとしている。商店街等の位置づけとして地域の商業機能の向上のための次のような概念図のもと、買い物環境づくりの実施主体の一部として位置づけられている。

この点についても、前計画にあたる第2次西宮市産業振興計画に対する総括部分において、「市内に存在する買い物不便地の実態調査や、福祉部門と連携した対応の必要性が高まっていますが、具体的な対応まで取り組めていません」と自己評価されている。



産業部として、どこまで積極的にこの問題に取り組むべきかという点もあるものの、振興計画の工程表においても令和元年からのモデル事業が開始するとされている。一方で、現状ではこの点に関する事業は何も実施できていないとのことであり、前計画の策定時から具体的施策が打てずにいる現状は是正すべきである。

³⁹ 買い物空間としてだけでなく、コミュニティの担い手として商業集積地が持っている役割で、防犯や防災など「安全」、リサイクルや美化など「環境」、祭りや伝統の創造・継承など「文化・にぎわい」、地域住民のふれあいの場づくりなど「憩い・交流」などがあります。それぞれの商業エリアが担ってきた、あるいは期待される役割は一律ではなく、地域特性や立地環境等により異なる。

(4) 創業支援事業

振興計画では、基本方針3において、「新たなビジネスの担い手づくり」を掲げており、施策3-1では「女性、若者、高齢者などが創業しやすい環境づくり」を策定したうえで、「創業前後の切れ目のない支援」として支援体制を構築している。これらについては、市内産業の活性化に対する新規創業の重要性の認識があると考えられる。

[意見-54] 新規創業者のカウントとフォローアップについて

上記支援体制や「創業支援事業計画」の策定により、西宮市では、創業サポート窓口の充実、起業家支援センターの設立、起業のための融資斡旋制度の実施など積極的な施策を展開している。

しかしながら、そういった手厚い各種施策の結果として、新規創業者がどれだけ増加したかを把握するにあたっては、現状では、認定創業支援等事業計画調査項目表において、創業支援事業での支援対象者数を把握するのみとなっており、施策の検証のための数値把握としてはいささか不十分といえる。なぜなら西宮市の各種創業支援施策は、認定特定創業支援を受けに来る創業者のみならず広く西宮市において創業者の増加という効果を生んでいるはずだからである。

また、新規創業において肝心の、継続率、雇用者数のカウントについては、認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書発行件数が母数となっており、令和3年度においてこの件数は11件のみとなっている。したがって5年継続率も100%となっているが母数自体が少ないあまり意味のある統計とはいづらい。

この点については、「国税局等から開廃業届等入手することが困難であり、市税部門においても新規創業者がカウントできるデータは有していないと思う」とのヒアリング結果であったが、創業支援の結果が適切に把握できていなければ創業関連施策の検証も十分にできないことになる。

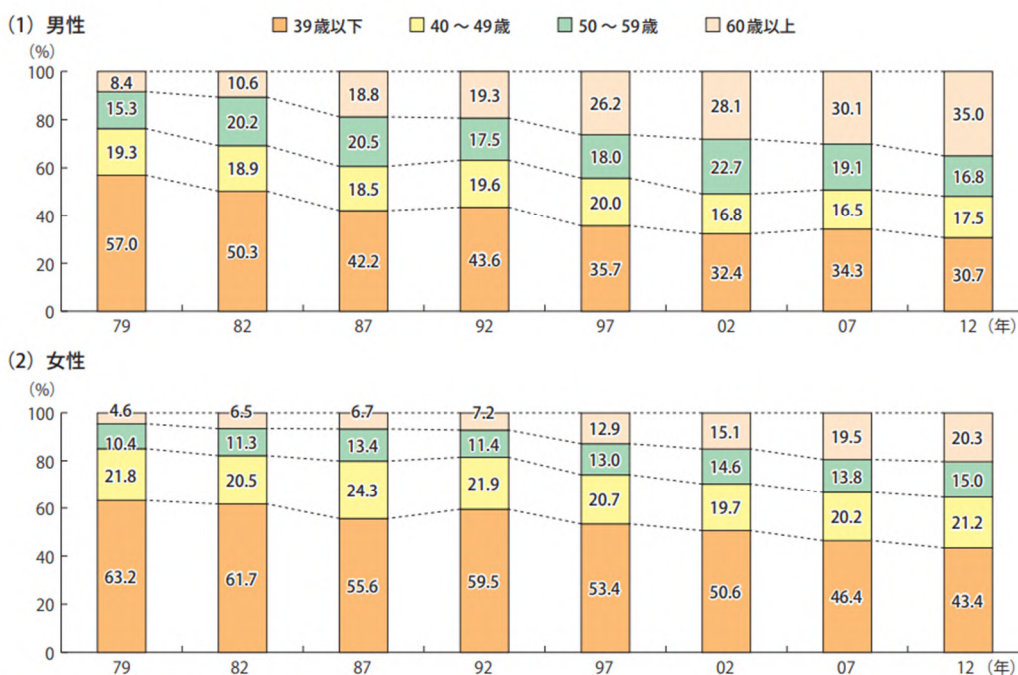
今年度からスタートした起業家支援センター事業と連動した創業者カウントのあり方も検討しているとのことであるが、それにとどまらず、例えば民間金融機関の把握する新規創業者数の共有といった、少しでも実数に近いカウント方法を常に模索していくことが望まれる。

[意見-55] 高齢創業者への施策について

上述したとおり、振興計画では施策3-1において「女性、若者、高齢者などが創業しやすい環境づくり」を策定しており、様々な創業支援体制を構築している。

ここで、新規創業者の属性を年齢で区分した場合、60歳以上の創業者を高齢と設定した場合、下図のとおり高齢創業者が国の実態調査において男性では約35%を占めている。一方で、西宮市においては、認定創業支援等事業計画調査項目表を参照するしかないものの、同じ年齢層の男女合わせた起業者は約10%となっており割合としては少なくなっているように見える。

第2-1-3図 男女別に見た、起業家の年齢別構成の推移



資料：総務省「就業構造基本調査」再編加工

(注)1.ここでいう「起業家」とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者のうち、現在は会社等の役員又は自営業主となっている者をいう。

2.ここでの起業家には、兼業・副業としての起業家は含まれていない。

(出典：中小企業白書 2017 P.95)

高齢者の創業については、国としても振興計画においても推進している施策である。

西宮市では女性や若者に向けた創業セミナーを開催したことはあるが、高齢の創業者に向けたものはないとのことであるが、高齢者の創業の特殊性があるにしても、何かしら施策を検討するべきである。

2-2 中小企業融資あっせん事業

事業名称	中小企業融資あっせん事業					
所管課	商工課					
事業開始年度	昭和46年(1971)年度					
事業概要	<p>本事業は、市内事業者の経営安定と競争力の強化のために必要な資金の融資を斡旋し、以って商工業の振興と地域経済の活性化に資することを目的としている。市、金融機関、兵庫県信用保証協会が一体となって融資に取り組んでおり、市は兵庫県信用保証協会が被った損失の一部を補償する。また、一部の資金については事業者が兵庫県信用保証協会に支払うべき信用保証料を市が負担している。</p>					
具体的な実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮市制度融資の申込受付 ・中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項の規定による認定書の発行 ・各種金融相談受付 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<p>■令和3年4月1日現在、7種類の融資制度を実施しており、貸付利率は0.7～1.9%、貸付期間は1年～10年以内となっている。</p> <p>■融資申込：27件69,100千円に対し、融資あっせんを行った。</p> <p>■融資実行：23件57,100千円が実行された。</p> <p>■融資制度の運用基金として、令和3年4月1日に8金融機関に35,000,000円預託し、令和4年3月31日に回収した。</p> <p>■西宮市中小企業融資制度の利用者のうち、小規模事業資金の利用者23件について信用保証料の全額（1,745,525円）を市が負担した。</p> <p>■金融アドバイザー1名を常置し、各種金融相談に応じた。（相談件数690件）</p> <p>■中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項の規定による認定書（※）389件の発行を行った。</p> <p>（※）認定書：この認定を受けると、信用保証協会の別枠保証が受けられたり保証料が下がるなど、借入条件が有利となる。</p>					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	5,949	7,469	6,910	7,687	7,837
	会計年度任用職員人件費	3,575	3,811	3,930	5,296	3,573
	委託費	0	0	0	0	0
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金及び補助金	4,855	6,187	5,191	4,729	2,562
	その他	55,116	46,111	44,215	40,569	35,206
	合計（A）	69,495	63,578	60,246	58,281	49,178
財源内訳 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	0	0	0	4,161	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	56,919	48,148	52,204	41,418	36,631
	一般財源	12,576	15,430	8,042	12,702	12,547
	合計	69,495	63,578	60,246	58,281	49,178
コスト調整額 （千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費	0	0	0	0	0
	（加算）退職給与引当	370	268	372	428	454
	（控除）コスト対象外	55,000	46,000	44,000	40,000	35,000
	合計（B）	-54,630	-45,732	-43,628	-39,572	-34,546
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	14,865	17,846	16,618	18,709	14,632

この事業は、市内の中小・小規模事業者の活動に必要な事業資金を供給することで、経営の円滑化と発展を図ることを目的としており、市内事業者の経営安定と競争力の強化のために必要な資金の融資を、いわゆる制度融資の形で斡旋している。制度融資は、市、金融機関、兵庫県信用保証協会が一体となって融資に取り組み、市は兵庫県信用保証協会が被った損失の一部を補償する。

また、一部の資金については事業者が兵庫県信用保証協会に支払うべき信用保証料を市が負担している。

現在西宮市で用意する独自の制度融資の種類としては下図のように7種類がある。貸付利率は0.7～1.9%、貸付期間は1年～10年以内となっており、令和3年度においては融資申込27件69,100千円に対し融資あっせんを行い、23件57,100千円が実行された。

制度名	貸付条件	貸付限度額	貸付利率	貸付期間
中小企業振興資金融資制度		3,000万円	1.9%	運転資金7年以内 設備資金10年以内
小規模事業資金融資制度	①小規模事業資金	300万円	1.4% 信用保証料 全額補助	運転・設備資金7年以内
	②中小規模事業資金	1,000万円	1.75%	
	③無担保無保証人特別資金	2,000万円	1.75% 信用保証料 1/3補助	
	④倒産等関連緊急特別資金	300万円	1.5% 信用保証料 全額補助	
短期事業資金融資制度		1,000万円	1.6%	運転資金1年以内
起業家支援資金融資制度		1,000万円	0.7% ※要件を満たせば 信用保証料 全額補助	運転・設備資金 10年以内

(出典：西宮市中小企業融資制度パンフレットより抜粋)

[意見-56] 制度融資のメニューの数について

西宮市では、上述のとおり7種類の融資制度を実施している。各制度の直近4年度分の残高、申込数/金額、実行数/金額は次のとおり。

【残高】

(単位：千円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業振興資金	15	64,104	13	56,902	10	51,499	9	45,416
小規模事業資金合計	310	410,926	316	400,637	280	332,213	252	273,112
短期事業資金	1	6,665	1	6,605	3	8,771	1	6,595
起業家支援資金			1	9,824	1	830	1	626
合計	326	481,695	331	473,968	294	393,313	263	325,749

【申込件数（※マーク4資金を合わせて「小規模事業資金融資制度」）】

(単位：千円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業振興資金								
＊小規模事業資金	79	172,200	78	158,100	52	117,300	27	69,100
＊中小規模事業資金								
＊無担保無保証人特別資金	1	4,300	2	4,000				
＊倒産関連緊急資金								
小規模事業資金合計	80	176,500	80	162,100	52	117,300	27	69,100
短期事業資金					3	27,000		
起業家支援資金			1	10,000	1	1,000		
合計	80	176,500	81	172,100	56	145,300	27	69,100

【実行件数（※マーク4資金を合わせて「小規模事業資金融資制度」）】

(単位：千円)

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業振興資金								
＊小規模事業資金	78	168,200	77	156,600	44	97,800	23	57,100
＊中小規模事業資金								
＊無担保無保証人特別資金	1	4,300	2	4,000				

*倒産関連緊急資金								
小規模事業資金合計	79	172,500	79	160,600	44	97,800	23	57,100
短期事業資金					2	17,000		
起業家支援資金			1	10,000	1	1,000		
合 計	79	172,500	80	170,600	47	115,800	23	57,100

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

このように見た場合、残高の小ささはもちろんのこと、直近において申込みすらなされない制度が存在している。

具体的には、中小企業振興資金、中小規模事業資金、倒産関連緊急資金の3制度は直近4年度で申し込みすらなく、倒産関連緊急資金にいたっては10年以上申込みがない。

また、短期事業資金は令和2年度に融資実績があるものの、直近10年でこの年の2件のみの実行であり、無担保無保証人特別資金も直近10年で融資実行は3件のみである。

制度融資を自治体を用意しているにもかかわらず、利用がない場合にはいくつかの理由が考えられる。たとえば、都道府県で同様の制度融資が存在し条件がさほど変わらないか市町村のほうが悪いため借り手がない、また、市町村の制度融資のほうが時間がかかる、さらには取扱金融機関の窓口担当が市町村の制度融資を知らないといったことも考えられる。

いずれにせよ、金融に関する情報が格段に入手しやすくなった現在においても、利用がない融資制度を西宮市が単独で用意し続ける意義は少ない。西宮市や金融機関からしても管理が煩雑となるし、利用者からすれば資金調達ができればそれで良く、複雑化した制度には意味がないからである。

そうであれば、何を残し、何を廃止すべきかが検討課題となるが、小規模事業資金融資制度のうち小規模事業資金と、起業家支援資金融資制度を残すべきであると考えられる。

これは、継続的に融資申込と実行の実績のある小規模事業資金は当然、需要があるため残していくべきであるし、また、起業家支援資金については西宮市で力を入れていくべき新規創業にかかわる施策と表裏をなすものである。市による認定特定創業支援事業による支援証明書の提出を要件に、信用保証料の全額補助を西宮市が行うといった建付けはまさにそういった趣旨である。

後述するように全国的にみてもそのメリットの低さから市町村単位での制度融資は減少傾向にある中で、西宮市においての制度融資の現況から考えると、整理統合が望まれる。

[意見－57] 西宮市が独自に融資制度をもつ意義自体の再検討について

上述のとおり、本事務事業においては、利用の少ない融資制度は整理統合していくべきであり、目下、小規模事業資金と、起業家支援資金融資制度にしぼるべきである。

ただ、中期的な目線でみたときには、さらに整理を推し進め、そもそも西宮市として独自の融資制度をもつべきかということ自体を検討するべきである。

そもそもなぜ、制度融資が必要とされてきたのかを考えるに、制度融資の役割は、地方自治体と信用保証協会および金融機関が協調して、多くの中小企業の中に埋もれている信用力を発掘し、これに資金の裏付けをして企業を成長・発展に導く点にある。

この点において、国が行う制度融資よりも、都道府県が行う制度融資よりも、市町村が行う制度融資がよりきめ細やかな融資がなされる可能性があるというのが建前であった。

ただ、現在においてこの建前が引き続き成り立つかどうかは疑問であるし、都道府県が用意する制度に乗り入れするかたちであっても同様の効果は得られるとも考えられる。西宮市において各制度の合計での年間申込件数が直近年度で27件しかないことは、そもそも制度の必要性の有無を検証する段階にきていることの現れと考えられる。

実際に、尼崎市は独自の融資制度を有しておらず、姫路市は平成30年に新規申込み受付を停止しており、兵庫県の融資制度を利用している。

また、制度融資の一般的な方法として、民間金融機関への預託方式が採用されている。地方自治体が民間金融機関に資金を預託し、民間金融機関は預託金の数倍に相当する資金を長期に低利で融資を行う仕組みが一般的である。

逆に言うと、制度融資の残高に応じて預託を行う必要があるところ、西宮市においても、預託金は毎年度40百万円前後で推移している。独自の融資制度を廃止すればこういった預託金の負担も残高の減少とともに減っていくこととなる。

これを機に西宮市独自の制度融資のあり方について再検討されたい。

2-3 産業育成等事業

事業名称	産業育成等事業				
所管課	商工課				
事業開始年度	不明				
事業概要	<p>市内事業者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業相談所補助事業 ・商工関係広報啓発事業（中小企業従業員等表彰） ・住宅リフォーム助成事業ブランド育成支援及び販路拡大支援 ・西宮ブランド発信事業 ・食のブランドづくり支援業務 ・ふるさと納税にかかる返礼品選定事務 ・大型商業施設等との連携 				
具体的な実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業相談所補助事業 ■住宅リフォーム助成事業 ■西宮ブランド発信事業 ■食のブランドづくり支援業務 ■ふるさと納税にかかる返礼品選定事務 				
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<ul style="list-style-type: none"> ■中小企業相談所補助事業 市内商工業の振興と安定を図るため、西宮商工会議所が実施する事業経費（小規模事業者経営改善支援事業・販路拡大機会創出事業）の一部に対し補助を行なった。 ■住宅リフォーム助成事業 市民が市内の施工業者を利用して住宅リフォームを行う場合に、経費の一部を助成した。（116名、10,832千円） ■西宮ブランド発信事業 食分野における地域資源を「西宮ブランド」として広く発信し、地域の活性化や産業振興を図る取り組みとして2実行委員会に補助金を交付し、洋菓子研究会によるリアルタイム動画配信イベントや西宮和菓和菓子実行委員会による「とおかしプロジェクト」などが実施された。 ■食のブランドづくり支援業務 内食品企業が取り組む製品・商品開発やマーケティングについて専門家の派遣によるアドバイス業務を行った。 ■ふるさと納税にかかる返礼品選定事務 本市ふるさと納税において平成28年12月から開始した返礼品サービスに伴い、返礼品選定事務を行った。 				
事業費推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正規職員人件費	20,948	20,476	18,287	26,946	22,219
会計年度任用職員人件費	3,233	3,270	3,076	3,123	2,894
委託費	13,253	6,621	2,251	6,808	4,451
指定管理料	0	0	0	0	0
負担金及び補助金	19,723	22,215	23,546	23,095	21,624
その他	1,712	3,334	5,637	579	1,718
合計（A）	58,869	55,916	52,797	60,551	52,906
財源内訳（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国庫支出金	0	0	0	3,000	0
県支出金	0	0	0	0	0
地方債	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
一般財源	58,869	55,916	52,797	57,551	52,906
合計	58,869	55,916	52,797	60,551	52,906
コスト調整額（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
（加算）減価償却費	0	0	0	0	0
（加算）退職給与引当	1,303	734	985	1,499	1,287
（控除）コスト対象外	0	0	0	0	0
合計（B）	1,303	734	985	1,499	1,287
トータルコスト推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計（A）+（B）	60,172	56,650	53,782	62,050	54,193

産業育成等事業は、西宮市内事業者等への様々な角度からの支援をもって産業の育成を図ろうとする趣旨の事務事業であり、具体的な支援策を大きく分けると、市内事業者等への支援とブランド育成支援及び販路拡大支援に大別され、それぞれの具体的な事業としては、

市内事業者等への支援

- ・ 中小企業相談所補助事業
- ・ 商工関係広報啓発事業（中小企業従業員等表彰）
- ・ 住宅リフォーム助成事業

ブランド育成支援及び販路拡大支援

- ・ 西宮ブランド発信事業
- ・ 食のブランドづくり支援業務
- ・ ふるさと納税にかかる返礼品選定事務
- ・ 大型商業施設等との連携

となっている。

市内中小事業者等の各種活動を商品開発や販促PRの実施により支援し、企業の競争力強化や稼ぐ力を高めることにより市内産業の持続的な発展を目指す、いわば、産業振興の中心的存在といえる事業である。

（１）住宅リフォーム助成事業

住宅リフォーム助成金は、西宮市内の事業者を利用した西宮市内の住宅のリフォームに対し助成がなされるものである。申込み多数の場合は抽選ということであるが、その倍率は3倍程度になるなど毎年好評を博している事業である。

住宅リフォーム 工事代金の一部を助成!

市内産業
活性化

住環境
向上

西宮市内の施工業者を活用したリフォームが対象

- 浴室やキッチンなど水回りの改修
- 外壁の補修や塗装
- フローリングの張り替え…など

対象者

- ◆ 助成申請時点において、西宮市内にお住まいで住民登録を有する人
- ◆ 助成対象住宅に居住しており、その住宅の所有者
- ◆ 市税の滞納がない人
- ◆ 過去に当助成制度を利用したことのない人

対象住宅

- ◆ 助成申請者が所有し、居住している市内の住宅
- ◆ マンションは専有部分のみが対象
- ◆ 収益物件と事業所は対象外

対象工事

- ◆ 住宅の改修や機能維持・向上のための補修などの工事
- ◆ 住宅の敷地内での自家用駐車場の設置や修繕の工事



以下の工事は助成対象外です。詳しくはお問い合わせください。

- 庭・植栽等の建築物に当たらない部分の工事
- クーラー等の電化製品を取り付け・入替だけの工事
- 給湯器・エネファーム・太陽光発電等設備の交換・導入だけの工事
- シロアリ駆除

補助条件

- ◆ **西宮市内の業者**が施工すること (見積書・領収書等に記載される業者所在地が西宮市内)
- ◆ 工事経費が**40万円以上**(税込)
- ◆ **工事着工前**であること (補助金の交付決定通知を受け取ってから着工すること)
- ◆ 令和5年(2023年)3月31日までに工事が完了し、代金の支払い、市への実績報告ができる工事であること
- ◆ 国・県・市の他の制度による助成を受けていない工事であること

募集人数

応募多数の場合は抽選

1次募集・2次募集
120人 (各 **60**人)

補助金額

対象工事費(消費税込み)の

10% (●千円未満の端数は切捨
●補助上限 **10**万円)

(出典：住宅リフォーム助成金パンフレットより抜粋)

[意見-58] 住宅リフォーム助成金の事業者について

当該助成の趣旨は、西宮市内の住宅のリフォーム需要を刺激し西宮市内のリフォーム業者の受注増を通して産業育成を図ることと考えられる。

その趣旨からすれば、西宮市内のリフォーム業者が広くこの助成金の存在を知り、顧客に対して積極的な提案を行うことで売上増に貢献するべきである。

しかしながら、直近の助成実績を見ると、特定の事業者を利用した申請に偏りが発生していることがみてとれる。たとえば、下表のとおり、令和元年ではA社を利用した申請が約25%を占めていることになっており、その他の年度をみても上位3社で26%~38%を占めている。

	平成30年度	件数	構成比	令和元年度	件数	構成比	令和2年度	件数	構成比	令和3年度	件数	構成比
1	A社	27	21.8%	A社	31	24.8%	A社	19	14.3%	B社	12	10.3%
2	E社	8	6.5%	B社	10	8.0%	B社	8	6.0%	A社	11	9.5%
3	C社	7	5.6%	C社	7	5.6%	D社	8	6.0%	D社	8	6.9%
総件数		124			125			133			116	
業者数		53			49			75			56	

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

西宮市全体のリフォーム件数や業者数を考えるとこの偏りは、全体の分布をそのまま反映しているとは考えづらい。その原因として、西宮市は、小規模工務店などでこの助成の存在を知らない、もしくは知っていても利用のハードルが高く顧客に提案しづらい、反対に、顧客としてもこの助成を使いたい旨をどこの業者に伝えればよいか分かりづらいのではないかと分析している。

上述の趣旨を鑑みると、西宮市としては住宅リフォーム実施時には幅広く本助成を使ってもらえるような仕組みづくりが必要である。たとえば、助成金紹介パンフレットに業者の住所、連絡先一覧をつけることで、少なくとも利用者にはどこで施工すればこの助成が使えるのかをわかりやすく周知することや、申請数の少ない事業者に対し優先採択枠を創設するなど、偏り是正のための施策を推進されたい。

(2) 西宮ブランド発信事業

西宮ブランド発信事業は、食分野における地域資源を「西宮ブランド」として広く発信し、地域の活性化や産業振興を図る取り組みとして補助金を交付するものである。

[意見-59] ブランド発信補助金の周知について

令和3年度においては、洋菓子研究会によるリアルタイム動画配信イベントや西宮和菓子ブランド発信事業実行委員会による「とおかしプロジェクト」などが実施された。

しかしながら、ブランド発信補助金は「食分野における地域資源」が交付要件であるにもかかわらず、本監査対象期間のみならず、平成15年の要綱制定以来、上述の西宮洋菓子ブランド発信事業実行委員会、及び西宮和菓子ブランド発信事業実行委員会以外に補助金申請を行ってくる団体が無いとのことである。

文教都市である西宮市は多様な食文化を有し、ブランド力の源泉となりうる食分野は菓子業界だけではないはずである。それにもかかわらず、長年、菓子業界からしか申請が行われない。

これは一つには、当該補助金の積極的な周知がなされていないことが原因に挙げられると考えられる。この点、本補助金についてはチラシやパンフレットのような媒体広告も存在しない。要件上は広く食分野にかかわる団体に開かれていたとしても事実上、他の食分野に属する団体が本補助金を申請することは難しく、さらなる周知を図るべきである。

[意見-60] ブランド発信補助金の被交付団体について

ブランド発信補助金は、上述のとおり長らく洋菓子、和菓子の2団体の主催するイベントへの補助を行っている。ここで、本補助金の目的は西宮ブランド発信事業補助金交付要綱1条によると次のとおりである。

(目的)

第1条 西宮市は、伝統、文化、自然、スポーツなど多彩な魅力を持つ都市であるが、日本酒やスイーツをはじめとした食品産業が集積した「食のまち」としての側面も有している。西宮ブランド発信事業は、食分野における観光資源を「西宮ブランド」として広く内外に発信し、「食のまち」である西宮市の魅力を向上させることによって、西宮市の都市型観光の推進、地域の活性化及び産業の振興を図ることを目的としている。

すなわち、食のまちである西宮市の魅力を「向上させる」ことによって、地域の活性化や産業の振興を図ることにある。

また、第2条では、補助対象について次のように定められている。

(補助対象者)

第2条 同事業の趣旨を理解し、同事業の目的に沿った事業を実施する地域産業事業者等で構成された団体（以下「団体」という。）とする。

この点、現状の洋菓子団体、和菓子団体への交付は同事業の目的に沿っているかを検討するに、20年以上もの間、毎年洋菓子団体は洋菓子園遊会なるイベントを継続的に実施しており、西宮市はそのイベントに補助金を交付し続けている。

もちろん、当初は西宮市が西宮ブランドを醸成するために、市内事業者を牽引するかたちで始まったイベントであることは想像に難くない。しかしながら、今や、園遊会は毎回、参加競争倍率30倍前後となるほどの大盛況であるとのことであり、西宮市の洋菓子のブランドイメージは確立してきたといつてよい。このような現状のなか、西宮市が補助金を交付しつづけることが、洋菓子でもって西宮市の魅力を「向上させる」ことに繋がっているか。

もちろん、補助をはじめた当初ほどの成長速度ではないにせよ、洋菓子を通して向上していることは向上しているのかもしれない。そうであっても、その今や僅かな向上度合いが地域の活性化や産業の振興にまで波及しているのか。有り体にいえば、今や西宮の洋菓子のブランドは成熟しており、もはや西宮市がブランド発信で支援するステージからは卒業しているのではないかと考えられる。少なくとも、産業「育成」事業の枠組みで補助する必要性は低く、そうであればもっと新興の食分野団体への補助を行うべきであろう。

直近年度はコロナ禍で園遊会は実施されず、動画配信イベントであったとのことであり、コロナ禍の落ち着きとともに園遊会の再開を検討するにあたっては、漫然と交付を続けるのではなく、本補助金の補助対象者としての適格を有するかどうかを再考すべきタイミングにきているといえる。

このことは、「とおかしプロジェクト」として例年実施されている和菓子団体にもある程度あてはまることであり、あまりにも長い期間、漫然と補助金を出しているにもかかわらず、「向上」が見られないのであれば適格を有するかどうかを再考するべきである。

[意見-61] ブランド発信補助金の効果測定について

ブランド発信補助事業は、補助金交付を伴うため、その効果を測定、把握することが特に重要である。しかしながら、現状ではその効果測定としては補助金交付における実績報告書内の数行でしか報告があがっておらず、西宮市とし

でもそれ以上の報告を求めておらず効果の測定としては不十分であるといえる。

また、実績報告における記載についても、次に示すように毎年、定型文のように重複する記載があり、実績報告がただの定期作業として形骸化していることがみてとれる。さらに、報告の内容としては、結局のところ「何をしたか」に終始しており、「補助事業の結果どうなったか」については触れられていない。

西宮市の食産業の振興と活性化を図ることを目的に洋菓子の交流型事業として「西宮洋菓子園遊会」を実施した。

秋の恒例の事業として定着してきており、今回で19回目を迎え、毎年楽しみにしている一般市民の方々や近隣阪神間からの応募が定着してきた。

また、テレビ、新聞等のマスメディアに取り上げられているのも、応募の定着理由である。

「西宮洋菓子園遊会」は洋菓子のフルコースを提供しているが、昨年度より開催場所を兵庫栄養調理製菓専門学校に移して、今回で2回目の開催になった。内容は、参加者が間近でパティシエのライブ感溢れる技と出来立て極上スイーツ6皿(12品)を召し上がってもらうものである。

参加者の満足度も高く、参加洋菓子各店のPRや新たな顧客の開拓に繋がっている。また、洋菓子店主体の実行委員会を設立することで、参加事業者の連帯感がより強化され、今後の自主的な活動が期待できる。

(出典：平成30年度洋菓子ブランド発信事業実行委員会実績報告書より抜粋)

西宮市の食産業の振興と活性化を図ることを目的に洋菓子の交流型事業として「西宮洋菓子園遊会」を実施した。

秋の恒例の事業として定着してきており、今回で20回目を迎え、毎年楽しみにしている一般市民の方々や近隣阪神間からの応募が定着してきた。

また、テレビ、新聞等のマスメディアに取り上げられているのも、応募の定着理由である。

「西宮洋菓子園遊会」は洋菓子のフルコースを提供しているが、昨年度より開催場所を兵庫栄養調理製菓専門学校に移して、今回で3回目の開催になった。内容は、参加者が間近でパティシエのライブ感溢れる技と出来立て極上スイーツ6皿(12品)を召し上がってもらうものである。

今回は20周年企画として日本酒素材を用いた焼菓子プレゼントやコーヒー・紅茶の専門企業と連携しスイーツとドリンクのマリアージュを楽しんで頂いた。

総じて参加者の満足度も高く、参加洋菓子各店のPRや新たな顧客の開拓に繋がっている。また、洋菓子店主体の実行委員会を設立することで、参加事業者の連帯感がより強化され、今後の自主的な活動が期待できる。

(出典：令和元年度洋菓子ブランド発信事業実行委員会実績報告書より抜粋)

本事業では、例年西宮市の食産業の振興と活性化を図ることを目的に洋菓子の交流型事業として「西宮洋菓子園遊会」を実施している。

秋の恒例の事業として定着し、毎年楽しみにしている一般市民の方々や近隣阪神間からの応募も多く、本来であれば今回で22回目を迎えるイベントとなる予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の発令などの影響により昨年に引き続き中止となった。

3年連続で「西宮洋菓子園遊会」は中止となったが、昨年度に本事業実行委員会メンバーで主に構成されている「にしのみや洋菓子研究会」主催で実施したオンラインイベント(まちたびオンラインにて実施)を今年度も実施することとなった。

11月末に実施することから1足早いクリスマスを子供と一緒に楽しむことをテーマに、MCとしてノボテル甲子園(現：ホテルヒューイット甲子園)時代に司会進行を務めていたタレントの伊丹章氏を再び起用し、リアルタイム配信コンテンツとしてより高いクオリティを実現することができた。

参加者アンケートからも本イベントの満足度も高く、例年高倍率で参加できなかった方が参加できたとの声も聞かれている。

(出典：令和3年度洋菓子ブランド発信事業実行委員会実績報告書より抜粋)

この傾向は和菓子ブランド発信事業でも同様といえる。

「とおかしプロジェクト」として、一月をのぞく毎月十日に、西宮神社で斎行される旬祭「十日参り」にて奉納・配付される和菓子「とおかし」を、市内和菓子店11店舗(同実行委員会10店舗とその他1店舗)が4月より月替わりで納めた。あわせて、各店舗にて「とおかし」販売を毎月十日限定で行った。

そのほか、西宮阪急11周年催事にて「とおかし」を販売した。令和3年度の実施に向けて、販促グッズの修正や一部店舗での商品開発も行った。

また、まちたびにしのみやのプログラムの一環として、「まちたびにしのみや上生菓子セット」のオンライン販売とPR映像の作成を行い、新たな顧客の開拓につなげる取組みを行った。

(出典：令和元年度和菓子ブランド発信事業実行委員会実績報告書より抜粋)

(令和3年度 和菓子ブランド発信事業実行委員会 実績報告書より抜粋)

「とおかしプロジェクト」として、一月をのぞく毎月十日に、西宮神社で斎行される旬祭「十日参り」にて奉納・配付される和菓子「とおかし」-を。市内和菓子店 11 店舗（同実行委員会 10 店舗とその他 1 店舗）が 4 月より月替わりで納めた。あわせて、各店舗にて「とおかし」販売を毎月十日限定で行った。そのほか、西宮阪急 11 周年催事にて「とおかし」を販売した。令和 3 年度の実施に向けて、販促グッズの修正や一部店舗での商品開発も行った。

（出典：令和 3 年度和菓子ブランド発信事業実行委員会実績報告書より抜粋）

結局のところ、本補助金については、事業計画から補助金の申請、受領、報告までがただの流れ作業になっているといえ、今後は「補助金交付の結果どうなったか」につき精度の高い報告を義務付けるとともに、西宮市としても効果測定を意識を常にもつよう心がけられたい。

[意見－62] 被交付団体への西宮市の関与について

西宮洋菓子園遊会（以下、「園遊会」という。）は、「西宮洋菓子ブランド発信事業実行委員会」（以下、「実行委員会」という。）が申請者となりブランド発信補助金の交付を受けた上で実行されるイベントである。

ここで、次の名簿のとおり、実行委員会には委員に西宮市産業文化局産業部長が任命されており、事務局には、商工課課長、係長、職員が任命されている。事務局には西宮市職員の他に商工会議所職員が名を連ねているところ、実際の事務については、イベント会場の手配から金員を扱う事務、補助金の申請も含め市職員が対応する場合が少なくないとのことである。ここではこの点の是非について公表されている大阪市のガイドラインを参考にしつつ検討する。

役職等	事業所・団体名
委員長	西宮市内洋菓子事業者
副委員長	西宮市内洋菓子事業者
副委員長	西宮市内洋菓子事業者
副委員長	西宮商工会議所 常務理事・事務局長
委員	西宮市産業文化局産業部長
委員	西宮市内洋菓子事業者ほか 9 店

事務局	西宮市商工課 課長
	西宮市商工課 係長

	西宮市商工課
	西宮商工会議所中小企業相談所長
	西宮商工会議所地域振興課課長
	西宮商工会議所地域振興課
	西宮商工会議所地域振興課

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

実行委員会は、市や国から依頼を受けているわけではなく、法人格のないいわゆる「任意団体」である。

任意団体の事務への自治体の関わり方については、地方公務員法 35 条の職務専念義務とのあいだで問題が生じうる。同条に定める「当該地方公共団体がなすべき責を有する職務」に本件の事務局としての業務が含まれるかが問題となる。

地方公務員法 35 条

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない

この点につき、大阪市では同様の問題意識から令和 2 年 4 月に「地域団体に係わる事務への従事に関するルール」を制定している。

当該ルールでは、市職員が従事するのが適当かどうか基準として、次の 3 つに場合分けを行ったうえで個別に検討している。

1 市が本来実施すべき事務

- ア 地域団体が開催する会議等の場における市の施策・事業の説明や協力の依頼、啓発等
- イ 地域団体又はその役員等に対する市としての表彰
- ウ 市が委嘱を行っている者から構成される団体が行う委嘱業務に係る事務支援及び連絡調整
- エ 地域団体の自主的な活動に対する助言・相談対応など
- オ 上記ア～エ以外の市の事務

2 市以外の行政主体が委嘱を行っている者から構成される団体が行う委嘱業務に係る事務支援及び連絡調整で、市以外の実施主体との協議によって、市が実施することが可能とされているもの

3 地域団体と連携・協働して実施する事業における役割分担に基づき市が担うこととされている事務

この区分によれば、西宮洋菓子ブランド発信事業実行委員会の事例は3に該当し、この場合の考え方については、次のようなものとされている。

【適切な例】

・地域団体との共催で実施するイベント等に関し、区役所の役割分担として担っている各種事務（名簿の調製・管理、会場手配、会議次第・進行台本・シナリオ等作成、配席図・席札の作成、配布資料等作成、開催通知作成・発送、会場設営、出欠者一覧作成、会場受付、来賓案内、会議司会進行など）を行った。

・区が関与する実行委員会等の総会等各種会議や事務局業務に関し、実行委員会等の規約に基づき、区役所の役割分担としている各種事務を行った。

本件では、西宮園遊会に係るイベントの手配から事務一般を、西宮市職員が行っているものであり、「適切な例」にあたると思われる。

しかしながら、ルールには解説と留意事項が続く。

解説

・地域団体との「共催事業」に関し、地域団体と締結した協定書に基づいて区役所の役割分担としている各種事務や、区が関与する実行委員会等の各種会議や事務局業務に関し、実行委員会等の規約に基づいて区役所の役割分担としている各種事務においては、職員が業務として従事することができる。

・ただし、地域団体の事務負担を軽減することを目的として、地域団体自身の組織運営について議論するために開催された会議を「区との共催事業」に位置付け、当該会議の事務に職員が業務として従事することは不適切であり、そもそも区が関与する必要性が認められないものであるため、当該会議を共催事業として位置付けること自体が妥当でない

この点、本件の場合、「協定書」のようなものは見当たらず、また、実行委員会設置規定においても明確な「役割分担」は規定されていない。

留意事項

・共催とは、「団体と行政の双方がともに実施主体となり、責任を共有し協力して事業を実施する形態」であり、「双方が主体・主催であることから、事業の企画・運営全般において役割分担に応じた責任を負うもの」です。

・地域団体との連携・協働は、複雑・多様化する地域課題の解決にとって、非常に有効なものであることはいまでもありませんが、共催による事業実施にあたっては、当該事業を実施する一当事者として区が関与することの必要性や、区が分担する業務内容の妥当性を区役所として十分に検討したうえで、区として意思決定を図る、といった本質的な要件を満たしていることが必要不可欠であり、各区においては、地域団体と連携・協働すべき理由を精査する必要があります。

・区役所が担う役割を確認する際には、上記の基本的な考え方を踏まえ、共催事業として実施することを意思決定した決裁や、協働の相手方と締結している協定書、実行委員会等の規約の内容をよく確認してください。

・なお、共催事業であったとしても、公金でない現金又は有価証券を市として保管することのないよう注意してください。

・地域団体との連携・協働には、共催以外にも様々な形態がありますが、例えばイベント等に居合わせた市民からの急な要請があったことを受けて、職員の本来業務に支障のない限りで、地域団体の事務を一時的・限定的に手伝えることは問題ないですが、こうした手伝いが定期的・恒常的なものとなって職員の本来業務に支障をきたしたり、あるいは市民の方から、地域団体が本来実施すべき事務を職員が業務として従事している、とみられることのないよう注意してください。

この点、本件では、明確な役割分担もなく事務一般について市職員が請け負っている部分があり、「運営全般」につき団体と行政が役割分担を適切に行えているか、それは本当に市が行うべきものなのか「地域団体と連携・協働すべき理由を精査する必要」がある。

また、本件では、イベントに関し金員を扱う業務も市職員が担当することがあることをヒアリングで聴取しているが、この部分についても「市として保管する」とまではいかなくとも自重するべきである。

以上、大阪市のルールを参考に現状の是非を述べてきたが、本件では西宮市はこのルールでは直接触れられていない補助金に関する特殊な関係にある。

すなわち、本件ではそもそも実行委員会が補助金を申請しているが、その事務局には商工課職員が名を連ねており、一方で補助金の審査、担当窓口も商工課であり、補助金の申請と審査交付が事実上一致している。

この点も考慮に入れると、やはり西宮市と実行委員会との関わり方として、現状のあり方は必ずしも良いものとはいえず、脱会も含め検討すべきである。

[意見-63] 観光協会の活用と事務事業再編について

これまで見てきたように本事務事業においては、ブランド発信といういわば専門的な事業が含まれている。ただ、この業務については、商工課以外にも都市ブランド発信課が存在している。この二課がそれぞれ扱うブランド発信については、事業体全体としての企業を支援する商工課としての立ち位置と、ブランドマーケティングに近い支援を行う都市ブランド発信課としての立ち位置の違いから棲み分けがなされているとのことである。

しかしながら、ブランド発信として共通する部分は多々ありえるところであり、また、企業のステージに応じて二課にまたがるようにブランド発信を支援すべき場合もでてきうる。たとえば前述の和菓子洋菓子のブランドについては十分に成熟しているといえる今のタイミングにおいては、こういったブランド発信については観光協会との協働により、商工課単独での発信よりも広く実施できる可能性もある。現状では、洋菓子和菓子は商工課というような線引きがなされているが、「西宮ブランド」として、ブランド発信を専門にする都市ブランド発信課との事務事業の再編も視野にいれ実効性の高い組織づくりを再検討してみる時期に来ていると考えられる。

2-4 企業立地関係事業

事業名称	企業立地関係事業					
所管課	商工課					
事業開始年度	平成18(2006)年度					
事業概要	企業訪問等を通じて市内企業の立地ニーズを把握し、各種企業立地支援策の活用を促進するなど市内における企業集積の維持・充実を図る。					
具体的な実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ■企業立地サポート事業 ■企業立地奨励金制度 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<ul style="list-style-type: none"> ■企業立地サポート事業 企業訪問を通じて、市内企業の立地ニーズの把握に努めた。（延べ訪問事業所数 50事業所） ■企業立地奨励金制度 また、県の産業立地条例による産業立地促進制度や西宮市企業立地促進条例に基づく奨励金制度の活用を行い、市内における企業の定着・立地の促進を図った。平成25年度から市内において、工場等を新設又は増設等を行う際に企業立地奨励金制度による支援を実施しており、奨励金交付対象指定企業は10社（累計）となった。 					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	7,709	4,196	8,090	8,531	6,890
	会計年度任用職員人件費	0	0	0	0	0
	委託費	2,894	2,970	3,014	3,014	3,023
	指定管理料		0	0	0	0
	負担金及び補助金	13,613	15,249	4,710	14,301	15,381
	その他	53	90	17	9	14
	合計（A）	24,269	22,505	15,831	25,855	25,308
財源内訳（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	24,269	22,505	15,831	25,855	19,415
	合計	24,269	22,505	15,831	25,855	19,415
コスト調整額（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費	0	0	0	0	0
	（加算）退職給与引当	479	151	436	475	399
	（控除）コスト対象外	0	0	0	0	0
	合計（B）	479	151	436	475	399
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	24,748	22,656	16,267	26,330	25,707

企業立地関係事業は、企業訪問等を通じて市内企業の立地ニーズを把握し、各種企業立地支援策の活用を促進するなど市内における企業集積の維持・充実を図る。また、県の産業立地条例による産業立地促進制度や西宮市企業立地促進条例に基づく奨励金制度の活用を行い、市内における企業の定着・立地の促進を図ることを目的とする事務事業である。

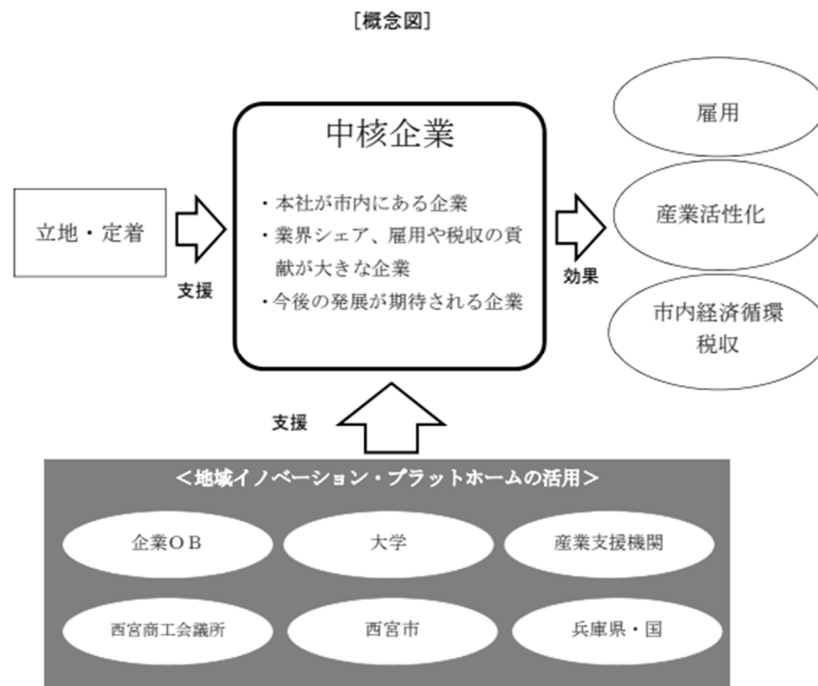
この趣旨は、今後、人口減少や高齢者人口の増加に伴う事業所や働き手の減少、産業全体の活力低下が予想され、地域経済活性や雇用確保の観点から、次代の西宮市産業を担う中核企業の立地・定着の取り組みを推進するものであり、勢いのある企業を西宮市へ誘致し、また市外への転出を防ごうとするものである。

文教都市という言葉のウラで、法人市民税の税収割合の低い西宮市で企業立地を市全体で計画的に誘導していく当事業は、極めて重要であると言える。

[意見-64] 中核企業の定義と把握について

振興計画では、「基本方針1 既存産業の基盤強化」において、施策1-2として「中核企業の立地・定着の推進」を挙げている。

ここで中核企業とは、「次代の西宮市産業を担う」ものとされ、下の概念図で示されるとおり、本社が市内にあり、業界シェア、雇用や税収の貢献が大きく、今後の発展が期待される企業とされている。振興計画の中で、あえて中核企業というキーワードを使い、施策1-2の表題にも使用しているのは、それだけ企業立地政策に対するインパクトが大きい企業であり、中核企業を中心としメリハリの効いた実効性のある施策を展開していきたいという意味合いがあると考えられる。



(出典：振興計画 P. 57)

しかしながら、現状、中核企業というキーワードは振興計画の中にのみ存在しており、具体的な施策に活用されていない。「中核企業」については、上述のとおり・本社が市内にある企業、・業界シェア、雇用や税収の貢献が大きな企業等、方針はあるものの実務上、指定できるほどの定義は定まっていないため、西宮市のどの企業が中核企業なのかの指定もない。

この点、どの企業が中核企業なのかを外部的に公表するしないは別として、少なくとも西宮市として中核企業を中核企業として把握しておくことは重要であると考えられる。

なぜなら、一つには企業立地政策は中核企業を中心として組まれている以上、西宮市内の有力企業の情報を総花的に念頭に置いている限り、限られたリソースの適切な分配が制限されるからである。地域イノベーションの活用という新規施策を考えると、中核企業への選択と集中を行って施策の策定、実行に取り組まなければ、結局どの企業からも効果的な施策が出てこないという結果になりうる。また、一つには行政内での認識の共有である。すなわち、産業部の職員であれば誰でも、遅かれ早かれ、中核企業たりうる企業の名前や基本情報くらいは認識することにはなるはずであるが、部全体の認識で強固な一枚岩となっていなければ各人の基準で有力企業への支援具合がぶれてしまう。

ここで、定義については、国の提供する地域経済分析システム（RESAS）においては、似た概念である地域中核企業について、「売上高、資本金、従業員数等で企業を絞り込んだ上で、コネクタ一度、ハブ度、雇用貢献度、利益貢献度という4要素の重視する割合に応じ、地域の企業を上位50社までリストで表示し、地域経済を支える「地域中核企業」候補を把握することで、どこの企業を重点的に支援していくかの検討に役立つ。」としている。西宮市においても「中核企業」の定義付けとリストアップを行うべきである。

[意見-65] 委託先による企業訪問について

企業立地関係事業では、企業立地・定着の推進取り組みの一貫として、「企業訪問による顔の見える関係づくり」を行っている。具体的には、民間委託にて企業や産業関係機関とネットワークを持つ人材を活用して企業訪問を行い、対象企業と文字とおろ膝を突き合わせた折衝を持てるような仕組みがとられている。

この企業訪問は、訪問により企業の工場等の新增設・移転の意向を把握するとともに、市内の産業用地の情報流通を促進し、立地意向のある事業者へのニーズに応えることにより、市内への企業定着・立地の促進を図ることを目的としており、企業立地政策に直結する施策である。

訪問の結果は担当者より適宜フィードバックがなされる他、年に一度の報告書の提出が成果物として義務付けられている。

この点、こういった企業訪問は独特の経験やノウハウが必要となり、異動の多い市職員ではカバーしきれない部分があるため、一定の効果があると市は主張している。

しかしながら、現状ではこの事業での報告については、受けっぱなしになっているというのが実情とのことである。すなわち、この報告を受けて何らかの施策に結びつけたことはなく、情報を得て終わりである点で不十分な活用となっている。今後は、たとえば、報告内容につきデータベース化システム化を行った上で報告の有効活用の方向性を検討し、施策に活かしていけるような試みをするべきである。

[意見-66] 地域未来投資促進法に基づく「基本計画」について

振興計画では、地域未来投資促進法に基づく「基本計画」を策定し、地域の魅力を生かしながら、将来成長が期待できる事業へ参入する民間事業者を支援することを施策としている。

地域未来投資促進法では、地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する事業を促進するため、国が各種優遇措置を講じている。各種支援措置を事業者が受けるためには、市が作成し、国の同意を得た「基本計画」に基づき、各事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、知事の承認を受けることが必要となる。

すなわち、事業者は同法の支援を受けたくとも、市が作成した「基本計画」がなければ、それに基づく「地域経済牽引事業計画」を作成することもできないという建付けになっている。ヒアリングによると西宮市においても、基本計画の策定を試みたことはあったが、地域牽引企業として設定していた事業者が撤退を表明し頓挫したとのことであった。

「基本計画」の策定は振興計画において新規施策としているだけでなく、同法による事業者の支援を実効的なものにするという観点からも、頓挫したままではなく、基本計画の策定に向け定期的な検討が望まれる。

2-5 フレンテ西宮商業床活用事業

事業名称	フレンテ西宮商業床活用事業					
所管課	商工課					
事業開始年度	平成21（2009）年度					
事業概要	<p>○フレンテ西宮は、本市が施行したJR西宮駅南地区第1種市街地再開発事業により平成6年4月に整備された。コープデイズを核とし、専門店街などの商業施設や公益的施設、駐車場から構成されたJR西宮駅前の核施設であり、西宮都市管理株式会社により管理・運営されている。</p> <p>○平成21年3月末にコープデイズが撤退を表明したことにより、専門店の退店が相次ぎ、敷金等の返済や館全体の集客力低下で都市管理の資金繰りが悪化したことから、市が緊急貸付を行った。また、従前から行っていた短期貸付を繰り返す手法を見直し、9億9,000万円の長期貸付に切り替えた。着実な返済を実行させるため、経営状況のモニタリングを行う。</p> <p>○JR西宮駅前の商業空洞化を防ぐため、コープこうべが所有するフレンテ西宮商業床の一部（2・3階部分）を市が8億円で取得し、公募でニトリを誘致。市所有床の活用と、取得額回収が可能な賃料の確保に努める。</p>					
具体的な実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ・市所有床（フレンテ西宮2階・3階）の活用 ・西宮都市管理株式会社への長期貸付 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	<p>◎市所有床（フレンテ西宮2階・3階）の活用 フレンテ西宮の第2核テナントとして、市所有床を株式会社ニトリに賃貸している。（令和3年11月～令和9年11月、6年契約）→令和3年度実質利回り4.0%</p> <p>◎西宮都市管理株式会社への長期貸付 平成23年度に市が実施した長期貸付について、同社が安定した経営を行うことにより着実な返済を実行させるため、経営状況のモニタリングを随時行い、令和2年度の決算状況について議会へ報告した。→令和3年度末現在の貸付残高は6億9,000万円</p> <p>※（参考）これまでの経過 【平成20年度】コープこうべがコープデイズ西宮（B1～3階）の閉店を発表。営業継続を求め、市がコープこうべと協議を行う 【平成21年度】7月23日 フレンテ西宮第2核テナントを公募し、ニトリに決定 8月5日 市がコープこうべが所有する床の一部（2階・3階）を取得 11月13日 フレンテ西宮にニトリ西宮店がオープン（市所有床）、B1・1階でコープこうべが営業再開 【平成23年度】西宮都市管理株式会社に長期貸付 9億9,000万円 → 年3,000万円、33年返済</p>					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	5,865	6,462	4,298	4,308	4,134
	会計年度任用職員人件費	0	0	0	0	0
	委託費	909	932	971	975	1,470
	指定管理料	0	0	0	0	0
	負担金及び補助金	77,031	77,073	77,427	79,826	83,025
	その他	1,130	748	222	415	2,041
	合計（A）	84,935	85,215	82,918	85,524	90,670
財源内訳（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金					
	県支出金					
	地方債					
	その他	109,076	109,073	110,069	111,065	110,970
	一般財源	-24,141	-23,858	-27,151	-25,541	-20,300
	合計	84,935	85,215	82,918	85,524	90,670
コスト調整額（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費					
	（加算）退職給与引当	365	232	232	240	240
	（控除）コスト対象外					
	合計（B）	365	232	232	240	240
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	85,300	85,447	83,150	85,764	90,910

フレンテ西宮商業床活用事業は、ＪＲ西宮駅前に所在する商業施設「フレンテ西宮」のうち、市所有の商業床の活用を図り、ＪＲ西宮駅周辺の商業の空洞化を防ぐ。その上で、市所有床の取得額を回収できる賃料の確保と、西宮都市管理株式会社に対して長期貸付の着実な返済を実行させることを目的とする事業である。

フレンテ西宮商業床に係る経緯は次のとおり。

- | | | |
|---------|------|--|
| 平成 6 年 | 4 月 | ＪＲ西宮駅南地区第 1 種市街地再開発事業により平成 6 年 4 月に開業
コープデイズを核とし、専門店街などの商業施設や公益的施設、駐車場から構成されたＪＲ西宮駅前の核施設であり、西宮都市管理株式会社により管理・運営されている。 |
| 平成 21 年 | 3 月 | コープデイズが撤退を表明 |
| | 8 月 | コープこうべが所有するフレンテ西宮商業床の一部（2・3 階部分）を市が 8 億円で取得 |
| | 11 月 | 西宮市から商業床を賃借したニトリが営業開始 |
| 平成 23 年 | | 敷金等の返済や館全体の集客力低下で西宮都市管理株式会社の資金繰りが悪化したことから、990 百万円の長期貸付実行 |
| 令和 3 年 | 11 月 | ニトリと契約を更新（令和 9 年 11 月まで、6 年契約） |

フレンテ西宮商業床に係る問題点は、次の点である。

- 平成 21 年にフレンテ西宮の商業床をそもそも西宮市が購入したのは、再開発事業に携わったからというのが主な理由であり、商業施設でテナントが撤退したからといって個別の施設を市が購入して救済するという手法は全国的にみてもかなり珍しい例であり、そもそもそれは自治体が行うべきことなのかという点。
- また、そのような理由ではじまったことであっても、いつまで西宮市が保有しておくべきなのか、言い換えると再開発事業の事後責任が問われる期間の点。
- そして、取得してしまった商業床はどのように処理すべきか。売却であればいつどのタイミングで売却すべきなのか、また売却損が許容されるのかという点。
- さらに、西宮都市管理株式会社への貸付（令和 3 年度末時点で残高 690 百万円、残り 23 年の分割返済）をどう管理回収するべきかという点。

なお、フレンテ西宮商業床の利回り計算を行うと、下記のとおり、令和 3 年度利回り 4.0%では回っているとのことである。

令和3年 決算 <普通財産貸付収入>

(単位：円)

賃料 (9,044,343/月)【株式会社ニトリ】	108,532,116
管理費(実費)等 (4~10月:210,759/月、11~3月:191,809/月)【株式会社ニトリ】	2,434,358
※管理費の内訳	
エスカレーターエレベーター管理費(86,509/月)②の一部(2重下線÷2)	
看板掲載料(110,000/月→91,050/月)③に同じ	
業務用車両駐車料金(14,250/月)①に同じ	
フレンテ西宮商業床敷金積立基金運用収益金	3,645
① 合 計	110,970,119

突発的なものを含まない経費

管理費等負担金【フレンテ西宮管理組合】	49,456,080
修繕積立金負担金【フレンテ西宮管理組合】	11,775,240
駐車場運営協力金負担金【西宮都市管理株式会社】	14,129,760
①駐車場使用料負担金【西宮都市管理株式会社】	171,000
②規約共有部分等管理費負担金(絶縁測定費用含む)【コープ神戸】 分電盤測定(9,817/月全額市負担) <u>エスカレーター点検費137,498円/月(市とニトリの折半)</u> <u>エレベーター点検費35,520円/月(市とニトリの折半)</u> 規約共用部分における分電盤点検費1,238円/月(全額市負担)	2,208,876
③看板使用料負担金【フレンテ西宮管理組合】	1,225,250
② 合 計	78,966,206

①-② 32,003,913

32,003,913/800,000,000 = 4.00%

(出典：産業文化局提供資料より抜粋)

この計算には、突発的な経費が含まれていないことや、民間が保有していれば西宮市に入ってきたであろう固定資産税などを考慮していないといった指摘

は考えられる。ただ、概ね現在の収支としては良好である。将来の修繕の必要性や、令和9年以降のニトリの動向など注意すべき箇所はあるが、これらについては市議会での一般質問等で当時より議論が進んでいる部分でもあり、本監査での意見には該当しないものとする。

最後に、フレンテ西宮商業床については、市議会において令和4年9月8日に一般質問に対する産業文化局の見解が答弁されているため、抜粋したものを掲載する。

問 市施工の再開発事業における事後責任、つまり当該施設や地域の商業的な維持発展を税金を投じてでも守るべき責任は、竣工後どのくらいの期間、そしてどのくらいの規模や金額まで生じるもの、とお考えでしょうか？

答 再開発事業そのものについては、時代の経過のなかで、その手法にも様々な変遷があり、事業主体が果たすべき責任や関与の仕方も変わってきておりますので、一概に、市の責任等の範囲を明確にお答えできるものではありませんが、必ずしも、無期限に市が関与すべき必要があるとは考えておりません。

問 (西宮都市管理の)市への返済は9億9千万円を無利子33年間かけて支払うという、限りなく完遂が見通せないスキームです。建設協力金返済の完了後はその余力を全額、市への返済に上乘せし、少しでも返済期間を短縮すべき、都市管理に対して、こうした確約を取るべきと考えますが、市のお考えをお聞かせください。

答 西宮都市管理株式会社が、コープこうべへの建設協力金の返済完了の際には、毎年市への長期貸付金返済について、コープこうべへの返済額、同額を上乘せしていただくことを求めています。

問 市が商業床を購入したのは投資ではなく救済であり、少なくとも結果として全額回収が絶対的的使命です。現在はテナントにも恵まれ、安定的に推移していますが、これを前倒しで回収するため、この保有床の売却は今がタイミングかと思いますが、この投下金額回収のための保有床売却の可能性について、あらためて市の最新のお考えをお聞かせください。

答 現状では、賃料収入から、商業床の取得手続きの諸経費や、これまで掛かった修繕費用、今回の不動産鑑定料等も含めたすべての経費を差し引きした場合、これまで市が投じた費用を回収できていない状況です。

今後も引き続き、金融機関などへのヒアリングを進めつつ、市が取り得る手法について、メリットとデメリットを評価しながら、最も経済的効果の高い手法や実施のタイミングを見極める必要がある、と考えております。

市としては、全額回収が基本であると考えておりますが、結果として投じた費用を回収できない場合であっても、市の損失が最小限になるよう努めなければならないと考えております。

2-6 起業家支援センター整備事業

事業名称	起業家支援センター整備事業				
所管課	商工課				
事業開始年度	令和3（2021）年度				
事業概要	市と西宮商工会議所の連携を強化し、地域の活力再生とにぎわいの創出に資するため、起業支援や中小・小規模事業者の情報集約拠点、多様な事業者間の交流拠点として、建替え後の西宮商工会館3階の一部に設置する起業家支援センターの整備費用の一部を市が西宮商工会議所に補助する。				
具体的な実施施策	■起業家支援センター整備補助金の支出（100,000千円のうち50,000千円は地方創生拠点整備交付金）				
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等） （令和3年度）	■起業家支援センター整備補助金の支出（100,000千円のうち50,000千円は地方創生拠点整備交付金）				
事業費推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
正規職員人件費	—	—	—	—	433
会計年度任用職員人件費	—	—	—	—	—
委託費	—	—	—	—	—
指定管理料	—	—	—	—	—
負担金及び補助金	—	—	—	—	100,000
その他	—	—	—	—	—
合計（A）	—	—	—	—	100,433
財源内訳（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国庫支出金	—	—	—	—	50,000
県支出金	—	—	—	—	—
地方債	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
一般財源	—	—	—	—	50,433
合計	—	—	—	—	100,433
コスト調整額（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
（加算）減価償却費	—	—	—	—	—
（加算）退職給与引当	—	—	—	—	24
（控除）コスト対象外	—	—	—	—	—
合計（B）	—	—	—	—	24
トータルコスト推移（千円）	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
合計（A）+（B）	—	—	—	—	100,457

令和4年度より西宮商工会館3階に起業家支援センターが新しく設置された。支援センターの設置は、西宮市と西宮商工会議所の連携を強化し、地域の活力再生とにぎわいの創出に資するため、起業支援や中小・小規模事業者の情報集約拠点、多様な事業者間の交流拠点とすることを目的としている。

西宮市としては、支援センターの整備費用の一部を市が西宮商工会議所に補助することとし、本事務事業はそのために立ち上げられた令和3年度のみ単年度事業である。整備事業は滞りなく終了し、当事務事業は令和3年度をもって完了した。

なお、令和3年度からは、商工課所管の「産業等育成事業」のうち、「中小企業経営支援業務」と「地域商業活性化対策事業」の「小規模事業者経営支援事業」を「地域商業活性化対策事業」の「経営支援事業」に統合した。

そのうえで、「経営支援事業」は商工会議所が委託を受けて運営している。「創業支援事業」は令和3年度までは商工会議所が委託を受けて運営していたが、令和4年度より「にしのみや起業家支援センター運営事業」として商工会議所が実施し、西宮市は商工会議所へ補助金交付を行うこととなっている。

以下については、起業家支援センターの今後について、事業計画書を抜粋しまとめたものである。

西宮市における創業実績は、近年までの人口増加を背景に県平均を上回っている。当所の創業支援事業においては女性起業家の積極的な参加が見られた。新型コロナウイルスの影響により一時は創業希望者が減少したものの、昨年の夏以降は創業希望者が増加し、当所の創業支援事業においても参加希望者が増え、開催回数を増やすほどの状況にある。中でも、起業塾においては女性起業家の参加割合が以前にも増して多くある状況（全体の5割前後から7割超に増加）。

そのような状況下で、新西宮商工会館の建設に合わせて建設検討委員会にて協議を行い、起業家支援をワンストップに行え、コワーキング機能を有した「起業家支援センター（仮称）」を設置することを決定。既存の経営支援メニューに当センターの提供サービスを加えることで、起業家の育成と会議所組織の発展を担う施設とする。

起業家を段階別に「事業成立期」、「開業期」、「準備期」、「情報収集検討期」と区分けし、各層ごとに適した支援を行っていくが、前述のとおり開設初年度は

これまでの創業支援事業において参加率が最も高い「準備期」への支援を重点的に行うことで、集客を図る。

次年度以降は安定的に集客が見込めるようになった段階で、「準備期」に次いで参加率が高く、より高い発展性と継続性が期待できる「開業期」、「事業成立期」向けの支援へ徐々にシフトし、センター以外の会議所支援メニューの活用及び会員入会を促す。

また、その後は起業家の起業家の裾野を広げるべく、「情報収集検討期」を対象とした学生向け起業セミナーやビジネスプランコンテスト等の取り組みを段階的に行う。

2-7 都市ブランド発信事業

事業名称	都市ブランド発信事業					
所管課	産業文化局 産業部 都市ブランド発信課					
事業開始年度	不明					
事業概要	都市ブランド発信事業として、西宮観光協会などの各種団体と連携し、市内産業および地域の活性化を図っている。また、スポーツを核とした甲子園エリア活性化推進協議会の事業として、西宮スポーツアカデミーの開講や事業者交流会の実施、スポーツ関連の賑わい創出イベントの実施や、エリア情報紙「甲子園スタイルガイド」の発行を行った。その他、灘五郷酒造組合、神戸市、阪神電車と連携した「灘の酒蔵活性化プロジェクト」に継続して取り組むとともに近隣市等と連携事業に取り組んだ日本酒、阪神間モダンイズムPR事業や、阪神間日本遺産推進協議会の事業として普及啓発業務や情報コンテンツの作成などを実施した。また、阪神西宮駅の「阪神西宮おでかけ案内所」を拠点とした酒蔵ツーリズムの推進や、ららぽーと甲子園のクリエートにのみやを活用した、様々な西宮の魅力発信を行っている。このほか、ホームページや印刷物、観光看板、西宮市キャラクター「みやたん」の活用などにより、観光情報を提供・発信している。					
具体的な実施施策	<ul style="list-style-type: none"> ・西宮観光協会補助事業 ・阪神西宮おでかけ案内所業務 ・「灘の酒蔵」活性化プロジェクト ・スポーツを核とした甲子園エリア活性化 ・阪神間連携ブランド発信事業 					
事業の実施状況（実際に行った取組、実施回数等）（令和3年度）	<p>【主な内容】</p> <p>○西宮観光協会補助事業 29,411千円 西宮市の観光に関する事業の振興を図ることを目的に、事務局運営経費及び観光事業実施経費を補助している。またびにのみやを中心とした観光イベントの実施のほか、ホームページ、パンフレットなどによる観光情報の発信、その他市内観光振興に資する事業への後援協賛等を主な観光事業として西宮観光協会が実施している。令和3年度の観光入込客数は7,935千人。</p> <p>○阪神西宮おでかけ案内所業務 7,659千円 平成30年10月に阪神西宮駅に開設し、駅利用者および市民への案内業務、観光客への案内業務、観光協会と連携した団体客誘致業務などを通じ、酒蔵ツーリズムを中心とした観光情報の発信を行っている。令和3年度の対応件数は12,364件。</p> <p>○スポーツを核とした甲子園エリア活性化 6,000千円 年間を通じてスポーツやアウトドアを楽しめる環境や、スポーツ関連ビジネスの創出に官民連携して取り組み、甲子園エリアの交流人口増加と地域活性化を図る事業の推進を行っている。令和3年度は地域のスポーツ資源を活用した甲子園スポーツ賑わい創出イベントを4回実施し、参加者数は4,304人。</p>					
事業費推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	正規職員人件費	52,369	50,352	50,562	43,671	40,907
	会計年度任用職員人件費					
	委託費	12,364	10,246	15,219	11,832	10,606
	指定管理料					
	負担金及び補助金	54,268	54,031	55,990	48,551	43,897
	その他	3,720	1,111	883	773	941
	合計（A）	122,721	115,740	122,654	104,827	96,351
財源内訳（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	国庫支出金				3,000	3,000
	県支出金		4,673			
	地方債					
	その他	349				10
	一般財源	122,372	111,067	122,654	101,827	93,341
	合計	122,721	115,740	122,654	104,827	96,351
コスト調整額（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	（加算）減価償却費					
	（加算）退職給与引当	3,256	1,806	2,724	2,430	6,294
	（控除）コスト対象外					
	合計（B）	3,256	1,806	2,724	2,430	6,294
トータルコスト推移（千円）		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	合計（A）+（B）	125,977	117,546	125,378	107,257	102,645

都市ブランド発信事業は、各種イベントの開催や観光情報の提供により、市民や市外からの来訪を促すとともに、西宮のPRやイメージアップを図ることを目的としている。

西宮観光協会（以下、「観光協会」という。）などの各種団体と連携し、市内産業及び地域の活性化を図っているほか、スポーツを核とした甲子園エリア活性化推進や、灘五郷酒造組合、神戸市、阪神電鉄と連携した「灘の酒蔵活性化プロジェクト」、阪神間日本遺産推進協議会の事業として普及啓発業務や情報コンテンツの作成などを実施している。

また、阪神西宮駅の阪神西宮おでかけ案内所を拠点とした酒蔵ツーリズムの推進や、ららぽーと甲子園のクリエイートにしのみやでは、様々な西宮の魅力発信を行っているほか、ホームページや印刷物、観光看板、西宮市キャラクター「みやたん」の活用などにより、観光情報を提供・発信している。

[意見-67] 観光協会とのあるべき協働の姿について

都市ブランド発信課は、その名のとおり都市ブランドを扱う以上、観光協会との協働が多かれ少なかれ必ず必要となってくる。観光協会の行う業務は西宮市が自治体として行うには手続き面の煩雑さスピード面から非効率であることが多く、民間団体としての観光協会の存在が重要になってくる。

一方で、あくまで民間の団体であり、自治体としての西宮市とは一定の線引きが必ず求められるため、あるべき協働の姿について様々な議論がなされる部分でもある。

この点、西宮観光協会は令和3年度より協会の所在地を西宮市役所庁舎内から、西宮市馬場町へ移転した。これは、市議会において庁舎内に所在することの是非について問われたことを端緒として移転したものである。市議会での当該指摘は、前述の民間の団体である側面を強調する立場からの意見であったと推察される。

この移転から1年が経過し、結果として実務的には距離が遠くなったことに起因する不便は散見されている。

まず形式的な部分であるが、外部移転の結果、新たに年間1,054千円の家賃が発生した。観光協会補助金の総額は従来と変わらないためこの部分のしわ寄せにより活動が制限されることになる。また、移転先は市役所庁舎より徒歩10分強ほどの場所に位置する上、前面道路は10時から19時まで車両進入禁止であり、チラシ等の運搬等の車での移動においては、課員2名での移動が必須になるなど確かに不便な点は存在する。

しかしながら、さらに深く検討すべきはもっと実質的なものである。すなわち観光協会職員と都市ブランド発信課員が日常、顔を合わせる機会が激減したことである。

これは、ブランド発信といった創発的な業務内容でなければそれほど問題ではなく、他の委託先民間団体と同様に庁舎外にて業務を行って然るべきである。しかし、ブランド発信というような業務の場合、いわゆる従業者同士の「casual collisions（何気ない出会い）」から生まれるアイデアや創発の種がありうることに留意すべきである。

イノベーションといった大げさな話まで広げる必要はないが、オフィスが単に社員が仕事をする場所という物理的な機能だけでなく、インキュベーション的な機能も提供していることは市役所庁舎においても忘れるべきではない。従業者同士の何気ない会話から面白いアイデアや良い決断が生まれてくることは観光協会と都市ブランド発信課の関係では重要であると思われる。

これは、直近の移転を否定するものではなく、直ちにもとの執務室に戻すべきというような結論ではない。ただし、都市ブランド発信課と観光協会との間には顔を突き合わせたコミュニケーションは必須である。業務の内容に鑑みれば、他の任意団体と西宮市との関係よりも、ラフでありながら密なコミュニケーションが必要となるということには常に留意しなければならない。都市ブランド発信課においては、物理的な隔絶のみを理由にせず、積極的なコミュニケーションをとり、よりよいブランド発信のための創発的な協働関係を築き上げていくことを心がけられたい。

[意見-68] 観光協会における未処理の積立金について

観光協会の令和3年度決算をみると、積立金として1,093千円が残っている。この積立金の推移を調べたところ、平成24年度決算より入出金がなく、1,093千円の残高のままであった。

さらに遡ると平成20年度において積立金用の金融機関口座に2,255千円入金されており、その後、平成21年度に270千円、平成22年度に667千円、平成24年度に225千円が事業費支払用の金融機関口座へ振り替えられ、事業費として使用されているとのことである。平成19年度以前の記録は全く残っていないとのことである。

市によると、当時、観光協会における入金は、西宮市からの補助金か委託料、もしくは会員からの会費のいずれかのみであったため、この平成20年度の入金はこのいずれかを源泉としたものであったと考えられるとのことである。

観光協会への補助金は、平成30年度の西宮観光協会補助金交付要綱改正から、歳入と歳出に差額が発生した場合、観光協会は返還義務を負ういわゆる清算義務が課された。

【西宮観光協会補助金交付要綱】平成30年改正抜粋

第4条

この要綱に定めのない事項については、補助金等の取扱いに関する規則の規定によるものとする。

【補助金等の取扱いに関する規則】

第15条4項

市長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

一方、平成30年以前の交付要綱では、「この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。」とされていたが、積立金が処理された平成20年に、この「必要な事項」が存在していたかどうかについては、全く記録は無く、今後更なる調査は不可能とのことである。

以上の状況を踏まえると、本件の積立金は、その性質は不詳であるが、平成30年4月1日施行以前の交付要綱を前提とし、上記「必要な事項」が存在しなかったとすると、当時の観光協会に清算義務はなく、繰越金として歳入歳出決算に含めるべきであったと言える。

今後、当該積立金の性質に応じた適切な処理が望まれるが、追加の調査が不可能であるという状況を前提とすると、繰越金として処理する他ないと考えられる。

[意見-69] 西宮観光協会補助金について

西宮観光協会補助金交付要綱によると、西宮観光協会事務局運営補助金および観光振興事業補助金が交付されており、前者は観光協会の運営費に、後者は事業費に充てることとされている。それぞれ補助事業の対象となる経費と補助金の額について以下のとおり示されている。

補助対象事業名	補助事業の対象となる経費	補助金の額
西宮観光協会事務局運営事業	事務局運営のために必要な人件費及び事務費	補助対象経費から、会費収入等を控除した額
観光振興事業	次に掲げる事業を実施するために必要な経費 (1) 四季を通じた観光事業 (2) 西宮市観光キャラクター「みやたん」管理事業 (3) 酒蔵ツーリズム事業 (4) 観光情報発信事業 (5) その他、市長が適当と認める観光振興に関する事業	補助対象経費から、参加費、協賛金、県等からの補助金等の収入等を控除した額

(出典：産業文化局提供資料より監査人作成)

上記補助金のうち、観光振興事業補助金は、91 ページにおける補助金の分類において、事業費補助のうち②施策推進型補助に分類されている。また、同ページで②施策推進型補助が定期見直し方式とされているのは、西宮市が施策として推進している事業を補完するような事業に対し補助するものであり、この補助金が補助金交付基準に適合しているかを個々の事業について西宮市の所管課が点検・評価を行えることが大前提となっている。

この点、この補助金で上記5つの事業を実施しているが、現状、当該補助金を一つの補助金とみて実績報告等を求めている。また、補助金額については、一つ一つの事業ごとではなく、全補助対象経費から、参加費、協賛金、県等からの補助金等の収入等を控除した額が補助金として交付されているとともに、個別の事業に踏み込んだ点検・評価は行われていない。

当該補助事業を事業補助というのであれば、各実施事業に対して個別に評価し補助金交付対象事業として適切かどうかの見直しが行われるべきである。また、この補助事業をひとつの事業として見るのであれば、それは団体運営費補助と同義であると考えられるため、補助金の継続に関して市民への適切な説明が必要である。事業費補助であるならば、個別の事業について点検・評価され見直しされるべきであり、事業補助金として適切な説明責任の履行が求められる。

【付表】 指摘・意見一覧

指摘及び意見	内容（要約）
第2 生涯学習に関する事務事業について	
事務事業の検討	
〔意見－1〕 事務事業の指標（CHECK）について	今後、事務事業評価における「成果指標」は、事務事業評価シートの「Ⅱ. 事務事業の実施概要（PLAN・DO）」の成果に記載されている内容を踏まえ、適切に設定されたい。
生涯学習推進事務	
〔意見－2〕 推進計画と事務事業の明確な関連付けによるコントロールについて	推進計画期間内に「具体的な取組み」を着実に実施する観点から、「具体的な取組み」をベースとした実施計画やスケジュールを作成する等適切な管理・コントロールが望まれる。
〔意見－3〕 アンケート内容の検討、集約、分析及び活用について	西宮市の生涯学習を取りまとめる部署として、生涯学習企画課は、アンケート内容を検討すると共に、アンケート結果を集約・分析することで、取組み方針の変更や方法の改善に繋げることが望まれる。
〔意見－4〕 新しい取組みの創出につながる体制整備について	生涯学習に関する旗振り役である生涯学習部生涯学習企画課において、新しい取組みの創出のため、目的の共有や具体的な計画の立案等より積極的な取組みが求められる。
〔意見－5〕 にしのみや学びと活動のぷらっとフォームのアクセス数を意識した継続的な改善について	ポータルサイトへのアクセス数には常に意識するとともに、人気ページや不人気ページの把握とその不断の改善が望まれる。
公民館管理運営事業	
〔意見－6〕 契約書と収支予算書の不整合について	塩瀬公民館地域学習推進員会との令和3年度業務委託契約書の契約額と、収支予算書の予算額に差異が生じていた。契約書の契約額が正しく、収支予算書の誤りとのことであるが、資料入手にあたっては資料の確認と、正しい資料の保管を徹底されたい。

指摘及び意見	内容（要約）
<p>〔意見－７〕 公民館における講座の不開催について</p>	<p>委託要項に定められている 17 回の講座開催を達成していない公民館が 11 あった。今後は、ウィズコロナの社会情勢を想定し、可能な限り契約どおりの業務実施に向けた対応が可能となるよう、体制整備を整えられたい。</p>
<p>〔指摘－１〕 地域団体・福祉関係団体・社会教育関係団体における西宮市立公民館使用料減額・免除取扱申請書等の未提出について</p>	<p>公民館使用要綱第 10 条第 2 項では、使用料の減額・免除を行っている全てのグループ等について、申請書等の提出を求めているが、現状、公民館使用要綱とは異なる運用が行われている。今後は、公民館使用要綱を変更するか、若しくは、使用料を減額・免除する全てのグループ等について、申請書等の入手を徹底することで、業務実態と公民館使用要綱との間に乖離が生じないようにすることが必要である。</p>
<p>〔意見－８〕 決算報告に関する取扱いの差異について</p>	<p>「使用料を減額・免除するグループ・団体等」についても、高額な会費等の収受がなされていないことを確認するため、必要な要綱や体制を整備されたい。</p>
<p>〔意見－９〕 公民館ごとのフルコスト把握について</p>	<p>今後は施設カルテの情報を基礎に、共通費等を適切な基準で按分することで公民館ごとのフルコストを把握し、公民館運営に係るマネジメントに活用することが望ましい。</p>
大学交流センター管理運営事業	
<p>〔意見－10〕 新規事業への取組みについて</p>	<p>早急に、現在の社会情勢や今後想定される状況を踏まえた構想のアップデート及び具体的な実施事業まで落とし込まれた事業計画の策定が望まれる。</p>
生涯学習管理事業	
<p>〔意見－11〕 生涯学習管理事業について</p>	<p>フレンテ西宮 4 階（主に学習室等を管理）の維持管理のみとなった生涯学習管理事業を単独の事務事業とする意義は乏しい。よって、生涯学習管理事業を生涯学習事業に統合することが望ましい。</p>
生涯学習事業	

指摘及び意見	内容（要約）
<p>[意見－12] 宮水学園のさらなる展開について</p>	<p>人材データベースの作成やイベント情報とのマッチングなど、事務事業の範囲や所管課にとらわれることなく、市全体で生涯学習や地域活動を盛り上げていくことができるような制度設計が望まれる。</p>
図書館管理運営事業	
<p>[意見－13] 図書館事業計画の〈参考とする指標〉について</p>	<p>図書館事業計画の目標値を細分化（紐付け）し、個別の事業に落とし込んだ年度ごとの事業実施計画を策定されたい。</p>
<p>[意見－14] 読書推進計画の〈参考とする指標〉について</p>	<p>目標値達成に向けた事業の適切な実施をコントロールする観点から、読書推進計画の目標値を細分化（紐付け）し、個別の事業に落とし込んだ年度ごとの事業実施計画を策定されたい。</p>
<p>[意見－15] 施設カルテの計上額の誤り</p>	<p>令和元年度及び令和2年度の施設カルテにおいて、維持管理経費及び維持補修費の一部の契約が各施設に按分されておらず、一部の公民館の維持管理経費が過大又は過少に計算されていた。今後はこのようなミスが生じないように、計算方法のマニュアル化や適切な引継ぎの実施など、再発防止を徹底されたい。</p>
<p>[指摘－2] 固定資産の除却処理漏れについて</p>	<p>北部図書館において、現場視察を行い、固定資産実査を行ったところ、備品台帳に計上されているにも関わらず、現物が確認できない所在不明資産が確認された。当該資産は取得年度も古く、廃棄したにも関わらず除却処理漏れになった可能性があるとのことである。固定資産が不用となった場合には、所管課において会計規程に従った手続きを遵守・徹底されたい。</p>
<p>[意見－16] 図書館管理運営委託業務に関する適切な確認について</p>	<p>仕様書内容に従った業務実施を担保するため、有資格者の勤務が分かるように業務報告書のフォームを変更する等の対応により、有資格者の配置状況を確認できるようにすべきである。</p>

指摘及び意見	内容（要約）
<p>[意見-17] 図書館ごとのフルコストでのコスト把握について</p>	<p>今後は施設カルテの情報を基礎に、共通費等を適切な基準で按分することで図書館ごとのフルコストを把握し、図書館運営に係るマネジメントに活用することが望ましい。</p>
<p>第3 文化振興事業に関する事務事業について</p>	
<p>文化振興財団補助事業</p>	
<p>[意見-18] 補助事業の見直し方法について</p>	<p>文化振興財団補助金に関して、現状一つ一つの事業ごとではなく、対象事業の収支差合計に対して補助金が交付されているとともに、個別の事業に踏み込んだ点検・評価は行われていない。補助事業を事業補助というのであれば、各実施事業に対して個別に評価し補助金交付対象事業として適切かどうかの見直しが行われるべきである。また、この補助事業をひとつの事業として見るのであれば、それは団体運営費補助と同義であると考えられるため、補助金の継続に関して市民への適切な説明が必要である。</p>
<p>[指摘-3] 人件費の計上区分について</p>	<p>市からの専任派遣で施設管理を担当している職員の人件費が、文化振興財団の決算書上、法人会計に計上されている。施設管理業務にかかる収益及び費用は公益目的事業もしくは収益事業に計上する必要があり、計上区分が誤っている。また対応する補助金収入も法人会計に含まれているが、正しくは公益目的事業もしくは収益事業に計上する必要のあるため、今後正しい会計区分にて処理されたい。</p>
<p>[意見-19] 人件費の各事業への適切な配分について</p>	<p>文化振興財団において、補助金を使って実施された各イベントに対する人件費の配賦状況について確認したところ、配賦していないとのことであった。今後は、人件費について、各事業への適切な配賦計算が望まれる。</p>
<p>文化芸術振興事業</p>	

指摘及び意見	内容（要約）
<p>[意見-20] 事業共通費の各事業への適切な配分について</p>	<p>文化振興財団が受託している芸術文化事業等実施業務の事業共通費が各事業に配賦されていない。各事業のフルコストの把握は、事業実施が3Eの観点から適切に実施できているかの判断や、今後の事業戦略策定における重要な情報となる。今後は、事業共通費について、各事業に適切に配賦計算を行うことが望まれる。</p>
大谷記念美術館補助事業	
<p>[意見-21] 今後の美術館の方針について</p>	<p>美術館の西宮市における文化芸術の面で目に見えない貢献は理解するものの、限られた財政の中で今後どのような方針で美術館の運営をすべきか、検討し方針の決定が望まれる。</p>
<p>[意見-22] 遊休施設の活用について</p>	<p>大谷記念美術館における遊休資産活用の観点から、民間との連携も考慮した最善の方法を模索し、施設の有効活用を図られたい。</p>
市民会館管理運営事業	
<p>[意見-23] 受益者負担率の向上について</p>	<p>市民会館に関して、コロナ禍や少子高齢化の進展など、外部環境の変化は著しいが、受益者負担を50%程度とするため、稼働率の向上やコストの削減など様々な取組みの実施が望まれる。</p>
<p>[指摘-4] 指定管理者自主事業の人件費について</p>	<p>市民会館管理運営事業について、現状、指定管理者が実施する自主事業に係る人件費が、主に文化事業等補助金で賄われている。今後は、「補助金等の取扱に関する規則」を遵守し、指定管理者自主事業費用に文化事業等補助金が充当されないように徹底されたい。</p>
市民ホール管理運営事業	
<p>[意見-24] 適切な受益者負担率の設定と達成に向けた積極的な取組みについて</p>	<p>市民ホール管理運営事業について、昨今のコロナ禍などの影響により使用料収入も減少傾向ではあるが、各施設の状況を勘案の上、目指すべき受益者負担率を具体的に設定し、その達成に向けて積極的に取り組まれたい。</p>

指摘及び意見	内容（要約）
<p>[意見-25] 民間活力の効果的な取り込みについて</p>	<p>市民ホール管理運営について、民間活力を積極的に取り込む「利用料金制」の導入は、稼働率や受益者負担率の上昇につながる可能性があることから、検討することが望まれる。</p>
市立ギャラリー管理運営事業	
<p>[意見-26] 市民ギャラリーの有効活用について</p>	<p>市民ギャラリーは北口ギャラリーと比較して、稼働率、受益者負担率共に低い。現在以上の利用促進を図るべく、これまでとは異なる手法も取り入れるなどして、稼働率、受益者負担率の上昇に向けた積極的な対応が望まれる。</p>
<p>[意見-27] 指定管理者の選考に複数応募があるような工夫について</p>	<p>市民ギャラリー・北口ギャラリーともに、指定管理の応募者数は平成 25 年度開始の指定管理の公募の際から 1 者のみである。他の事業者の参入が妨げられている要因を調査分析し、次の募集に反映されたい。</p>
貝類館管理運営事業	
<p>[意見-28] 貝類館の今後の方針について</p>	<p>貝類の研究展示施設は全国で 3 つ程度しかない珍しい施設であるが、このような施設を、今後も毎年 35 百万円もの市税を投入し、一自治体が維持運営していく必要があるのか、改めて検討し、今後の方針を決定されたい。</p>
大谷記念美術館改修補助事業	
<p>[指摘-5] 適切な固定資産計上について</p>	<p>固定資産計上されるべき、ファイルコイルユニット更新工事 31,900 千円が期間費用として処理されていた。今後は適正な会計処理となるよう努められたい。</p>
西宮市文化振興財団	
<p>[意見 - 29] PDCA サイクルによる事業の管理について</p>	<p>文化振興財団の事業実施にあたっては、PDCA サイクルに基づき、各事業で計画（Plan）を基礎に、実行（Do）の結果を評価（Check）し、改善（Action）に繋げていくとともに、その網羅性も確保する必要がある。</p>

指摘及び意見	内容（要約）
<p>[意見 - 30] 文化振興事業の実施方法の整理と市民会館指定管理者の選定方法について</p>	<p>西宮市の文化振興事業の比較可能性を高め、より 3E の観点から適切な事業を実施するためにも、現在の補助事業も市民会館指定管理者自主事業に含めた上で、公募による事業者選定を検討されたい。</p>
<p>第 4 文化財に関する事務事業について</p>	
<p>文化財保護関係事業</p>	
<p>[意見 - 31] 文化財の有効活用について</p>	<p>文化財課が保管する出土品や受贈を受けた資料等について、出来得る限り市民に公開し、活用できるような工夫をされたい。</p>
<p>第 5 スポーツ振興に関する事務事業について</p>	
<p>スポーツ推進事業</p>	
<p>[意見 - 32] 特命随意契約について</p>	<p>今一度、固定化されている特命随意契約での推進事業を見直し、公募できるものについては公募するようにされたい。</p>
<p>[意見 - 33] 推進事業の公平性について</p>	<p>市のスポーツ推進事業という名目で市税が投入されている以上、特定の体育館での実施ではなく、市民が公平にサービスを楽しむことができるように可能な限り多くの施設で実施すべき事業である。スポーツ推進事業の契約先及び契約内容等を再検討されたい。</p>
<p>[意見 - 34] 単価設定について</p>	<p>スポーツ推進事業の委託契約について、契約にかかる単価の設定は実務にあったより適正なものとなるよう心掛けられたい。</p>
<p>[意見 - 35] 委託事業の効果測定について</p>	<p>「みんなのラジオ体操プロジェクト」「成人向け教室」について、市は漫然と委託し続けるのではなく、適切に事業を評価・効果測定し、参加者数が少なく、費用対効果に疑義がある場合はプログラム内容を見直すか、委託の在り方を再検討すべきである。</p>
<p>運動施設管理運営事業</p>	
<p>[意見 - 36] 非公募の解消について</p>	<p>未だ、非公募で市の外郭団体である（公財）西宮スポーツセンターが指定管理者となっている施設が存在している。指定管理者制度の</p>

指摘及び意見	内容（要約）
	目的を踏まえ、今後は公募による指定も視野にその選定方法を検討すべきである。
〔意見－37〕 利用料金制度導入の検討について	市は利用料金制の導入に関して積極的な検討をされたい。
〔意見－38〕 利用者からの意見、要望、クレームの取扱いについて	体育館等の施設について、指定管理者は5年毎に選定されなおされることを鑑みると、利用者からの意見、要望、クレームは、例え軽微なものであっても市が適切に把握し、引き継いでいくことが望ましい。こうした情報に関して、報告の基準やルールを定め、適切に報告するように指導されたい。
〔指摘－6〕 現金等管理について	現金等に関してはダブルチェック体制での管理が原則であるが、ある体育館において現金管理表上の担当者と承認者が同一人物であるものや、担当者のみの確認証跡しか確認できないケースが見受けられた。西宮市は指定管理者のダブルチェック体制の徹底を指導する必要がある。
〔意見－39〕 指定管理者が購入した備品の管理について	指定管理者が指定管理料で購入した備品についても市の基準と同様に管理されるべきであると考えられる。市は指定管理者に市の財産に準じた管理を行うよう適切に指導されたい。
〔意見－40〕 定期的な現物確認について	市は指定管理者に対して定期的な現物確認（備品台帳と現物の照合）を求めているが、前回の現物確認は令和2年度であり、令和3年度は行われていないとのことであった。しかし最低1年に1度は確認する事が望ましいと考えられるため、定期的に指定管理者に現物確認を求められたい。
〔意見－41〕 貸与備品の管理について	視察時に、現物は存在しているが、備品台帳に記載のない備品が見受けられた。市の所有物であることを明示するよう指示したとのことであるが、指定管理者はこの対応を行って

指摘及び意見	内容（要約）
	<p>いなかった。指定管理者が適切に対応行ったことを確認する等、市は指定管理者を指導されたい。</p>
公益財団法人西宮スポーツセンター	
<p>〔指摘－7〕 中期経営計画の進捗管理について</p>	<p>（公財）西宮スポーツセンターの経営計画について、経営計画とは計画を策定するだけでなく、実行及びその適宜適切な進捗管理を行い、未達成の場合はその原因等を検証してこそ意味を成すものである。今後は適宜適切に進捗管理を行う必要がある。</p>
<p>〔意見－42〕 プロジェクト別コスト管理について</p>	<p>（公財）西宮スポーツセンターの経営立て直しに資するよう、プロジェクト区分までの損益を把握することが望ましい。</p>
<p>〔意見－43〕 経営状況について</p>	<p>（公財）西宮スポーツセンターは、平成30年度から赤字が続いており、本来外郭団体に求められる安定的な経営基盤とは大きくかけ離れた状況にあると言わざるを得ない。市は外郭団体としての存在意義も含めて、（公財）西宮スポーツセンターのあり方を再検討されたい。</p>
<p>〔意見－44〕 法人形態について</p>	<p>（公財）西宮スポーツセンターの在り方については、市のスポーツ振興を担う組織として、公益財団法人という法人形態が望ましいのかについても検討されたい。</p>
<p>〔意見－45〕 事務局設置に係る経費負担について</p>	<p>アスレチック・リエゾン・西宮の事務局業務について、現在は無償で（公財）西宮スポーツセンターが行っているとのことである。現在行っている業務について、業務内容とその責任範囲を明確にし、かかる対価について両方で合意・決定のうえ、契約書等で文書化することが望ましい。また、任意団体の事務局を市の外郭団体に置くことの合理性も再検討されたい。</p>

指摘及び意見	内容（要約）
<p>[意見－46] 任意団体に対する市職員の関与について</p>	<p>現在、スポーツ推進課課長がアスレチック・リエゾン・西宮の監査役を担っている。「市がなすべき職務」として適正か否かを検討した上で、市職員が公務として任意団体事務に従事する場合は、その根拠を明確にするため、事務分掌規則に規定するか事務分担表等の中で明文化されたい。</p>
<p>第6 産業に関する事務事業について</p>	
<p>[意見－47] 振興計画基本方針4の実施状況について</p>	<p>基本方針4について、事務事業はおろか、施策としても具体化実施されていない。企業市民としてのあり方が問われている今だからこそ西宮市として十分な検討のうえ、具体的な施策をもって「企業市民のまちづくりへの参画促進」を行うことが望まれる。</p>
<p>地域商業活性化対策事業</p>	
<p>[意見－48] 西宮市商業団体活性化事業補助金の交付事例について</p>	<p>当補助金の交付先として、これまでのように漫然と定例イベントに交付し続けることは補助金の趣旨から考えて是正すべきと考えられる。</p>
<p>[意見－49] 地域商店街等活力向上事業の交付事例について</p>	<p>要件を充足していない企画について補助金を交付しており問題である。今後は、要綱の文言を整備するか、改善事業であっても新規性の判断を厳密に行うといった方向で、本補助金交付先につき検討されたい。</p>
<p>[意見－50] 地域商店街等活力向上事業の予算づけ停止について</p>	<p>半ば惰性的に交付がなされているきらいのある「商業団体活性化事業補助金」に予算をつけるよりも、「地域商店街等活力向上事業」のほうに限られた予算において選択と集中を実施するべきと考えられる。</p>

指摘及び意見	内容（要約）
<p>[意見－51] 補助金交付先のフォローアップについて</p>	<p>現状では、実績報告での報告以外にフォローアップはできていないとのことである。交付すれば終わりではなく効果を測定できるだけの報告義務を課すべきである。また、当該補助金以外についても商店街の活力にどのように結びついたかなど確認していく必要がある。</p>
<p>[意見－52] 商店街支援専門家派遣の実施について</p>	<p>前計画にあたる第2次西宮市産業振興計画に対する総括部分においても、「外部機関、専門家等による商店街への支援の必要性は高まっているが、具体的な対応まで取り組めていません。」と自己評価されている。前計画の策定時から10年以上具体的施策が打てずにいる現状は是正すべきである。</p>
<p>[意見－53] 社会課題への対応について</p>	<p>前計画にあたる第2次西宮市産業振興計画に対する総括部分において、「市内に存在する買い物不便地の実態調査や、福祉部門と連携した対応の必要性が高まっていますが、具体的な対応まで取り組めていません」と自己評価されている。前計画の策定時から具体的施策が打てずにいる現状は是正すべきである。</p>
<p>[意見－54] 新規創業者のカウントとフォローアップについて</p>	<p>今年度からスタートした起業家支援センター事業と連動した創業者カウントのあり方も検討しているとのことであるが、それにとどまらず、例えば民間金融機関の把握する新規創業者数の共有といった、少しでも実数に近いカウント方法を常に模索していくことが望まれる。</p>
<p>[意見－55] 高齢創業者への施策について</p>	<p>高齢者の創業については、国としても振興計画においても推進している施策である。高齢者の創業の特殊性があるにしても、何かしら施策を検討すべきである。</p>
<p>中小企業融資あっせん事業</p>	
<p>[意見－56] 制度融資のメニューの数について</p>	<p>全国的にみてもそのメリットの低さから市町村単位での制度融資は減少傾向にある中で、</p>

指摘及び意見	内容（要約）
	西宮市においての制度融資の現況から考えると、整理統合が望まれる。
〔意見－57〕西宮市が独自に融資制度をもつ意義自体の再検討について	西宮市独自の制度融資のあり方について再検討されたい。
産業育成等事業	
〔意見－58〕住宅リフォーム助成金の事業者について	市としては住宅リフォーム実施時には幅広く本助成を使ってもらえるような仕組みづくりが必要である。
〔意見－59〕ブランド発信補助金の周知について	本補助金についてはチラシやパンフレットのような媒体広告も存在しない。要件上は広く食分野にかかわる団体にかかれていたとしても事実上、他の食分野に属する団体が本補助金を申請することは難しく、さらなる周知を図るべきである。
〔意見－60〕ブランド発信補助金の被交付団体について	西宮市の魅力を向上させることへの繋がりが見られないのであれば、補助金対象者としての適格を有するかどうかを再考するべきである。
〔意見－61〕ブランド発信補助金の効果測定について	本補助金については、事業計画から補助金の申請、受領、報告までがただの流れ作業になっているといえ、今後は「補助金交付の結果どうなったか」につき精度の高い報告を義務付けるとともに、西宮市としても効果測定の意識を常にもつよう心がけられたい。
〔意見－62〕被交付団体への西宮市の関与について	西宮洋菓子ブランド発信事業実行委員会が補助金を申請しているが、その事務局には商工課職員が名を連ねており、一方で補助金の審査、担当窓口も商工課であり、補助金の申請と審査交付が事実上一致している。西宮市と実行委員会との関わり方として、脱会も含め検討すべきである。

指摘及び意見	内容（要約）
<p>[意見－63] 観光協会の活用と事務事業再編について</p>	<p>現状、洋菓子和菓子は商工課というような線引きがなされているが、「西宮ブランド」として、ブランド発信を専門にする都市ブランド発信課との事務事業の再編も視野にいれ実効性の高い組織づくりを再検討してみる時期に来ていると考えられる。</p>
企業立地関係事業	
<p>[意見－64] 中核企業の定義と把握について</p>	<p>企業立地政策の中心となる「中核企業」の定義付けとリストアップを行うべきである。</p>
<p>[意見－65] 委託先による企業訪問について</p>	<p>訪問の結果は担当者より適宜フィードバックがなされる他、年に一度の報告書の提出が成果物として義務付けられているが、現状ではこの報告書については、受けっぱなしになっている。今後は、たとえば、報告内容につきデータベース化システム化を行った上で報告の有効活用の方向性を検討し、施策に活かしていけるような試みをするべきである。</p>
<p>[意見－66] 地域未来投資促進法に基づく「基本計画」について</p>	<p>現状西宮市において「基本計画」は策定されていない。しかし、「基本計画」の策定は振興計画において新規施策としているだけでなく、同法による事業者の支援を実効的なものにするという観点からも、基本計画の策定に向け定期的な検討が望まれる。</p>
都市ブランド発信事業	
<p>[意見－67] 観光協会とのあるべき協働の姿について</p>	<p>都市ブランド発信課においては、観光協会と積極的なコミュニケーションをとり、よりよいブランド発信のための創発的な協働関係を築き上げていくことを心がけられたい。</p>
<p>[意見－68] 観光協会における未処理の積立金について</p>	<p>今後、当該積立金の性質に応じた適切な処理が望まれるが、追加の調査が不可能であるという状況を前提とすると、繰越金として処理する他ないと考えられる。</p>
<p>[意見－69] 西宮観光協会補助金について</p>	<p>当該補助金が事業費補助であるならば、個別の事業について点検・評価され見直しされる</p>

指摘及び意見	内容（要約）
	べきであり、事業補助金として適切な説明責任の履行が求められる。